



國民精神總動員

人口問題研究

第一卷第一號

昭和十五年四月刊行

創刊の辭.....人口問題研究所長 岡田文秀(一)

最近各國人口政策概観.....北岡壽逸(三)

資料

安定人口の計算.....中川友長(二四)  
大正九年・大正一四年 道府縣別及市郡別標準化出生率、死亡率及自然増加率  
昭和五年、昭和一〇年

佛國家族法典.....北岡壽逸(二八)  
婚姻表について.....規(四七)

紹介

ライト著「人口と平和(北岡).....(五五)  
北米合衆國都市社會階級別出生力及再生産力に關する一報告(館).....(五八)  
水島博士「内地六大都市の眞の人口自然増加率」(館).....(六三)  
クツチンスキー著「生活領域と人口の諸問題」(島村).....(六五)

彙報

人口問題研究所官制——人口問題研究所事務分掌規程——人口問題研究所事務分掌規定細則——人口問題研究所に於て直に調査研究に着手すべき主要調査研究事項——出生力調査の施行——人口問題研究所設置に關する若干の新聞論說拔萃——警視廳衛生部及東京帝國大學醫學部附屬醫院分院の妊孕狀態調査及出生調査——東京市臨時國勢調査部の出生力調査——民族衛生研究會の精神薄弱者家族調査及優良家系調査——都市學會の不良住宅地區調査——財團法人日本學術振興會民族科學に關する第十一特別委員會の設置——財團法人人口問題研究會主催第三回人口問題全國協議會——財團法人人口問題研究會「第二回人口問題全國協議會報告書」の發行——昭和十四年全國兒童保護大會の決議

統計及文獻

昭和十四年十月一日現在全國道府縣市(區)郡島嶼別推計人口  
第六回生命表

邦文人口問題關係文獻——歐文人口問題關係主要著書——外國雜誌人口問題文獻——最近十年間シエモラー年報所載人口問題關係主要論文

厚生省

人口問題研究所

Stamp with date 昭和十五年十月七日 and number 3182.



# 人口問題研究

第一卷 第一號

## 創刊の辭

人口問題研究所長 岡田文秀

東亞新秩序建設の大旆をかざして、興亞の聖戰に邁進しつゝある我國現下の非常時局は、人口狀態及社會各般の事象に大なる變動を招來し人口問題に重大なる意義を加ふるに至つた。

抑も人口は一國々力の基礎であつて、その數及質の消長は直に國力の強弱、國運の盛衰に關する。他方に於て増加する人口に對し、食料その他の生活資料を確保することは、民政の根本であつて、之が確保に疑念を生ぜんか重大なる社會問題を生起せしめる。茲に人口問題の重要な一面がある。この人口問題の一面こそ滿洲事變及今次事變の根深き底流である。

日滿支三國を打つて一丸とする東亞の新秩序建設と云ふ、この神武天皇以來の大業に従事する我國は今や又人口問題の本來の姿に逢著した。即ち我國がよくこの長期建設の聖業に堪へんが爲には、内は優秀にして多數の人口を養ふと共に、外は東亞諸民族との協力融合を圖ることを根本條件とすることが明らかにせられたのである。

然るに輓近我國の世相を見るに、人口の都市集中、經濟及び社會上の諸變遷は、出生率の減退、國民體位の低下等

の傾向を見るに至りたるのみならず、死亡率の減退尙極めて遅々たり、青年者の死亡率は却つて遞増しつつあるものあり、識者をして憂慮に堪へざらしめるものがあるが、今次の事變の發展に伴ひ、人口の損耗、出産の減退を來し、急激なる工業化より來る衛生状態亦樂觀を許さず人口問題は複雑多岐を極むるに至つた。斯かる廣範なる諸問題を総合的に研究し以つて國策樹立に貢獻するには、從來の如き一時的の調査や各地に散在せる専門家のみを以つて足れりとせず、國立の常設機關設置の急務なること朝野の認むる所となり、昨昭和十四年八月本研究所の設立を見るに至つたのである。

斯くの如き時勢の要望に基いて創立せられたる本研究所の使命は實に重大である。

今や人口の質の向上と數の増殖とを要すること愈大にして、事變の人口に及せる影響漸く表面化し問題の重要性を加へ、我等研究所員一同其の重責に堪へざらんことを虞れる。唯この問題は悠久にして研究と共に盡きざるものなることを思ひ又國の内外に幾多先輩同好の士のあるを思ひ機關雜誌として「人口問題研究」を發刊して所員平素の調査研究の一端を發表し、些か人口問題の解決に資すると共に、天下同憂の士と切磋琢磨の機關たらしめんとする。

庶幾くは本誌の發刊が本問題に關する資料を供すると共に、我國朝野の専門家各位の吃正を受くるを得ば望外の幸である。

一言素懷を述べて創刊の辭となす次第である。

# 最近各國人口政策概觀

北岡 壽逸

最近各國の人口政策は我國にとつても參考となる所尠からずと考へるので、國別に紹介し度いと思ふ。本文はその前文又は總論として、各國の状況を極めて鳥瞰的に觀察したものである。

## 一、人口現象の百八十度の轉回

今より百四十年前、マルサスは當時の人口現象を觀察して云つた『人口の増加は生活資料の増加よりは遙に大きい傾向がある』(初版一三頁—一四頁)と、又曰く『生活資料が増加すれば人口は必然的に増加する』と(同一四

### 白人諸國出生率の變遷

(人口問題研究所)

一八一—一二〇	三八	三三三	一八二—一三〇	三二〇	三四六	一八三—一四〇	三九〇	三三三	一八四—一五〇	三八一	三三三	一八五—一五五	三八一	三八	三三九	一八六—一六五	二六七	三三三	三七一	三〇九	三三三	三五三	三一九
フナ	スエー	イタリ	デン	ベルギ	和蘭	ノル	瑞	西	オース	ブルガ	ハンガ	イタリ	ポーラ	ユーゴ	オース	ニユー	アメリ	スラ	トラリ	デン	イタリ	ポ	ノ
ス	デン	イングラ	ス	ベルギ	蘭	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス
ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス
ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス

〇一四二頁(註)。

(註) マルサスの人口論は主として二三のボスチユラ(公權)の演繹であるけれど、同時に彼は従前の各時代各國の現象を究明敘述し、彼の學説の誤りなきを證明するに努めて居る。

マルサスの説は版を重ねる毎に修正を重ねて居るが、上述の根本命題には何の變更もない。

このマルサスの人口學説が如何程の眞理を有するかは、今日に於ても尙興味のある問題である。私は彼の人口論は古今を通じて多大の眞理を有し、今日に於ても世界の一角にはマルサスの人口論が文字通りに實現せられて居る事を認むるものである。然し乍ら歐洲諸國殊に西部北部歐洲諸國及其の延長とも云ふべき、北米及濠洲の諸國即ち所謂白人文明國の關する限りに於ては、近時の人口現象はマルサスの論究の對象となつた時代とは事情全く一變した。殆んど百八十度の轉回と云ふも不可はない。殊に最近に至つては食料の増産甚しく、生産過剰、價格低落の傾向著しきに拘らず、出生率、人口増加倍率は年々減少して行く。この事は今日凡ての國を通じての周知の常識であるけれども、各國人口政策を述ぶるに先立ち、左に主要國に就ての出生率の表を掲げておく。



一八七二—一七五	二五五	三〇七	三五六	三六九	三〇八	三三四	三六一	三〇三	三〇二	三九三	四〇一	三九八	四〇六	三七〇	四〇〇	三六三
一八八一—一八五	二四七	二九四	三三五	三七〇	三三四	三〇九	三〇八	二八二	二八三	三六三	四〇四	三六〇	四〇八	三五一	三六四	三五二
一八九一—一九五	三三三	二七四	三〇五	三六三	三〇四	二九一	三一九	三〇一	二七七	三七七	三七五	四一七	三六〇	四二七	三六〇	四二六
一九〇一—一〇五	三二二	二六一	二六三	三五四	二九〇	二七九	三二五	二八五	二七八	三五七	四〇七	三七四	三六六	三九〇	四	三六六
一九一一—一四	二八六	二五五	二四一	二七八	二六一	三三二	二六一	二五三	二五五	三〇八	三五二	三七	三七	三六〇	二六一	二七四
一九一五—一九	二二二	二〇八	一九四	二六七	二三八	二三八	二五八	二四〇	一八九	二六三	三八一	三三七	三〇五	—	二五七	二四三
一九二一—二五	一九三	一九二	一九九	三三一	三三三	三〇四	二五七	三三二	一九五	三二三	三九〇	二九四	二九七	三三七	三三〇	三三五
一九二六—三〇	一八二	一九九	一六五	一八四	一九四	一八六	三三三	一八〇	一七六	三三一	三九〇	二九四	二九七	三三七	三三〇	三三五
一九三一	一七五	一四八	一五八	一六〇	一八〇	一八三	三三三	一六三	一六七	一五九	二九四	二七七	二九〇	三三二	三三六	三三六
一九三二	一七三	一四五	一五三	一五一	一八〇	一七七	三三〇	一六〇	一六七	一五二	三三五	二三四	二八八	三三二	三三八	三三八
一九三三	一六二	一三七	一四四	一四七	一七三	一六六	三〇八	一四八	一六四	一四三	二九三	二九〇	二八八	三三〇	三三八	三三八
一九三四	一六三	一三七	一四八	一八〇	一七八	一六〇	三〇七	一四六	一六二	一三六	二九一	二九	二五五	三三	三三五	三三五
一九三五	一五三	一三八	一四七	一七七	一七五	一五四	三〇三	一四四	一六〇	一三三	二六三	二二	二六一	二九八	二九八	二九八
一九三六	一五〇	一四二	一四八	一九〇	一七八	一五二	三〇二	一四六	一五六	一三二	二五七	二〇四	二六三	二六九	二六一	二六一
一九三七	一四七	一四三	一四九	一八八	一八〇	一五三	二九八	一五三	一五〇	一三八	二四〇	二〇二	三三九	二四九	二七七	二七三
一九三八	一四六	一四九	一五一	一九七	一八一	一五六	二〇六	一五八	一五二	一三九	二三四	一九五	三三六	二四四	—	一七五

一 一八四〇年迄は Thompson, Population Problem P.85 に其の後一九三三年迄は Kuczynski, Measurement of Population Growth に其の後は國際聯盟年鑑に依る。  
 二 アメリカ合衆國に就ては Thompson 及 Whelpton, Population Trends in the United States P.263 に依る。一八一〇年來毎十年の推定數である。一九二一年後は國際聯盟の統計に依る。

右の表に依れば、千八百七十年代に於てはフランスを除く總ての國は出生率千人に就き三十人以上で、恰も我國の事變前の狀況と略同様であつた。フランスに於ても其の少し前即ち千八百二十年頃に於ては矢張り千分の三十以上の出生率を有して居たのである。然るに佛國は十九世紀の初以來その他の國は千八百七十五年頃を轉機として、出生率は低下の一途を辿り最近に於ては西歐洲諸國は——和蘭及丁抹を除き——出生率は千分の十五前後、即ち六十年前に比し半減以下に下つた。洵に驚くべき現象と言は

なければならぬ。  
 尤も出生率低下の一途を辿つた歐洲も、一九三六年頃を底として爾來やや上昇の傾向がある。妙くとも底を突いたと云ふ感じである。是後述する如く各國相次いで出生増加政策を採用したこと、政府の政策の實行と迄は至らずとも輿論が人口減少の脅威に驚いて、出生増加の國家的必要を自覺したるに依るものであらう。

## 二、人口減少の脅威

斯くの如く出生率が減少しても、同時に死亡率が著しく減少した爲に、人口其のものは未だ若干の増加を續けて居る。フランス竝に墺太利がつい最近に於て人口の減少を示した外は、何れも尚ほ出生数が死亡数を超過して居る。併乍ら、斯くの如く出産が非常に減少し、他方死亡が之に應じて減少して、尚ほ人口の増加を維持するといふ現象は長く續き得るものではない。何とならば、出生率の減少には限度がない。何處まで減少するか分らない。之に反して死亡率の減少には限度がある。人は結局死ななければならぬからである。今日の歐洲の死亡率を見ると非常に低い。併し、是は仔細に觀察すると、衛生状態の著しき改善に依り人の壽命が延長しつゝある過渡期の現象であつて、纏て此の壽命の延長が停止したならば、死亡率は寧ろ上ることが豫想せられる。隨て出生率が今日の儘であるならば、歐洲の人口は著しく減退するであらう。

西部及北部歐洲諸國の人口が近き將來に於て減退の傾向に向ふであらうといふことは多くの學者の一致して豫測する所である(註)。尤も、是が具體的の數字の豫測は色々な要素を前提して掛らなければならぬから、學問的意義は乏しい。然し假定を用ゐずとも、人口減少の傾向にあることは容易に證明出来る。現在の出生率並に死亡率を表面的に觀察するならば、人口は増加するやうに見えるけれども、突込んで之を見るならば、今日既に人口減少の兆歴然たるものがあることは多くの學者の示さんと努めた所である。その一二を紹介する。

其の一はクチンスキー(Kuczynski)の純再生産率の研究である。純再生

産率とは十五歳乃至四十九歳までの婦人の生む女の子の数を算出し、更にそれが母の年齢に達するまでの間に死亡する者を差引き、斯くして得たる女の子の數と、子を生むべき十五歳乃至四十九歳までの女の數との比例を取つたものである。此の數が一致すれば純再生産率は一であつて、人口は維持出来る譯である。之に反して、生産年齢にある婦人よりも、それから生れる女の子の數が少ければ、再生産率は一以下であつて、人口は漸次減る譯である。之に反して、再生産率が一以上の場合に於ては人口が殖える。第二表に此の再生産率を掲げる。

第二表 主要國最近人口増減傾向 (國際聯盟の統計に依る)

國名	調査年次	出生率	死亡率	自然増減率	平均壽命		再生産率	備考
					男	女		
北米合衆國 (白人)	一九三三	二六・七	一〇・七	一六・〇	五九	五九	一九三三年出生率	一九三三
獨逸	一九三三	二六・七	一〇・七	一六・〇	五九	五九	一九三三年出生率	一九三三
墺地利	一九三三	二六・七	一〇・七	一六・〇	五九	五九	一九三三年出生率	一九三三
白耳義	一九三三	二六・七	一〇・七	一六・〇	五九	五九	一九三三年出生率	一九三三
丁抹	一九三三	二六・七	一〇・七	一六・〇	五九	五九	一九三三年出生率	一九三三
佛蘭西	一九三三	二六・七	一〇・七	一六・〇	五九	五九	一九三三年出生率	一九三三
ハンガリー	一九三三	二六・七	一〇・七	一六・〇	五九	五九	一九三三年出生率	一九三三
伊太利	一九三三	二六・七	一〇・七	一六・〇	五九	五九	一九三三年出生率	一九三三
諾威	一九三三	二六・七	一〇・七	一六・〇	五九	五九	一九三三年出生率	一九三三
和蘭	一九三三	二六・七	一〇・七	一六・〇	五九	五九	一九三三年出生率	一九三三
ポーランド	一九三三	二六・七	一〇・七	一六・〇	五九	五九	一九三三年出生率	一九三三
ポルトガル	一九三三	二六・七	一〇・七	一六・〇	五九	五九	一九三三年出生率	一九三三
英吉利 (イングランド、ウェールズ)	一九三三	二六・七	一〇・七	一六・〇	五九	五九	一九三三年出生率	一九三三
瑞典	一九三三	二六・七	一〇・七	一六・〇	五九	五九	一九三三年出生率	一九三三
瑞西	一九三三	二六・七	一〇・七	一六・〇	五九	五九	一九三三年出生率	一九三三

濠洲	一九七	一七四	九四	八〇	五	五	一五四〇九九
ニュージ	一九八	一八〇	九七	八三	六	六	一五〇一〇三
ランド	一九七	一九〇	一〇〇	一五二	六	六	一六一一五五
南阿聯邦	一九七	一九〇	一〇〇	一五二	六	六	一六一一五五
カナダ	一九七	一九〇	一〇〇	一五二	六	六	一六一一五五
日本	一九七	一九〇	一〇〇	一五二	六	六	一六一一五五

今一つの説はドイツの統計局長のブルグドルファー(Burgdorfer)の提

唱するもので、生命表に依る平均壽命を以て千で割つたものを眞の死亡率若くは安定死亡率と稱して、平均壽命が一定し、人口の増減もなく人口が安定した場合に於ては此の死亡率に達すると云ふのである。第二表に於て示すが如く、此の平均壽命より算出した死亡率は多くの國に於て現在の死亡率よりも遙かに高い。是れ即ち現在の死亡率は平均壽命の延長しつゝある過渡期の死亡率であつて人口増加停止し、平均壽命の延長が停止した場合に於ては、死亡率が更に上ることを示すものである。今右の第二表に於て最近の出生率、死亡率、自然増加率、竝に平均壽命から算出した死亡率と再生産率とを見るに、普通の出生率は今尚ほ死亡率を越えて多くの國に於ては自然増加を示して居る。唯、フランスとオーストリアだけが減少を示して居ることは既に述べた通りである。併し、一たび之を平均壽命より算出したる死亡率と比較すると、オーストリア、ベルギー、フランス、ノールウェー、イギリス、スエーデン、スイス等は何れも現在の出生率は平均壽命より算出したる死亡率に及ばない。是れ、是等の國に於ては總て人口は減退することを示すものである。又曩に述べた再生産率はアメリカ、ドイツ、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フランス、ノールウェー、イギリス、スエーデン、スイス、濠洲、總て一以下であつて、此の點より見れば、是等の國は何れも總て人口の減退することを示すものである。尚ほ、ドイツはナチス政權以來、後に述ぶる如く非常に出生率が増加した

が、ナチス政權前に就て言へば、出生率は平均壽命より算出せる死亡率に及ばず、再生産率は一に及ばず何れの點よりも人口減退の傾向にあつた。尚ほ、もう一つ、歐洲大戰を経たる國に於てもつと簡単に人口の減退せんとしつゝあることを示すものは、人口の年齢別の統計である。左に第三表に英、佛、獨三ヶ國の人口年齢別を見る。

第三表 英、獨、佛人口年齢別

	〇—一四歳	一五—二九歳	三〇—四五歳
英國	一九二一年 一九三一年	一一、〇五二 九、五二一	七、七二三 八、五二一
佛國	一九二一年 一九三一年	一〇、〇七七 九、四四八	八、三二八 八、九二四
獨逸	一九二〇年 一九二五年	一九、五八三 一六、〇七一	一一、四〇六 一一、七七二

之に依れば、一九二一年(獨逸に付ては一九一〇)に於ては若い年齢階級の者が多く、年齢を加ふるに従つて其の数が減つて行つて居るから年齢構成は常態的である。然るに一九三一年(獨逸に就ては一九二五年)に於ては年齢階級の若い者の方が少い。即ち零歳乃至十五歳の者が十五歳乃至三十歳の者よりも少い。十五年の後には此の零歳乃至十五歳の者が十五歳乃至三十歳になる譯であるから、今後零歳乃至十五歳の者は一人も死ぬことなく全部が此の儘育つても十五年後には十五歳乃至三十歳の階級の者は減るといふことは確實である。之に若干の死亡率を加へるならば壯年人口の減退は更に甚だしい。尤も衛生状態の改善に依つて壽命が延びるならば、老人の増加することに依つて國全體の人口は尚ほ維持出来るかも知れぬ。併し、働き盛りの若い者の人口の減るといふことは國家に取つて洵に重要なことである。是れドイツの統計局長のブルグドルファーが、若者なき國民

(Volk ohne Jugend)といふ本を著して憂へた所であつて、ドイツ、フランス、イギリス等の國に共通の現象である。

(註) 人口の將來を豫測したものゝ一は英國の人口の將來に關するチャールズ女史の推定である。(Dr. End Charles, The Effect of Present Fertility and Mortality upon the Future of England and Wales.) 女史は三種の假定の下に推定を立てた。第一は、一九三三年の死亡率及出生率が維持せらるゝとするもの、第二は、出生率は一九八五年迄死亡率は一九六五年迄何れも大體從來通り低下するとするもの、第三は、死亡率は從來通り低下し、出生率は一九三一年の程度迄回復するとするものである。

英國將來の人口

年次	第一推定	第二推定	第三推定
一九三五	四〇、五六三	四〇、五六三	四〇、五六三
一九四五	四〇、八七六	四〇、三九二	四二、三三八
一九五五	四〇、二〇七	三八、七七七	四三、六五一
一九六五	三八、五〇四	三五、七九九	四三、七七四
一九七五	三六、〇三八	三一、四五二	四三、〇二一
一九八五	三三、一〇六	二六、〇八七	四一、六一二
一九九五	三〇、〇一九	二〇、四四〇	三九、八七一
二〇〇五	二七、〇九〇	一五、〇五八	三八、一九七
二〇一五	二四、四六七	一〇、四五六	三六、六四六
二〇二五	二二、二二一	六、九四〇	三五、一〇四
二〇三五	一九、九六九	四、四二六	三三、五八五

次にウィッケル教授がスエーデンに就て試みたものを例示しよう。(International Labour Review 1939, June Myrdal, A Program for Family security in Sweden.)

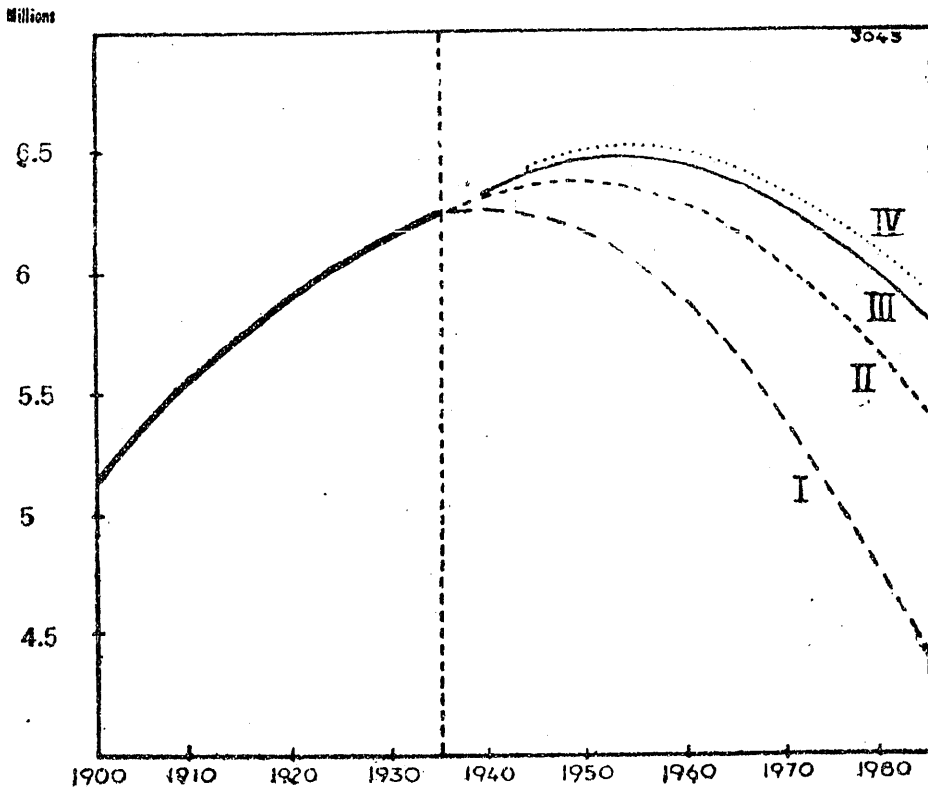
同教授も亦各種の假定の下に推定を試みた、第一は出生率は漸減するかその速度は漸次低下し或程度に於て安定するものとしたもの、第二は出生率は一九三三年と同様と假定し結婚率は一九〇一年乃至一九一〇年頃迄の標準

最近各國人口政策概観

に依り繼續されるとするもの、第三は出生率は一九三三年と同様、結婚率は、一九〇一年乃至一九一〇年の一二五%に達して安定するとするもの、第四は、出生率を嫡出子に就ては現在通り繼續し、私生兒に就ては漸減し、一九五六年には現在の半分となるものとし、結婚率は漸増し從來の一五〇%にて安定すると見るもの、右四説を通じて死亡率は現在(一九三三年)通り繼續するものと假定する。

右の假定に基き將來の人口を圖表を以つて現はすこと次の如くである。

スエーデンの將來の人口





佛國に就ては Savvy 氏の一九三二年發表されたものに依れば、一九二九年のセーヌ縣の出生率迄低下するものとせば、一九七五年には三〇、六四〇、〇〇〇人、一九八〇年には二九、〇一三、〇〇〇人となる計算である。

尙歐米將來の人口に就ての各種の推定に就ては Carr Saunders, World Population 一一八頁に一覽表がある。

人口増加が喜ぶべき現象か、人口減少が悲しむべき現象かは經濟學上の議論としては論争の盡きない問題であつて、本文冒頭に掲げたマルサスの人口論が、人口の増加を以つて、社會に於ける一切の惡徳と悲惨の根源としたこと、その後所謂正統學派の賃銀基金學説は、人口の減少(相對的)を以つて、勞働賃銀引上の殆んど唯一の方策としたことは周知の通りである。今日に於ても人口の増加は生活程度の低下を來し、人口減少は生活向上を來すとす議論もある。是等の學説に就ては稿を改めて評論し度いと思つて居る。然し如何に人口増加を呪ひ人口減少を喜ぶ人でも、今日の西北歐洲の如く人口が絶對的に減少し、而も加速度的に減少することを可なりとするものはない。加之、上記の人口と生活程度に關する經濟論は凡て、世界の平和を前提としての論である。然るに今日の世界の如く民族國家對立し、ブロック經濟の世に於て國力の基礎たるべき人口の減少を憂へざるものはない。是歐洲諸國に於て近時相次で人口増加政策又は人口減少防止政策の採らるゝ所以である。

### 三、人口増加策概観

人口増加策又は人口減少防止策は大別して三とする事が出来る。一は死亡率減少策であり、二は出生率増加策であり、三は移入民族増加、移出民制限策である。現下各國の人口問題は民族としての人口問題なるが故に三

の移民政策は本問題の外に立つ。

死亡率減少策は政策として最も沿革古く、何れの國にも普遍的であり、凡そ國として國民の死亡率の減少の爲に各種の政策を採らざるものはないと云つても差支はない。而して是等は從來は直接個人の幸福を目的とし特に人口増加を目的としたものではないが、近時に於ては死亡率減少政策殊に幼児死亡率減少策が人口増加を目的として行はれるに至つた。

獨逸のナチスの社會事業團の乳幼児保護事業、佛國の家族手當平均金庫のなす出産及乳幼児保護事業、スエーデンに於て最近相次で施行された出産及乳幼児保護施設が何れも人口の増加を標榜して居る事は特に注意するに足る。

二の出生率増加政策こそは人口増加政策の中心をなす。蓋し近時に於ける人口減少の脅威は出生率の減少に基くもので、之が恢復こそ近時人口政策の眼目でなければならぬ。尤も之は歐洲殊に西部及北部歐洲の如く死亡率の充分に低下し切つた國々に就ての事であつて、吾國に就ては又別の論があり得る事は云ふ迄もない。

出生率増加策を論ずる前に、出生率減少の原因を論じなければならぬ譯であるが、それは諸説紛々頗る多岐に互るが故に別論に譲り、唯各個の出生率増加策の實際效果に關連して出生率減退の原因論にも觸れるに留める。左に各國に於て出生率の増加策として實行せられて居るものを擧げる。

#### 第一、結婚の奨勵

結婚率の低下及結婚年齢の上昇と云ふ事が如何なる程度に於て出生率減少の原因であるかに就ては多くの議題があり、かゝる原因を云ふに足らずとする學者も居る(例へばトムソン人口論一一七頁)然し結婚は出産の前提であるから結婚の奨勵、及晩婚の防止が出産奨勵策の

一たるは論を待たざる所である。

特に結婚奨励として述べべきもの二ある、一は獨身者に對する特殊負擔であり、二は結婚に對する貸付金制度である。前者の例としては伊太利の獨身税及獨逸の税制を擧ぐることが出来る。尤も所得税は何れの國に於ても家族の數に應じて一定額を控除するの制度を有するも、多くは勞働能力なき幼兒及老人、廢疾者等に對する控除を常とする。反之、伊太利の獨身税は獨身者に重課し且結婚奨励策たることを聲明して居る。後者の例として、獨逸、瑞典、佛國に於ける結婚貸付金の制度を擧げることが出来る。是等三ヶ國の制度は新婚者に家庭を持つ爲の資金を貸與するものなる事に於て共通であるが、その内容は夫々異なる。瑞典の制度は（金額千クローネ以内期間五ヶ年以内）單純なる結婚奨励制度なるに反し、獨逸の制度は出產奨励と結合し、佛國の制度は更に都市集中防止策を結合して居ること後述する如くである。

## 第二、避妊の防遏

避妊が近時の出生率減退の最大直接の原因であることには異論は殆んどない。故に避妊方法の實行を防止することを得ば出生率の減退を防止するに最も有效な譯である。尤も、何れの國に於ても風俗上の理由よりして避妊に關する智識の普及、避妊具の頒布等に制限を加へて居る。然し避妊は或場合母體の健康上必要であり、避妊具は同時に性病豫防具なるが故に之を抑壓する由もない。獨、伊、佛、何れも人口政策の見地より避妊の智識の普及及避妊料品の販賣を制限せんとしつゝその實何等實效ある方法を講じ得ないのはこの理由による。反之、瑞典に於ては他の方法に依り出產増加の方法を講じつゝ避妊の智識の普及及之を抑制して居ない。

## 第三、墮胎嚴禁

墮胎が近時の出生率減退の重大理由たる事は公知の事實である（註）。而して墮胎は何れの國に於ても風俗上の理由よりして之

を禁止せざるはない。唯何れの國に於てもその母體の生命の保護の爲に必要なる場合は之を認めざるを得ない。故に或は法を犯し、或は法を免れて墮胎を行ふの風何れの國にも絶えないのである。之が防止の方法としては制裁を嚴重にすること、届出制又は立會醫師の制度を設けること及警察力に依りて取締りを勵行することである。佛國の新家族法典（本誌別稿參照）は法制として最も嚴格なものであり、ナチス獨逸の取締りは法の勵行として最も有效なものであらう。前者は未だその成績を見るに至らざるも後者は既に顯著なる成績を擧げた。ナチスの政權掌握以來獨逸の出生率の著しく向上した最初の直接の原因は之に依ると曰はれて居る。

（註）墮胎が如何なる程度に歐洲に行はれて居るかは事の性質上一般的な統計はないが千九百十一年リヨン大學教授の Jacques 教授は、フランスに於ては出產よりも墮胎の方が多いと言つた。又千九百三十三年 Dunbar 教授は、フランスに於て出產が七十萬あるに對して恐らくは八十萬位の墮胎があるであらうと言つた。又白耳義の Villalp 女史も、白耳義に於て出產が十五萬に對して墮胎の數は十五萬乃至二十萬あると言つた。次に獨逸の健康保險の統計を見ると、墮胎の數は驚くべきものがある。例へばベルリンの健康保險組合に於ては通常の出生百に對して千九百二十六年は墮胎が百一、千九百二十七年は百六、千九百二十八年は八十八、千九百二十九年は百三といふ譯で、殆ど墮胎の數と出生の數が匹敵して居る。又アー・ゲー電氣會社の健康保險組合の統計に依ると、正常なる出生百に對し墮胎の數は千九百二十六年に於ては百二十九、千九百二十七年は百八十七、千九百二十八年は百十二といふ數で、何れも墮胎の數の方が出生の數より多い。固よりは是は斷片的な資料ではあるけれども、歐洲に於ける風俗の一端を示して居ると思ふ。（Glass: The Struggle for Population P. 75 及 29）

## 第四、出產の負擔軽減（産院の普及、公費補助及出產奨励金）

出產施設の不備や出產の負擔が出產率減少の原因であるか否かは問題であるの

みならず、統計的研究よりすれば、寧ろ逆に産院や病院の普及して居る都市及負擔能力の大きい富階級の方が、かゝる設備の備らざる農村よりも出生率は低いのである。

然し他の條件にして同一ならば産院の完備し、その費用の廉なる方が然らざる場合に比して出産の奨励となるべき事は容易に想像が出来る。之獨、伊、佛等に於て出産増加策として産院の普及改良に努むる所以であるが、この點に特に重點をおいて居るのはスエーデンである。同國に於ては一九三七年の議會は母子議會と曰はるゝ程、母及子に關する多くの法案が提出されたが、その趣旨は出産増加であり、最も力を入れたことの一は産院及助産婦の施設であつた。即ち公費の補助を受けた低廉なる産院及助産婦が全國に普及せられ、凡ての國民は——財産及収入の如何に拘らず——出産時の手當を保障せられ、尙年收三千クローネ（國民の九十二%は之に該當すると云ふ）以下の國民には、出産手當七十五クローネが與へられることゝなつた。

又上記獨逸及佛國の結婚獎勵金は同時に出産獎勵金の性質を含み、産兒一人毎に獨逸に於ては四分の一、佛國に於ては五分の一の割合で貸付金が免除され、獨逸では四人、佛國では五人生めば貸付金は棒引になる。その外に佛國では結婚後二年内に長子の生れた場合には五千法乃至二千法の獎勵金がある。

**第五、育兒負擔の軽減** 育兒負擔の過重な事が出生率減少の原因なることも亦、統計的に實證することは困難である。何となれば今日迄の調査研究の示す所に依れば、所得の高きに應じて出生率は低くなるを常とするからである（尤も之には異説あり。例へば Karl Arvid Edin の瑞典に於ける研究は之が逆證を示す）。然しかゝる統計的事實に拘らず、育兒の負擔

の重きことが出生率減少の一原因たる事は否定すべくもない。其處で出生率増加の方法として育兒費の軽減が考へられる。

育兒費軽減の方法は三つある。

**其の一**は公費の育兒施設を普及せしめて、育兒費用を軽減することである。是は何れの國も從來主として社會政策的理由より行つた所であるが、近時に於て出生率増加を目的として行はれた。その最近の顯著な施設はスエーデンに見る。

同國に於ては一九三八年より、半額國庫負擔の原則の下に學童の營養食配給を行ひ、又全然無料を以つて肝油、カルシウム、其の他の強壯劑を兒童保健所に於て配給することゝした。尙更に大規模なる兒童保健施設の社會化が企圖されて居る。

獨逸に於てもナチス社會事業團は乳兒死亡率の減少と共に育兒費の負擔軽減の爲に各種の施設をやつて居る。佛國及白耳義に於ける家族手當平均金庫のなす育兒施設もその著しき例である。何れも育兒の負擔の軽減と共に乳幼兒死亡率の低下を目的とするものである。

**其の二**は所得税の家族控除である。之は從來は單に、租税をして負擔能力に應ぜしむることを目的としたにすぎないが、近時に於て出生増加を標準するに至つたものがある。伊太利及獨逸はその適例である。

**其の三**は家族に對する特別手當、即ち家族手當制度である。家族手當も亦必ずしも常に出生増加政策の見地より實行せらるゝものではない。或は合理的なる賃銀、棒給の定め方として、或は戰時物價騰貴の際の最少限度の賃銀引上方法として或は最低賃銀の方法として、或は雇主の福利施設として、行はれたのであるが、今日に於ては人口増加政策として實行せらるゝもの寧ろ多きを見る。佛國、白耳義、伊太利、獨逸、ハンガリー、ス

ペーイン等の家族手当制度は凡て人口増加が政策の主たる目的とすることを標榜して居る。(家族手当制度の性質、沿革、組織等に就ては本年二月號經濟學論集拙稿参照)

家族手当制度は出生率増加策中最も重要なもので、實に出生獎勵策の中心をなす。本論の續きとして各國の人口増加政策を述ぶる時は家族手当制度が主たるものとなるであらう。

育児費の輕減を廣く解して、教育費の輕減もこの中に入れ、初等教育の無料制、中等教育、大學に對する獎學金制度の如きものをその中に含ましめるものもある(註)。然し公費の初等教育は同時に教育の義務制を伴ひ、又獎學金の普及は同時に中等及高等教育の普及を伴ひ、かゝる教育の普及に依る負擔の増加こそ、出生率減少の根本原因と考へられて居るのである。尤も既に教育が義務制となり高等教育の普及が既成事實と見るならば、之が負擔輕減は出生率の増加に好影響なしとしないであらう。

(註) Hubback, Family Allowance in Relation to Population Problem, Sociological Journal 1937, October.

**第六、多數家族に對する便宜、利益又は特權** 以上の外小供の多い家族に對して各種の特權を與ふることも亦出生増加の方策として採らるゝ所である。その例としては、左の如きものがある。

一 公營の住宅に關し家族多きものは比較的家賃を低廉にすること、スエーデン、獨逸、伊太利、佛國に於て國策として之を實行する外、英國の如き政府として何等人口増加政策を採らざる國に於ても、半ば社會政策、半ば人口政策として公營住宅の家賃決定に當り、多子家族の爲に家賃を割引するの政策をとる公共團體の數殆んど百に及ぶと云ふ(前記論文)。

二 鐵道の割引、獨逸及佛國に於て行ふ。

三 學校授業料の減免、獨逸、伊太利及佛國に於て之を行ふ。

四 政府及官業に於て優先雇傭すること、獨逸及伊太利に於て之を行ふ。

五 免稅、所得稅の家族控除の外特に子女の多い家族に對して免稅を行ふ。伊太利に於ては官吏の場合は七人、一般には十人以上の子女を有するものには手厚い免稅が行はれる。

六 補助、獎勵金、特に多子家族の補助獎勵を目的とする財團法人は佛國に於て數多い。その數少くも二十を數へる。

第七、相續稅の調節 産兒制限の重要動機が相續財産の分散を廢れること、即ち、其の子孫をして、親と同様の財産的地位を繼承せしめ度いと云ふにあることは一般に承認せられて居る所である。この事は佛國の如き、社會の固定し、向上の機會の乏しい國に於て特に著しい。之を以つて、佛國に於ては子女の數に應じて相續稅の率に著しい差異を設け、兄弟多きものの相續稅負擔を輕減した。(本誌別稿佛國家族法典參照)

第八、酒精中毒及花柳病防止 是等の所謂民族毒の出生減少の原因たるは周知の所である。是等の病毒の防止は國民衛生上及風俗上も必要なる事云ふ迄もなく何れの國に於ても之が防止に努めて居るが、伊國及佛國に於ては特に出生増加の見地より、之が防遏に努むる事とした。

第九、都市集中防止 都市に於ける出生率が農村に於ける夫よりも、著しく低い事は何れの國に於ても見る現象である。之を以つて人口政策上よりして都市集中を防止する政策をとる例がある。

其の一は伊太利であつて、老なる國帑を費して開墾を計りたるが如き、一九二七年省令を以つて、十萬人以上の都會には百人以上の工場を設立する事を禁じたるが如き、又都市勞働者の農業歸還を命じ、田舎より都



市に集中する事を禁ずるの権限を地方長官に與へたが如き、何れも人口政策上都市集中を防止せんとする企てである。

其の二は獨逸に於て伯林、ハンブルグ、ブレーメン等の都市に田舎より移住する事を制限し、都市勞働者の農村に向ふ事を勧め、逆に農村勞働者の都會に働くことを制限した。是等の政策は主として失業防止を目的とするものなるも、又同時に人口政策の見地より、都市集中を防止するものなる事もその標榜する所である。

其の三は佛國の農民定著資金制度で、農夫にして新たに結婚して農村に定著せんとするものに對しては二千法以内を貸付ける。是は獨逸の結婚奨励金と同様結婚の外産兒の奨励を目的とするもので、償還期限は十年であるが、子供を産む毎に年賦金が減額せられ、五人の子を生めば全部棒引となる。獨逸の制度と異なる所は對象を農民に限り農村に定著する事を目的として居ることである。

第十、教育及宣傳 最後に擧ぐと雖も出産力増加の爲に最も必要なものは精神運動である。蓋し産兒制限と云ふが如き事は個人主義享樂主義の餘毒であつて、出生率の増加の爲には、國民の氣魄を盛んにし、人口増加の國家的見地より必要なことを知らしめなければならぬ。この精神運動の最も盛んなるは、獨逸及伊太利であるが、佛國の新家族法典（本誌拙稿）が公私凡ての學校に於て一ヶ年に少くとも六時間人口問題に關して教育することを要することを定めて居る事は誠に興味あることである。

#### 四、出産増加政策の効果

以上廣く各般に互り最近各國の採用するに至つた人口増加政策を述べた

のであるが、是等の政策が如何程の効果を擧げたかの問題に就ては、適確なる資料の乏しきを遺憾とする。例へば家族手當制度の最も廣く、且相當長く行はれたる佛國に於て、その效果に關し適確なる資料の無い事は驚くべき事と曰はなければならぬ。佛國に於て家族手當の効果として、家族手當大會に於て發表する所を見るに左の如きものである。（國際勞働評論一九三〇年三月）

##### 一、子女別家族割合（家族手當平均金庫加入者）

一	兒	一九二六	一九二七	一九二八
二	兒	五四・六六	五四・八三	五三・三六
三	兒	二七・〇九	二六・五一	二七・三九
四	兒	一〇・九五	一一・〇九	一一・三五
五	兒以上	四・七一	四・八〇	四・九二
二、出 生 率（百人に付）		二・五九	二・七七	二・九八

家族手當の適用あるものに付き

全國人口に付き

全國十五歳乃至六十歳迄の人口に付き

一	一九二六	四・〇七	一・八八
一	一九二七	四・五四	一・八一
一	一九二八	四・四九	一・八二

##### 三、死産及幼兒死亡率

出産百に付き死産

幼兒死亡率

家族手當の適用を受くるもの

全 國

家族手當の適用あるもの

全 國

一	一九二六	一九・九七	三・八四	六・〇〇	九・七〇
一	一九二七	二〇・〇六	三・七六	六・五五	八・三〇
一	一九二八	二〇・〇九	三・七七	七・一四	九・一〇

之に依ると家族手当を受くる者の子女の数が殖え、又家族手当の適用のある労働者の出生率は其の他一般の者の出生率よりも遙かに多い。併乍ら家族手当を受けて居る者は所謂生産年齢にある労働者であるから、之を一般の國民と比較することは正當ではないし、又若し或る産業の労働者だけに家族手当を支給すれば、其處には家族の多い者が集まるといふことは當然のことであるから、斯くの如き統計は家族手当が出生の増加を來したといふ證明にはならない。唯右表の(三)が示すやうに、家族手当を受けて居る者の死産及び幼児死亡率が一般に比して低いことは確實である。是は家族手当其のものよりも、家族手当金庫がやつて居る各種の幼児及び産兒保護施設の効果語るものであらうと思ふ。フランスに於ては斯くの如き家族手当制度に拘らず出生率が年々減退の一途を辿つて居るといふことは、或は家族手当制度の効果のないといふことの理由にもされるが、併し同時に、是れなかりせば人口の減退は一層甚だしいので、之に依つて人口の減退を幾分でも止めて居ると言つて、家族手当の効果のあることを示す理由にもされて居る。家族手当が何故に効果がないかといふことは固より色々理由が擧げられるが、或る人(グラスス氏)は、現在の家族手当制度は到底家族の養育に必要な費用を掩ふに足りない。實際育児費の三分の一分の四分の一しか家族手当として支給されない故に、それでは出生奨励の効果がないといふのである。其の説に依れば、一人の子供を維持するには、大體家長の収入の二割を要する。然るに現在(一九三五年)のフランスの家族手当では最も高き者と雖も右育児費用の二分の一乃至四分の一に過ぎないといふのである。(Glass, Struggle for Population P. 85)併し別稿に述ぶる如く、本年實行せられた家族法典では、第三子以後には給料の二割の家族手当を出すことになつたから、若し家族手当の少かつたことが家族手当の

効果なかりし原因であるとするならば、今後は此の新しい制度に依つて出生が大いに増加する筈である。吾々は今後のフランスの出生の増加を刮目して見る。尤も今歐洲は戦争になつたが爲に、之に依つて大きな影響を受けるから、家族手当の効果が見られることは更に遅れるであらう。

次に、伊太利の如きも廣凡なる出生率増加政策を實行したのも、未だ出生率の増加を見ない。反之、人口政策の直ちに顯著なる成績を擧げたのは獨逸である。一九三二年以來の結婚數、出生數、出生率を見るに左表の如し、ナチス政權掌握後一九三三年六月人口増加政策を聲明して以來結婚出生の増加顯著なるものがある。而も、通常出生の増加は死亡率の増加殊に幼児死亡率の増加と並行することを普通とするものなるに拘らず、獨逸に於ては、死亡率の増加なきのみならず却つて減少し、殊に幼児死亡率の著しく減少しつゝある事は、ナチス人口政策の大成功と云はねばならない。

結婚數	出生數	出生率	死亡率	死亡數	自然増加數	自然増加率	幼兒死亡率
一九三二	五七千	九三	一五	一〇八	七〇〇	二九三	四三
一九三三	六三九	九七	一四	一〇七	七〇六	二三三	七
一九三四	七四〇	一〇九	一〇	一〇九	七五五	四七三	七一
一九三五	六五二	一〇六	一〇	一〇六	七三三	四七三	七一
一九三六	六二	一〇九	一八	一〇九	七九六	四八三	七一
一九三七	六〇	一〇七	一七	一〇七	七九四	四八三	七一
一九三八	六四	一〇七	一七	一〇七	八〇二	四八六	七一

資料

安定人口の計算

中川友長

年齢別出生率及同死亡率が一定する場合には、人口の年齢構成状態も亦一定するに至る。此の事は F. R. Sharpe 及 A. J. Lotka が夙に證明せる所也 (A Problem in Age-Distribution, Philosophical Magazine, Vol. XX, Sixth Series, April 1911) 之に依れば此の一定せる年齢構成状態は、 $C(a)$  を  $a$  歳の男又は女人口割合、 $b$  を一定年齢構成状態下に於ける總出生率、 $r$  を同自然増加率、 $p^{(a)}$  を男又は女の出生後  $a$  歳迄殘存すべき率とすれば、男女各人口毎に

$$C(a) = be^{-ra} p^{(a)} \dots \dots \dots (1)$$

と與へられる。

此の如く一定状態に達せる人口を安定人口 (Stable Population) と名付ける。蓋し増加率及年齢構成状態が變動することなく、安定せる人口の意である。

安定人口に於ける各年齢人口の割合は、上記の如く  $C(a)$  なる値に一定するのであるが、更に之は次の如き比に一定することが證明される。

$$P_0 : P_1 : P_2 : \dots : P_w = b : \frac{1}{1+r} : \frac{1}{(1+r)^2} : \dots : \frac{1}{(1+r)^w} \dots \dots (2)$$

$P_i$  は或時點に於ける安定人口の  $i$  歳人口、 $w$  は最高年齢、 $1$  は前提せる

一定なる年齢別死亡率下に於ける生命表の  $i$  歳生存數、 $r$  は前記  $r$  と同じ増加率である。

此の證明は次の如くにして行へる。

$P_x$  を以て  $i$  時點に於ける  $x$  歳安定人口とすれば

$$P_x^{(i+1)} = (1+r) P_x^{(i)}$$

然るに此の  $(i+1)$  時點に於ける  $x$  歳安定人口は、 $(i)$  時點に於ける  $x$  歳安定人口より生殘し來るものであるから

$$P_x^{(i+1)} = P_{x-1}^{(i)} \frac{1}{1+r}$$

此の二式より

$$P_{x-1}^{(i)} : P_x^{(i)} = 1_{x-1} : \frac{1}{1+r} \\ = \frac{1_{x-1}}{(1+r)^{x-1}} : \frac{1}{(1+r)^x}$$

此の關係を  $x$  の各値即ち各年齢に付て求め、之を總合すれば、(2) 式を得ること明である。

今、自然増加率が零なる特定の場合を考へてみると、此の場合に於ける安定人口の年齢構成状態は、(2) 式の  $r$  を零と置いたもの即ち

$$P_0 : P_1 : P_2 : \dots : P_w = b : 1 : 1 : 1 : \dots : 1$$

となり。其の各歳人口割合は生命表に於ける各歳生存數割合と同一のものとなる。此の状態に於ける安定人口を特に靜止人口 (Stationary Population) と名付ける。蓋し此の人口に於ては自然増加率が零で、人口の増減無く、靜止せる所をうたつたものである。併し此の靜止人口は安定人口の特殊場合であつて、安定人口一般は零に非らざる  $r$  の一定の値を持ち、之に應じて増加又は減少する。但し此の増加又は減少は、安定人口の性質上、各年

齡人口を通じ、一樣に行はれる。

靜止人口に於ては、其の年齢構成状態は、上述の如く、生命表の生存數が現はす年齢構成状態に等しく、而して毎年同數の出生がある一方に於て、之と同數の死亡が一定の割合を以て、各年齢に分布して生ずるから、同人口に於て計算せらるゝ總死亡率  $Q_s$  は

$$Q_s = \frac{K(d_0 + d_1 + d_2 + \dots + d_w)}{K(l_0 + l_1 + l_2 + \dots + l_w)} = \frac{d_0 + d_1 + d_2 + \dots + d_w}{l_0 + l_1 + l_2 + \dots + l_w}$$

となる。但し  $K$  は  $\sum_{i=0}^w M_i^x = K \sum_{i=0}^w M_i^y$  であつて、 $d_i$  は生命表に於ける  $i$  歳死亡數である。

此の  $Q_s$  の分子である生命表の各歳死亡數の合計は  $l_0$  に等しいから

$$Q_s = \frac{1}{\frac{l_0 + l_1 + l_2 + \dots + l_w}{l_0}} = \frac{1}{E_0}$$

であつて  $E_0$ 、即ち零歳の平均餘命の逆數値に等しい。併し此の關係は靜止人口に特有の關係であつて、安定人口一般に於ては存在しない。Bortkiewiczの研究に依れば、増加する安定人口即ち  $r$  が零より大である安定人口に於て、死力が年齢の上昇と共に次第に増加する場合には、其の總死亡率は零歳の平均餘命の逆數値より小、死力が年齢の上昇と共に次第に減少する場合には、其の總死亡率は零歳の平均餘命の逆數値より大であるが、死力が年齢の上昇と共に一旦減少し、然る後増加する場合（之が實際の場合である）には、簡單なる一定の關係を成立せしめ得ないのである。（L. von Bortkiewicz: Die Sterbeziffern und der Frauenüberschuss in der stationären und der progressiven Bevölkerung, Bulletin de l'Institut International de Statistique, Tome X I X — 1re Livraison 参照）

安定人口の年齢構成を計算するには、先づ一定と置かるゝ年齢別出生率

安定人口の計算

（安定男人口の場合には、年齢別男子の男兒出生率、同女人口の場合には年齢別女子の女兒出生率）及出生後各年齢に達すべき殘存率（安定男人口の場合には男子の各年齢に達すべき殘存率、同女人口の場合には女子の同率）に依り次の諸値を算出するを要する。

$$R_n = \int_0^w a^n p(a) m(a) da, n = 0, 1, 2.$$

$$\alpha = \frac{R_1}{R_0}, \beta = \alpha^2 - \frac{R_2}{R_0}$$

但し  $p(a)$  は出生後  $a$  歳に達すべき殘存率、 $m(a)$  は  $a$  歳の出生率を示す。

上記の  $R_0$ 、 $\alpha$  及  $\beta$  の値に依つて

$$4\beta r^2 + \alpha r - \log_e R_0 = 0$$

を解して  $r$  の値を求むれば、之が上掲(1)式の  $r$  の値となる。此の如くにして  $r$  の値が求めらるゝとよふことは、安定人口に於て(1)式と共に成立つことが證明せられる(註)所の下式

$$\int_0^{\infty} e^{-r a} p(a) m(a) da = 1$$

から導かれる。（L. I. Dublin and A. Lotka: On the True Rate of Natural Increase, Journal of the American Statistical Association, Sept. 1925. 又は R. R. Kuezyński: Fertility and Reproduction, 1932, pp. 54—60 参照）

(註) 此の證明は次の如くにして行ふことが出来る。或一年間の出生總數を  $B$ 、人口總數を  $N$  とすれば

$$B = N \int_0^{\infty} c(a) m(a) da$$

前掲(1)式に依れば  $c(a) = h e^{-r a} p(a)$  であるから上式が

$$B = N h \int_0^{\infty} e^{-r a} p(a) m(a) da$$

然るに  $N h = B$  であるから上式右邊の積分値は一でなければならぬ。



次に上記の計算結果より得たる  $r$  の値及残存率を用ひて下記の諸値を計算する。

$$L_n = \int_0^w a^n P(a) da, \quad n=0, 1, 2, 3,$$

$$u = \frac{L_1}{L_0} \quad v = u^2 - \frac{L_2}{L_0}, \quad w = u^3 - \frac{3}{2}u \frac{L_2}{L_0} + \frac{1}{2} \frac{L_3}{L_0}$$

$$C = \int A' dt = w + \frac{1}{2} v^2 + \frac{1}{2} w^3$$

此の  $L_0$  及  $C$  の値に依つて  $\frac{e^b}{L_0}$  を計算すれば之が上掲(1)式の  $b$  の値となる。此の如くにして  $b$  値が求められるといふことは、安定人口に於て成立することが證明せらるる(註)所の下式

$$\frac{1}{b} = \int_0^{\infty} e^{-rt} p(a) da$$

から導かれる。(此の點に付ては前掲ダブリン及ロトカの論文又はクツチンスキイの著書参照)

(註) Sharpe and Lotka: A Problem in Age-Distribution. 又は A. J. Lotka: Studies on the Mode of Growth of Material Aggregates, American Journal of Science, 1907 vol. 24 参照。

$b$  及  $r$  の二値を得れば、(1)式に依つて、直に安定人口の年齢構成状態を求むることが出来る。上述せる所から明なる如く、此の年齢構成は男人口及女人口各別に計算せられ、従つて  $b$  及  $r$  の二値は二通り計算される、即ち男人口の自然増加率及出生率と女人口の自然増加率及出生率である。此の場合に於て、例へば男人口の自然増加率と女人口の自然増加率とを加へれば總人口の自然増加率が得られると誤解してはならない。反つて前二値は夫々後値に代用し得る程、非常に似たものとなる。勿論厳密に論ずれば、前二値の或加重平均値が後値に一致するのであるが、實用的には男人口

口女人口何れかの場合に付て求めた  $r$  値及  $b$  値を以て、總人口の  $r$  値及  $b$  値を推すことが出来る。

扱、安定人口は、上述の如き性質のものであるから、此の人口の年齢構成の状態は、過去の出生率又は死亡率の變動影響から脱却したものと成つて居る。従つて之に付て人口の總出生率及同死亡率を測れば、それは上述の如き變動影響から離れて、想定された年齢別出生率及死亡率の、いはば自由な作用下に於ける其の値となる譯である。此の點に安定人口といふものを考へて、而して之に付て總出生率、同死亡率及同自然増加率を測る基本的な理由が在る。

今我國内地の現況に付て、此の安定人口を計算し、其の總出生率、同死亡率及同自然増加率を調べてみれば次の如くである。但し此の計算は女人口を對象として行ふこととし、而して計算に必要な出生後各年齢迄残存する率  $P(a)$  の値は、最近の發表に係る第六回生命表の數字に依り、又女子の年齢別女兒出生率は昭和十二年の狀況に依る値即ち昭和十年國勢調査結果に依る年齢別女子人口及昭和十年以降年齢別女子死亡統計を用ひて推計せる昭和十二年一五歳乃至四九歳の年齢別女子中間人口を以て、昭和十二年母の年齢別女兒出生數(註)を除したる値に依つたのである。

(註) 母の年齢別出生統計には、母の年齢一五歳未満のもの、同五〇歳以上のものが現はれて居る。又嫡出子、私生子たる女兒の外に、猶、庶子たる女兒があるが、之に付ては母の年齢を詳にし得ない。其處で上記年齢級の母が生んだとなつて居る女兒數及庶子として生れた女兒數を年齢一五歳乃至四九歳の各年齢の母の生んだ嫡出子及私生子數に按分附加し、之を母の年齢別女兒出生總數と推定したのである。

此の母の年齢別女兒出生率は、次の如くである。

母の年齢	女兒出生率	母の年齢	女兒出生率
一五歳	0.00047	三三歳	0.09911
一六歳	0.00210	三四歳	0.09282
一七歳	0.00545	三五歳	0.08729
一八歳	0.01376	三六歳	0.08051
一九歳	0.02701	三七歳	0.07413
二〇歳	0.04858	三八歳	0.06890
二一歳	0.06912	三九歳	0.05849
二二歳	0.08934	四〇歳	0.05121
二三歳	0.10514	四一歳	0.04157
二四歳	0.11422	四二歳	0.03049
二五歳	0.11858	四三歳	0.02126
二六歳	0.12242	四四歳	0.01418
二七歳	0.12050	四五歳	0.00795
二八歳	0.11465	四六歳	0.00462
二九歳	0.11531	四七歳	0.00278
三〇歳	0.10735	四八歳	0.00202
三一歳	0.10743	四九歳	0.00161
三二歳	0.09990		

此の母の年齢別女兒出生率と第六回生命表に依る出生後女子が各年齢迄  
 残存する率とに依つて、母の年齢別出生率及女子の残存率が右の如き値に  
 固定する場合に現はるべき安定人口の年齢構成を知る爲に必要な前記諸  
 値を計算すると次の値が得られる。

$R_0 = 1.52035, R_1 = 45.09379, R_2 = 1397.7475$   
 $u = 29.66, p = -39.6405$   
 従つて  $r = 14.38$   
 $T_0 = 49.15, L_1 = 1678, L_2 = 80761, L_3 = 4529271$

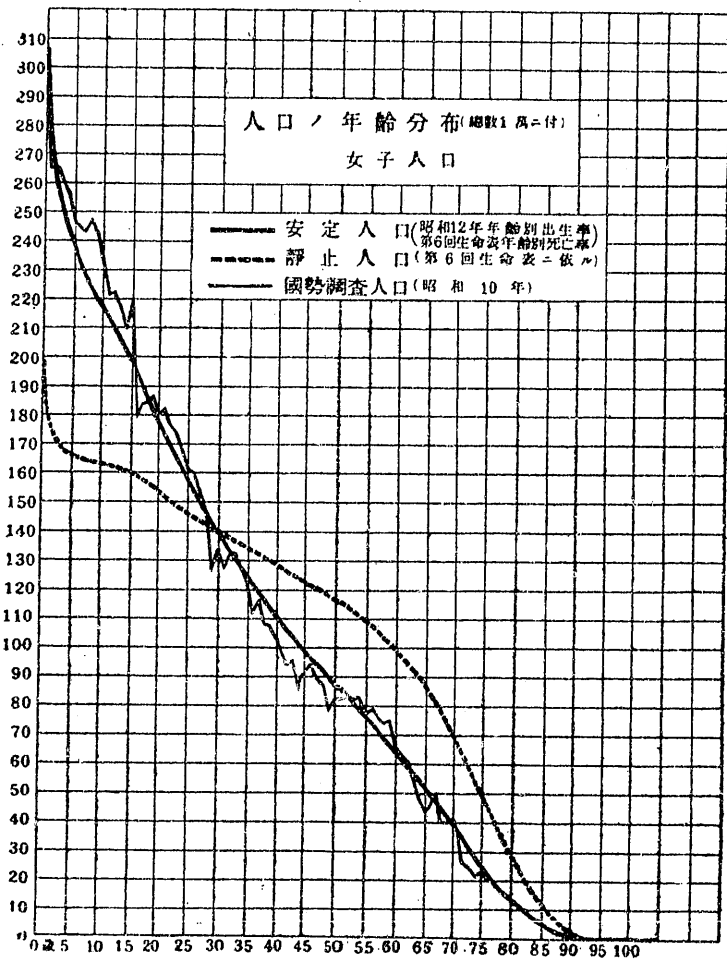
安定人口の計算

$n = 34.14, v = -477.61, w = 1721.81$   
 $c = 0.44326$   
 従つて  $b = 31.69$   
 此の  $r$  値及  $b$  値に依つて、安定人口に於ける女子の年齢構成状態を計算  
 すれば次の如くである。

年齢	人口	年齢	人口	年齢	人口
0	307	二三	165	四六	97
一	273	二四	161	四七	94
二	260	二五	157	四八	92
三	250	二六	153	四九	90
四	244	二七	150	五〇	88
五	238	二八	146	五一	85
六	233	二九	143	五二	83
七	229	三〇	140	五三	81
八	225	三一	137	五四	78
九	221	三二	134	五五	76
一〇	217	三三	131	五六	74
一一	213	三四	128	五七	72
一二	210	三五	125	五八	69
一三	206	三六	122	五九	67
一四	202	三七	119	六〇	65
一五	198	三八	117	六一	62
一六	194	三九	114	六二	60
一七	190	四〇	112	六三	57
一八	186	四一	109	六四	55
一九	181	四二	106	六五	53
二〇	177	四三	104	六六	50
二一	173	四四	102	六七	47
二二	169	四五	99	六八	45

上表の數字を、昭和十年國勢調査結果に依る年齢別女人人口(總數一萬に付)及第六回生命表年齢別女子生存數(總數一萬に付)と共に圖示すれば次の如くである。此の圖に依れば、安定人口及國勢調査人口の年齢構成間にそれ程著しい相違の無いことが判かる。安定人口の描く曲線は、恰も國勢調査人口を補整した線の如き觀を呈して居る。尙、此の點は人口を五歲階級毎に纏めた下表から特に明に看取される。

年齢級	安定人口	國勢調査人口	年級	安定人口	國勢調査人口
0-4	270	270	0-4	133.4	133.4
5-9	265	265	5-9	133.8	133.8
10-14	260	260	10-14	134.2	134.2
15-19	255	255	15-19	134.6	134.6
20-24	250	250	20-24	135.0	135.0
25-29	245	245	25-29	135.4	135.4
30-34	240	240	30-34	135.8	135.8
35-39	235	235	35-39	136.2	136.2
40-44	230	230	40-44	136.6	136.6
45-49	225	225	45-49	137.0	137.0
50-54	220	220	50-54	137.4	137.4
55-59	215	215	55-59	137.8	137.8
60-64	210	210	60-64	138.2	138.2
65-69	205	205	65-69	138.6	138.6
70-74	200	200	70-74	139.0	139.0
75-79	195	195	75-79	139.4	139.4
80-84	190	190	80-84	139.8	139.8
85-89	185	185	85-89	140.2	140.2
90-94	180	180	90-94	140.6	140.6
95-99	175	175	95-99	141.0	141.0
計	10000	10000	計	10000	10000



同様の事が一八七一年乃至一八八〇年の英蘭及威爾斯の人口状態に付て現はれて居る。即ち Sharpe 及 Lotka の前掲論文に依れば、上記期間の状態に付て計算せられた安定人口の年齢構成と同期間の其の實際の構成とは次の如くによく相對應して居る。

年齢級	安定人口	國勢調査人口	年級	安定人口	國勢調査人口
0-4	133.4	133.4	0-4	133.4	133.4
5-9	133.8	133.8	5-9	133.8	133.8
10-14	134.2	134.2	10-14	134.2	134.2
15-19	134.6	134.6	15-19	134.6	134.6
20-24	135.0	135.0	20-24	135.0	135.0
25-29	135.4	135.4	25-29	135.4	135.4
30-34	135.8	135.8	30-34	135.8	135.8
35-39	136.2	136.2	35-39	136.2	136.2
40-44	136.6	136.6	40-44	136.6	136.6
45-49	137.0	137.0	45-49	137.0	137.0
50-54	137.4	137.4	50-54	137.4	137.4
55-59	137.8	137.8	55-59	137.8	137.8
60-64	138.2	138.2	60-64	138.2	138.2
65-69	138.6	138.6	65-69	138.6	138.6
70-74	139.0	139.0	70-74	139.0	139.0
75-79	139.4	139.4	75-79	139.4	139.4
80-84	139.8	139.8	80-84	139.8	139.8
85-89	140.2	140.2	85-89	140.2	140.2
90-94	140.6	140.6	90-94	140.6	140.6
95-99	141.0	141.0	95-99	141.0	141.0
計	10000	10000	計	10000	10000

明に看取される。

年齢級	男人口		女人口		總人口	
	安定	實際	安定	實際	安定	實際
〇—五	一三九	一三九	一三六	一三三	一三八	一三六
五—一〇	二一八	二二三	二一五	二一七	二二六	二三〇
一〇—一五	一〇七	一一〇	一〇四	一〇四	一〇六	一〇七
一五—二〇	九七	九九	九五	九五	九六	九七
二〇—二五	八八	八七	八七	九一	八七	八九
二五—三五	一五〇	一四四	一四八	一四九	一四九	一四七
三五—四五	一六	一一二	二六	一一五	二六	一一三
四五—五五	八六	八四	八八	八七	八七	八六
五五—六五	五七	五九	六二	六一	五九	五九
六五—七五	三〇	三二	三五	三五	三三	三三
七五以上	一一	一一	一五	一五	一三	一三

従つてSharnpe及Lotkaは「此の期間に於ては、英國人口の實際年齢分布は、計算せられた安定形と極めて密接(quite closely)に一致して居る」と述べて居る。併し一國全體に於て計算せらるる安定人口の年齢構成と、此の計算に用ひられた年齢別出生率及残存率を示す時期に於ける實際人口の年齢構成とが常に此の如く對應するものでは固より無し。例へばDublin及Lotkaの計算に係る一九二〇年の資料に依る北米合衆國の安定人口と同時期に於ける實際人口の場合に於ては、安定人口に於ける若年級人口の割合は、實際人口のそれに比して遙に低く、安定人口に於ける高年級人口の割合は、實際人口のそれに比して遙に高くなつて現はれて居る。(Dublin及Lotka前掲論文参照)

上記我國及英國の場合に於けるが如く、安定人口の年齢構成と實際人口のそれとが相互によく對應せる場合に於ては、當然、安定人口及實際人口に於て計算せらるる總出生率、同死亡率及同自然増加率は、亦相互によく

安定人口の計算

對應せる値をとる。上記我國女子安定人口に於けるr及r'値竝に之より得らるる其の總死亡率の値を、昭和十年に於ける此等の値と比較すれば次の如くである。

	昭和十年	安定化率
出生率(人口千に付)	三一・六三	三一・六九
死亡率(‰)	一六・七八	一七・三一
自然増加率(‰)	一四・八五	一四・三八

即ち二つの値は殆ど同じく居る。従つて昭和十年當時の我内地の總出生率、同死亡率及自然増加率は、過去の出生死亡の影響に依つて、其の現在有りの儘の状態を殆ど全く歪められては居らぬこと、年齢別出生率及死亡率が同年當時のものに將來固定すとすると、其の總出生率、同死亡率及自然増加率は同年當時のものと同大差なきものであることを知るのである。若し將來、年齢別出生率は昭和十年當時のものに比し低下し、年齢別死亡率は昭和十年當時のものに固定すと假定すれば、人口年齢構成は、上に描いた靜止人口の年齢構成状態に接近して行くこととなる。之が此の靜止人口の年齢構成状態に一致する場合に於ける年齢別出生率は昭和十年當時に比し幾何の減少となつて居るかを試みに計算してみると、靜止人口に於ける總死亡率は、前述の如く零歳平均餘命の逆數値であるから、上の圖の靜止人口に於ては其の零歳の完全平均餘命四九・六三年に〇・五年を加へた値の逆數値即ち人口千に付一九・九四となるが、此の値は、靜止人口に於ては同時に總出生率となるから、此の靜止人口に於ては、毎年總人口千ならば一九・九四人出生することとなる。此の靜止人口に於ける出生男女の割合は昭和十年當時のものと同じであると、第六回生命表の男女各歳生存數に依つて計算すれば、此の靜止人口に於ける女人口の割合は、五

〇・〇八%となる。而して此の女人口中年齢一五歳乃至四九歳の女人口割合は四八・三七%であるから、従つて此の靜止人口に於ける年齢一五歳乃至四九歳の女子數を以て、出生總數を除した値は大體

$$19.94 \div (500.8 \times 0.4837) = 0.0823$$

即ち千人に付八二・三となる。然るに昭和十二年に於ける此の値は二二・九二であるから、上述靜止人口を現はすべき年齢別出生率の減少割合は、平均して約三六%であるといふことになる。

此の靜止人口に於ける年齢構成状態は、上述安定人口の場合と異り、昭和十年當時の年齢構成の状態と著しく異なるのであつて、今、靜止人口の各年齢級人口を一〇〇とする昭和十年各年齢級人口の割合を示せば次の如くである。

年齢級	靜止人口を百とする昭和十年人口	年齢級	靜止人口を百とする昭和十年人口
〇—四	一五一	三五—四四	八一
五—九	一四九	四五—五四	七三
一〇—一四	一三七	五五—六四	六七
一五—一九	一二一	六五—七四	五二
二〇—二四	一一七	七五以上	四六
二五—三四	一〇〇		

即ち昭和十年人口は靜止人口に比し若年人口著しく多く、之に反し老年人口著しく尠い。尙此處に興味のあることは、此の靜止人口の年齢構成の状態が一九三一年に於ける佛蘭西女人口の現實の年齢構成状態に似て居ることである。此の佛蘭西の各年齢級人口を一〇〇とする昭和十年我國各年齢級人口の割合を作つてみれば次の如くである。

年齢級	一九三一年佛蘭西人口を百とする一九三五年我國人口	年齢級	一九三一年佛蘭西人口を百とする一九三五年我國人口
〇—四	一六一	三五—四四	六七

五—九	一五二	四五—五四	六八
一〇—一四	二〇九	五五—六四	六六
一五—一九	一三七	六五—七四	五三
二〇—二四	一一五	八〇以上	五〇
二五—三四	九一		

昭和十年我國人口が若年級に於て著しく多いといふ點が、上述靜止人口の場合より此の場合に一層著しくなつて居るの相違はあるが、上掲二表の數字は相互に可成よく對應して居る。(此の二表の年齢級のとり方が多少異つて居るが、前表のものを後表のものに合はせると、六五—七九級は五一、八〇以上級は四五となる)

尙上記の靜止人口及佛蘭西人口の各年齢構成を直接に比較すれば次の如くである。

年齢級	靜止人口	佛蘭西人口	年齢級	靜止人口	佛蘭西人口
〇—四	八九	八三	三五—四四	一二九	一五六
五—九	八二	八〇	四五—五四	一二七	一二五
一〇—一四	八一	五三	五五—六四	一〇〇	一〇一
一五—一九	七九	七〇	六五—七四	九二	八八
二〇—二四	七五	七七	八〇以上	一五	一三
二五—三四	一四二	一五四	計	一、〇〇〇	一、〇〇〇

佛蘭西人口の一〇歳乃至一四歳級が不自然に低いのは、歐洲大戰の影響と考へられ、又其の中年級が目立つて膨れて居るのは、移入者の關係が與つて居るのではないかと思はれる。之が事實であつて、若し此等の點が除かれると假想すれば、上表の兩系列は非常に近似したものとなるであらう。

大正九年・大正一四年  
昭和五年・昭和一〇年 道府縣別及市郡別標準

## 化出生率、死亡率及自然增加率

館 稔  
上 田 正 夫

人口現象の地域別研究が、それ自體として重要なものみならず一國人口現象の研究上頗る重大なる意義を持つてゐることは多言を要せざるところである。況んや戰時體制下に經濟構造、從つて國民生活の態様、否更に社會狀態が急速度の變化を遂げつつある現在に於て、其の重要性は彌益累加しつつある。急速度の工業化、人口都市集中の激成等々、此の間に種々の重大なる人口現象、人口問題が踵を接して現はれてゐる。夫々特殊の社會的環境の裡に生起しつつある地域別人口現象の觀察こそ愈、必須の重要性を持つに至つたと云はねばならぬ。

地域別人口現象、就中其の人口動態を觀察するに當つて極めて重要な問題の**一**は、各地域が其の人口の體性及年齢別構成を異にするといふことである。例へば農村に於ては青壯年人口の割合が少く、都市に於ては反對に之が多い。そこで各地域の人口自然動態、即ち増殖力を相互に比較する爲には先づ體性及年齢別構成の差異を除去するの必要が生ずる。其の爲には種々の方法があるが、其の一つとして特定の正常なる體性及年齢別人口

構成を持つ人口、即ち標準人口を假定し、各地域の出生及死亡が此の標準人口に就いて發生したる場合を考察すれば、各地域の持つ上記の特殊の人口構成を除去した人口動態を求めることが出来る。此の方法が所謂標準化の方法である。標準化の方法には種々缺點がある。缺點はあるが、方法が比較的簡單であり、資料も人口動態統計と國勢調査報告とさへあれば殆んど間に合ふのであり、一應の地域間の比較、又其の時間的比較も可能であるから、試みに昭和一〇年に就いて標準化動態率を算定し、既往の國勢調査年次につき算定したるものと併せて取敢えず其の結果表を掲げて參考に供する次第である。

## 二

標準化の方法には直接法と間接法とがある(註)。

(註) 館 稔 我が國社會保健状態に關する一つの人口統計學的指標——雜

誌人口問題、第一卷、第三號、昭、一一、四。

(註) 館 稔 我が國地方別人口増殖力に關する人口統計學的考察(上)

(下)——雜誌人口問題、第一卷、第四號、昭、一一、二二、及第二卷、第一號

昭、一一、六。

直接法とは各地域の特殊出生率及特殊死亡率を標準人口に適用して出生率及死亡率を標準化する方法であり、間接法とは直接法に對する簡便法であつて、標準人口の特殊出生率及死亡率を各地域の人口構成に乗じて其の夫々の合計を各地域の人口總數を以て除し、所謂指標率、即ち標準人口の特殊出生率及死亡率が各地域の人口につき發生したりとする場合の出生率及死亡率を算定し、夫々標準人口の出生率及死亡率との比を求め、之を補整係數として各地域の普通出生率及死亡率に乘じて之を補整する方法であ

る。間接法は簡便法であるが、直接法に比し計算が頗る簡單であり、直接法の結果とさしたる相異もないから、本稿に於ては間接法を採つた。

今、數式を以て簡單に其の方法を示せば以下の如くである。

(一) 標準化出生率

$H_s$  = 標準人口妊孕年齢  $x$  歳の有配偶女子の特殊出生率

$P_s$  = 比較せんとする地域の妊孕年齢  $x$  歳の有配偶女子人口

$P_s$  = 比較せんとする地域の總人口

よつて

$$\text{指標出生率} = \frac{\sum P_x R_x}{P_s}$$

$$\text{標準化係數} = \text{標準出生率} \div \frac{\sum P_x R_x}{P_s}$$

標準化出生率 = 各地域の普通出生率  $\times$  標準化係數

(二) 標準化死亡率

$P_s$  = 標準人口に於ける  $x$  歳の人口

$P_s$  = 各地域の人口に於ける  $x$  歳の人口

$Q_s$  = 標準人口に於ける  $x$  歳の特殊死亡率

よつて

第一表 道府縣別及市部郡部別標準化出生、死亡、自然増加率 (昭和一〇年、昭和五年、大正一四年、大正九年) (人口千ニ付)

道府縣	出生率				死亡率				自然増加率			
	昭和一〇年	昭和五年	大正一四年	大正九年	昭和一〇年	昭和五年	大正一四年	大正九年	昭和一〇年	昭和五年	大正一四年	大正九年
總數	11.40	11.28	11.21	11.26	14.01	12.11	11.31	11.31	16.26	14.14	14.74	10.24
市	12.36	12.67	12.39	12.00	17.00	18.75	21.79	21.79	9.36	6.92	5.60	11.38
部	10.03	10.05	10.05	10.05	17.03	17.96	19.83	19.83	24.96	23.00	18.09	13.09

標準化死亡率 =  $\frac{\sum (P_x \times Q_x)}{\sum P_x}$

標準化係數 =  $\frac{\sum (P_x \times Q_x)}{\sum P_x} \div \frac{\sum (P_x \times Q_s)}{\sum P_x}$

標準化死亡率 = 各地域の普通死亡率  $\times$  標準化係數

尙本稿に於ては、比較的正常的と認められるので、大正一四年國勢調査人口を標準人口とした。

三

今、計算の結果を示して、僅かに備考の程度に若干の説明を加ふれば以下の如くである。

(1) 全國

(イ) 出生率

大正九年以來低下の傾向を示して昭和五年に至り、昭和五年は大正九年に比し七・四%の低下を示してゐるが、昭和一〇年に於ては昭和五年に比し、僅かに一・二%の恢復を見せてゐる。



北海道	三八〇九	三七九三	三七九七	三七七一	一七一〇	一八三一	一九八三	二二六三	二〇九九	一九六一	一八二四	一四〇八
青森	四〇三二	三九五九	三九五三	四二二九	一九二五	二二六九	二二五九	二九四〇	二二〇七	一六九〇	一五九四	二二八九
岩手	三七三五	三六五八	三六一六	三七九三	一七九五	二〇〇三	二二二九	二四八九	一九四〇	一六五五	一四八七	一三〇四
宮城	三九・九三	三九・〇七	四〇・〇九	四〇・八九	一七〇八	一八六四	二〇〇七	二六二八	二二・八五	二〇四三	二〇〇二	一四六一
秋田	三八・九一	三八・八二	三七・三三	三八・五一	一九七五	二一三五	二二・九二	二七二六	一九一六	一七・四七	一三・三〇	一一三五
山形	四〇・五五	四一・一三	三九・九三	四一・一〇	一八八三	二〇六一	二二・八六	二八三一	二二・七二	二〇五二	一八〇七	一一七九
福島	三九・五五	三八・六九	三七・八九	三八・一七	一六七一	一八〇三	一九六〇	二六三四	二二・八四	二〇六六	一八二九	一一八三
茨城	四〇・一一	三七・五七	三七・六九	三八・七二	一六六八	一六九七	二〇七〇	二五〇八	二二・四三	二〇六〇	一六九九	一三・四
栃木	四一・〇三	四〇・〇七	四〇・二九	四〇・一五	一六三八	一七二七	一九七四	二四三四	二四・六五	二二・八〇	二〇・六〇	一三・四
群馬	四一・三八	四一・一一	四一・六三	四三・六四	一六六八	一七八一	二二・四二	二五二六	二四・七〇	二二・三〇	二〇・一一	一八・三八
千葉	四一・五三	三九・一七	四一・六二	四三・二二	一八〇九	一八七四	二二・九〇	二七六八	二二・四四	二二・四四	二〇・四三	一九七二
東京	三六・六三	三五・〇八	三七・四一	三七・三八	一七七三	一八八八	二〇・八八	二六八〇	一八・九〇	一六二〇	一六五三	一〇・五八
神奈川	二七・八九	二六・七八	二九・四一	二八・六四	一五・三二	一六三六	二〇・五四	二八・一八	一一・六七	一〇・四二	八八七	〇・四六
新潟	三一・九五	三一・一五	三五・三一	三三・六二	一六・三五	一六・五八	二〇・三七	二五・三六	一五・六〇	一四・五七	一四・九四	八・二六
富山	四〇・八八	四一・〇三	四〇・八九	四一・二四	一七・九三	一九八九	二二・八一	二七七八	二二・九五	二二・一四	一九〇八	一三・四六
石川	三二・二五	三二・五〇	三五・九七	三七・七八	二二・三〇	二二・〇二	二二・七四	二八・六〇	一〇・七六	一〇・九九	一一・三三	九・三三
福井	三三・三八	三三・七二	三六・五五	四〇・四七	二〇・四五	二二・三七	二二・四二	二七・八五	八・七一	一一・四二	一一・四二	一一・二六
山梨	四二・八六	四一・三三	四四・三七	四二・九一	一六・四八	一六・三九	一八・八二	二五・二四	二六・三八	二四・九四	二五・五五	一七・六七
長野	三八・二九	三八・六九	三八・二九	四〇・三三	一五・七九	一六・五一	一八・八九	二二・八五	二二・五〇	二二・一八	一九・四〇	一六・三八
岐阜	三六・六六	三八・〇二	三九・一一	四一・六四	一七・四〇	一八八八	二〇・四二	二五・二五	一九二六	一九・一四	一八・七〇	一六・三九
静岡	三六・九九	三六・一八	三八・三五	三七・〇三	一六・二八	一七一四	一九・三〇	二二・九四	二〇・七一	一九・〇四	一九・〇五	一三・〇九
愛知	三二・二三	三三・〇五	三四・九二	三八・二四	一六・〇八	一七六二	二〇・九八	二六・四八	一六・二五	一五・四三	一三・九四	一一・七六
三重	三五・六四	三六・三四	三七・六七	三八・六三	一七・五三	一八一一	二二・九〇	二七・四八	一八・一一	一七・〇〇	一五・七七	一一・九六
滋賀	三四・六四	三五・五五	三七・三四	四〇・三八	一七・六九	一八五五	二二・五四	二七・四八	一六・九五	一七・〇〇	一五・八〇	一一・九〇
京都	二六・八六	二七・三八	三〇・〇八	三二・六六	一六・五九	一八五八	二二・〇六	二八・六五	一〇・二七	八・八〇	九・〇二	四・〇一
大阪	二二・九七	二三・八七	二五・三〇	二八・九八	一七・二六	一八三三	二三・六八	三三・〇一	一五・七一	五・五四	二・六二	(一)三・〇三
兵庫	二七・五二	二八・〇二	二九・五九	三一・一四	一六・八八	一七六五	二〇・〇四	二八・四五	一〇・六四	一〇・三七	九・五五	三・六九
奈良	三一・〇四	三二・二六	三四・七三	三八・八六	一九・一八	一八四四	二二・一八	二六・九六	一一・八六	一三・八二	一三・五五	一一・九〇

大正九年・大正一四年  
昭和五年・昭和一〇年  
道府縣別及市郡別標準化出生率、死亡率及自然增加率

和歌山	鳥取	島根	岡山	廣島	山口	德島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿兒島	沖繩
三〇・四九	三二・五六	三五・〇〇	二九・六一	三〇・七一	三〇・二〇	三五・八三	三四・九七	三六・三七	三〇・一八	三〇・九六	三八・九五	三六・〇九	三七・六九	三五・九九	三七・八〇	四一・四九	三二・六三
三一・九七	三一・一八	三一・四一	二九・二九	三〇・八〇	二九・三九	三五・七二	三四・八三	三五・五四	二九・四九	二九・一五	三六・五八	三三・八九	三六・四〇	三四・二四	三四・八二	三八・五四	二七・八九
三四・一三	三三・五八	三二・七〇	三〇・一二	三三・六四	三一・六八	三七・三七	三六・四五	三六・三九	三一・八七	三一・二一	三八・七〇	三四・八二	三七・〇三	三五・七八	三四・四一	三九・三三	二七・八一
三七・八〇	三三・九一	三一・七九	三一・九二	三五・一五	三一・〇九	四〇・六八	四二・三二	三七・五八	三二・一三	三〇・八九	三七・七五	三五・〇二	三七・一五	三五・九一	三四・一五	三七・〇〇	二四・九二
一七・三四	一六・三八	一七・七五	一六・四三	一六・〇九	一七・三五	一七・三一	一六・六七	一五・九六	一六・四〇	一七・六七	一八・一二	一六・四八	一六・一三	一八・〇六	一五・八五	一五・七五	一五・三二
一六・七三	一七・二九	二〇・六四	一六・五六	一七・〇三	一八・二八	一六・七五	一七・七六	一六・八五	一六・三六	一九・三九	二一・〇二	一七・七四	一七・四六	一八・六七	一七・二五	一六・六五	一五・六一
一八・六六	一七・七六	一九・六八	一七・六四	一九・五一	一八・三〇	一九・五五	一九・二八	一八・一四	一八・八一	二一・〇一	一九・八七	一八・四三	一八・四三	一八・九二	一六・五五	一六・九九	一九・〇一
二一・六一	二一・三二	二二・四〇	二二・九六	二四・九九	二二・一八	二六・八八	二五・四七	二二・三六	二二・六五	二七・五八	二四・九九	二二・〇七	二二・〇七	二四・六七	一九・〇九	一九・三二	二二・八二
一三・一五	一六・一八	一七・二五	一三・一八	一四・六二	一八・五二	一八・五二	一八・三〇	二〇・四一	一三・七八	一三・二九	二〇・八三	一九・六一	二一・五六	一七・九三	二二・九五	二五・七四	一七・三一
一五・二四	一四・八九	一〇・七七	一二・七三	一三・七七	一一・一一	一八・九七	一七・〇七	一八・六九	一三・一三	九・七六	一五・五六	一六・一五	一八・九四	一五・五七	一七・五七	二二・八九	一一・二八
一五・四七	一五・八二	一三・〇二	一二・四八	一四・一三	一三・三八	一七・八二	一七・一七	一八・二五	一三・〇六	一〇・二〇	一八・八三	一八・〇一	一八・六〇	一六・八六	一七・八六	二二・三四	八・八〇
一六・一九	一二・六九	九・三九	八・九六	一〇・一六	八・九一	一三・八〇	一六・八五	一四・二三	九・四八	三・三一	一二・七六	一二・四一	一五・〇八	一一・二四	一五・〇六	一七・六八	二・一〇

第二表 道府縣別標準化出生、死亡、自然增加率

順位表 (昭和一〇年)

出生率	死亡率	自然增加率	出生率	死亡率	自然增加率
順位道府縣	順位道府縣	順位道府縣	順位道府縣	順位道府縣	順位道府縣
一山梨	一石川	一山梨	七山形	七山形	七新潟
二埼玉	二富山	二鹿兒島	八青森	八佐賀	八宮城
三鹿兒島	三福井	三群馬	九茨城	九埼玉	九福島
四群馬	四秋田	四栃木	一〇宮城	一〇大分	一〇長野
五栃木	五青森	五埼玉	一一福島	一一岩手	一一宮崎
六新潟	六奈良	六茨城	一二佐賀	一二新潟	一二山形
四・八八	四・三三	二・四三	一三秋田	一三島根	一三熊本
四・三六	四・四九	二・七〇	一四長野	一四千葉	一四青森
四・五三	二・三〇	二・五七	四〇・五五	一八・八三	二・三五
二・八六	二・三四	二・六八	四〇・三二	一八・二二	二・三五
二・八六	二・三〇	二・五七	四〇・二一	一八・〇九	二・三五
二・四九	二・四五	二・七〇	三九・九五	一七・九五	二・三五
四・三八	一九・七五	二・四六	三九・九五	一七・九五	二・三五
四・〇三	一九・三五	二・四四	三八・九一	一七・七五	二・三五
四・八八	一九・一八	二・三四	三八・二九	一七・七三	二・二七

一五 北海道	三八・〇九	一五 滋賀	一七・六九	一五 北海道	二〇・九九
一六 宮崎	三七・八〇	一六 福岡	一七・六七	一六 佐賀	二〇・八三
一七 熊本	三七・六九	一七 三重	一七・五三	一七 靜岡	二〇・二一
一八 岩手	三七・三五	一八 岐阜	一七・四〇	一八 愛媛	二〇・四一
一九 靜岡	三六・九九	一九 山口	一七・三五	一九 長崎	一九・六一
二〇 岐阜	三六・六六	二〇 和歌山	一七・三四	二〇 岩手	一九・四〇
二一 千葉	三六・六三	二一 徳島	一七・三一	二一 岐阜	一九・三六
二二 愛媛	三六・三七	二二 大阪	一七・二六	二二 秋田	一九・二六
二三 長崎	三六・〇九	二三 北海道	一七・一〇	二三 千葉	一八・九〇
二四 大分	三五・九九	二四 宮城	一七・〇八	二四 徳島	一八・五二
二五 徳島	三五・八三	全 國	一七・〇二	二五 香川	一八・三〇
二六 三重	三五・六四	二五 兵庫	一六・八八	二六 三重	一八・一一
二七 島根	三五・〇〇	二六 福島	一六・七一	二七 大分	一七・九三
二八 香川	三四・九七	二七 茨城	一六・六八	二八 沖繩	一七・三一
二九 滋賀	三四・六四	群 馬	一六・六八	二九 島根	一七・二五
全 國	三三・七〇	二九 香川	一六・六七	三〇 滋賀	一六・九五
三〇 沖繩	三三・六三	三〇 京都	一六・五九	全 國	一六・六八
三一 鳥取	三三・五六	三 山	一六・四八	三一 鳥取	一六・一八
三二 福井	三三・三八	長 崎	一六・四八	三二 愛知	一六・一五
三三 愛知	三三・三三	三三 岡山	一六・四三	三三 神奈川	一五・六〇
三四 富山	三三・〇六	三四 高知	一六・四〇	三四 廣島	一四・六二
三五 神奈川	三一・九五	三 島	一六・三八	三五 高知	一三・七六
三六 石川	三一・三五	三 木	一六・三八	三六 福岡	一三・三九
三七 奈良	三一・〇四	三 神奈川	一六・三五	三七 岡山	一三・一八
三八 福岡	三〇・九六	三八 靜岡	一六・二八	三八 和歌山	一三・一五
三九 廣島	三〇・七一	三九 熊本	一六・二三	三九 山口	一二・八五
四〇 和歌山	三〇・四九	四〇 廣島	一六・〇九	四〇 東京	一二・六七
四一 山口	三〇・二〇	四一 愛知	一六・〇八	四一 福井	一一・九三

大正九年・大正十四年 道府縣別及市郡別標準化出生率、死亡率及自然増加率  
昭和五年・昭和十一年

四二 高知	三〇・二八	四二 愛媛	一五・九六	四二 奈良	一一・八六
四三 岡山	二九・六一	四三 宮崎	一五・八五	四三 富山	一〇・七六
四四 東京	二七・八九	四四 長野	一五・七九	四四 兵庫	一〇・六四
四五 兵庫	二七・五二	四五 鹿兒島	一五・七五	四五 京都	一〇・二七
四六 京都	二六・八六	四六 沖繩	一五・三三	四六 石川	八・七一
四七 大阪	三三・九七	四七 東京	一五・三三	四七 大阪	五・七一

(ロ) 死亡率

大正九年(第二次流行性感胃の流行)以來顯著な低下を示し、昭和五年に於ては大正一四年に比し一〇・六%の減少を示してゐるが、昭和一〇年は同五年に比し更に六・一%の低下を見せてゐる。

(ハ) 自然増加率

出生率の低下よりも死亡率の低下が著しかつた爲に、流行性感胃の影響を受けてゐる大正九年を除いて、大正一四年以來、自然増加率は僅か宛増加を示してゐる。大正一四年に比し昭和五年は三・五%の増、昭和一〇年には同五年に比し一〇%の増加を見せてゐる。昭和一〇年に稍著しき増加を示してゐるのは云ふ迄もなく、出生率の恢復と死亡率の低下とが競合したからである。

(2) 市郡部別

(イ) 出生率

各年次共に市部の出生率が郡部のそれに比し著しく低いことは明瞭である。市部に於ては、大正九年に比し大正一四年に僅かに増加を見せてゐるが、昭和五年には六・三%の低下を示してゐる。此の間郡部に於ては各年次共約三%の低下を見せてゐるが、傾向として出生率の低下は市部に著しく郡部に於て緩慢である。昭和一〇年には市郡部共

に恢復を見せてゐるが、市部の増加割合一・七％に對し郡部のそれは一一％の著しきに達してゐる。かくて市部の出生率は其の郡部に對する相對的地位を漸次低下せしめてゐる。即ち、大正一四年に市部出生率は郡部のその七四％を示してゐたが、昭和五年には七一％、昭和一〇年には六六％になつてゐる。即ち、市部及郡部の出生率は益々其の懸隔を廣める傾向に在る。

(ロ) 死亡率

從來一般に、普通死亡率を以て比較すれば郡部の死亡率は市部に比して明かに低い(註)。標準化すれば全く逆になつて市部に比して郡部は低くなる。市部に於ては、昭和五年は大正一四年に比し一四％、昭和一〇年は同五年に比し九％といふ顯著なる低下を示し全國の死亡率低下の速度よりも一層著しきを見せてゐる。然るに郡部に於ては、昭和五年は大正一四年に比し一〇％、昭和一〇年は同五年に比し五％の低下であつて、遂に極めて僅かながら市部よりも高くなつてゐる。要するに死亡率低下は市郡共通の現象ではあるが、從來市部に比し低位を保つて來た郡部の死亡率が、其の低下の速度に於て市部に劣る爲に、遂に昭和一〇年に至つて市郡の差を喪つてしまつたといふことは頗る注目すべき現象であると云はねばならぬ。

(註) 普通死亡率

	昭和一〇年	昭和五年	大正一四年	大正九年
市部	一四・七四%	一六・四六%	一八・八六%	二四・二二%
郡部	一七・七八%	一八・七一%	一〇・六六%	二五・七一%

(ハ) 自然増加率

各年次共に市部郡部間に著しき懸隔が存在する。昭和五年に至る迄

は、死亡率低下の急なる爲、市郡共に自然増加を擴大した。昭和五年同一〇年の間に於ては之に出生率の恢復が競合して此の傾向は特に顯著である。市部に就いては、大正一四年を一〇〇とする指數は、昭和五年及一〇年に於て夫々一二三・六、一六七・一であるが、郡部に於ては一〇四・四、一三二・七であつて、市部の自然増加率の上昇は到底郡部の比ではない。云ふ迄もなくそれは市部に於ける死亡率の著しき低下によるものである。かくて市郡自然増加率の懸隔は若干縮少せられて來た。即ち、郡部の自然増加率に對する市部のその地位は、大正一四年には三三％、昭和五年には三八％、それが昭和一〇年に於ては四一％を示してゐる。

(3) 道府縣別

(イ) 出生率

昭和一〇年に就いて見れば、第二表の如く、山梨は全國の水準よりも二七％の高位を示して第一位に居り、埼玉、鹿兒島、群馬、栃木、新潟、山形、青森、茨城、宮城等此の順位を以て高率地域に屬してゐる。大阪は全國の水準に比し、三二％の低位にして全國最低を示してゐる。京都、兵庫、東京、岡山、高知、山口、和歌山、廣島、福岡等は此の順位を以て低率地域に屬してゐる。一般に都市的な地域に低く、農村的地域に高いことは云ふ迄もないが、其の分布は北海道、東北地方、東京府及神奈川県を除く關東地方、西南九州、四國北半に高く、之に反して近畿、中國、北九州は顯著に低い。

次に大正九年―昭和五年間の變化を見れば、全國の出生率低下よりも著しき度合を以て低下を示してゐる地域は、大阪、京都、兵庫、奈良、和歌山、滋賀を中心とする近畿地方、廣島、山口、岡山の山陽三縣、徳島、

香川、高知の四國三縣、富山、石川、福井の北陸三縣及埼玉、岐阜兩縣である。昭和五年—同一〇年の間に於ては、三二府縣が出生率を恢復してゐるが、其の中全國以上の恢復を示してゐるものは二三府縣に達してゐる。而して出生率の恢復は東北地方、關東地方、山陰地方、四國及九州に見られる。就中出生率恢復の顯著なる地域は沖繩、島根、宮崎、鹿兒島、茨城、佐賀、長崎、福岡、埼玉等の諸縣である。此の間に於ても依然として出生率の低下を辿つてゐる地域は和歌山を筆頭として福井、石川、奈良、大阪、岐阜、富山、滋賀等の諸縣であつて、先に掲げた從來出生率低下の著しかつた地域に屬してゐることは注意を要する。

(ロ) 死亡率

昭和一〇年に就いて見れば、第二表の如く、石川は全國の水準よりも三二%の高位を示して第一位を占め、富山、福井、秋田、青森、奈良、山形、佐賀、埼玉、大分等此の順位を以て高率地域に屬してゐる。東京は全國の水準に比し、一一%の低位を示し全國最低であつて、沖繩、鹿兒島、長野、宮崎、愛媛、愛知、廣島等何れも低率地域に屬してゐる。一般に日本海岸に高く、太平洋岸に低いか、高率地域は數個のブロックをなしてゐる。即ち、石川、富山、福井の北陸三縣、秋田、青森、山形の東北三縣等之である。

次に大正一四年—昭和五年間に於ける死亡率改善の跡を見れば、其の特に顯著なる地域は、群馬、茨城、東京、神奈川、長野、愛知、大阪であり、之に反して改善の跡を認め得ないものは北海道、岩手、富山、石川、福井、兵庫、奈良、島根、岡山、山口、香川、愛媛、佐賀、長崎、大分、宮崎である。此等の地域には二つの種類がある。一は當

初から死亡率著しく低く改善の跡顯著ならざるものと當初から極めて高く、然も改善の跡を認め難きものとである。香川、愛媛等は前者に屬し、北陸、山陰地方等は後者に屬する。昭和五年—同一〇年の間に於ては、奈良、和歌山、徳島、山梨及高知の五縣が上昇を示せるの外は何れも低下を見せてゐる。其の中全國以上の低下を示してゐるものは二〇府縣に達してゐる。就中死亡率改善の顯著なる地域は青森、島根、佐賀、京都、岩手、新潟等の府縣である。島根を除けば、從來死亡率の高く且つ改善の跡顯著ならざりし地域に依然として改善を認め難きことは大いに注目を要すると云はねばならぬ。

(ハ) 自然増加率

昭和一〇年に就いて見れば、第二表の如く、自然増加率の分布は著しく廣い幅を持つてゐる。山梨は全國の水準よりも五八%の高位を示して全國第一位を占め、鹿兒島、群馬、栃木、埼玉、茨城、新潟、宮城、福島、長野等諸縣は此の順位を以て高率地域に屬してゐる。大阪は全國の増加率の僅かに三四%に過ぎず、全國最低にして、石川、京都、兵庫、富山、奈良、福井、東京、山口等の府縣は此の順位を以て低率地域に屬してゐる。都市的な府縣は一般に低率であるが、東京府及神奈川縣を除く關東地方、東北地方、北海道、大部分の中部地方は極めて高率を示し、之に反して近畿及中國地方は低率である。自然増加率高き地域には種々の型がある。(イ)出生率極めて高く死亡率相當低きものとして山梨、鹿兒島二縣を擧げることが出来る。(ロ)出生率相當高く死亡率著しく低きものとして、長野及栃木があり、(ハ)出生率高く死亡率中等なるものとして群馬、茨城、宮城、福島等を數ふることが出来る。(ニ)死亡率高きも出生率亦高きものとして、新潟及埼

玉がある。自然増加率低き地域にも種々の型があるが、(イ)死亡率著しく低きも出生率亦低きものに東京があり、(ロ)出生率極めて低くして死亡率中等なるものに大阪、京都、兵庫、山口等がある。(ハ)出生率低く且つ死亡率の著しく高きものに石川、奈良があり、(ニ)出生率は中等なるも死亡率の著しく高きものとして富山、福井を挙げることが出来る。

次に大正一四年—昭和五年間の變化を見れば、全国の上昇度に比し特に著しき増加を示してゐる地域は大阪、沖繩、秋田、茨城、東京、三重、群馬、長野、山形、福島、岩手、栃木、新潟、愛知等の府縣である。此等の諸縣の増加率増大の大部分共通の要因は死亡率の急速度の低下である。之に對して沖繩、秋田、山形、福島、岩手等の諸縣は死亡率の減少もないではないが、主として出生率の増大による特例をなしてゐる。増加率減退の特に著しき地域は島根、佐賀、山口、福井、富山、石川等の諸縣であつて概ね出生率の減退と死亡率の停滞とに依るものと云ふことが出来る。昭和五年—同一〇年間の變化を見れば、奈良、和歌山、石川、徳島、富山、三重、滋賀の七縣が減退を示してゐるの外は何れも増大を見せてゐるが、其中全国以上の増加を示してゐるものは一九縣を數へることが出来る。而して増加率上昇の顯著なる地域は九州一圓及東北地方である。就中増加率上昇の顯著なる地域は島根、沖繩、福岡、佐賀、宮崎、青森、東京、長崎、鹿兒島、岩手、等の府縣である。其中、(イ)出生率の恢復著しく死亡率の改善又顯著なるものに、島根、福岡、佐賀、宮崎、鹿兒島があり、(ロ)死亡率の改善しかく著しからざるも、出生率の恢復見るべきものあるは、沖繩、東京、長崎であり、(ハ)出生率恢復しかく顯著ならざるも死亡

率の改善著しきものは、青森、岩手の二縣である。一般に九州地方は(イ)の型であり、東北地方は(ハ)の型に屬する。増加率減退の特に著しき地域は奈良、和歌山、石川、徳島、富山等の諸縣であつて、(イ)出生率低下し死亡率の上昇を示すものに奈良、和歌山があるが、最近五箇年間に於ける奈良及和歌山兩縣の人口動態に惡化が認めらるることは注意を要する。(ロ)死亡率低下を示せるも出生率が一層低下したるものに石川、富山兩縣があり、(ハ)出生率極めて僅かに上昇したるも死亡率の一層増加したるものに徳島縣がある。

以上は極めて簡單且つ形式的なる結果の説明に過ぎないのであるが、仔細に之を考察すれば、人口問題研究上幾多の重大なる問題を包蔵してゐると云はねばならぬ。

## 佛國家族法典

編者(北岡)序言

佛國は出生率低下に於て他の歐洲諸國に魁したる國で、従つて出生率増加政策に於ても他に魁し、家族手當始め各種の手厚き制度を有して居たのであるが、昨一九三九年七月二十九日公布せられた家族法典(Code de la Famille)は正にその頂點に達し、出生奨励のため考へ得べき凡ての事項を網羅したるやの感がある、本法は一九四〇年初めより施行せられる筈で、その實績は未だ知る由もないが、左に(一)本法公布に當り總理大臣より大統領宛に提出したる報告の形に於て本法の立法理由及内容の概要を説明したるもの、及び(二)本法の解説概要を掲げる。何れも主として佛國官報よりの譯出で、井出海南夫の執筆になるものである。

## 一 家族法典に關する大統領への報告

大統領閣下

數世期に互る佛蘭西の偉大さに就ては、何人と雖も疑を挿まない所でありまして、之は其の廣大なる版圖と良く均衡を得た富とに依りますると同時に、國民が知的、肉體的、道德的に抽んじたるに依るものであります。

佛蘭西の地は、其の天賦の才能を以て他の羨望の的である國民を有して居ります。此の國民は相承け相繼いで、代々、祖國に農業者、商業者、工業者、軍人、學者を絶ゆることなく多數に供給し、以て佛蘭西をして、強力な、幸福な、自由の國土たらしめたのであります。其の國民の子孫も亦、或は國內に在つて益、之を他に優越せるものたらしめ、或は海外に渡り、彼の地の人々をして其の文明の餘澤に浴せしめたのであります。

とは言へ、佛蘭西程、前世期の技術的發達、社會的變革、經濟的混亂が幸福と不幸とを齎した國は、不幸にして他に例を見ないのであります。佛蘭西は他の國々と同じく、世界の面目を改むるが如き科學的發見の利益を享受して参りました。そして、其の結果たる物質的安泰は他の何處に於けるよりも國の隅々にまで平等に及び、階級の如何を問はず、全國民の間に普く行き渡つたのであります。

斯かる幸福なる地位を其の子孫にまで及ぼさうと言ふ念願が、佛蘭西人をして、子供の多いのを厭はしめるに至つたのであります。新しい富源の開拓に送出すやう、國民を鼓舞して、多數の子供を産ましめずして、却つて、其の子に自己の遺産の全部を相続せしめる爲め、子供の數を減少せしめるに至つたのであります。此の寒心すべき傾向は良く其の數字の示す所

あります。即ち、五十年前に於ける佛蘭西の出産數は年約六十萬人、つまり、人口千人に付き三十五人の割合でありました。然るに、現在では其の半數以下に減少し、人口千人に付き十四人といふ出生率になつて居ります。斯くて、一九三五年以降、出生率は死亡率よりも却つて低く、年々、佛蘭西の人口は約三五、〇〇〇人の減少を示して居る有様であります。近年まで歐洲第一の人口を有して居た佛蘭西は、現在では歐羅巴に於ける其の領土の全部を入れましても、尙第五位でありまして、人口密度の點より之を見ますと更に低位に在るのであります。

言ふまでもなく、我々は之に關し、數百萬男子の生命と健康とを奪去つた一九一四年乃至一九一八年の大戦の結果を大に感じて居ります。然しながら、此の人口減少の狀況からして、我々は必然的に次の問題に思ひを致さなければならぬのであります。佛蘭西に於ける出生率の低下から生ずる無數の結果のうち、先づ第一に考慮すべきは外患の重壓であります。人口の増加に依つて野望に拍車をかけられた國民が、我が母國及び植民地の國境に加へ來る威嚇に對し、勞働人口や戰鬪人口が減少の傾向に在る國家は如何にして對應して行けませうか？兵力と經濟力とは衰へて行く虞があります。そして、國家は徐々に滅亡に近づいて行きます。而して、反對に税の負擔は益々重くなつて行きます。社會的義務や救濟義務の重荷は益々國民の肩に重く感ぜられて來ます。産業は徐々に資金の缺乏を來し、放棄するの止むなきに至るでありませうし、田畠は荒地と化して仕舞ふでありませう。海外への發展力は失はれ、國外に於ける我が國の知的、技術的威信は地を拂ふに至るでありませう。

出生率の低下に依り、我が國は斯かる悲惨な目に會はなければならぬのであります。斯くも重大なる結果を將來する人口の減少が佛蘭西人の本



心に發するものと瞬時たりとも考へますることは、佛蘭西精神を知らざる者と云へるでありませう。然しながら、我々は我國文明の基礎であり、我が同胞總ての遵奉する主義の擁護の爲め、速かに之を是正しなければならぬのであります。

然し、唯單に、口頭を以て人口増加の必要を説いた所で、一旦生じた人口の減少傾向を喰止め得ないことは、言ふ迄もありません。危機に當面して居る現在、佛蘭西の負ふ世紀の使命達成の爲め、生活の抑制を爲さざる如き者は佛蘭西人とは申されないのであります。然しながら、現代生活に於ける經濟的リズムが子供の多い家庭に對し、大なる犠牲を強要して居ることは、之を認めざるを得ませぬ。尙、其上に、今や、自發的たる自發的たらざるとを問はず、恐るべき宣傳は家族生活の破壊を企て、居るのであります。

従つて、公權力に於て、多數の子供を有する家族は之を物質的に支援すると同時に、精神的にも之を保護致しませぬならば、公權力は其の使命の遂行に缺くる所ありと言はざるを得ないのであります。而も、公權力の協力保護は、自由の旗の下に於てのみ榮える家庭の精神的獨立を毫も傷つけざるものと堅く信じて疑はぬものであります。

今回、家族に對する物質的援護の條件を定めるに當り、準據した根本的指導觀念は、高等人口委員會の答申及び各種の立法的、行政的經驗の結果であります。即ち、その指導觀念と申しますのは、(一)家族援護は階級の如何を問はず、之を總ての佛蘭西人に施すこと。(二)救護の實施に當つては、人口の増加に資し得る家族、即ち、三人以上の子供を有する家庭に特に厚くすること、の二つであります。

家族手当制度は、既に數年前より、尠くとも商工業關係の給料生活者に

對しては實施を見、好結果を收めて居るのであります。従つて、新組織の制定は必要なかつた位であります。

然しながら、従前は商工業關係の給料生活者竝に農業者及び農業關係の給料生活者を除いては、法の適用を受けて居らなかつたのであります。且、手当額の決定に付ても、商工業と農業とは根本的に相違し、更に、官公吏に對する家族手当の算定は、又此等と相違して居つたのであります。而かも、此等を除く他の職業に在つては、全く家族手当の支給を受けて居らなかつたのであります。そのみでなく、家族手当は子供一人に付き幾らと定つて居り、従つて、子供一人の家族も子供の多い家族に於ける長子に對する手当と同額を支給されて居つたのであります。今回、斯かる不合理を是正し、唯一人の子供を有する家族よりも多數の子供を有する家族を大に優遇しようと思へたのであります。

之に依り、今後、商工業關係の給料生活者、農業者、農業關係の給料生活者、獨立營業者、自由職業者は何れも家族手当を支給されますし、官公吏も商工業關係の給料生活者に比すると、居住地に依り或は有利であり或は不利ではあります。兎も角、他の家長同様に新法規の恩恵に浴し得ることとなりました。

家族手当の管理機關には變更を加へぬことと致しましたので、現在、商工業若くは農業關係の家族手当支給に當つて居ります各基金は、從來、委任されたと同一の役割を今後も果して行く譯であります。唯一ヶ所、多少の改正を見て居りますが、其れも單に、各種農業基金の活動に協力するを其の目的とする既設の縣農業賠償基金に、法的生命を賦與せんが爲めの改正であります。

其の他の職業に在つては、雇傭主の如く現存の基金に分擔金を納付する

か、或は又、獨立營業者の如く特別の基金を設置するか若くは既設の基金中に、別に係りを一つ新に設けるかするのであります。官公吏に在つては、本法に定むる家族手當は、國家若くは其の屬する他の公共團體 (collective) より、直接、之を受ける譯であります。

財政的組織、即ち、手當の額並に之に要する經費の分擔は、家庭生活に於ける經濟的負擔の平等といふ見地及び職業的、國民的連帶の觀念に基いて之を定めました。

家族手當の額は土地の生活狀態に應じて區別することゝ致しました。即ち、我々は家庭の物質的地位は住宅費及び食料費の高低に因つて左右されるものと考へ、此の見地より人口二千人以上の土地と其れ以下の土地、換言すれば都市と農村とに分ち、且、夫々に於ける家族手當は縣平均月給の何パーセントと定めることゝ致しました。

家族手當の支給率は累進して行きます。即ち、子供の數に應じて増加する譯であります。茲で注意しなければならぬのは、長子に對する家族手當が廢止されたことであります。長子の出産に對する援護は、今後、資本金の形式を以て、普通生活猶豫條件を満足せしめる新夫婦に對し、二回に分ち之を給與し、其の金額は家族手當と同一の基礎 (都市と農村との區別) に立つて、之を決定致します。此の長子出生賞與金は、長子の出生に依り財政的に非常な重壓を蒙る新夫婦に取つて、直接且つ有效な救護となり、彼等も時宜に適したることゝ歓迎することゝ思ひます。

人口二千人以上の土地、即ち、都市的若くは工業的性質を有し、婦人が家庭外に在つて勞働することの多い土地に於ては、一九三七年十一月十二日の命令を以て設置した家庭育児手當を強化した上で、繼續することゝ致しました。此の家庭育児手當は長子より支給することゝし、之に依り今後

母が家庭外に於て勞働し得ない爲めに蒙る損失を多少なりとも償ひ、以て家庭に留る母をして悔を残さしめまいとしたのであります。

子供は國家の最大の財産であります。従つて、各個人が其の養育費を分擔することは、至極當然のことであります。其處で、家族手當に充當すべき經費は、其の財源を分擔金の徴收に求めることゝし、分擔金の額は其の支拂ふ家族手當の額に應じて、各賠償基金に於て之を定めることゝ致しました。斯くて、子供の無い者も間接的に子供の多い家族の支出に参加する譯であります。

然しながら、斯かる場合、利害關係者の經濟的地位を考慮しない譯には參りませぬ。其れ故、給料生活者は従前通り家族手當を支給されるにも拘らず、分擔金は納めないであります。又、經濟的に甚だ困難なる農業者及び獨立營業者も亦、之と同じく、家族手當は支給されましても分擔金は納付致さなくても宜しいことになつて居ります。其の他、生活の裕かならざる農業者若くは獨立營業者に對しましては、國家に於て援助を與へる筈であります。即ち、農業者及び或る種の獨立營業者に對しましては、其の分擔金の三分ノ二を國家に於て負擔致すこととなつて居ります。

公共施設が其の職員の家族手當全額を負擔致しますことは申すまでも無い所であります。既に公布せられましたる法律の立前に依り、子供を有する地方公共團體 (collective locale) 職員を國民賠償の對象と致しますることは、從來より我々の考慮して居つた所でありまして、よく御了知のことゝ思ひます。

農業者に對して政府の示しましたる配慮は、農業特有の過重負擔の輕減のみを目的としたものではなく、佛蘭西に於ける傳統的平衡を、是非共維持しようとの深慮に出でたのであります。我が國は、もと、工業國と言は

人よりは寧ろ農業國であつたのであります。今日に於きましては、農業労働者と工業労働者とは略、其の数が同じであります。然るに、久しい以前より、農村に於ては、激勞なる上報いらるゝ所甚だ薄き農村を離れ、都市生活を享樂せんとすの機運が兆して居るのであります。斯かる職業の善惡に關する謬見は、不幸にして言葉を以て打破せんとしても、効果が無いのであります。茲に於て、左の二手段を講ずることゝ致したのであります。大に好結果を齎すものと期待して宜しからうと思ひます。

其の一は、新婚農業者に對する貸附金でありまして、之は、場合に依り始業資金をも有さざる若夫婦に貸與し、以て彼等を農耕に留まらしめるを目的として居るのであります。貸附金額は二千法以下とし、之を以て此等若夫婦は小農に必要な物品、家畜、農具を入手し得るであります。本貸附金の元利は十年々賦を以て償還することになつて居りますが、子供の出生毎に減額され、第五子の出生と共に其の金額が棒引されるのであります。斯くの如く、本貸附金は出産奨励と農業奨励とを兼ねたものであります。

其の二は給料延期契約制度でありまして、政府に於きましては第二のものに多大の期待をかけて居るのであります。

各子供の相續分の平等といふことは、民法に定める佛蘭西革命の根本原則の一であります。斯かる正當にして、且國民性と完全に合致致しまする觀念を、修正しようなどと言ふ意志は全く有して居りませぬ。然しながら、之は或る農民家族の場合、例へば父の手許に在つて農耕に従事し、家産の増殖に當つた子供の場合、彼が其の父の死に際し、自己の勞働の結晶たる耕地を、職を求めて近隣都市に赴いた兄弟姉妹と等分に分割相續するといふことは不當と言はざるを得ませぬ。

斯かる土地分配法を採用致しまするときは、耕地の減少を來す處があります。此の不便を回避せんが爲め、子供の數を制限し、一人以外に子供を産まないと言ふが如き農民家族を生ずる虞はないのでありませうや。若し、在りとすれば、之は佛蘭西國家に取つて洵に由々しき重大事と言はなければなりません。其處で今回、之を防止する爲め、農村に留り父の業たる農業に従事する子供は、共同財産中に含まれたる、遺産相續以前に當然彼に屬すべき一定の請負金額(Somme forfaitaire)を獲得したるものと看做すといふ、正當にして且國家の爲め有益な規定を設けることゝ致したのであります。

出産奨励に關する援護の恩惠には如何なる家族も、例外なく浴し得なければなりません。今回我々が、戸主が活動的人口に屬せざるのみならず、何等の資産をも有して居らない家族の爲め、既に一九一三年七月十四日の法律に規定せる救護方法に代ると共に、一九三五年十月三十日の命令に依る組織を繼承した救護を實施して行くことゝ致しましたのも右の立前に依るのであります。斯かる手當は、如何なる場合と雖も、家族手當の率以上であつてならないのであります。

斯く、佛蘭西人家族の利益の爲め、救護策を講じますことに依り、直ちに三人以上の子供を有する家族が、其の數を増加するものと期待致しますることも、強ち無理とは申されませぬ。

然しながら、如何に家族手當が支給されるとは言へ、其の必然的結果として直ちに國民が子供を欲するに至るとは申せないことを知らねばなりません。子供を産まんとすの心構ひは、其の大部分が良き道德的環境の下に生れ且生長するのであります。

公權力の家族への配慮は、確かに我が同胞をして子供を産ましめる刺戟

となるでありませう。然し、尙或る種の人達の如く、恥づべき手段に依り子供を産むことを回避することや、婦人をして悲しむべき不具、惡癖又は家庭生活より游離せしめるが如き不道德的慣習に陥らしむる偏見は、之が芟除に努める必要があるのであります。

其處で今回、母性保護對策を講ずること、致しました。先づ佛蘭西國內に猖獗を極める墮胎を撲滅すること、し、職業的墮胎者に對する刑罰を重く致しました。又、如何はしき産院の絶滅を期して居りますが、産院の開業經營に要する資格及衛生上の條件は條文に付て御覽ありたいと思ひます。又、縣營母子寮又は契約に依り縣と連絡を有し、且縣會の監督を受け公共施設的形式を有する私設機關たる母子寮を設置致します。母は其の妊娠中、之に入ることを得、又祕密の嚴守を要求することが出來ます。乳幼兒死亡率の低下を圖る爲めには、縣乳幼兒保護機關に關する一九三五年十月三十日の委任命令を強化する豫定であります。

養子縁組及び私生子の後見に關する民法の規定を修正し、以て兒童の保護を圖ること、致しましたが、此の改正に依り、養子、養親は共に合法的家族(Famille Legitime)と同一の權利、義務を賦與される譯であります。又、私生子後見の任を無頓著なる民事裁判所より適任者を以て組織する後見委員會に移管すること、致しましたが、之は必然的熱心さを以て後見に當らしめることを其の目的とするのであります。

以上の外、民族の將來に取つて同様に危険なる惡癖及び社會惡を抑壓する爲め、其の刑罰を重くすること、致しましたが、御贊同を得たいと思ひます。家庭の尊嚴に對する侮辱である猥褻なる出版物の取締の爲めには、如何なる重刑を科しても良いと信じます。麻酔劑の嚴重なる取締も我々の提議する所であります。アルコール中毒は其の因を不正粗惡なアルコールの

製造、消費に發することが主でありますを以て、之が防止の爲め、左の數種類の對策を講ずること、致しました。其の一は一九一五年十一月九日の酒類小賣店開業に關する法律規定の強化。其の二はアブサン及之に類する酒類の製造、販賣規定違反者に對する刑罰の強化。其の三は地酒製造を有効に取締る爲めの釀造規定の制定でありまして、地酒釀造者は請負制度と取締を受ける申告制度(declaration controls)との何れを選択しても宜しいことになつて居ります。

健全なる民族を作らんとする努力は、先づ之を學校に於て開始すべきであります。人口問題に關する教育—教育内容に關しては何れテキスト編纂の上、閣下の御一覽に供する光榮を有する筈であります—は少年少女をして人生に於て彼等の負ふ使命を反省せしめることでありませうし、中等學校に於ける醫療監督は傳染病や畸形を發見し、必ずや兒童の健康改善に寄與する所があるでありませう。

本計畫は、斯くも老大なるもの故、其の實施には十四億五千萬法に上る多額の經費を必要とするのであります。従つて、所要經費は課税に依つてのみ之を支辨し得るのであります。今回、政府の提案する税制は此の必要に基くものでありまするが、然し、本令全體の企圖する所を良く反影して居るのであります。

本税制は多數の子供を有する家族が佛蘭西の人口増加上に果した努力を考慮し、課税すること、なつて居ります。

斯かるが故に、登記に關しましても、三人以上の子供の共同相續財産に對しては、三人以上の子供を有する受遺者及び受贈者に對すると同様、現行のものよりも更に割引率を増加することが、是非とも必要と考へたのであります。従つて、尠くとも五人以上の子供を有する者は、十五萬法以下

の相續分に對しては、納税の必要がないのであります。

之に反して、尠くとも三十歳に達して居りながら、相續開始の時に於て未だ子供を有しない相續人に對しましては、特別附加税の形式に依る補助税を賦課することが公平なりと考へたのであります。

我々の提議する直接税に關する改正も亦、社會的負擔の均衡といふ考から出發したのであります。從來に於ては、三十歳以上にして、尙獨身なる者及び子供を有せざる夫婦に對しては、一般所得税を増徴して居つたのであります。が、今回、之に代ふるに家族賠償税を以てすることとし、其の適用範圍も極めて擴張され、其の能率は一層實質的となつたのであります。

次に間接税でありますが、之はアルコール中毒の防止をも兼ねたものであります。閣下の御承認を得んとする本令の規定に於ては、純酒精百リットルに付ての税を引上げ、又、酒類製造に付ても從來よりも酒精分を減じ、以て害惡の輕減を期して居る次第であります。

今回、閣下の御承認を得んが爲め提出致しまする命令の完全無缺ならざることには申すまでもありません。尙、之には重要規定が缺けて居るのであります。即ち、外國人規定が缺けて居るのであります。又住宅に關しても何等觸れて居りませぬ。元來、此の住宅問題は、家族生活及び個人の肉體的、精神的健康に絶對缺くことの出来ない要素でありまして、之に關しては、既に數週間前、全國經濟會議(Conseil national économique)より興味ある結論を提出して居るのであります。此の缺陷は、高等人口問題委員會(Haut comité de la population)の協力を得ました上、近き將來に於て補填する考へであります。

然しながら、今や佛蘭西に於ては家族政策が講ぜられ始めたと申せるの

であります。出産率の増加が、單なる法規の制定のみを以てしては、到底望み得ないことは申すまでもありません。然し、今回提案の法規が堅固なる支柱となり、茲に家族は爛漫たる花を開くことが出来るのであります。多數の子供を有する家族を創造するものは個人であります。我國の如く自由に陶酔する國に在つては、強制に依らずとも數多の善意が國土上に於て相協力し、熱誠を以て國家に福祉を齎す事業の遂行に當るであらうことは、我等の毫も疑はざる所であります。

大統領閣下、願はくは我等の深甚なる敬意を嘉納せられんことを。

内閣總理大臣兼陸軍大臣  
ダラヂェ  
各大臣副署

## 二 家族法典解説

### 目次

- 第一 家族補助
  - 一 長子出産賞與金
  - 二 家族手當
  - 三 家庭育児手當
  - 四 農民家族手當
  - 五 雇傭主及獨立營業者の家族手當
  - 六 官公吏の家族手當
  - 七 農民結婚賞與金及農民家族労働者に對する特殊保護
  - 八 家族扶助
- 第二 家族の保護
  - 一 母性の保護
  - (イ) 墮胎の取締

- (ロ) 産院
- (ハ) 母子寮
- (ニ) 幼児死亡減少策
- 二 児童保護
  - (イ) 養子縁組
  - (ロ) 嫡出子化
  - (ハ) 私生子の後見
- 第三 民族衛生
  - 一 風俗を害する行爲
  - 二 麻酔劑の販賣
  - 三 アルコール中毒の防止
- 第四 家族と教育
  - 一 人口問題に關する教育
  - 二 學校に於ける醫療監督
- 第五 税制
  - 一 總説
  - 二 相續税
  - 三 家族賠償税(獨身税及無子税)
  - 四 間接税(アルコール税)
- 第六 雜則

## 第一 家族補助

### 一、長子出産賞與金(Prime à la première naissance)

家族補助の主眼となつて居るのは、子供のある者と無い者との負擔の均衡を圖ることである。従つて、茲で問題となるのは全然物質的方面の對策で、先づ第一が長子出生賞與金(Prime)である。

長子出産の場合にも、從來は五歳迄家族手當を支給して來たのであるが、今度、之が改正され、長子の出産には家族手當は支給しないことになつたのである。といふのは、今回の優遇案の主たる對象となつて居るのは、子供が三人以上の家族である。子供が一人又は二人の家族は非常に多いのであるが之は人口の増加には何等寄與する所がないのである。佛蘭西が欲して居るのは三人以上の子供のある家族である。それ故、子供が二人迄の家族は經費の關係もあり、餘り優遇しないのである。然し、子供を産む習慣は之を結婚當初から養ふ必要がある。呑氣に面白く新婚時代を過さうとして避妊などを初めて、之が習慣となつては困るのである。何故なら、一度斯うした習慣が出來ると、仲々之を打破することは難しいからである。そこで、賞與金を與へて、どしどし子供を産んで貰はうといふのである。

此の賞與金は縣に依り相異なるが、有資格者の住所が都市か農村かには關係がない。其の上、職業の如何に拘らず、結婚後二年以内(暫定的に、一九三九年七月三十日現在で滿二年に達する者でも、一九四〇年中に長子を生んだ場合には賞與金を與へる)に長子を擧げた總ての者に支給される。金額は人口二千人以上の都市平均月給の二倍といふことになつて居るが其の最高最低は夫々、三千法、二千法と押へてある。従つて、平均月給の二倍が二千法に達しない時でも二千法だけは支給されるし、又反對に之が三千法を超過する時でも三千法以上は駄目なのである。

云ふまでもなく、生れた子供は佛蘭西に國籍を有することが必要である。佛蘭西で生れた子供の両親が外國人の場合は、出生後六月以内に佛蘭西國籍拋棄權を行使しないときに限り、支給されることになつて居る。

賞與金は二回に分つて支給される。半分は出産と同時に支給され、残り

の半分は六箇月経つてから支給されるが、此の場合には現に子供が生きてをり然も親の手で育てられて居ることが必要である。

受給者は原則として、母親といふことになつて居るが、母親が無い時は父親又は後見人又は實際子供を育てゝゐる者が受給者になる。萬一、両親が此の金を悪用する虞れのあるときは、貧民救済局又は子供の爲めだけに此の金を使用することを委任された施設若は個人に交付される。

農業者で定著貸付金を借りた者は、子供が産れると借入金の割引を受けるので、長子出生賞與金は半額だけしか與へられない。

最後に、所要経費の負擔者であるが、之は官公吏に在つては其の屬する官公衝、一般の者に在つては家族手当賠償基金(Caisse de compensations)といふことになつて居る。その組織及負擔者は次に述べる。

## 二、家族手当(Allocation familiale)

次が家族手当である。之は二人以上の子供がありさへすれば、總ての佛蘭西人に支給される。給料を貰つて居ようと居なからうと、又、雇傭主であらうと被傭者であらうと、農業者、分益小作人、獨立營業者、自由職業者であらうと、そんなことは構はないのである。又、何んな職業の者であらうが問題では無いのである。

家族手当の額は第二子の場合には給料の一割、第三子以上に對しては二割づゝとなつて居る。つまり、三人の子供のある者は給料の三割を、四人の者は五割を、五人の者は七割を貰ふわけであつて、六人の子供のある家族は後述すべき家庭に留つて子供の世話をして居る母親に支給する家庭育児手当(Allocation de la mère au foyer)と合せて、事實上、給料が倍になるわ

けである。

家族手当は義務教育修了年齢たる十四歳迄支給されることになつて居るが、子供が上級學校へ進むか年期奉公をする時、或ひは病弱で給料を得て勞働に従事することが出来ない時は十七歳迄支給される。

茲に給料といふのは縣平均給料のことで、各自の實際貰つてゐる給料ではない。此の縣平均給料は甲地乙地の二種に分れ、金額に相異がある。甲地とは人口二千以上の所、乙地とは其れ以下の所である。但し、二千といふのは大體の標準であつて二千以下の所でも工業地的色彩を帯び、衣食住費の高い所は甲地として、一方又、人口二千以上の所でも著しく農村的色彩を帯びてゐる所は乙地と看做すのである。甲乙二地の縣平均給料は甲地に就ては商工業者家族手当委員會の、又乙地に就ては農村家族手当委員會の意見を徴し、且つ實際給料を考慮した上で作製した知事の申告書に基づき、勞働・農業・大藏各大臣が合議の上で決定することになつて居り、毎年改正される。

此の縣平均給料は職業の種類とか社會的地位には關係が無いので、薄給者程有利である。又官吏は居住地に依り、有利不利益の差が生ずるのである。

家族手当は月々支給するのが原則であるが、必要のある家族に對しては出産の年に限り一年分を纏めて渡すことが出来る。之は云はば長子出産の時以外に於ける出産賞與金である。

賃銀勞働者に對する家族手当は日給である。此の場合、左の三つの場合を考慮して居る。

一、規則的に全勞働時間を完全に働く場合。一九三二年の法律に規定する



やうに、此の種の賃銀労働者に對しては、一定期間の労働日數と同じ日數分の手當を支給する。即ち、六日働けば六日分の手當が支給されるのである。

次の者も全労働時間を完全に労働したものと認めるのである。

(イ) 労働時間の集中に依り、一週間の法定労働時間を五日で使つてしまつたと言ふやうな場合には次の一日休んでも六日分の家族手當を支給する。

(ロ) 何等かの事故(例へば地方の祭禮などの場合)があつて幾日か休んだ場合でも、之を取返へす爲めに労働時間を延長したときは休んだ日の手當も支給する。

二、定つて規定の労働時間を完全に働かない場合には、法定の一日の労働時間を以て其の賃銀労働者の一週間の労働時間を除して得る日數に相當する日數の手當を支給する。

三、賃銀労働者が事故や病氣等で缺勤した場合、之を償ふ爲め規定時間以上働くことも認めて居る、但し、此の場合、缺勤は絶対止むを得ざる事情に依るものでなければならぬ。即ち、今日休んでも明日取返せばいゝと言ふので、勝手にずるけ休みをするなどいふことは許されないのである。之には又、制限があつて、四週間のうちに六日分だけは働き出すことを認め、其れに相當する手當を支給するが、それ以上は如何に規定時間以上働いても同じなのである。例へば残業に依り八日分を働き出したとしても、手當は六日分しか支給されないのである。

次に、労働災害の場合の家族手當は何うなるか。之に關しては、一九三二年の法律に規定があるのであるが、一言にして言ふと、家族手當は事故

の有無に拘らず支給されるのである。即ち、一時働けない場合も、全然働けない場合も、或は又、不幸にも死亡した場合にも支給されるばかりでなく、能力に多少の減退を來した場合にも支給されるのである。併し、言ふ迄もないことであるが、負傷の結果、從來の労働が爲し得ず、轉業した場合には、今迄の手當は中止になるのである。家族手當は新なる職場で支給されるからである。

茲に問題になるのは労働災害年金を裁定する場合、其の裁定の基礎となる賃銀へ家族手當を含めるかと言ふことである。然しながら、家族手當は職業に關係なく、二人以上子供のある戸主には總て支給されるもの故、含まれないものと見るのが至當である。

次に家族手當を受取る者であるが、嫡出子及前婚の子の場合には父親か母親、父母共に無い時は直系尊屬又は哺育に當る兄弟姉妹、叔伯父母であり、養子の場合には養親、認知された私生子の場合には實際之を哺育してゐる者となつてゐる。又、父親又は直系の男尊屬が働けないか、失業、行方不明等の場合は母親又は直系の女尊屬に渡される。

他の法規の適用を受けて、手當を受けて居る扶養すべき子供のある父母又は直系尊屬に對しては、父親又は直系男尊屬の分だけが併給される。

家族手當の支給を受けて居ながら子供の榮養・衛生・住居上の注意を怠る者は最高一ヶ月の手當支給停止又は支給延期處分を受けることになつて居る。

家族手當分擔金の負擔者が威嚇・示威等に依り、本法の精神に反對し、分擔金を賠償基金に納めないときは、一年以上二年以下の懲役及千法以上一

萬法以下の罰金に處せられるし、又、滯納を煽動する者は一月以上六月以下の懲役及十法以上千法以下の罰金に處せられる。

家族手当の賠償金庫の構成及其負擔者に就ては一九三二年の家族手当法の規定する所であつて、本法に規定はない、負擔金は原則として雇主である。

### 三、家庭育児手当 (Allocation de la mere au foyer)

都市では婦人も外へ出て働くことが多いので、子供を育てる爲めに家庭に留まつて居る者は非常に損なわけである。其處で人口二千以上の所とか、給料生活者・官公吏に對しては家庭の母に對する手当といふべきものを支給し、此の不公平を除くことにして居る。

此の手當は家族が父若は母又は尊屬の職業上の収入で生活して居る場合に限つて支給され、子供が一人のときは五歳迄、二人以上のときは末子が十四歳に達する迄となつて居る。然し、茲に例外を設け、母親又は女尊屬が自分の給料だけで育て、居る子供が上級學校に進むか年期奉公をするとき、或ひは其の子が病弱で働けない時は十七歳迄支給される。

手当額は縣平均給料の一割で、賠償基金から母親に對して支給される。然し、子供の數に依つて金額を増やすことはしないのである。

### 四、農民家族手当

農民家族手当は農業賠償基金を通じて支給し、所要經費は農業者が三分ノ一を負擔し、國家が三分ノ二を負擔することになつて居り、總額十五億元に達するのである。

分擔金の額は事業の重要性に因つて相異し、經濟的に苦しい者は負擔を免除される。即ち、土地収入四十法以下の者、収入二千法以下で四人の子供を十四歳迄養育した者、収入二千法以下で兩配偶者の平均年齢が六十歳以上の者、六十歳以上の鰥夫、五十歳以上の寡婦は孰れも分擔金を納めなくても良いのである。之を補填する爲めに、國家は規定の負擔額以外に七千五百萬法を限度として支出する。

小作人は分擔金の半額を負擔すればよく、半額は契約の如何に拘らず土地所有者が負擔しなければならない。分擔金負擔者が農業賠償基金に加入して居ないときは、知事が加入すべき賠償基金を指定する。又、負擔者が期限後三月経つても分擔金を納めないときは、直ちに之を要求し、且つ二十四法以上五十法以下の科料に處し、之が再犯のときは五十法以上百五十法以下の科料に處することになつてゐる。

同一縣内の各農業賠償基金は相互に負擔金を賠償し合ふことになつて居るが、更に負擔金の全國的賠償機關としては全國農業賠償保證基金(Fonds national de surcompensation)といふものを設けることになつてゐる。此の全國農業賠償保證基金は各農業賠償基金が夫々分擔金を支出して、之を構成維持して行くのである。

分擔金を滯納するときは、滯納金の一割を手數料として増徴する。家族手当は尠くとも三月に一回、前回の支給日から三十日以内に支給する。

總ての農業賠償基金及び全國農業賠償保證基金は大藏大臣の監督を受ける。

家族手当は又、召使や其の他一般に營利を目的としない雇傭主に使用されて給料を得て居る總ての者に對しても支給される。營利を目的としない

雇傭主には自然人は勿論、法人も含まれ、此等の雇傭主は一九四〇年一月一日以降、賠償基金に加入して其の被傭者の受ける家族手當に對する分擔金を納付しなければならない。家族手當の支拂條件及び分擔金の徴收條件は別に命令を以て定める筈である。

### 五、雇傭主及獨立營業者の家族手當

無給の商工業者(雇傭主及び獨立營業者)及び自由職業者に對しても家族手當及び家庭の母手當が支給される。其の代り、雇傭主は自分と使用人の分として分擔金を同一の賠償基金へ納めなければならぬし、又使用人のない獨立營業者も勞働大臣の認可する賠償基金へ分擔金を収めなければならない。然し収入の少い者とか子供の多い者とか老人は分擔金を免除され、之を補填する爲め國家は二十萬法を限度として負擔する。

尙ほ使用人のない獨立營業者に對しては、其の分擔金の三分ノ二を國家が負擔してやることになつて居るが、此の恩恵に浴する職業とか國家補助の率は何れ後に定めることになつて居る。

### 六、官公吏の家族手當 (Allotations des fonctionnaires et agents de l'Etat, et du personnel des collectivités locales et des services publics concédés par l'Etat, les départements et les communes)

官吏も亦家族手當と家庭の母手當の支給を受け、其の負擔者は所屬官廳である。

縣・市町村・市町村の公法人並びに國家の認可を受けた公共施設の職員も

亦家族手當の支給を受けるが、此等の職員に對する手當支給機關として全國賠償基金(Fonds nationale de compensation)といふものを設置して供託金庫に經營せしめる。そして、經費は縣・市町村・市町村の公法人・國家の認可した公共施設に夫々總給料額を基として分擔せしめるが、病院に對しては別の基礎に依つて之を課することになつて居る。

農業賠償基金以外には工場監督官に類似した取締人を任命して、負擔義務者の分擔金納付を取締らせる。この取締人(contrôleur assemblée)は宣誓せしめた上で任命し、任期は五年である。

家族手當關係の施行規則は一九四〇年一月一日迄に公布される豫定である。

### 七、農民結婚貸與金及農民家族勞働者に對する特殊保護 (Prêt à l'établissement des jeunes ménages et contrat de salaire différé)

國家の人口増加策の最も良い協力者で、丈夫な子供を澤山に供給して呉れるものは何と言つても農村である。然るに、近年農村者は増加する一方で、甚しい所では全く若い者の姿が見られない有様である。國家としては、之を到底看過するわけには行かない。其處で、農業者を大に優遇し、離村者を防止しようとして採り上げたのが次の新婚農業者に對する農民結婚貸與金と、農業者の許で農業に従事する直系卑屬に對する給料支拂延期契約である。

農民結婚貸與金といふのは、農村に定著して農業に従事する者に對する結婚を條件とする生業資金の貸付であつて、農具の購入・貸貸家畜の取得・住居の修繕等に充當することになつてゐる。之を借りることの出来る

のは男は二十一歳以上三十歳未満の者(兵役に服した者は其の期間だけ延長される)、女は十八歳以上二十八歳未満の者で、初婚者であらうと再婚者であらうと構はない。然し、男女とも以前此の農民結婚貸與金を借りたことがあつてはならないし、又尠くとも五年間農業に従事した経験を有しなければならぬ。又、借入れに際しては十年間土地を離れないことを契約し、且つ醫師の健康證明書を提出しなければならない。借入申込みは結婚の二月前にする。貸付金額は五千法乃至二萬法で、利子は四分五厘、夫婦を連帯として貸與し、結婚の翌年から十年の半年賦償還である。

配偶者の一方が處刑されるか、離婚又は別居した場合、或ひは一方が他の職業に就いたときは直ちに未済額を返済させる。又、償還期日が遅れると五分の延滞利子が附く。それでも尙ほ返済しないときは貸與者たる、地方農業組合基金に設置した、民事裁判所長を委員長とする特別委員會の意見に基いて、直接税として之を徴収する。

此の貸與金の恩典は子供の産れる度に借入金が減額されることである。即ち、長子が産れると、半年賦金に對し貸與金總額の五厘が割引され、第二子が産れると一分五厘、第三子、第四子が産れると夫々三分五分と割引率は次第に遞増して行き、五人生れると貸與金は帳消しになるのである。今假りに一萬法借入れたとすると、半年賦金は利子を入れて七百二十五法である。それが長子が産れると五十法割引されて六百七十五法づゝ返済すれば良いし、第二子が産れると百五十法割引されて五百七十五法宛、第三子が産れると四百二十五法宛、第四子が産れると二百二十五法宛返済すれば良いわけである。

農民結婚貸與金の貸出資金は全國農業組合基金が四分の利子で國家から借入れたものを、更に地方農業組合基金に四分二厘五毛の利子で貸出して

之に充當する。出産に依る割引額は國家が負擔することになつてゐる。

次に給料支拂延期契約は十八歳以後直接且つ有効に農業に参加した直系卑屬に對する恩典である。即ち、無給で直系尊屬と一緒に農業に従事する直系卑屬は給料延期の労働契約を結んだものと看做して、遺産相続のときに其の相續分に十年間の給料に相當する金額を割増してやるのである。

給料額は住込みの農業労働者又は農家の召使の給料の半額とし、此の分には所得税は勿論遺産相続税も免除せられる。

農業者を助けて農業に従事した直系卑屬の妻も同様の取扱ひを受け、其の給料は住込みの農業労働者の給料の八分の三とする。

直系尊屬を助けて農業に従事した直系卑屬が先に死亡し、之に子供があるときは、配偶者が此の延期給料を受ける権利を受け継ぎ、子供が十八歳になると其の子が之を受け継ぐ。

病氣又は兵役上の理由を除き、直系尊屬の死亡當時農業に従事して居ない者は此の恩典に浴さないし、又、其の子も學校以外の理由で農業に従事して居ないときは之に浴さない。

#### 八、家族扶助 (Assistance à la famille)

収入が少くて、到底子供を養育することが出来ない一人以上の子供のある戸主たる生活困難者に對しては、家族扶助料が支給される。家族扶助料は家族手當・被救護児童救護費・扶養すべき家族がある爲めに加給される失業手當の増額等とは併給されない。然し、これが三人以上の子供のある寡婦・離婚したか又は遺棄された女である場合は、家族扶助料は家族手當と併給される。

家族扶助料は子供が一人のときは、月二十五法以上五十法以下であつ

て、之に要する經費は國家及び縣市町村で負擔する。

## 第二 家族の保護

### 一、母性の保護 (Protection de la maternité)

茲で問題になるのは先づ母性保護である。そして、今回母性保護対策として取上げられたのは墮胎の防止、産院の取締り、並びに母子寮の開設等である。

#### (イ) 墮胎の取締

此のうち、特に重要なのは墮胎の防止である。佛蘭西では從來殆ど公然と墮胎が行はれて居たので、之を止めさせることは仲々困難である。

之が根本策としては、國民の道徳性を養ひ、國家意識を喚起して、自發的に之を止めさすべきであるが、之は一朝にして達成し得るものではない。其處で、先づ從來よりも刑罰を重くすることにした。

即ち、常習的に墮胎手術を施す者に對しては五年以上十年以下の懲役及び五千元以上二萬法以下の罰金を科し、隨時的に之を施す者には一年以上五年以下の懲役及び五百法以上一萬法以下の罰金を科してゐる。又、墮胎手術を受けた者は六月以上二年以下の懲役及び百法以上二千法以下の罰金に處せられ、然かも施術者と同様情狀酌量とか減刑は認められない。

墮胎手術を施した醫師、産婆、藥劑士、藥種屋、看護人、マッサージ師は刑法上の刑の外に、尠くも五年の營業停止處分を受け、悪性の者は免狀を剝奪される。營業の停禁止處分を受け乍ら之に従はない者は六月以上二年以下の懲役及び千法以上一萬法以下の罰金を併科されるか、又は其の孰

れか一方を以て處斷される。

其の上、一度墮胎罪で處罰された者は以後産科病院、産院又は妊婦を扱ふ病院に勤務することが出来ないし、之に違反する者は營業の停禁止處分違反者と同罪である。

人工流産を施さないと母體が助からないといふやうな場合でも診察した醫師は他の二名の醫師の意見を聞いた上でなければ手術を施すことは出来ない。然も共同診察をする醫師のうち、一名は民事裁判所の専門醫名簿に登録された者でなければならぬ。

業務上の秘密の尊重といふことは極めて悪用されることが多いので、墮胎に關する限り之は廢止され、告發して良いことになつてゐる。

墮胎や避妊を誘致、助長しないやう、墮胎薬とか子宮消息子等の販賣、陳列、分配を禁止し、此等の藥物、器具は市町村長又は警察の證明を持たない者には賣つてはならない。之に違反する者は三月以上二年以下の懲役及び五百法以上五千元以下の罰金に處せられ、同時に藥物、器具の沒收及び營業の停禁止處分を受ける。

#### (ロ) 産院 (Etablissement d'accouchement)

産科病院、産院、私立産科病院(有料無料兩者を含む)の開設經營には知事(ライン縣では警視廳)の許可を得なければならぬ。無斷で開院したり許可條件に違反したりすると、千法以上五千元以下の罰金に處せられると同時に病院は閉鎖を命ぜられる。三年以内に再び之を犯した時は六日以上二年以上の懲役及び二千法以上の罰金に處せられ、同時に病院は閉鎖を命ぜられる。

知事は不良と認める産院の閉鎖を命じることが出来るし、縣の衛生監督官及び警官は隨時之を臨檢、調査し、公務の執行を妨害する者は六日以上

六月以下の懲役及び五百法以上三千法以下の罰金に處せられる。

(ハ) 母子寮

斯く産院の取締りが嚴重なのに反して、母子寮(Maison maternelle)は總てが簡便で、極めて利用し易くなつて居る。

知事は縣會の意見に従つて公法人である母子寮を指定、開設する。若し、縣内にさういふ公法人が無いときは、他縣又は私設のものと契約して置くことになつて居る。

母子寮には妊娠七箇月以上の者及び乳兒のある母親は市町村長の證明さへあれば何時でも入れるし、又妊娠者が貧しい時は七箇月に達しない者でも緊急證明書に因つて收容される。

此處に勤務する職員は總て、業務上の秘密を守る義務があるので、どんな事情にある母親も安心して入れるわけである。

(ニ) 幼兒死亡減少策 (Lutte contre la mortalité infantile)

縣は特殊施設を設けたり、公共衛生施設や救済施設を圖つて幼兒の死亡を防止しなければならない。若し、縣が此の義務を怠つて對策を講じない時は總理大臣の命令を以て對策機關を設けることになつて居る。

二、兒童保護

子供に關する保護對策としては、養子縁組制度の改正と私生子の後見策とを取上げて居る。

(イ) 養子縁組 (Adoption)

養子縁組は其れが養子たるべき子供に取つて利益であり、且養子すべき正當な理由のあるときに限つて許される。

養子縁組をする者は四十歳以上にして、養子よりも十五歳以上の年長者

でなければならぬ。但し、配偶者の子供を養子にするときは年齢の差は十歳で宜しい。

養子縁組には國籍は關係がなく、外國人を養子とすることも出来るし、反對に外國人の養子となることも出来る。

配偶者ある者が養子縁組をするときは其の同意を得なければならぬ。但し、配偶者が意志表示を爲し得ないか又は別居して居るときは其の必要はない。

養子が未成年者の場合には、其の兩親の同意を要する。兩親の一方が死亡した時は一方だけの同意でよく、父母が別居、離婚等の場合には別居、離婚の訴訟に勝訴し且子供を養育して居る親の同意を得ればよいことになつて居る。

兩親の一方が同意しないときは、養子縁組證書(acte d'adoption)を之に傳達し、傳達後三箇月経ても異議の申立のないとき、初めて裁判所は認可を與へることが出来る。若し、此の猶豫期間中に異議を申立てたときは、裁判所は認可する前に其の意向、理由を聴取しなければならない。

未成年の孤兒を養子とする場合には、親族會が兩親に代つて同意を與へる。父母がないか又は父母が意志表示をすることの出来ない。未成年の未認知私生子の場合も、親族會が同意を與へる。又、孤兒院や或る特定の人に引取られて居る子供の場合には、親權が失はれて居るので、裁判所は其等養育に當るものゝ意見を徵することになつて居る。

養子縁組の同意書は養子の兩親の居住地の治安判事又は公證人の許に於て作成し、外國人の場合に在つては、佛蘭西外交官の手許に於て之を作製する。

同一人を幾人かの人が養子にすることは許されない。但し、夫婦は一人

と之を看做すのである。

十六歳未満で養子となつた時は單に養親の名だけを名告ればよいが、さうでない場合には自分の名を養親の名の後に附加する、但し、養親と養子名が同一のときは養子の名は元の儘でよい。

養子は生家に留り、且つ自己の権利は總之を保有する。養子に對して親權を行使し得るのは養親だけであるが、養親が養子の父又は母の配偶者となるときは雙方の親が親權を有するのである。併し、後者の場合には實父母が其の行使權を保持する。

養子の結婚には養親の同意を要し、養親之に反對する時は親族會の決定に依るのである。

配偶者ある者で養子をするときは、養子の財産は嫡出子に對すると同様、養父で之を管理する。

養親の一方が死亡した時は、生殘つた方が嫡出子に對すると同じく後見人となる。而して、此の場合には民法第四百九條の定める所に依り親族會を組織する。

未成年の養子が二十一歳に達した時は、養親の申請に依り、裁判所は養子が最早生家の者たざることと判決することが出来る。

養子縁組に依り養子の嫡出子も亦、血族と看做される。

養親は必要あるときは養子を扶養し、又、養子は養親を扶養する。又、養子と實父母との間には相互扶養の義務がある。但し、實父母が養子を扶養するのは、養親が之を扶養し得ぬときに限るのである。

民法第三百五十四條は左に該當する者の婚姻を禁止して居るが、特別の事由あるときは第三號及第四號の規定は命令を以て之を撤回することが出来る。

1 養親と養子又は其の直系卑屬との婚姻

2 養子と養親の配偶者との婚姻又は養親と養子の配偶者との婚姻

3 同一養親の養子間の婚姻

4 養子と養子縁組後に生れた養親の子との婚姻

養子が死亡したとき其の直系卑屬がない場合は、養親の與へた財産又は養子の相續した財産は養親又は其の卑族(養子をも含む)に返還され、殘餘の財産は養子の親族のものとなる。此の親族中には、養親の相續人及び其の子は含まれない。養子に借財のあつたときは、第三者に損害をかけないやう、遺産中から之を支拂はなければならない。

養子の死後、其の子又は卑屬が矢張り子供が無くて死亡したときは、其の遺産は養親が相續する。但し、之は養親のみに屬する權利で、養親の相續人では假令直系卑屬の場合でも駄目である。

養子縁組の認可は養親の居住地の裁判所がすることになつて居る。

養子縁組の取消は養親又は養子の提出する訴訟に依つて爲されるが、裁判所は重大なる理由ありと認めないときは之を許可しない。但し、養子が十三歳未満のときは、如何なる場合でも許可されない。

(口) 嫡出子化 (Legitimation adoptive)

嫡出子化は兩親の知れない五歳以下の子供に限つて許され、一旦嫡出子化された養子は嫡出子と全然同一の權利を保有する。

遺棄された子供や孤兒院等に收容された子供も亦、兩親のない子供と看做される。

嫡出子化の申請を爲し得るのは、四十歳以上の同居して居る夫婦で、而も嫡出子も、直系卑屬も有しない者に限り、申請は夫婦連帯で爲すことになつて居る。

嫡出子化は正當な理由があり、且子供のため有利と認められるときに限つて許可され、従つて、許可前に實際子供を養育して居る施設又は人を召喚して其の意見を聴取する。



嫡出子化を許可された時は、子供の出生證書の欄外に其の旨を記入し、其の子は嫡出子と同一の権利を保有するに至る。

戸籍係は子供の出生證書や其の欄外の記入事項に基き、單に其の子の姓名、年齢、性別出生の日時、場所のみを記入した戸籍抄本を發行し、其の他の事項を記入してはならない。其の子の父母の姓名、職業、住所等を詳細に記入した戸籍謄本を發行する場合にも、官公署又は其の相続人の請求するときを除き、以前の身分を記すことは出来ない。

斯うすることに依り、養子が捨子であつたとか、私生子であるとかいふやうなことは一般の人には分らなくなり、大に救はれるわけである。

又、養子及び其の直系卑屬は、養親の兩親の遺産を相続する権利はないが、養親の相続財産に對しては嫡出子又は直系卑屬と同一の権利を有して居る。

#### (ハ) 私生子の後見 (Tutelle des enfants naturels)

私生子の後見は居住地の治安判事を委員長とする私生子後見委員會が行ふことになつた。此の委員會は委員長の外に裁判所の選任した兒童保護事業に經驗と熱意とを持つて居る六人の委員(男女何れでもよろしい)と六人の補缺から成つており、毎年改選される。

私生子後見委員會は委員又は委員でない適任者一名を選んで、未成年の認知されない子とか兩親の一方だけが認めた子とか又は孤兒の保護監督に當らせる。保護監督を委任された者は其の私生子の許へ行つて、實際の生活狀況を知り、必要のあるときは精神的物質的に適當な手段を講じてやると共に、養育者を援助、指導して、相共に私生子の幸福を圖るに努めるのである。

### 第三 民族衛生 (Protection de la race)

次は民族保護の對策で、其の第一は風俗を害する行爲の取締りである。

#### 一、風俗を害する行爲

(Outrage aux bonnes moeurs)

販賣、分配、貼付、陳列、貸與、授與等の目的で、猥褻な印刷物、寫眞、繪畫、彫刻、圖案、フィルム、乾板、象徴、其他風俗を害する虞れのある一切の物を製造、輸出入、所持することを禁じ、又、風俗に害のある放歌、叫聲、談話等を禁じて、之を取締るため現行法よりも刑罰を重くし、一箇月以上二年以下の懲役及び百法以上五千法以下の罰金に處すことにした。斯かる行爲が未成年者に對して爲された場合は刑罰は二倍となる。又、再犯の場合には懲役は二倍となり、罰金も五萬法以下となつて居る。

印刷物中には挿畫の無いものも含まれ、之に對する處罰は文學方面の代表者をも加へた特別委員會に圖つた上で決定する。

#### 二、麻醉劑の販賣

(Trafic des substances vénéneuses)

麻醉藥の販賣は堅く之を禁止し、之に違反する時は三月以上五年以下の懲役及び百法以上一萬法以下の罰金か又は其の孰れか一方を以て處斷される。

會員組織に依る麻醉藥の使用、販賣も亦同罪である。

#### 三、アルコール中毒の防止

(Lutte contre l'alcoolisme)

アルコール中毒の防止策としては次の二つが取上げられてゐる。

第一はアルコール飲料販賣店の新設制限で、人口の稠密な所では人口三百人に付き一箇所、稠密でない所では人口五百人に付き一箇所とカフェー、キャバレー 其の他其の場でアルコール飲料を飲ませる販賣店の數を制限する。従つて、既設のものが一箇所ある所では新設は許されないのである。然し、旅館、料理屋等は除外される。それといふのは、此等のものは食事の時以外はアルコール飲料を販賣しないからである。

アルコール飲料販賣店を開く場合は、十五日前に市町村長(巴里では警視廳宛規定の様式に依る届出をしなければならず、之に違反する者に對しては閉店を命じると共に、二百法以上二千法以下の罰金を科す。再犯の場合は、二倍の罰金を科した上に六日以上一月以下の體刑をも科すことが出来る。

次はアルコール飲料の製造、販賣に關すること、アブサン及び之に類似した酒類の製造、販賣(卸小賣の兩方を含む)規定に違反するときは、製造者及び卸商人に對しては二千法以上二萬法以下の罰金、又、小賣商人に對しては二百法以上二千法以下の罰金を科す。

外國人のアルコール飲料販賣は之を禁止し、又、自家用アルコール飲料の醸造も嚴重に之を取締る。アルコール分が三十度以上の飲料に關する販賣規定は保健、大藏兩大臣の命令を以て是を定める。

#### 第四 家族と教育(Famille et enseignement)

(nt)

##### 一、人口問題に關する教育(Enseignement des pro-

bléms démographiques)

程度の如何を問はず、公私立學校は孰れも統計的に、將又、道德問題、家族問題との關係上から、尠くとも一年に六時間は人口問題に就て教育しなければならぬ。教授要綱は高等教育會議、高等人口委員會、高等技術教育會議の意見を基として文部大臣の發する命令中に示すことになつて居る。

##### 二、學校に於ける醫療監督(Surveillance medicale dans établissemens d'enseignement)

文部大臣は、生徒の體位向上、衛生知識の涵養を圖る爲め、官公立の學校、女學校に醫療監督部を設けることが出来、市町村も亦許可を得た上で専門學校、中等學校、高等小學校、實修學校に之を設けることが出来る。小學校に就ては、地方團體に獎めて醫療監督を實施、完成させ、其の監督には文部、保健兩省が當るのである。醫療監督部設置に要する經費は父兄の負擔とし、負擔金の最高額は近く文部省令を以て定めることになつてゐる。

#### 第五 稅 制(Dispositions fiscales)

##### 一、總 說

以上述べた所の諸對策を實施する爲めには莫大の經費が必要である。佛蘭西政府は其の總額がどの位に上るかには明かにしてゐないが、新經費は十四億五千萬法の巨額に達するものと見てゐる(雇主及個人の負擔はこの外にあること勿論)。其の財源は増稅に求めることとして居るが、課稅に當つても子供の家庭の優遇を主眼とすることを忘れて居ない。

以下其の内容を略述することにしよう。

## 二、相續税

先づ、第一が登録税である。被相續人に三人以上の子供があると、共同相續人の相續分の何割かに對しては遺産相續税を免除する。即ち、被相續人に三人の子供がある場合には共同相續人の各相續分の二割に對しては相續税を免除するし、又、四人の子供がある場合には五割に對して之を免除する。そして、子供が五人あれば相續税は全く納めなくても良いことになつてゐる。

併し、相續分の多い者も少ない者も同様に扱ふことは當を得たことでないから、控除される額には自ら制限があり、第二子以下に對しては控除額は三萬法以下となつて居る。

戰爭中又は休戰後一年以内に父母が敵の手にかゝつて死ぬか又は戰務で死んだ爲めに、祖父から孫に直接、遺産が移る場合には一親等の直系卑屬に對すると同一の遺産相續税を課することになつて居るが、然し左に該當する場合は被相續人に三人以上の子供がある時と同一の控除を受ける。

(1) 親より先に死んだ者が軍人で、戰傷病死した事が軍當局の證明で明かなとき。

(2) 戰傷病死した者が軍人でないときは、居住地の治安判事の證明があるとき。

又、受遺者又は受贈者に三人以上の子供がある場合には、子供の數に應じて相續税が減額される。即ち、子供が三人の場合には、二割五分、四人の場合には五割、五人の場合には七割が減額される。そして、子供が六人あると相續税は課されない。併し、減税額は次子以下に對しては一人に付き五千法を超えてはならぬ。

之に反して、受遺者又は受贈者が相續開始の時に既に三十歳以上になつて居ながら、未だ獨身であるか、離婚したか寡夫寡婦であるか又は結婚はしてゐても子供のない時は相續税を一割五分増徴する。併し、相續開始の年に嫡出子が生れた時は増徴額は返還される。

## 三、家族賠償税(獨身税及無子税)

直接税に關しても子供のある者と無い者との社會的負擔の均衡を考慮して居る。

三十歳以上になりながら、未だ獨身であるか、離婚したか寡夫寡婦であるか又は結婚はして居ても子供のない一般所得税納税義務者に對しては、從來は所得税の増税が課せられて居たのであるが、今度は之を廢止して其の代りに家族賠償税を課すことにした。其の税率は次の通りである。

年收五萬法以下の者に對しては三分、五萬法以上十萬法以下の者に對しては六分、十萬法以上二十萬法以下の者に對しては九分、二十萬法以上三十萬法以下の者に對しては一割二分、三十萬法以上五十萬法以下の者に對しては一割五分、五十萬法以上八十萬法以上の者に對しては一割八分、八十萬法以上の者に對しては二割となつてゐる。

又、結婚してから二年以上経つても未だ子供のない納税義務者に對しては、左の税率に依る家族賠償税を課す。

年收五萬法以下の者に對しては二分、五萬法以上十萬法以下の者に對しては四分、十萬法以上二十萬法以下の者に對しては六分、二十萬法以上三十萬法以下の者に對しては八分、三十萬法以上五十萬法以下の者に對しては一割、五十萬法以上八十萬法以下の者に對しては一割二分、八十萬法以上の者に對しては二割である。

併し、之には例外規定があつて、左に該當する納税義務者に對しては家族賠償税は之を免除する。

- (1) 生れた子は皆死んだけれど、うち一人が十六歳以上まで生きて居た者。
- (2) 一九一九年三月三十一日の法律（癱疾程度四十パーセント以上の者に對する年金支給に關するもの）に依る年金受給者。
- (3) 一人以上の子供を引取つて育てゝゐる者。
- (4) 一人の子供を養子とした者。

#### 四、間接税（アルコール税）

間接税としては、一立に付、四百瓦以下の糖分を含有するアニマ入アルコール飲料及びアルコールを基とする一切の食慾増進用飲料には純アルコール百立に付、三百法の附加税を課して居る。

アルコール飲料の所有數量の申告を怠るか又はいゝ加減の申告をした者に對しては、規定の税を徴収する外、税額の三倍に相當する罰金を課すことになつて居る。

### 第六 雜 則

官廳、縣、市町村、公法人又は認可施設が職員を採用する場合には、就職希望者が扶養すべき家族のある戸主たる既婚者又は鰥夫であるときは、規定、定款上の支障が無い限り、採用年齢の制限を緩和する。即ち、扶養すべき子供一人に付、一年づゝ制限年齢を繰下げるのである。

以上で家族法典の概略の紹介は終了した。

尙ほ本法には未だ規定されるに至つて居ないが、現在考慮中の對策には住宅問題及び都市に於ける中産階級を保護する爲の外國人規定等である。就中、住宅問題は家庭生活生活上重大な問題である。國民の精神及び肉體の健康上からも、又經濟生活上からも深く考慮すべき問題で、一日も早く解決しなければならぬ。幸ひ、最近國立經濟委員會は本問題に關し或る結論に到達したので、之が立法化は餘り遠い將來ではあるまいと思ふ。

### 婚姻表について

岡崎文規

婚姻の頻繁度は、普通、ある年度の人口とその年度内に生起せる婚姻件數或は婚姻人員數との比によつて示され、これを普通婚姻率と稱してゐる。この普通婚姻率は、比率算定の基礎としての人口中に、事實上に於ても亦法律上に於ても婚姻能力なき幼少年者及び既婚者も混入してゐるから、理論上決して完全なものではない（註一）。それにも拘らずこの普通婚姻率が一般に廣く使用されてゐるのは、人口の年齢構成及び身分構成は短期間内では急激に變化するものでないと言ふ假定に基いてゐると同時に、又婚姻頻繁度を最も簡約に總括的表示し得るからである。

註(一) Mayr G., Statistik und Gesellschaftslehre. Bd. II. 4. Aufl. S. 666  
Mayo-Smith, R., Statistics and Sociology. P. 121

然しより、精確なる婚姻率を算定せんとする要求に基いて、先づ第一に特殊婚姻率が問題として取り上げられた。この特殊婚姻率に於ては、比率算定の基礎としての人口を婚姻可能人口のみに局限するのである、この場合、婚姻可能人口の範囲を決定するに當つて、身分上の限界としては、既婚者を除き、無配偶者のみを採ればよいから、之は容易に決定し得られる。しかし無配偶者は凡て婚姻能力を有つてゐる譯ではないから、事實上及び法律上から見て、無配偶者に於ける年齢の限界が問題となる。その下位限界は、大體に於て、法律上の婚姻可能年齢に據ることとして大した支障を生じないであらうが、上位限界の決定は相當に困難である。現存の無配偶者の最高年齢をその限界とするならば、問題は簡單であるが、高齢の無配偶者は、多くの場合、婚姻志望を放棄してゐるであらうから、上位限界を六十歳とすべきか或は七十歳とすべきかが問題となる。之を一般的に決定することは困難であつて、實際問題としては、年齢別婚姻統計によつて、相當の婚姻数を示してゐる最高年齢をもつてその上位限界とするより他はなからう。婚姻可能年齢の下位限界は、法律上、男女によつて差異があり、またその上位限界も、事實上、男女によつて差異があらうから、婚姻可能年齢の間隔は男女によつて自ら大小がなければならぬ。従つて特殊婚姻率は、多くの場合、かゝる婚姻可能年齢にある男女人口の總數を基礎としないで、寧ろ男女別に、また毎歳別に、婚姻可能人口と婚姻數との比によつて示されてゐるのである。かゝる方法によつて特殊婚姻率を算定するならば、婚姻可能年齢の限界決定に關する問題は解消する許りではなく、婚姻頻繁度をより精確に、またより分析的に表示することが出来る(註二)。

しかしこの特殊婚姻率では、普通婚姻率の如く、婚姻頻繁度を總括的に且つ簡約に要覽し得ないのである。

(註二) Mayr, G., aa.o., 3. 713.

特殊婚姻率は、その算定方法から見て、普通婚姻率よりも遙かに精確であるに違ひないが、しかしこれとても理論上の缺陷が完全に除去されてゐるものとは言ひ難い。蓋し一層精密なる計算方法による場合には、一定年次に婚姻可能期に入れる者の總員を基礎として、その總員中より逐年死亡し行く割合を問ふと共に、婚姻する者の割合を研むる必要があるに拘らず、特殊婚姻率では、この點に何等の考慮をも拂はないで、男女別並に毎歳別に於ける婚姻可能人口と婚姻數との比を求めてゐるに過ぎないのである。従つて特殊婚姻率は、その算定の方法に於て、理論上の缺陷があると同時に、毎歳別の特殊婚姻率を算定しても、それは年齢を異にする孤立的な人口集團に於ける個々の婚姻頻繁度を示してゐるに止まり、同一人口集團中の婚姻頻繁度が年の経過に伴れて推移し行く狀況を示すものとはその本質を全く異にしてゐる點を注意して置かなければならない。

死亡表では、同時に出生せる一人人口集團について、年の経過に従ひ次第に死亡し行く所の死亡序列を算定するのであるが、特殊婚姻率の算定には既述の如き理論上の缺陷があるために、死亡表の算定方法を援用して、一定年次に婚姻可能期に入れる一人人口集團につき、謂ゆる婚姻序列を算定する研究が企てられるに至つたのである。普通、この婚姻率を婚姻表と呼んでゐる。そしてこの婚姻表の研究に最初に著手したのは Pöschel であると言はれてゐる(註三)。

(註三) Zizek, F., Grundriss der Statistik. 2. Aufl. s. 249.

## 二

死亡表の算定に比較すれば、婚姻表の算定には幾多の障害がある。先づ

第一に同時に出生せる一人人口集團に在つては、その構成員は年の経過に従つて次第に死亡し、最後には一人の生存者もなくなるが、一定年次に婚姻可能期に入れる一人人口集團に於ては、年の経過に従つて次第に婚姻が行はれるにしても、凡ての者が必ず婚姻し盡すとは限らないであらう。第二に死亡は人生に於て只だ一回経験し得るに過ぎないが、婚姻は往々にして二回以上経験する人がある。しかも婚姻總數に對する再婚數は相當に大なる割合を占めてゐる。即ち昭和十三年に於ける婚姻總數五三八、八三一に對し再婚數は六九、九六四であつて、一割三分強に達してゐるのである。

そして初婚と再婚とは、社會學的觀點から言つても、また人口學的觀點から言つても、異なる意義を有つてゐると信ぜられるから、死亡表は男女別にそれ／＼一個を作製すれば足りるに反して、婚姻表に於ては、男女別の他に初婚者と再婚者とに分ちて之を作製する必要があるであらう。第三に婚姻可能期に入れる未婚者の一集團につき、その経過に従つて、毎年、その婚姻蓋然率を算定することは容易に實行し難いのであつて、普通、婚姻表の算定て於て行はれてゐる如く、ある年度に於ける毎歲別婚姻蓋然率をもつて之に代用することとすれば、婚姻表の價値は特殊婚姻率の修正程度のもものとなると同時に、婚姻可能年齢の限界殊にその上位限界の決定について困難なる問題が生ずるであらう。

それは兎も角として、婚姻表を作製するには、ある年度の初めに同一年齡に在る未婚者の一集團中から、次年度の初めまでにどれだけの者が未婚者として残存するかを算定し、これに基いて未婚殘存率を求めないのである。そして一から未婚殘存率を差引けば、これが即ち求むる所の婚姻蓋然率である。

ある年度の初めに於ける $a$ 歳の未婚者數を $N_a$ とすれば、次年度の初めに

婚姻表について

於ける未婚殘存數即ち $N_{a+1}$ は、普通、次の公式によつて計算される(註四)。

(註四) Scheinmann, M., Neuere Erhebungen auf dem Gebiete der Ehe-

statistik. Jahrb. f. Nat. u. Stat. 3. Folge. 2. Bd. 1891. S. 581

$$N_{a+1} = N_a(1 - E - S + \frac{E \cdot S}{2})$$

$E$ は婚姻率、 $S$ は死亡率を示すものとする。そしてこの婚姻率はある年度の初めに於ける $a$ 歳の未婚者數とその年度内に生起せる $a$ 歳の婚姻數との比であり、また死亡率は死亡表に於ける $a$ 歳の死亡率である。するとその一年間に於ける婚姻者數は $N_a \cdot E$ であり、またその一年間に於ける死亡者數は $N_a \cdot S$ である。そしてこの婚姻者數の中からその一年間に若干の死亡者が出るものと考へなければならぬ。婚姻者は、平均的に見て、その年の中央に於て婚姻するものと假定すれば、その一年間に婚姻して、そして死亡する者の蓋然數は $\frac{N_a \cdot E \cdot S}{2}$ と推定することが出来るであらう。従つて婚姻者にしてその年の終りまで生存してゐる者の數は $N_a \cdot E(1 - \frac{S}{2})$ と推定することが出来るであらう。故にその年度の初めに於ける $a$ 歳の未婚者數から、その年度中に生起せる婚姻生存者數と死亡者數とを差引けば、その年度の終り即ち次年度の初めに於ける未婚殘存者數が出る筈であるから、右に示した公式が一般に用ひられてゐるのである。

右の公式では、ある年度に於ける $a$ 歳の婚姻者數はその年度の初めに於ける $a$ 歳の未婚者數の中から生起することになつてゐるが、この場合には、凡ての未婚者が全く同一の生年月日の者であり、しかもある年度の初めに丁度 $a$ 歳に達した者であることを前提としなければならぬ。しかしかかる統計は容易に手に入らないのであつて、普通、ある年度の初めに $a$ 歳として示されてゐる未婚者の一集團中には生年月日が一月一日より十二月三十一日に至る各種の者が包含されてゐるであらう。従つてある年度の初め

に a 歳の未婚者中、十二月三十一日生れの者は、その年度中、常に a 歳であるが、一月三十一日生れの者は、その年度の一月月だけ a 歳であつて、一月月を経過すれば  $a+1$  歳に達するのである。平均的に見て、ある年度の初めに於ける a 歳の未婚者の半數が、その年度中、a 歳として残ることとなる。同一の理由によつて、その年度の初めに一歳の未婚者中から、その年度内に a 歳に達する者の割合も 50% である。故に普通の年齢別未婚者統計を使用する限りに於ては、ある年度に於ける a 歳の婚姻者數は、その年度の初めに於ける a 歳及び  $a-1$  歳の未婚者數を合計したもの、半數中から生起するものであると言はなければならぬ。

試みに昭和十年の國勢調査の結果に基き、a 歳の女子未婚者數と a 歳及び  $a-1$  歳の女子未婚者數の合計の二分の一とを、毎歲別に示せば次の如くである。

年齢	a 歳の未婚者數	年齢の未婚者數	$\frac{a+(a-1)}{2}$ 歳の未婚者數に對する a 歳の未婚者數の比率
一四歳	七二三、四八四	七三八、二八八	一〇二・〇〇五
一五歳	七五三、〇九二	六八〇、三四九	八九・三〇七
一六歳	六〇七、六〇五	六〇三、六五七	九九・三四六
一七歳	五九九、七〇八	五八三、二六一	九七・一八〇
一八歳	五六六、八一四	五四一、二二四	九五・二七二
一九歳	五一五、六三四	四七二、三五七	九〇・八三八
二〇歳	四二九、〇八〇	三九〇、八九三	九〇・二三一
二一歳	三五二、七〇六	三〇六、八五八	八五・〇五八
二二歳	二六一、〇〇九	二二四、八八五	八三・九三七
二三歳	一八八、七六一	一五九、三八六	八一・五六九
二四歳	一三〇、〇一〇	一一〇、八二六	八二・六九〇
二五歳	九一、六四二		

二六歳	六九、四二九	八〇、五三六	八六・二〇九
二七歳	五一、三九五	六〇、四二二	八五・〇七四
二八歳	四一、四四八	四六、四二二	八九・二八五
二九歳	三〇、三二四	三五、八八六	八四・五〇一
三〇歳	二四、一九四	二七、二五九	八八・七五六
三一歳	一九、二四八	二一、七二一	八八・六一五
三二歳	一七、六四五	一八、四四七	九五・六五二
三三歳	一五、五三一	一六、五八八	九三・六二八
三四歳	一三、五五七	一四、五四四	九三・二一四
三五歳	一一、六二七	一二、五九二	九二・三三六
三六歳	九、七一	一〇、六六九	九一・〇二一
三七歳	九、八三二	九、七七二	〇〇・六一四
三八歳	八、五七〇	九、二〇一	九三・一四二
三九歳	七、六六二	八、一一六	九四・四〇六
四〇歳	六、九五三	七、三〇八	九五・一四二

右の表について見れば、十五歳及び三十七歳を除けば、いづれの年齢に於ても、a 歳の未婚者數よりも  $\frac{a+(a-1)}{2}$  歳の未婚者數の方が多のである。そして  $\frac{a+(a-1)}{2}$  歳の未婚者數に對する a 歳の未婚者數の割合は年齢によつて相當の開きがある。即ち十六歳を除けば、十九歳迄の若き年齢級に於ては、前者に對する後者の割合は九五% 以上である。しかしこれより年齢が高くなるに伴れて、その割合が次第に減少し、二十四歳では八一・五七% である。そして更に年齢が高くなるに伴れて、その割合は再び増加の傾向を示してゐるのである。之によつて見れば、若き年齢級及び高き年齢級に於ては、 $\frac{a+(a-1)}{2}$  歳の未婚者數の代りに a 歳の未婚者數を、計算の基準として使用しても、計算上の誤差は比較的小さいものであらう。然るに女子婚姻率の最も高き二十二歳乃至二十五歳に於ては、計算の基準とし

て a 歳の未婚者数を取るか  $\frac{a+(a-1)}{2}$  歳の未婚者数を取るかによつて、計算の結果は相當に大なる差異を示すであらう。

次に死亡率の問題であるが、死亡率は、男女別並に年齢別と共に、配偶關係によつても差等ありと考へられるのである。Mayo-Smith は、配偶の有無と死亡率との關係を論じ、男子に在つては各年齢級を通じて有配偶者の死亡率は未婚者及び死離別者の死亡率よりも低く、女子に在つては、妊娠期に在る有配偶者の死亡率は未婚者の死亡率よりも高くなつてゐるが、その他の年齢級に於ては、有配偶者の死亡率は未婚者及び死離別者の死亡率よりも低いと言つてゐる。(註五) 私が曾つて調査した結果について見ると、未婚者又は死離別者の死亡率は、男女の別なく、また年齢の別なく、常に有配偶者の死亡率よりも高い。妊孕能力の最も高き年齢階級にある女子有配偶者の死亡率でさへも未婚者及び死離別の死亡率よりも低いことになつてゐる(註六)。要するに死亡率は配偶關係によつて差等あることは明らかであるから、未婚者と有配偶者とはそれ／＼異なる死亡率を使用する必要があると考へられる。従つて右の公式に於けるが如く、一般死亡率を使用することは理論上正當でなからう。

(註五) Mayo-Smith, R., Statistics and Sociology, P. 146

(註六) 拙稿「配偶關係と死亡率」(人口統計に於ける諸問題)一一一頁以下

しかし翻つて考へて見るに、配偶關係別死亡率は靜態的な配偶關係別一般については大いに問題となるであらうが、未婚者が婚姻すれば、その瞬間から死亡率が直ちに變化するものとは信ぜられない。そしてこの公式で問題となつてゐる婚姻者は、平均的に見て、六ヶ月間を有配偶者として経過してゐるものであるから、かゝる有配偶者中より生起すべき死亡者数を算定するのに、特に有配偶者の死亡率を適用するほどのことも無からうと考

婚姻表について

へられるのである。尤も一般死亡率は、配偶關係について何等の考慮も加へないで、人口一般について計算されたものであるから、かゝる一般死亡率を、この公式に使用することについて疑義の生じ得る餘地は十分にあらうと信ぜられる。

婚姻表を實際に計算する場合には、使用し得る既存の統計資料によつて、方法論が要求する通りに行かない場合も少くないが、右に述べた諸點を考慮して、一般に用ひられてゐる婚姻表算定の公式を修正すれば次の如くなるであらう。S は未婚者の死亡率、S' は有配偶者特に婚姻持續期間一年未滿の有配偶者の死亡率である。

$$M_{a+1} = \frac{M_a + N(a-1)}{2} \cdot (1 - ES - \frac{S'E}{2})$$

### 三

次に我が國の既存の統計資料に基いて、婚姻表を算定して見ようと思ふ。

婚姻表の計算に於て先づ第一に必要な統計資料は年齢別未婚者に關する統計資料である。我が國に於ては、國勢調査の結果に基いて年齢別未婚者統計が發表せられてゐる。そして最近のものとして昭和十年十月現在の未婚者統計がある。しかし國勢調査では、法律上認められた夫婦でなくとも、實際に夫婦生活をなしてゐる者は有配偶者として取扱つて居るから、未婚者數に對比される婚姻者數が法律上認められたもの／＼に限られてゐる場合、國勢調査に於ける未婚者數では不適當である。勿論、國勢調査に於ける有配偶者數中に含まれてゐる事實上の有配偶者即ち内縁關係者數を推計することは可能である。即ち大正七年末調査の人口靜態統計に於ける有配



偶者数の中には事實上の有配偶者数は含まれてゐないから、この統計資料に基いて、年齢別全人口に對する有配偶者の割合を算出することが出来る。昭和十年の年齢別全人口にこの比率を乗ずるならば、これによつて事實上の有配偶者数を含まざる有配偶者数が推計され、昭和十年の年齢別有配偶者数からこの推計有配偶者数を差引くことによつて、未婚者数中に加へらるべき事實上の有配偶者数(法律上未婚者と看做されるもの)が推計され得るであらう。

しかし大正七年と昭和十年との間には相當に長き時間的間隔があつて、配偶關係の構成状況は必ずしも同一であるとは言ひ難いであらう。従つて大正七年の人口靜態統計に基いて算出せる有配偶率を、昭和十年の人口靜態統計に適用することは危険であると言はなければならぬ。この有配偶率を適用して比較的に安全なのは、大正七年に最も接近してゐる年次に於ける國勢調査の結果である。そして大正七年に最も接近してゐる國勢調査は、言ふ迄もなく、大正九年に實施せられてゐる。

最近に於ける國勢調査の結果を使用することが出来ないならば、大正九年の國勢調査の結果を加工するよりは寧ろ大正七年末の人口靜態統計を使用する方がよくなるかと考へられるのである。何故かならば大正七年の有配偶率を適用して、大正九年に於ける有配偶者数及び未婚者数を推計しても、得たる結果は十月現在(國勢調査は周知の如く十月一日に實査される)に於ける事實を示してゐるに反して、婚姻表の算定上、之と對比される婚姻統計は一年間に生起せる婚姻数を示してゐるために、この未婚者数について、更に年末の未婚者数を推計しなければならぬのである。そしてこの推計は相當に面倒である。故に私は大正九年の國勢調査の結果を捨て、大正七年末の人口靜態統計を使用することとした。

しかしこゝにも亦一つの問題がある。それは大正七年の人口靜態統計に於ては、未婚者と死離別者とを分離しないで、「未婚及寡嫠」として一括して表章してゐることである。婚姻表に於て、初婚者と再婚者とを別々に取扱ふ場合には、未婚者数と寡嫠数とを分離する必要がある。大正九年の國勢調査の結果表には死離別者数を分離して表章してゐるから、全人口に對する死離別率を算定し、これによつて大正七年の「未婚及寡嫠」数より、寡嫠数を推計して、未婚者数を算出することにした。

次に内閣統計局の「人口動態統計」には、昭和十二年以來、夫については六十九歳まで、また妻については三十四歳まで、毎歳別初婚者数が表章されてゐるが、それより以前の婚姻統計では、初婚者と再婚者とを分離したのものについては、毎歳別のものではなく、五歳階級別になつてゐる。従つて大正八年の婚姻統計を使用する限りに於ては、毎歳別の婚姻表を製作することは斷念しなければならぬのである。

初婚者統計の年齢階級が斯くの如く五歳階級別になつてゐる關係上、未婚者統計も亦五歳階級別にする必要がある。こゝに於て、既に述べた如く、婚姻表の計算では、 $a$ 歳の未婚者数よりも、 $\frac{a+(a-1)}{2}$ 歳の未婚者数を採用する方が、理論上、正しいのであるが、かゝる計算をなすことも困難となり、 $a$ 歳の未婚者数を使用する他ないのである。

そして大正九年に於ける國勢調査の結果に基いて、女子の年齢階級別死離別率を示せば左表の如くである。

年齢階級	人口總數	死離別數	死離別率(人口總數に對する死離別數の割合)
一五歳—一九歳	二、六七〇、〇三五	三〇、六四七	〇・〇一四八
二〇歳—二四歳	二、二九三、八三一	八五、四一九	〇・〇三七五
二五歳—二九歳	一、九一五、九四四	九七、九八七	〇・〇五一一四

三〇歳—三四歳	一、七七六、〇〇七	一一四、七九〇	〇・〇六四六三
三五歳—三九歳	一、七〇三、九六七	一五六、六九七	〇・〇九二〇一
四〇歳—四四歳	一、六〇三、五一〇	二二五、四〇一	〇・一三三〇八
四五歳—四九歳	一、三二八、一六三	二五〇、四七九	〇・一九〇〇一
五〇歳—五四歳	一、一一三、五三二	三二〇、三九二	〇・二七九〇〇
五五歳—五九歳	九二八、〇〇八	三四七、〇六二	〇・三七三九九
六〇歳—六四歳	八五三、七七二	四二六、四六五	〇・五〇〇〇九
六五歳—六九歳	六九八、〇五八	四三七、六七七	〇・六二九九九

右の表に示された年齢階級別死離別率を、大正七年末に於ける年齢階級別女子人口に乗ずると、死離別数を推計することが出来る。そして年齢階級別未婚及寡数よりこの死離別推計数を差引けば、未婚者推計数が得られる。この結果は次の表の如くである。

年齢階級	人口總數	死離別率	推計死離別數	未婚及寡數	未婚推計數
一五歳—一九歳	二、六六四、三三	〇・〇二四八	三〇、六二一	二、四七六、七三	二、四四六、三三
二〇歳—二四歳	二、三二八、二〇〇	〇・〇三七五	六六、三五四	一、七〇、七六五	一、八四四、三三
二五歳—二九歳	一、九七六、六一	〇・〇五二四	一〇、一六〇	五九四、三三	四九二、五八二
三〇歳—三四歳	一、八四一、〇三九	〇・〇六三三	一、八九六	四四〇、〇五五	三三二、〇六九
三五歳—三九歳	一、七六六、四六五	〇・〇九〇一	一、六三七	四三〇、九六九	二六六、五九六
四〇歳—四四歳	一、六五〇、〇九七	〇・一三三〇八	二、二六六	四二六、二四	二〇九、八四六
四五歳—四九歳	一、三二九、九九四	〇・一九〇〇一	二、五三〇	三八一、二六六	一四一、九五六
五〇歳—五四歳	一、一〇〇、九九四	〇・二七九〇〇	三、四九四	四三三、二二	一〇〇、一三四
五五歳—五九歳	九〇七、七九五	〇・三七三九九	三、一五〇	四〇〇、九七七	六二、四五二
六〇歳—六四歳	九三三、六三三	〇・五〇〇〇九	四、七〇七	四八九、七四七	三七、九七四
六五歳—六九歳	七三三、七七七	〇・六二九九九	四、五八〇	四七三、七三六	三二、一六六

右の表によつて、大正七年末に於ける年齢階級別女子未婚者数を推計することが出来たから、之と大正八年に於ける年齢階級別女子初婚者数とを基礎にして、既に述べた公式によつて婚姻表を作製した。年齢階級別女子

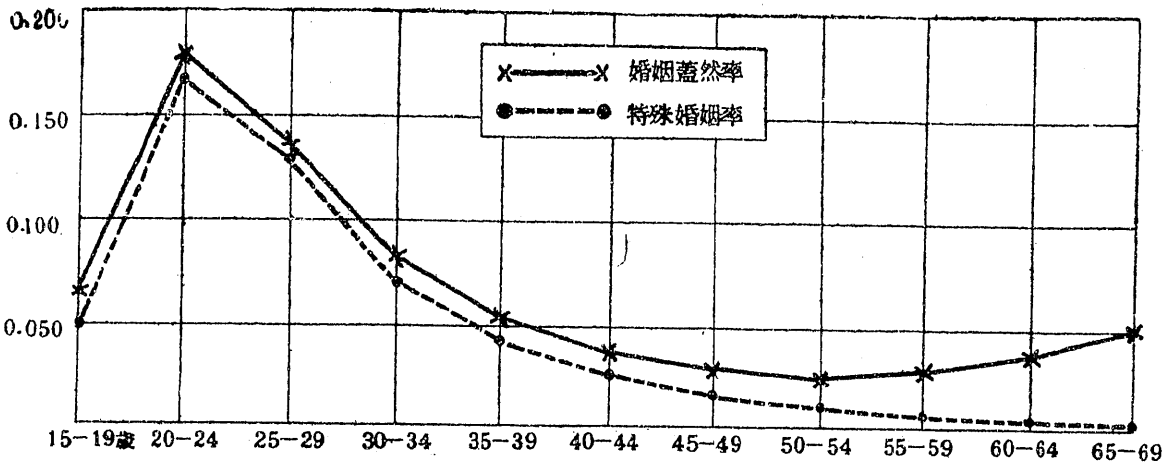
婚姻表について

死亡率は第四回生命表によつて算定した。生命表には有配偶者と未婚者とを區別してゐないから、この死亡率は一般死亡率である。また婚姻率は年齢階級別による未婚推計数と初婚者数との比である。故にこの公式によつて、先づ第一に大正八年末に於ける年齢階級別未婚推計数を算定すること出来る。大正七年末に於ける年齢階級別未婚推計数に對する大正八年末の年齢階級別未婚推計数の比が年齢階級別未婚推計率である。そしてこの未婚推計率をより差引いたものが年齢階級別婚姻蓋然率であつて、これが求める所の婚姻表である。

年齢階級	大正七年末未婚推計數	大正八年年中初婚數	死亡率	婚姻率	未婚推計數	未婚推計率	婚姻蓋然率
一五歳—一九歳	二、四七六、七三	一、三三〇、三八	〇・〇二四八	〇・四九九	二、三九八、三八	〇・九五九九	〇・〇六四六三
二〇歳—二四歳	一、八四四、三三	一、〇〇一、七〇	〇・〇二六二	〇・六九九	一、七〇、七六五	〇・八〇三三	〇・一七九七
二五歳—二九歳	四九二、五八二	三三二、〇六九	〇・〇五二四	〇・三二二	二九四、三三	〇・五九九	〇・四七三
三〇歳—三四歳	三三二、〇六九	一、一六四	〇・〇六三三	〇・四二五	二六六、五九六	〇・九四五六	〇・〇三三四
三五歳—三九歳	二六六、五九六	一、五五九	〇・〇九〇一	〇・三六四	二〇九、八四六	〇・九三三八	〇・〇三七七
四〇歳—四四歳	二〇九、八四六	一、九五六	〇・一三三〇八	〇・一七六九	一四一、九五六	〇・九〇〇二	〇・〇三九八
四五歳—四九歳	一四一、九五六	一、二三四	〇・一七九〇〇	〇・二二二	九二、七九九	〇・九七三三	〇・〇二六四
五〇歳—五四歳	六二、四五二	四三三、二二	〇・二七九〇〇	〇・七四四	五九、六二〇	〇・九七三三	〇・〇二六四
五五歳—五九歳	三七、九七四	一、一八七	〇・三七三九九	〇・四四九	三六、六六六	〇・九九九	〇・〇〇〇〇一
六〇歳—六四歳	三七、九七四	四七三、七三六	〇・五〇〇〇九	〇・四九九	三二、一六六	〇・九九九	〇・〇〇〇〇一

既存の統計資料は、算定方法の要求から見て、多くの不満足な點があるために、期待するやうな精確な結果を得られなかつたが、しかし兎も角も婚姻表を算定することが出来た。そしてこの婚姻表は、未婚者数から失はれる所の婚姻者数及び死亡者数を考慮に入れて計算をしてゐるのである

から、婚姻頻繁度を示すものとして、謂ゆる特殊婚姻率に比較してより、精



確なものであると言ひ得るであらう。

最後に、年齢階級別による婚姻表の婚姻蓋然率と特殊婚姻率とを比較しようと思ふのであるが、之を圖表で示す方が明瞭であると信ずるので、上にその圖表を掲げた。

右の圖表について見るに、婚姻蓋然率は、いづれの年齢階級に於ても、特殊婚姻率よりも高くなつてゐる。そして十五歳乃至十九歳の年齢階級より五十歳乃至五十四歳の年齢階級に至る迄の間は、婚姻蓋然率と特殊婚姻率とは略ぼ平行關係を保ちながら變動してゐる。即ち兩者共に二十歳乃至二十四歳の年齢階級を頂點として、略ぼ同一の曲線を描きつゝ、年齢階級の高くなるに伴れて、次第に低下の傾向を示してゐる。然るに特殊婚姻率は五十歳乃至五十四歳以上の年齢階級に於ても、年齢階級

の高くなるに伴れて次第に低下してゐるに反して、婚姻蓋然率に在つては、五十歳乃至五十四歳以上の年齢階級に於ては、年齢階級の高くなるに伴れて次第に上昇してゐるのである。こゝに計算の結果を一々掲げないが、大正八年の男子及び別の年次の男女について、婚姻蓋然率と特殊婚姻率とを計算して見ても、この場合と全く同一の傾向を看取することが出来るのである。Nagel が獨逸の統計資料に基いて計算してゐる婚姻表では、婚姻年齢の上位限界を四十五歳にしてゐるから(註七)、之を比較の用に供することが出来ないが、更に高き年齢階級について婚姻蓋然率を計算すれば、私の計算の結果と同一の傾向を示すのではなからうかと考へてゐる。少くともこの傾向は大正八年に於ける女子婚姻蓋然率に現れた偶然的事實に過ぎないとは言ひ得ないであらう。かゝる高き年齢階級に於ては、未婚者數に對する婚姻者數の割合が次第に増加するものとは考へられない。従つてこの原因は死亡率の増大に求めなければならぬ。即ちかゝる高き年齢階級に於ては、年齢階級の高くなるに伴れて、未婚者數中より失はれる死亡者數が著しく増大するために、未婚殘存率が高くなり、その結果、婚姻數の割合が減少するに拘らず、婚姻蓋然率は却つて上昇の傾向を示すものと考えられる。

(註七) Zahn, Heiratsstatistik, Handw. d. Staatswiss., 4, Aufl., Bd V S. 241

## 紹介

### ライト著「人口と平和」

Fergus Chalmers Wright, formerly Secretary of the International Studies Conference, "Population and Peace", International Institute of Intellectual Co-operation, Paris, 1939.

本書は國際研究會議の研究の産物である。同會議の性質に就ては廣く我國に紹介されて居るから殆んど今更紹介の要もあるまい。簡単に曰へば、其は國際聯盟の外郭團體たる國際智的協力協會の其の又外郭團體である。本會議は外郭團體たるが故に國際聯盟加入國に限らず、非聯盟國の参加をも求めて居るが、非聯盟國中最も熱心に参加して居るのは米國で、日獨伊の参加は極めて薄い。日本に於ては昨年秋本會議に協力することを目的として國際關係研究會が設立せられた。本會議は名は會議と云ふも、實は一の國際的常設團體で、平素各國加盟團體と連絡をとり、隔年に歐洲各地に會合を催す。會の事務所は國際智的協力協會内にある。

本會議では一九三五年より二年間『平和的變革』の問題を研究題目として各國より資料と意見を求め、一九三七年夏巴里に於て會合を開いた。各國斯界の一流の名士を集め、我國よりも山田三郎氏吉阪俊藏氏が出席された（その概況に就ては人口問題資料第二十七輯に吉阪氏の講演がある）。本會

議の中心議題となつた問題は二つあつた。一は原料及市場の問題で、一は人口、移民及植民即ち廣議の人口問題であつた。本書はその後者の問題即ち人口問題と世界の平和的變革の問題に就て國際研究會議に於ける討議及之に關連して蒐集せられたる資料意見を基礎として前書記長ライト氏の取り纏めたものである。本書の副題を『人口壓迫よりの救済要求に對する國際輿論の調査』(A Survey of International Opinion on Claims for Relief from Population Pressure)と云ふ。よく本書の内容を現して居る。

所謂不満足國、又は『持たざる國』が現状打破を主張し、植民地の再分配又は領土修正を要求する正面の理由は『人口過剰』(Overpopulation)と云ふ事であつた。而してこの要求は單なる口頭の要求に非して、要求が容れられなければ戦争の手段にも訴へることを辭しないものであつた。ムッソリニやゲッベルスの云つた『膨脹か然らすれば爆發』と云ふことは獨逸及伊太利の態度を一言にして現したものであつた。さらばこそ國際研究會議は是が平和的解決を計るべく研究討議の議題としたのであつた。併し本會議も何等世界の平和的解決に貢獻する所なく、今や洋の東西に於て干戈を交へつつある。然し戦争も亦合理的に現状を打破して不満足國に満足と與へる如き解決を齎らす所以でないことが略明瞭となつた。今回の東西の戦争が如何なる時期、如何なる形式、如何なる條件で終了しやうとも戦後に於て、領土、植民地と人口との問題が又國際會議の問題となるべきは私には殆んど疑のない事の様に見える。過去に於てこの問題が如何なる程度迄論ぜられ、何が故にその進展が停止せられたか、何處に弱點があり、難點があつたかを知つておく事は本問題に關して原告として立つべき運命にある我國として極めて必要なる事と曰はなければならぬ。本書は細字三百二十餘頁引用文書四百二十餘題の内容のコンデンスされた本で到底簡単に紹介す

るを得ざるか故に、右に述べた如く我國の立場に於て此の問題の解決に向つて押して行くに當つて知つておくべき點を主として述べる。

曰ふ迄もなく人口過剰を理由とし現狀打破を要求するのは獨、伊、日であり、更にポーランドも亦その一國に加へられて居るのであるが、ポーランドを除く外は國際聯盟を脱退した關係上本會議にもあまり積極的でない。本書の著者は英國人であり、本會議に積極的に参加するのは英、米、佛等の被告側であり、現狀維持派である。意識的か無意識的か本書は全體として不満足國の要求とその根據の弱點をつき、現狀維持國の爲に有利に結論を導いて居る様に思ふ。然しその點こそ我國にとつて最も参考となる點である。

先づ第一に本書の著者及研究會議全體は、所謂不満足國、現狀打破要望國は具體的の要求をなして居ないと云ふのである。それは國として一定の要求をなさざるのみならず、本研究會議が一九三五年に平和的現狀打破を其の後二年間の研究問題とすべき事を發表した後に於ても、所謂不満足國から具體的の要求を提出しない、唯ポーランドのみが不満足國として本會に正式提言をなして居るに留まるといふのである(二二頁及二三頁)。故にその要求はその不平不満に依つて察するの外はない。不平あるものは要求ありとの原則に依つてその要求する所を知るの外はないと云ふ。私は茲に不満足國側の第一の不利點があると思ふ。原告の云ふべき所を被告に察して貰ふのである。缺席裁判である。原告の趣旨の充分徹底せざるは固より當然である。公式の政府の要求は固より充分の準備の後にやるに非れば却つて不仕末を來すが、非公式の國際會議に於ては我國は充分なる理論體系と實證的根據を示してその要求を主張する必要があると思ふ。

固より不満足國は植民地及領土を要求するものなることは周知の所であ

る。問題はその目的であり、理由である。本書は不満足國の領土要求は第一には移民を送るためであり、第二には製品の市場を開拓する爲であり、第三は原料を獲得する爲であるとし、そして片端から之を論駁すべく努めて居るかの如くに見へる。植民地は移民を送る點よりも、製品の市場としても、將原料の供給地としても極めて價値乏しき事を述べて居る。その例に引かれるのは戦前における獨逸のアフリカに於ける植民地である。殊にその移民地としての價値の乏しきを述べて、戦前獨逸がその植民地に落着いた總人口は二萬人に足らず、巴里に定着してゐる獨逸人の數よりも尠ないと述べてゐる(二七四、二七五頁)。伊太利に就てもリビヤ及エチオピアの移民の困難を詳細に述べ(二六六―二八〇頁)、日本に就いて從來の滿洲移民の失敗を詳述し、現在に就ては其計畫を紹介するに留めてゐる。

そこで植民地がそれ程無價値なものならば何故に英佛は之を固執するのかと云ふヒットラーの言に答へて、植民地も人間の住む所であれば、その住民の意思を無視して、家畜か奴隸の様になり新しい主權者に移轉出来るものでないと云ふ。この論者として引用せられて居る知名の政治家は英國のウインストン・チャーチルである(二二五頁)。現在の領有者が植民地を領有した際や、歐洲戦後舊獨逸領を委任統治に移した時に住民の希望や意思を考慮したかどうかは一言半句も觸れて居ない。それから更に進んで獨逸の專制主義と人種政策を批判し、植民地を英佛より獨逸に讓ることは、信託の原則に依つて立派に統治して居るものの手から、搾取を標榜するものの手に移すことであつて、アフリカ土人にとつても多大の失望であらうと曰つて居る(二二六頁)。獨逸の人種政策、專制主義に對する不評判と同時に、英佛側の自負心をも示すものと見るべきである。

獨逸の植民地を欲する理由の一として、植民地の官吏の地位が良家の若

者の向上、發展の機會を與ふるにありとし、それに對してもかゝる地位は植民地無き國の羨望する程多くもなく、良くもなく、近時土人を多く使用するの必要に迫られ居る事を論じてゐる(一六九—一七一頁)。

要之植民地に關する本書の論——從つて國際問題研究會議の空氣——は不満足國の要求を拒否する理由を説明するに急にして、不満足國の要求に理解と同情が極めて乏しい事を感じざるを得ない。

次に本書の主題たる、人口過剰の問題に就て本書は人口過剰なる觀念の曖昧性を説くに頗る詳である。そして結論として曰ふ。歐洲諸國は一も自給自足の國ある事なく、自給自足經濟では凡ての國は現に有する人口を支ふる事を得ない。現在斯くも多數の人口が歐洲に生活し得る所以は一にその國際經濟を營むの故である。國際經濟の維持せらるゝ限り人口過剰は無いと。而して國際經濟の存續するが爲には國際平和の存續を前提とする。

然るに現下の世界の情勢は平和と國際經濟とを轉覆せんとしつゝありとしてこの傾向を慨嘆して居る(九六頁)。人口過剰と云ふ觀念は人口經濟學の中心をなす問題で、之に就ては私は稿を改めて詳細し度いと思つて居るが、所謂不満足國の人口過剰を否認し去つた本書が、カナダや濠洲の人口過剰(Underpopulation)説の反駁を肯定し、白人濠洲説を是認して何等修正的意見を掲げて居ないのを見て(二八二頁以下及三二二頁以下)、本書は遂に聯盟派を一步も出でないものなる事を痛感せざるを得ない。

直接人口政策に關連して本書の提起する最も深刻且直接な疑問は近時に於ける人口減少の傾向及之が對策としての人口増加策である。殊に人口過剰を理由として現状打破を要求する獨逸及伊太利が熱心なる出生率増加政策を採用しつゝある事は、本書の甚しく矛盾と認むる所であつて、人口問題はヤーンヌスの神の如く、二面を有し一面は即ち人口過剰を訴へつゝ、他

面は人口の増加を願ひつゝあると云ふ(二三三頁)。殊に伊太利に於ては出生率増加政策の外移出民を制限し、既に外國にある伊太利人の歸國を要求し、移出民に對してその地に同化すべからず、其の子は伊太利に於て教育すべき事を要求せる事を擧げて(一五九、一六〇頁)是等の政策は人口増加に依る帝國主義に外ならずとし、人口過剰論は實に帝國主義的要求の口實にすぎないと云つて居る(一一六頁)。本書の此の種の論述に關する資料は比較的古きが故に日本に於ては産兒制限は行はれて居り昭和六年時の大臣(鳩山文相)が産兒制限は個人の問題で政府は反對もせず、贊成もしないと述べたことを引用して居る(八四頁)。

斯くて不満足國の人口過剰説竝に植民地分配、領土變更案を否認し去つた本書が、問題の解決として提示して居るのは、世界經濟と工業化であつて、之に依つて人口の收容力は前途多き事を述べて居る(二八六頁以下)。然し其には通商政策、原料及市場の問題があるが、これは本書の論議の範圍外なりとして遁げて居るのである。

本書の悩みは時代の悩みである。本書の曰ふ如く自給政策は人口過剰の原因であり、それがあるが爲に人口過剰が甚しく感ぜられる。又一方人口過剰を訴へつゝ一方人口増加を計る事は矛盾には相違ないが、平和的解決策の見込がなければ戰爭の覺悟をする事が必要であり、それが爲には必需品を外國に依存することを制限するの要あり又國力の基礎たるべき人口を増加する必要もある。斯くて本書の著者の矛盾と見る事は不満足國の正に當然とする所である。斯くて世界は長く戰爭か平和かの間を彷徨して居たのであるが、現實は不幸にして前者の途を採つた。而して今日の見透しではそれも又問題解決の所以に非ざる所を示して居る。今日吾等の望み得る最上の事はこの歴史の失敗を徒らに慨嘆する事なく禍を轉じて福となすの方

策を講ずべきの途を考へる事であるまいか。

(北岡壽逸)

## 北米合衆國都市社會階級別出生率

### 及再生産力に關する一報告

Bernard D. Karinos & Clyde V. Kiser, "The Differential Fertility and Potential Rates of Growth of Various Income and Educational Classes of Urban Populations in The United States," The Milbank Memorial Fund Quarterly, Vol. XVII, No. 4, October, 1939

—

社會階級別出生率はデモグラフィの歴史と共に、古くして新しき問題である。(イ)従來の此の種の出生率が概ね有配偶女子出生率であつたのに對して、社會階級別の有配偶率を考慮に入れ、(ロ)社會階級別に再生産率を算定して比較したものを見出した。標記の報告が即ち之である。私の知る限りに於て此の報告は差別出生率の一つの新しき試みであるかの如くである。筆にする理由は此處に在る。

又、最近の北米合衆國に於ける此の種の調査に於ては、一般に二、三の上層階級間の出生率の差異がそれ程顯著には見られない。略々相等しき場合、時としては逆なる場合と見受けられる。有配偶女子の出生率に有

配偶率を考慮した場合の出生率が、此の點に關して如何に著しき差異を示すであらうか。之が報告者を促して此の試みを遂げしめた動機であらうと推測する。

二

此の報告は一九三五年秋から一九三六年初頭にかけて北米合衆國大藏省防疫部(U.S. Public Health Service)が事業促進局(Works Progress Administration)の協力で行つた國民保健調査(National Health Survey)の資料を利用して之に解析を加へたものである。此の調査の客體は一八州に亙る八三都市に現住する約七〇萬の家族である。州及都市の選定は地域的標本法に據つてゐる(註一)。

(註一) G. St. J. Perrott, C. Tibbits and R. H. Britten: The National Health Survey: Scope and Method of the Nation-wide Canvass of Sickness in Relation to its Social and Economic Setting. Public Health Reports, Sept., 15, 1939, 54, No. 37

而して此の報告の資料として採つてゐるのは、六三萬二千家族、其の人員二三五萬人、内、一五——四四歳の女子五九六、四七四人、其の内有配偶女子三三六、二二六人である。

此の調査に於ける出生の採り方は、調査日前一二箇月間に於ける生産である。又、所得は家族の年綜合所得であり、俸給、賃銀、利潤、賃貸料收入及投資に由る所得と規定されてゐる(註二)。なほ又、教育程度の區別の標準は、卒業に依らずして入學又は進級に依つてゐる。

(註二) National Health Survey: The Relief and Income Status of the Urban Population of the United States, 1935. Bulletin C., Division of Public

此の報告は、以上の資料に據つて、(I)所得階級別及(II)教育程度別に、  
 (1)出生粗率、(2)標準化有配偶女子出産率(Standardized Nuptial Fertility Rate)、(3)標準化一般出産率(Standardized General Fertility Rate)、(4)粗  
 再生産率(Gross Reproduction Rate)、及(5)純再生産率(Net Reproduction  
 Rate)の五種の比例數を算定してゐる。

而して、(I)所得階級の區分は家族の年所得(\$1,000弗以上、(ろ)  
 1,000弗—1,999弗、(は)1,500弗—1,999弗及(に)  
 1,000弗—1,499弗及(ほ)1,000弗未満の五階級である  
 が、救護を受けるものは悉く之を(ほ)の階級に所屬せしめ、更に(ほ)の階  
 級を救護を受けざるものと之を受くるものとに分つてゐる。

又(II)教育程度は入學又は進級を標準として(イ)大學又は専門學校(Col-  
 lege)、(ロ)中等學校(High School)、(ハ)初等教育第七學年又は第八學年  
 (7th or 8th Grade)及(ニ)同第七學年未満の四階級に區分してゐる。

次に上記の五種の比例數に對して報告者が與へてゐる定義を掲げておく  
 必要がある(註三)。

(註三) 原本三七二頁參照

- (1) 出生粗率——調査人口總數一、〇〇〇に付き一箇年間に於ける生産  
 數
- (2) 標準化有配偶女子出産率——標準人口(一九三〇年人口調査報告に  
 據る合衆國全國白色人種妊孕年齢有配偶女子年齢構成)に於ける妊孕  
 年齢有配偶女子一、〇〇〇に付き一箇年間に於ける生産數
- (3) 標準化一般出産率——標準人口(一九三〇年人口調査報告に據る合  
 衆國全國白色人種妊孕年齢女子人口の年齢構成)に於ける妊孕年齢女

北米合衆國都市社會階級別出産力及再生産力に關する一報告

子一、〇〇〇に付き一箇年間に於ける生産數

(4) 粗再生産率——(イ)總ての女子が妊孕年齢期間を通じて生存し(ロ)  
 其の年齢別出産力が一九三五年現在の年齢別出産率と一致するものと  
 假定したる場合に於ける同時に生れたる女子集團の一人が生むべき女  
 兒の平均數。

(5) 純再生産率——前項(イ)の假定を取除き、現在の年齢別出産率及死  
 亡率の下に於て、前項同様の條件の下に一人の女子が生むべき女兒の  
 平均數。

三

結果を取纏めて表示すれば第一表の如くである。以下に、各別に若干の  
 備考を附け加へておかう。

第一表

社會經濟階級	出生粗率	標準化出産率		再生産率	
		(3)有配偶一般	(4)一般	(5)粗	(6)純
(1) 家族の年所得					
(イ)三、〇〇〇弗以上	七・八	八四・六	三三・一	・四六	・四二
(ロ)二、〇〇〇弗	一〇・四	八四・八	四一・六	・六一	・五五
(ハ)九九九弗	一一・八	九三・〇	四八・四	・七〇	・六三
(ニ)九九九弗	一一・八	九三・〇	四八・四	・七〇	・六三
(イ)一、〇〇〇弗	一一・八	九三・〇	四八・四	・七〇	・六三
(ロ)九九九弗	一一・八	九三・〇	四八・四	・七〇	・六三
(ハ)九九九弗	一一・八	九三・〇	四八・四	・七〇	・六三
(ニ)九九九弗	一一・八	九三・〇	四八・四	・七〇	・六三
(イ)一、〇〇〇弗未満(救護を受けるもの及之を受けざるもの)	一七・三	一三三・九	八二・一	一・一七	・九六
(ロ)一、〇〇〇弗未満(救護を受けざるもの)	一五・五	一一〇・一	六六・一	・九三	・七九



内 救護を受くるも 一九・六一六・三 九九・四 一・四三 一・一五  
 教育程度

(イ) 大學又は専門學校 (College)	—	九六・九	三九・一	・五七	・五二
(ロ) 中等學校 (High School)	—	一〇二・五	五三・七	・七七	・六八
(ハ) 初等第七學年又は第八學年	—	一一七・五	七一・〇	一・〇〇	・八六
(ニ) 同第七學年未滿	—	一三〇・七	八二・九	一・一八	・九七
總數	—	一三・八一〇	八・九五六	・八一	・七〇

(1) 出生粗率

「救護を受くるもの」の出生率が特に著しく高いのは、一般の貧困家族よりも、子女多き家族が一層多く救護の對象となつてゐるといふ事實に依ることが少くない(註四)。

(註四) 原本三七七頁註参照

(2) 標準化有配偶女子出生率

(イ)の階級と(ロ)の階級との間の差異は殆んどないと云つてよい。教育程度別に見ても、(イ)と(ロ)との間の差異は極めて僅少である。

(3) 標準化一般出生率

前項の場合に於ては各社會經濟階級に於ける有配偶率 従つて年齢別婚姻率の差異が反映してゐないが、上掲の定義によつて、此の場合に於ては有配偶率の差異によつて各階級間に於ける出生率の差異は頗る顯著である。即ち、所得階級別に見れば、(ロ)の階級の出生率は(イ)の階級に比し約三四%も高い。教育程度別に見ても、(ニ)の出生率は(イ)の二倍を超えてゐる。又、(ロ)の出生率は(イ)に比して三七%高いことになつてゐる。かくの如く有配偶率の差異を考慮に入れば、階級別出生率の差異は頗る顯著となり、階級の上昇と此の意味に於ける出生率低下

下の逆の關係は極めて明瞭になつて来る。

(4) 粗再生産率

特に注意すべきは、再生産率の算定に就いては、妊孕期間に於て女子の階級間移動がなきものと前提されてゐることである。此の場合報告者は所得階級別よりも教育程度別階級の方が安定性大であるとなし、前者の再生産率は後者のそれを以てチェックさるべきものとしてゐる(註五)。

(註五) 原本三八一頁参照

所得階級別に見れば、(イ)の階級の再生産率は(ロ)の階級のそれの二分一よりも低く、(ロ)の階級は(イ)の階級よりも三三%高し。又、教育程度別に見れば、(ニ)の階級は(ロ)の階級に比し五三%高く、(イ)の階級に較ぶれば、一〇七%も高いといふことである。(ロ)の階級は(イ)の階級に比し三五%高し。

以上の結果に就いて氣付くことは、粗再生産率の階級間の分布が標準化一般出生率の分布と極めて類似するといふことである。然し其の類似は寧ろ當然であつて、此の二つの計算の基礎資料は殆んど全部共通であるからである。

(5) 純再生産率(註六)

(註六) 純再生産率の算定に用ひた死亡率は P. M. Hauser: Differential Fertility, Mortality and Net Reproduction in Chicago, 1980. (非公刊 Chicago 大學學位論文 1938) である。

階級間の差異は粗再生産率の如く著しくはない。それは純再生産率の算定に用ひられた特殊死亡率が、上層階級に於て相對的に低いからであらう。純再生産率に於て階級間の差異は若干緩和せられてゐるが、階級の上昇と人口増殖力低下の關係は明瞭に現はれてゐる。所得階級別に見

れば、(ろ)の階級は(い)の階級に比して三一%高く、(ほ)の階級は(い)の階級の二倍以上の増殖力を示してゐる。又、教育程度別に見れば、(ロ)の階級は(イ)の階級に比し三一%上位に在る。

以上、標準化一般出産率及再生産率に就いて見らるる如く、有配偶率を考慮した場合に於ては、有配偶女子の出産率、即ち、有配偶率をコンスタントとしたる場合に比し、階級間の出産力乃至は増殖力の差異は一層明瞭に現はれて来る。然らば、社會II經濟階級別の有配偶率が階級間に顯著なる差異を示してゐる筈である。此の報告に用ひられた資料につき報告者が算定した妊孕年齢女子五歳階級別社會II經濟階級別有配偶率は第二表の如くであつて、所得階級別に見れば三五歳未満の(い)及(ろ)の、教育程度別に見れば、(イ)及(ロ)の間には相當顯著な相異を認めることが出来る。有配偶女子出産率が此等の階級間に極めて僅少な相異を示すに止まるに拘らず、爾餘の出産率及再生産率が著しき相異を示してゐるのは、此の有配偶率の顯著なる相異が加はるが故である。

第二表

社會II經濟階級	女子の年齢						
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
(い) 三〇〇〇弗以上	一・七	一五・三	四二・九	六三・四	七四・二	七七・〇	
(ろ) 二〇〇〇弗—二九九九弗	二・四	二五・四	六〇・一	七五・九	八〇・五	八二・八	
(は) 一〇〇〇弗—九九九弗	三・六	三五・〇	六八・二	七九・六	八三・〇	八二・八	
(に) 一〇〇〇弗—四九九弗	五・九	四八・〇	七三・六	八〇・七	八二・一	八〇・一	
(ほ) 一〇〇〇弗未満(救護を受けるもの及之を受けざるもの)	九・六	四八・八	七〇・九	七五・九	七四・六	七二・六	

北米合衆國都市社會階級別出産力及再生産力に關する一報告

教育程度	内 救護を受けざるもの		内 救護を受けるもの	
	(イ) 大學又は専門學校	(ロ) 中等學校	(ハ) 初等第七學年又は第八學年	(ニ) 同第七學年未満
(イ) 大學又は専門學校	二・〇	二二・七	五五・八	六〇・〇
(ロ) 中等學校	五・九	四一・九	六五・一	八一・五
(ハ) 初等第七學年又は第八學年	一三・二	五〇・一	七六・九	七四・二
(ニ) 同第七學年未満	一五・六	五〇・六	七三・六	九〇・七

又、報告者は再生産率を都市の大きさと所得階級別とによつて算定して比較してゐる。第三表は即ち之である。

第三表

都市の大きさ	家族の年所得								
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
人口一〇〇,〇〇〇以上	七	三	三	三	七	八	一	三	七
人口一〇,〇〇〇—九九九	八	八	六	六	六	八	一	三	九
人口一,〇〇〇—九九九	九	五	七	七	九	一	三	一	六
人口一〇〇,〇〇〇以上	一	一	六	七	〇	六	一	七	一
人口一〇,〇〇〇—九九九	一	一	八	九	一	七	一	五	一
人口一,〇〇〇—九九九	一	一	七	七	一	六	一	四	一
人口一〇〇,〇〇〇以上	一	一	八	九	一	七	一	五	一
人口一〇,〇〇〇—九九九	一	一	六	六	一	六	一	四	一
人口一,〇〇〇—九九九	一	一	五	五	一	五	一	三	一
總數	七〇	三三	五五	五五	七〇	七五	八二	七九	七九

各所得階級共、大都市程増殖力の低いことを示してゐる。又それは、粗再生産率及純再生産率を通じて然りである。尙、報告者は Karimov が一九三〇年に就いて算定した都市の大きさを別純再生産率と比較し(註七)此の報告に

於ける第三表の結果が Karpinos の結果に比し著しく低いことを指摘し、其の理由を (イ) 一九三〇年—三五年間に於ける都市出生力の低下と (ロ) 此の調査に於て若干の地域に就き出生の過少計算が存在することに歸し、此の報告に於て得たる結果は、其の絶對的の値よりも階級間に於ける相對的比較に重點を置いてゐる。今參考として報告者と Karpinos との結果を並べて掲ぐれば次の如くである。

(註七) Bernard D. Karpinos : The Differential True Rates of Growth of the White Population in the United States and Their Probable Effects on the General Growth of the Population. The American Journal of Sociology, Sept. 1938, pp. 251 fg.

都市の大小		A	B
總	數	・七〇	・八四
人口	一〇〇,〇〇〇以上	・六三	・七六
	二五,〇〇〇—九九,九九九	・七五	・八六
	二五,〇〇〇未 滿	・七九	・九四
A—此の報告(Karpinos and Kiser)			
B—Karpinos(一九三〇)上掲論文			

#### 四

最後に此の報告の要點を報告者によつて、列記して結びとすれば以下の如くである。

一、最近の研究によれば、都市に於ける有配偶女子の社會經濟階級別出生力の階級間の差異が其の重要性を失つて來るが如き傾向があるが、

有配偶女子に限定することなく妊孕年齢に在る全部の女子に就いて測定すれば、階級間の差異は一層明瞭となり、上位の階級層出生力乃至は増殖力は明かに低くなつてゐる。

二、以上の事情は、有配偶女子の割合如何と社會經濟的狀態との間に顯著なる逆の關係が存在するといふ事實に歸せられる。

三、此の調査の客體となつた都市白色人種女子の平均純再生産率は〇・七〇であつて、三、〇〇〇弗以上の所得階級の〇・四二を最低とし、一、〇〇〇弗未満の所得階級のそれ〇・九六を最高とする。大學又は専門學校に達した女子〇・五二を最低とし、初等第七學年未滿のものに付き〇・九七を最高とする。此等の數字は社會經濟的狀態の最高の階級が極めて低い再生産力を持つことを示して十分である。

四、階級別出生力を研究するに當つて、有配偶女子に限定するか、或は全部の女子を取扱つて有配偶率を考慮に入れるか、其の何れが適當であるかは一概に斷定出來ない。此等二つの方法は一應其の用途を異にするが、出生力の階級別差異を適切に説明する爲には二つの方法が必要である。有配偶女子に限定することは女子有配偶率をコンスタントとして扱ひ、有配偶女子出生力の階級間の差異が如何様であるかを一層明瞭に理解せしめる半面、ポテンシャルな人口増殖力は、有配偶者の出生力と同様に、女子年齢別の婚姻率に依存するが故に、再生産率の算定は無配偶女子を之に包含せしめることを要求する。かくて女子有配偶率の演ずる役割を不當に輕視することは頗る危険である。此の報告中に示されたデータに依つて明かなる如く、二つの上層所得階級及教育程度が集團に於て有配偶女子の出生率が極めて接近してゐることは、必ずしもポテンシャルな増殖力が相等しいことを示してはゐない。年所得三、〇〇〇弗以上の家族に屬する女子の再生

産力は、二、〇〇〇弗乃至二、九九九弗の階級のそれに比し遙かに低い。更に、大學又は専門學校程度の女子のそれは中等學校程度の女子のそれに較べて顯著に低い。

(館 稔)

## 水島博士「内地六大都市の眞の人口

### 自然増加率

一

豫て地域別生命表(註一)を算定して發表される等人口統計學上密與せらるること少からざる京城帝國大學教授醫學博士水島治夫氏は此の程内地六大都市に就きて、Dublin-Lotkaの方法を以て所謂「眞の人口自然増加率」(“True Rate of Natural Increase”)を算定して發表せられた(註二)。

(註一) 府縣別生命表——朝鮮醫學會雜誌第二八卷第八號昭一三、府縣別生命表に就て二三の考察——日本統計學會年報第八年、朝鮮住民の生命表(昭元五年)昭一二、府縣別生命表第二回(昭六——一〇年)——朝鮮醫學會雜誌、第二九卷第九號、昭一四

(註二) 昭和一四年冬、臺北帝國大學に於て開催の日本民族衛生學會に於て報告され、最近東京醫事新誌(三二六八號、昭一五・一・一三)に執筆されたるもの。

都市人口問題の重大性、特に時局下に於て益、其の重要性を累加しつつあることに就いては多言を要せざるところであるが、標記の論文に現はれた結果は、都市人口研究上頗る意義あるものの一と考へ、簡単に之を紹介

水島博士「内地六大都市の眞の人口自然増加率」

しておかうと思ふ。近時、醫學界、生物學界を初めとして自然科學の分野に於ても人口問題に關する研究が急速度に盛んに趨きつつあるは注目し得るが、自然科學の分野と社會科學の分野と、兎角相互に夫々の研究の結果を看過することが少くない。かかる事情に鑑みれば此の種の紹介も必ずしも徒勞ではあるまい。

二

地方農村から流入する夥しき青壯年人口を持つことが都市人口年齢構成の特色である。此のことは都市の普通人口動態諸率を以てしては、都市本來の人口増殖力を混迷に陥らしむると云はざるを得ない。此の間の消息を指摘したる後著者は、都市の特有なる年齢構成を除去し、都市本來の人口増殖力を測定すべき方法として二つの方法を擧げてゐる。其の一は No. 1 stable population の標準化の方法であり、其の二は Dublin-Lotka の安定人口(Stable Population)に於ける動態率を算定する方法である。然るに、標準化の方法は、正常なる標準人口を選定し、何れの都市人口も標準人口の年齢構成を採つたと假定したる場合の動態率であるから、一應都市人口特有の年齢構成は除去せられ、相互に比較可能であつて、此の點、普通率よりも合理的たるは明かであるが、標準人口の選定が任意である爲に標準化率の數値は浮動性であり、又それは、標準人口と問題の人口とは無關係である爲に單獨には無意味であつて此の點に限界がある。そこで著者は、與へられたる人口が或る時點に於て持つ年齢別出生率及死亡率が固定し、現在の人口が殘らず死滅して人口が一新される時に現はれる不變の年齢構成、即ち安定人口の年齢構成下の動態即ち眞正動態率を求める方法を採用するのである。

三

かくて(1)内閣統計局調「昭和五年父母の年齢別出生及死産統計」に據つて、母の年齢別男女別出生數を得、(2)昭和五年國勢調査報告によつて年齢別女子人口を採り、(3)生命表の生存數を採るのであるが、此の點に就いては、著者が算定せられた昭和元年——五年の内地六大都市生命表を用ひてゐることに特色がある。以上の資料を用ひ、Dublin-Lotkaの數式によつて、昭和五年内地六大都市及全國の眞正出生、死亡及自然増加率が求められる。

四

其の結果は次表の如くであるが、一般に出生粗率と眞正率との差異に比し、死亡粗率と眞正率の差異の著しきを指摘し、此等の都市が夫々安定人口年齢構成を取れば出生率は低下し、死亡率は著しく高くなり、従つて自然増加率は著しく小となることを明かにし、粗自然増加率に對し其の眞正

内地六大都市の人口動態(昭和五年)

(人口一、〇〇〇に付)

粗出生率	東京	大阪	京都	名古屋	横濱	神戸	全國
眞の出生率	三三・九	三三・七	三三・五	三三・四	三三・五	三三・五	三三・五
粗死亡率	一三・〇	一五・三	一六・一	一六・九	一五・六	一六・七	一八・一
眞の死亡率	二〇・七	二〇・五	二〇・五	二〇・七	二〇・九	二〇・九	二〇・九
粗自然増加率	一〇・三	九・五	八・三	一四・四	一三・八	一四・一	一四・一

眞の自然増加率	二・〇三	(一)一・八七	〇・三九	八・四八	六・三六	(一)三・六七	一五・四〇
一人の女(配偶の有無を問はず)が生涯に生む娘の數	一・〇六	〇・九五	一・〇一	一・二八	一・二二	〇・九三	一・五八
同上子の數(男十女)	二・二〇	一九六	二・〇八	二・六四	二・四八	一・八九	三・三四

原論文九頁

率が顯著に低く、就中、大阪市及神戸市の如きは眞正率が既に負數になつてゐることを示してゐる。兩市に就いて再生産率が一より小になつてゐることは當然である。更に以上の結果を全國のそれと比較し、全國の健全な人口状態に對比して六大都市本來の人口増殖力の驚くべき不健全さを遺憾なく曝露してゐる。

而して著者の結論は、我が國現下の人口問題に關して重要な警告である。敢て引用して稿を閉じることとする。「學者も爲政者も憂慮し乍ら、人口の都市集中は愈々強い。大正九年に全國の四八%あつた人口五千以下の村の總人口は、昭和十年には三五%に減じた。五千以上十萬以下の小都市人口の割合は大した變動はないが(三九・四二%)、十萬以上の大都市人口には、同年間に丁度農村人口が減じただけ、一二%から二五%に増した。此の傾向は今後益々強くなるのではないか。

第二表(上掲表)に示した數値は、既に稍、古く、若し最近の資料があれば一層悲觀すべき結果が現はれるのではあるまいか。眞相の糺明と對策の樹立は本邦今日の人口問題中最も重要なものの一であらう(註三)。

尙附言すべきは此の方法は資料に制約されること著しく、かやうな研究が行はれる爲には特に都市人口動態資料の整備が望ましいといふことである。

(註三) 原論文一〇頁

# クツチンスキー著「生活領域と人口の諸問題」

R. R. Kuczynski, 'Living-Space' and Population Problems. Oxford Pamphlets on World Affairs, No. 8

1939

—

世界大戦後獨逸はベルサイユ條約に基き四邊の本國領土を削減せられたのみならず一切の海外領土をも剝奪されたのであるが、獨逸國民が戦後の慘憺たる生活に喘へぎながらも國家復興へと撓ゆまざる努力を拂ひつゝあつた間に於ても如何に失地回復への念願を内燃せしめつゝあつたかは推察に難くない。已に一九二〇年二月ミュンヘンに開催せられたる國民社會主義獨逸労働黨大會に於て公表されたる所謂ナチス綱領の第三條(註一)は獨逸國民の土地及領土獲得の要求が如何に熾烈なものであるかを示してゐる。然るに一九三三年一月ナチスが政權を獲得し獨逸民族國家建設へと邁進するに及んで、土地及領土要求の問題は愈々現實性を帯ぶるに至り、殊に西班牙問題一段落以後に於ては益々其強度を加ふるに至つた。従來獨逸は有ゆる機會を利用し、政府主腦の及學者を動員し、國の内外に向つて其要求を強調しつゝあつたが、英佛側も歐洲の平和問題の解決に對して植民地問題の解決が何より緊要であることを痛感し遂には原則的に之を認めるに

至つたと謂はれてゐる。斯くて植民地問題は外交上の問題として取上げらるゝ氣運に向つた。

(註一) Wir fordern Land und Boden (Kolonien) Zur Ernährung unseres Volkes und Ansiedlung unseres Bevölkerungsg. U'verschusses

一方此間に於て獨逸は、同じくベルサイユ條約に不満を抱くイタリーと提携し、所謂ベルリンローマ樞軸の威力に訴へ瞬く間に獨逸併合、チェッコ併呑、メーメル回收を實現し、次いで其の勢に乗じて矛をダンチツヒに向くるに至つたが、之が遂に今次歐洲動亂勃發の動機となつた。斯くて植民地問題の解決は當然戦後に持越さるゝ事となつたのである。表記の著書は獨逸の領土及植民地要求問題に關し獨逸側の論據の主なものに就いて逐次論駁したものであるが蓋し此問題に對する民主主義國家側の論調を代表したものと考へられる。

## 二

クツチンスキーは先づ最初に、一九三五年五月二十二日獨逸條約署名後に行はれた獨逸要人達のラヂオ放送に於ける祝詞中の例へば、「北はバルチックより南はリビヤに至る一億五千萬の國民を以て固く結ばれたる無敵の獨逸樞軸云々」といふ様な言辭中の數字(註二)を捉へて「彼等の手は分り切つてゐる、マインカンフで已に證明済だ、一億五千萬等と言はず、もつと大きな數字を使つて其れが到處で輿論に成る迄繰返し、宣傳したら宜しい。其の途方も無い數字は、其脅迫的效果は別としても、樞軸が處理し得る充分なる生活領域を持たないといふ議論に誠に重寶な論據を提供することは明白だ」と痛烈に皮肉つてゐるが、之に依つて本書に漲る鬱陶氣が良

く示されてゐる。

(註一) クッチンスキーに依れば當時獨伊プロックは一億二千五百萬人を包含する。

先づ最初に鎗玉に擧げられる獨逸側の論點はルーズベルトの平和勸告電報に對して爲したヒトラーの次の如き國會演説の一節である。『例へば有ゆる常識、論理、一般人類の、及びより高き正義の有ゆる原理、吾神の意志の法則に従つてさへ、總ての國民は世界物資の公平なる分前に與からなくてはならぬ』と。そこで著者はヒトラーの「世界物資の公平なる分前が抑、何を意味し又其の意味する所のものが果して獨逸の要求を正當化するや否やを檢討する。著者に從へば其れは勿論世界の七十二の獨立國が世界物資の各七十二分の一づゝ取るといふのでは無く各國が其人口に比例して分前に與かるべきである。しからば獨逸の分前は事實世界物資の四%以下であらうか、獨逸の國富及國民所得が共に世界人口の總ての富と所得の四%を遙に超えてゐるといふ事は事實で無いであらうか、否ヒトラーが焦慮しつゝある所は實はかゝる公平では無く世界の土地面積に關しての各國民への分前の公平である。さすれば一平方呎に付き人口一三五人の獨逸はベルギー(二七四人)和蘭(二四七人)英國(一九五人)日本(一八六人)伊太利(二四一人)をより生活領域に恵まれざる國と言ふであらうか、明かに然らず。所で生活領域を本國及屬領を含めた面積に對する人口の割合で計算するならば、成程獨逸は辛うじて世界面積の〇・五%世界人口の四%を占めてゐる事になるが然し獨逸のみが「持たざる國」なのではない。英國は世界面積の二六%世界人口の二四・六%を占め正當な分前である、米國も同様である、伊太利は右の如き意味に於ては、アルバニアの征服により却つて生活領域の

減少を蒙つたのであるが、依然「持てる國」であるから獨逸は英帝國よりも寧ろ伊太利の犠牲に於て生活領域を擴張した方がより公正であらうと英國を辯護してゐる。

次は過剰人口の問題であるが、之に就ては著者は次の如く論じてゐる。

成程獨逸は世界に於ける最も人口稠密な國である。しかし人口がより少なかつたら生活が良くなるといふのが獨逸の主張ならば、かゝる結論は現在の最適人口論に關する吾々の知識からは出て來ないと言はねばならない。しかし獨逸はそうは言つてゐないので、寧ろ反對に豊饒な人口を謳歌し、失業者が數百萬に達した一九三四年に於てすら自身人口過剰とは考へず、經濟的及軍事的見地から小なる人口より大なる人口を有利と考へた。それ所か斃て再軍備及公共事業が總ての失業者を吸収し、最近五年の間に七十萬の農業労働者が田舎から移住し、農業のみならず有ゆる産業が人手の不足に悩まされてゐる状態である。又保護領の新統治に於ける最初の行動の一つは多數の労働者をボヘミア、モラビアから獨逸に移送するに在つた。一方移入民は有ゆる方法で奨励されアフリヤ人の移出民は事實上禁止され、外國に在る男女の移民は本國へ呼戻されるといふ状態である。又獨逸は伊太利の例に倣つて各種の人口増殖政策を行ひ、殊に伊太利では行はれなかつた大規模な結婚貸付金制度を採用し、伊太利では失敗に歸した出産力増進政策は獨逸では大なる成功を収めたのである。此成功の一大原因たる結婚貸付金は最初は男子失業救済の目的を以て生れたものであるが、政府は此制度が偶然にも出生増加の有効なる手段たることを發見したので貸付条件を緩和するに至つた。著者は右の如き諸點を擧げて獨逸過剰人口論を否定してゐる。更に著者は一九三九年五月十九日に於けるゲツベルスの演説の一節『彼等は八千萬の獨逸人が一億三千萬となる五十年後に於て地球が現在と

同一の分配状態にあると考へるのであらうか』を捉へ、獨逸統計局發表による獨逸の將來人口推計を引用し、その推計の基礎となつた未婚既婚女子年齢別出生率、婚姻率、乳兒死亡率、死亡率等に於ける獨逸側に有利な假定を無視するとしても、其推計によつてさへ獨逸人口は一九七〇年に於ける八〇五三五千人を頂點として以後漸減し、同時に人口の年齢構成にも變化を來し、經濟的軍事的見地から最も重要な生産年齢階級は一九四一年の三六、一二二千人を最高として漸減の道を進むことになり、ゲツペルスの主張は全く出鱈目だと非難してゐる。著者は右の如く獨逸人口政策及人口趨勢の二點から獨逸側の人口過剩論の成立せざることを主張してゐる。

更に著者は、人口過剩の問題を生活領域との關係に於て取上げ、獨逸はオーストリア、ズデーテン地方、メーメル併合ボヘミア、モラヴィアに對する保護領宣言により人口密度は平方料に付き一四五人から一三五人に低下したに過ぎない。ハンガリー及スロバキアの奪略によつてそれは一二六人に下るだらう。又現在委任統治下にある舊植民地の返還によつて、人口密度は三三人に低下するだらう。が其場合に於ける世界面積の分前は僅か二・六%に過ぎず一方世界人口に於ける分前は五・三%で問題は依然本質的には解決せられないが、それでもまだ獨逸は歐洲列強中の唯一の「持たざる國」と主張するに相違ない。更に世界の富と所得に於ける獨逸の分前が世界人口の分前と同一の割合で増加しないことは明白であるといひ、暗に領土獲得の無意味なことを仄めかしてゐる。かりに獨逸の生活領域が以上の如く擴張されても獨逸本國の人口密度が低下するといふ假定はなし得ないし又新領土から労働者を募り移出民を制限してゐる獨逸に取つて過剩人口を移送すべき領土の議論は成立しない。獨逸は最早人口過剩では無いと言つてゐる。

次は植民地と熱帯生産物の問題である。之に就いて著者は次の如く論じてゐる。獨逸舊植民地返還要求に對する主たる經濟的議論は熱帯生産物獲得の必要にあるが、獨逸側は、委任統治制度は獨逸に對しても委任統治列強と同じ經濟的公平を保證するものであるといふ主張に反對し、それは單に紙上の公平であり、假にそれが有效としても、其等の生産物に對し支拂ふ外國爲替の獲得が依然不可能であると、物資及通貨の側から植民地領有の必要を主張してゐる。そこで著者は英領カメルーンを引合に出し、一九三七年の同地方からの總輸出額の内獨逸に向けられた分は其の大部分を占め、之は同地方が獨逸下に在りし第一次大戰前よりも大である。通貨問題に就いては、英貨は成程英領カメルーンに於ける法貨ではあるが、同地の植林會社は殆ど全く英貨なしに馬克を以て商買を營み得るではないか、勿論獨逸の外國貿易上の地位は、他の舊植民地については此れ程惠まれてゐないにしろ英領カメルーンの一例は獨逸が外國委任統治下の熱帯地方生産物を外國爲替上何等本質的犠牲無しに獲得し得たことの證明である。又右の如き通貨事情から英領カメルーンの輸入に於ける獨逸の分前は四七・七%といふ有利な數字を示し斷然筆頭の輸出國であるといひ、獨逸の主張を論駁してゐる。

次に著者は舊獨領植民地の經濟的能力に就いて論じ、一九三六年に於ける舊獨逸植民地の總輸出額は、現在の非常に制限された所の獨逸總輸入額に對してさへ僅かに四或は五%を占めてゐるに過ぎないといつて其價值を低く評價してゐる。しかるに獨逸側は此の議論を否定し、強度の經濟開發により植民地の輸出額は大いに増加すべく、こゝ七八年の間に獨逸の輸入必要額の約一五%を充足しようと主張してゐる。殊に鐵に關しては獨逸側はトールランドを重視し、これは吾々に缺くる所の鐵礦の大部分を供給し得



るだらうとの議論に對し著者は、成程トーゴランドには鹽化鐵鑛の鑛床があるが海岸から遠距離にあるため商業上の重要性を持たない。尤も強度の經濟開發が行はれれば別問題であるが、こゝから獨逸に缺乏してゐる鐵鑛の大部分を供給するためには、多くの勞働者を必要とし、その大部分はアフリカに於ける他の獨逸保護領から補充する外はない。かくて強度の開發の結果として土人の死亡率は再び嘗ての獨逸統治方式の下に於て見られた如き言語道斷の水準に上昇し、その影響を蒙る土人の數は大戦前の幾倍にも達するに相違ない。尙かゝる強度の經濟開發に依つてさへ獨逸舊植民地からは輸入品の僅かな部分しか得られないことは疑無い。例へば食糧の供給の如きは無視し得る程度だらうと言ひ、植民地の經濟的價值を極めて低く評價するのみならず、暗に人道問題の見地から獨逸式の強度の開發の許し得べからざるを仄めかしてゐる。

最後の食糧問題に就いては次の如く論じてゐる。食糧の自給自足は現獨逸政府の主要目標の一であり、農業作付面積増加のため大なる努力が拂はれた。しかし其結果は現在迄の所失敗である。然し近年に於ける獨逸食糧自給自足度は八三%で、他の多くの國々は獨逸よりも低い自足度を持ち又其等の國の多くは全く植民地を持たないか或は殆ど食糧輸出の能力無き植民地を有するに過ぎない。然るに獨逸は食糧及秣の不足を自己の領域から供給せんと主張してゐる。この主張は獨逸舊植民地の獲得以上を意味するのであつて現にヒトラーは一九三九年四月國會演説に於て、明かに地球の富の再分配の必要を述べてゐるのである。しからば獨逸が假に舊植民地に對する主權を回復し、中歐及東歐に於て現獨逸の五倍の地域を征服しても獨逸の所謂生活領域は依然大いに不足であらうといひ獨逸の要求の無限にして且不條理なものとして之を難じてゐる。

## 三

以上の如くクツチンスキーは獨逸側の主張を所謂敵方の發表にかゝる公の資料に據つて論難し、しかも其手際も仲々鮮やかである。然し、彼の主張をそのまま承認する前に、彼が利用してゐる資料が特に獨逸側に不利なものではないかといふ點を特に考慮する必要があるし、尙故意に事實を歪曲したと認めざるを得ない箇所も若干あるが此等の點に就いてはこゝで検討する餘裕は無い。唯筆者は、著者にして眞に公平なる批判者たらんとせば何故「持てる國」が其領土に對して占有を主張し得るか、その積極的根據をも同時に吟味しなければなるまいと思ふ。本書に此點の缺けてゐることとは如何にも遺憾と言はざるを得ない。

(島村俊彦)

×

×

×

×

2 第 六 回 生 命 表

統 計	區 別	男					女						
		生存數	死亡數	生存率	死亡率	死 力	平均餘命	生存數	死亡數	生存率	死亡率	死 力	平均餘命
計	0 日	100,000	1,961	0.98539	0.01961	1.80815	46.92	100,000	1,615	0.98385	0.01615	1.45630	49.63
	5 "	98,039	929	0.99052	0.00948	1.07593	47.85	98,385	855	0.99131	0.00869	0.91634	50.43
	10 "	97,110	667	0.99313	0.00687	0.59987	48.29	97,530	589	0.99396	0.00604	0.54041	50.86
	15 "	96,443	1,145	0.98813	0.01187	0.45030	48.61	96,941	956	0.99014	0.00986	0.40240	51.16
	1 月	95,298	1,325	0.98610	0.01390	0.24541	49.15	95,985	1,173	0.98778	0.01222	0.20581	51.62
	2 "	93,973	909	0.99033	0.00967	0.14238	49.84	94,812	801	0.99155	0.00845	0.12492	52.18
	3 "	93,064	1,702	0.98171	0.01829	0.10620	50.24	94,011	1,513	0.98391	0.01609	0.09278	52.54
	6 "	91,362	2,665	0.97083	0.02917	0.06912	50.92	92,498	2,415	0.97389	0.02611	0.06103	53.15
	0 歲	100,000	11,303	0.88697	0.11303	1.80815	46.92	100,000	9,917	0.90083	0.09917	0.04563	49.63
	1 "	88,697	3,281	0.96301	0.03699	0.05239	51.95	90,083	3,177	0.96473	0.03527	0.04750	54.07
	2 "	85,416	1,747	0.97955	0.02045	0.02221	52.92	86,906	1,735	0.98004	0.01996	0.02235	55.02
	3 "	83,669	1,129	0.98651	0.01349	0.01603	53.02	85,171	1,159	0.98639	0.01361	0.01595	55.13
	4 "	82,540	752	0.99089	0.00911	0.01100	52.74	84,012	783	0.99068	0.00932	0.01122	54.89
	5 "	81,788	530	0.99352	0.00648	0.00761	52.22	83,229	547	0.99343	0.00657	0.00779	54.40
	6 "	81,258	374	0.99540	0.00460	0.00542	51.55	82,682	376	0.99545	0.00455	0.00543	53.76
	7 "	80,884	292	0.99639	0.00361	0.00401	50.79	82,306	289	0.99649	0.00351	0.00392	53.00
	8 "	80,592	242	0.99700	0.00300	0.00326	49.97	82,017	240	0.99707	0.00293	0.00316	52.18
	9 "	80,350	209	0.99739	0.00261	0.00277	49.12	81,777	213	0.99740	0.00266	0.00273	51.34
	10 "	80,141	192	0.99760	0.00240	0.00248	48.25	81,564	207	0.99746	0.00254	0.00254	50.47
	11 "	79,949	181	0.99774	0.00226	0.00231	47.36	81,357	218	0.99732	0.00268	0.00257	49.60
	12 "	79,768	187	0.99766	0.00234	0.00227	46.47	81,139	256	0.99684	0.00316	0.00286	48.73
	13 "	79,581	209	0.99737	0.00263	0.00243	45.58	80,883	328	0.99594	0.00406	0.00354	47.88
	14 "	79,372	272	0.99657	0.00343	0.00294	44.69	80,555	438	0.99456	0.00544	0.00471	47.07
	15 "	79,100	379	0.99521	0.00479	0.00405	43.85	80,117	557	0.99305	0.00695	0.00624	46.33
	16 "	78,721	500	0.99365	0.00635	0.00558	43.06	79,560	642	0.99193	0.00807	0.00761	45.65
	17 "	78,221	612	0.99218	0.00782	0.00716	42.33	78,918	690	0.99126	0.00874	0.00851	45.02
	18 "	77,609	689	0.99112	0.00888	0.00846	41.66	78,228	712	0.99090	0.00910	0.00900	44.41
	19 "	76,920	731	0.99050	0.00950	0.00928	41.03	77,516	724	0.99066	0.00934	0.00927	43.81
	20 "	76,189	759	0.99004	0.00996	0.00982	40.41	76,792	737	0.99040	0.00960	0.00953	43.22
	21 "	75,430	766	0.98984	0.01016	0.01005	39.82	76,055	738	0.99030	0.00970	0.00972	42.64
	22 "	74,664	753	0.98991	0.01009	0.01021	39.22	75,317	728	0.99033	0.00967	0.00975	42.05
	23 "	73,911	730	0.99012	0.00988	0.01006	38.61	74,589	716	0.99040	0.00960	0.00969	41.45
	24 "	73,181	695	0.99050	0.00950	0.00974	37.99	73,873	694	0.99061	0.00939	0.00957	40.85
	25 "	72,486	668	0.99078	0.00922	0.00940	37.35	73,179	663	0.99094	0.00906	0.00929	40.23
	26 "	71,818	635	0.99116	0.00884	0.00907	36.70	72,516	629	0.99133	0.00867	0.00891	39.60
	27 "	71,183	608	0.99146	0.00854	0.00873	36.02	71,887	602	0.99163	0.00837	0.00855	38.94
	28 "	70,575	580	0.99178	0.00822	0.00842	35.33	71,285	583	0.99182	0.00818	0.00829	38.26
	29 "	69,995	554	0.99209	0.00791	0.00809	34.61	70,702	572	0.99191	0.00809	0.00815	37.57
	30 "	69,441	534	0.99231	0.00769	0.00782	33.89	70,130	565	0.99194	0.00806	0.00810	36.88
	31 "	68,907	523	0.99241	0.00759	0.00766	33.14	69,565	558	0.99198	0.00802	0.00806	36.17
	32 "	68,384	515	0.99247	0.00753	0.00758	32.39	69,007	558	0.99191	0.00809	0.00808	35.46
	33 "	67,869	514	0.99243	0.00757	0.00758	31.64	68,449	553	0.99192	0.00808	0.00812	34.75
	34 "	67,355	506	0.99249	0.00751	0.00757	30.87	67,896	550	0.99190	0.00810	0.00811	34.02
	35 "	66,849	508	0.99240	0.00760	0.00758	30.10	67,346	555	0.99176	0.00824	0.00819	33.30
36 "	66,341	506	0.99237	0.00763	0.00763	29.33	66,791	563	0.99157	0.00843	0.00837	32.57	
37 "	65,835	515	0.99218	0.00782	0.00773	28.55	66,228	569	0.99141	0.00859	0.00855	31.84	
38 "	65,320	530	0.99189	0.00811	0.00799	27.77	65,659	572	0.99129	0.00871	0.00870	31.12	
39 "	64,790	548	0.99154	0.00846	0.00831	27.00	65,087	572	0.99121	0.00879	0.00878	30.38	
40 "	64,242	573	0.99109	0.00891	0.00872	26.22	64,515	581	0.99099	0.00901	0.00894	29.65	
41 "	63,669	593	0.99069	0.00933	0.00916	25.45	63,934	577	0.99098	0.00902	0.00908	28.91	
42 "	63,076	619	0.99019	0.00981	0.00959	24.69	63,357	570	0.99100	0.00900	0.00905	28.17	
43 "	62,457	656	0.98950	0.01050	0.01020	23.93	62,787	569	0.99094	0.00906	0.00906	27.42	
44 "	61,801	688	0.98887	0.01113	0.01088	23.18	62,218	573	0.99079	0.00921	0.00916	26.67	

年 齡	生 存 數	死 亡 數	男				女					
			生 存 率	死 亡 率	死 力	平 均 餘 命	生 存 數	死 亡 數	生 存 率	死 亡 率	死 力	平 均 餘 命
45 歲	61,113	724	0.98815	0.01185	0.01156	22.43	61,645	585	0.99051	0.00949	0.00939	25.91
46 "	60,389	753	0.98753	0.01247	0.01221	21.70	61,060	593	0.99029	0.00971	0.00963	25.16
47 "	59,636	804	0.98652	0.01348	0.01301	20.96	60,467	614	0.98985	0.01015	0.00995	24.40
48 "	58,832	867	0.98526	0.01474	0.01418	20.24	59,853	641	0.98930	0.01070	0.01047	23.64
49 "	57,965	931	0.98394	0.01606	0.01552	19.54	59,212	675	0.98860	0.01140	0.01110	22.89
50 "	57,034	984	0.98275	0.01725	0.01682	18.85	58,537	709	0.98789	0.01211	0.01182	22.15
51 "	56,050	1,025	0.98171	0.01829	0.01793	18.17	57,828	741	0.98719	0.01281	0.01254	21.42
52 "	55,025	1,070	0.98055	0.01945	0.01900	17.50	57,087	774	0.98644	0.01356	0.01326	20.69
53 "	53,955	1,135	0.97896	0.02104	0.02042	16.84	56,313	811	0.98560	0.01440	0.01408	19.97
54 "	52,820	1,189	0.97749	0.02251	0.02202	16.19	55,502	839	0.98488	0.01512	0.01488	19.25
55 "	51,631	1,238	0.97602	0.02398	0.02348	15.55	54,663	869	0.98410	0.01590	0.01560	18.54
56 "	50,393	1,305	0.97410	0.02590	0.02518	14.92	53,794	912	0.98305	0.01695	0.01653	17.83
57 "	49,088	1,383	0.97183	0.02817	0.02736	14.30	52,882	957	0.98190	0.01810	0.01767	17.13
58 "	47,705	1,460	0.96940	0.03060	0.02981	13.70	51,925	1,001	0.98072	0.01928	0.01883	16.44
59 "	46,245	1,533	0.96685	0.03315	0.03240	13.12	50,924	1,062	0.97915	0.02085	0.02021	15.75
60 "	44,712	1,589	0.96446	0.03554	0.03495	12.55	49,862	1,134	0.97726	0.02274	0.02203	15.07
61 "	43,123	1,641	0.96195	0.03805	0.03750	12.00	48,728	1,192	0.97554	0.02446	0.02389	14.41
62 "	41,482	1,670	0.95974	0.04026	0.03982	11.45	47,536	1,249	0.97373	0.02627	0.02563	13.76
63 "	39,812	1,768	0.95559	0.04441	0.04312	10.91	46,287	1,331	0.97124	0.02876	0.02824	13.12
64 "	38,044	1,826	0.95200	0.04800	0.04733	10.39	44,956	1,406	0.96872	0.03128	0.03045	12.49
65 "	36,218	1,880	0.94809	0.05191	0.05119	9.89	43,550	1,484	0.96592	0.03408	0.03317	11.88
66 "	34,338	1,926	0.94391	0.05609	0.05546	9.41	42,066	1,563	0.96284	0.03716	0.03621	11.28
67 "	32,412	1,965	0.93937	0.06063	0.06006	8.94	40,503	1,644	0.95941	0.04059	0.03958	10.70
68 "	30,447	1,996	0.93444	0.06556	0.06510	8.48	38,859	1,726	0.95558	0.04442	0.04337	10.13
69 "	28,451	2,017	0.92911	0.07089	0.07059	8.04	37,133	1,805	0.95139	0.04861	0.04755	9.58
70 "	26,434	2,027	0.92332	0.07668	0.07657	7.62	35,328	1,884	0.94667	0.05333	0.05223	9.04
71 "	24,407	2,023	0.91711	0.08289	0.08306	7.21	33,444	1,955	0.94154	0.05846	0.05742	8.52
72 "	22,384	2,007	0.91034	0.08966	0.09012	6.81	31,489	2,022	0.93579	0.06421	0.06319	8.02
73 "	20,377	1,975	0.90308	0.09692	0.09784	6.44	29,467	2,079	0.92945	0.07055	0.06965	7.54
74 "	18,402	1,927	0.89528	0.10472	0.10615	6.07	27,388	2,125	0.92241	0.07759	0.07683	7.07
75 "	16,475	1,866	0.88674	0.11326	0.11527	5.72	25,263	2,155	0.91470	0.08530	0.08482	6.62
76 "	14,609	1,787	0.87768	0.12232	0.12521	5.39	23,108	2,168	0.90618	0.09382	0.09367	6.20
77 "	12,822	1,694	0.86788	0.13212	0.13592	5.07	20,940	2,162	0.89675	0.10325	0.10355	5.79
78 "	11,128	1,588	0.85730	0.14270	0.14766	4.77	18,778	2,134	0.88636	0.11364	0.11460	5.39
79 "	9,540	1,469	0.84602	0.15398	0.16041	4.48	16,644	2,080	0.87503	0.12497	0.12684	5.02
80 "	8,071	1,341	0.83385	0.16615	0.17425	4.20	14,564	2,003	0.86247	0.13753	0.14046	4.67
81 "	6,730	1,206	0.82080	0.17920	0.18936	3.94	12,561	1,899	0.84882	0.15118	0.15565	4.33
82 "	5,524	1,067	0.80684	0.19316	0.20580	3.69	10,662	1,773	0.83371	0.16629	0.17256	4.01
83 "	4,457	928	0.79179	0.20821	0.22379	3.46	8,889	1,623	0.81741	0.18259	0.19140	3.71
84 "	3,529	790	0.77614	0.22386	0.24320	3.24	7,266	1,457	0.79948	0.20052	0.21228	3.43
85 "	2,739	660	0.75904	0.24096	0.26421	3.03	5,809	1,278	0.78000	0.22000	0.23570	3.17
86 "	2,079	538	0.74122	0.25878	0.28728	2.83	4,531	1,092	0.75899	0.24101	0.26164	2.92
87 "	1,541	429	0.72161	0.27839	0.31246	2.64	3,439	907	0.73626	0.26374	0.29042	2.69
88 "	1,112	331	0.70234	0.29766	0.33963	2.46	2,532	730	0.71169	0.28831	0.32254	2.47
89 "	781	250	0.67990	0.32010	0.36876	2.30	1,802	567	0.68535	0.31465	0.35831	2.27
90 "	531	182	0.65725	0.34275	0.40270	2.14	1,235	424	0.65668	0.34332	0.39838	2.09
91 "	349	127	0.63610	0.36390	0.43601	2.00	811	303	0.62639	0.37361	0.44359	1.91
92 "	222	87	0.60811	0.39189	0.47290	1.86	508	205	0.59646	0.40354	0.49196	1.76
93 "	135	56.2	0.58370	0.41630	0.51877	1.74	303	133	0.56106	0.43894	0.54522	1.61
94 "	78.8	35.0	0.55584	0.44416	0.56134	1.62	170	80.6	0.52588	0.47412	0.61010	1.47
95 "	43.8	20.6	0.52968	0.47032	0.61149	1.51	89.4	45.6	0.48993	0.51007	0.67711	1.35
96 "	23.2	11.6	0.50000	0.50000	0.66185	1.41	43.8	24.0	0.45205	0.54795	0.75152	1.24
97 "	11.6	6.14	0.47069	0.52931	0.72213	1.31	19.8	11.6	0.41414	0.58586	0.83531	1.14
98 "	5.46	3.06	0.43956	0.56044	0.78426	1.22	8.20	5.13	0.37439	0.62561	0.92551	1.05
99 "	2.40	1.415	0.41042	0.58958	0.85323	1.14	3.07	2.04	0.33550	0.66450	1.02785	0.97

統計

年 別 年 齡	男						女					
	生存數	死亡數	生存率	死亡率	死 力	平均餘命	生存數	死亡數	生存率	死亡率	死 力	平均餘命
100 歳	0.985	0.612	0.37868	0.62132	0.02098	1.07	1.03	0.724	0.29709	0.70291	1.13196	0.89
101 "	0.373	0.243	0.34853	0.65147	1.00116	1.00	0.306	0.227	0.25817	0.74183	1.24063	0.83
102 "	0.130	0.0888	0.31692	0.68308	1.07769	0.93	0.0790	0.0614	0.22278	0.77722	1.35073	0.77
103 "	0.0412	0.0294	0.28641	0.71359	1.16432	0.86	0.0176	0.01481	0.18693	0.81307	1.42136	0.72

備 考

生存數トハ出生者 10 萬人ノ中或ル年齢ニ達スル者ノ人数ヲ謂フ  
 死亡數トハ出生者 10 萬人ノ中或ル年齢ニ達シ次ノ年齢ニ達セスシテ死亡スル者ノ人数ヲ謂フ  
 生存率トハ或ル年齢ニ達シタル者ノ中次ノ年齢ニ達スル迄生存スル者ノ割合ヲ謂フ  
 死亡率トハ或ル年齢ニ達シタル者ノ中次ノ年齢ニ達セスシテ死亡スル者ノ割合ヲ謂フ  
 死力トハ或ル年齢ニ達シタル者ノ其ノ瞬間ニ於ケル死亡ノ割合ヲ年ヲ單位トシテ表シタルモノナリ  
 平均餘命トハ或ル年齢ノ者カ將來生キ永ラヘル平均ノ年數ヲ謂フ  
 本表ハ内閣統計局ニ於テ昭和 10 年國勢調査結果及昭和 10 年 4 月乃至昭和 11 年 3 月ノ一箇年間ノ人口動  
 態統計調査結果ニ基キ作成セルモノニシテ昭和 14 年 12 月 21 日官報所載ノモノヲ掲ク

# 統 計

1. 昭和14年10月1日現在全國道府縣市(區)郡島嶼別推計人口

人口問題研究 第一卷 第一號

道府縣別		總 數	男	女	道府縣別		總 數	男	女
全 市郡 北海	國部部道部	72,875,800	36,501,600	36,374,200	膽 澤 郡	79,000	38,900	40,100	
		26,676,400	13,632,600	13,043,800	江 刺 郡	50,800	25,000	25,800	
		46,199,400	22,869,000	23,330,400	西 磐 井 郡	62,700	30,900	31,800	
		3,261,200	1,688,300	1,572,900	氣 磐 井 郡	89,100	44,100	45,000	
		867,000	445,100	421,900	仙 郡	76,100	36,500	39,600	
		2,394,200	1,243,200	1,151,000	上 閉 伊 郡	62,100	31,400	30,700	
		213,400	105,600	107,800	下 閉 伊 郡	115,500	59,900	55,600	
		93,900	49,900	44,000	九 戸 郡	87,300	42,200	45,100	
		160,100	80,700	79,400	二 戸 郡	66,300	32,700	33,600	
		226,500	118,900	107,600	宮 城 縣	1,304,200	658,800	645,400	
郡 札幌 旭小 函	部市市市市	72,100	37,600	34,500	市 部	273,000	137,000	136,000	
	川 市市市	59,600	31,500	28,100	郡 部	1,081,200	521,800	509,400	
	蘭 市市市	41,400	20,900	20,500	仙 市	237,400	118,700	118,700	
	室 支支支	158,700	83,900	74,800	石 支	35,600	18,300	17,300	
	室 支支支	404,800	206,700	198,100	刈 田 郡	51,900	25,800	26,100	
	上 支支支	304,800	156,400	148,400	柴 田 郡	45,800	22,900	22,900	
	移 支支支	181,800	91,700	90,100	伊 田 郡	56,400	28,100	28,300	
	檢 支支支	86,100	44,900	41,200	互 田 郡	35,100	17,200	17,900	
	渡 支支支	201,700	104,600	97,100	名 取 郡	64,200	32,300	31,900	
	膽 支支支	110,500	55,900	54,600	宮 城 郡	110,400	57,900	52,500	
日 十 釧 根 網	高 支支支	85,200	45,600	39,600	黑 川 郡	34,600	17,700	16,900	
	勝 支支支	197,300	102,500	94,800	加 美 郡	40,300	19,900	20,400	
	國 支支支	102,700	54,900	47,800	志 田 郡	57,100	28,300	28,800	
	室 支支支	83,500	46,900	36,600	玉 造 郡	33,700	16,900	16,800	
	走 支支支	300,900	157,800	143,100	遠 田 郡	62,600	31,600	31,000	
	宗 支支支	83,700	44,500	39,200	栗 原 郡	111,200	56,200	55,000	
	留 支支支	92,500	46,900	45,600	登 米 郡	97,900	49,300	48,600	
	市 支支支	1,032,900	516,500	516,400	桃 生 郡	83,700	42,100	41,600	
		229,400	113,700	115,700	牡 鹿 郡	50,700	26,100	24,600	
		803,500	402,800	400,700	本 吉 郡	95,600	49,500	46,100	
弘 香 入 東 西	前 市市市	53,300	25,600	27,700	秋 田 縣	1,075,500	537,400	538,100	
	森 市市市	106,900	52,800	54,100	市 部	63,700	31,700	32,000	
	戶 輕 郡	69,200	35,300	33,900	市 部	1,011,800	505,700	506,100	
	津 輕 郡	91,800	46,500	44,800	秋 田 郡	63,700	31,700	32,000	
	津 輕 郡	85,300	43,000	42,300	鹿 角 郡	62,500	31,100	31,400	
	中 輕 郡	74,600	38,500	36,100	北 秋 田 郡	138,100	69,400	68,700	
	南 輕 郡	135,700	67,600	68,100	山 本 郡	114,200	56,000	58,200	
	北 輕 郡	93,500	47,100	46,400	南 秋 田 郡	141,800	69,600	72,200	
	上 北 郡	131,200	64,100	67,100	河 邊 郡	44,700	22,200	22,500	
	下 北 郡	71,600	37,000	34,600	由 利 郡	125,900	62,600	63,300	
三 岩 盛	戶 郡	120,300	59,000	61,300	仙 北 郡	163,500	82,400	81,100	
	平 縣	1,099,100	544,000	555,100	平 鹿 郡	119,400	60,400	59,000	
		114,800	57,400	57,400	雄 勝 郡	101,700	52,000	49,700	
		984,300	486,600	497,700	形 縣	1,144,600	561,600	583,000	
		74,300	36,100	38,200	山 形 部	200,100	95,100	105,000	
		40,500	21,300	19,200	郡 部	944,500	466,500	478,000	
		98,000	48,700	49,300	山 形 市	72,800	36,200	36,600	
		51,100	25,000	26,100	郡 市	54,800	25,200	29,500	
		66,500	32,200	34,300	米 澤 市	39,400	18,100	21,300	
		79,800	39,100	40,700	酒 田 市	33,100	15,600	17,500	

統計

道府縣別	總數	男	女	道府縣別	總數	男	女
南郡	67,900	32,700	35,200	市部	177,500	87,000	90,500
東郡	102,800	50,900	51,900	郡部	1,057,800	521,000	536,800
北郡	103,400	51,600	51,800	市市	92,300	45,800	46,500
最上郡	113,700	56,100	57,600	市市	52,600	25,300	27,300
村山郡	101,400	50,900	50,500	市市	32,600	15,900	16,700
賜郡	36,000	18,400	17,600	河内郡	119,800	61,400	58,400
置賜郡	103,100	50,200	52,900	河上郡	154,400	76,700	77,700
田川郡	81,400	40,700	40,700	郡郡	127,100	63,100	64,000
西田郡	96,400	48,000	48,400	郡郡	186,900	92,200	94,700
東田郡	62,200	29,000	33,200	郡郡	99,500	48,700	50,800
海部郡	76,200	38,000	38,200	那須郡	190,600	93,500	97,100
島部郡	1,636,900	806,200	830,700	蘇利郡	91,200	44,400	46,800
市郡	188,200	91,500	96,700	那馬郡	88,300	41,000	47,300
福島郡	1,448,700	714,700	734,000	那馬郡	1,284,900	626,300	658,600
松山郡	50,700	25,900	24,800	那馬郡	260,600	123,800	136,800
平山郡	57,200	26,900	30,300	郡部	1,024,300	502,500	521,800
信夫郡	29,700	14,800	14,900	市市	88,900	41,600	47,300
伊達郡	90,300	45,000	45,300	市市	72,600	36,300	36,300
安達郡	133,100	64,800	68,300	郡郡	99,100	45,900	53,200
達積郡	111,300	54,900	56,400	郡郡	127,500	63,200	64,300
安積郡	55,100	27,300	27,800	郡郡	146,000	71,200	74,800
南會津郡	62,000	30,100	31,900	郡郡	81,700	39,300	42,400
北會津郡	51,200	26,400	24,800	郡郡	88,500	43,100	45,400
耶麻郡	40,200	19,400	20,800	郡郡	69,500	34,300	35,200
河沼郡	101,400	49,400	52,000	郡郡	70,200	35,900	34,300
大沼郡	60,100	29,900	30,200	郡郡	87,300	44,300	43,000
白河郡	51,300	25,300	26,000	郡郡	119,500	57,000	62,500
石川郡	52,600	25,800	26,800	郡郡	84,200	41,100	43,100
田川郡	77,300	38,100	39,200	郡郡	51,900	25,100	25,800
川城郡	52,700	25,800	26,900	郡郡	98,000	48,000	50,000
葉城郡	119,500	58,200	61,300	郡郡	1,581,400	780,100	801,300
馬場郡	212,100	108,100	104,000	縣部	188,000	96,000	92,000
茨城郡	68,500	33,200	35,300	市部	1,393,400	684,100	709,300
水戸郡	110,000	53,000	57,000	市市	35,900	17,500	18,400
日立郡	1,595,600	790,900	804,700	市市	39,000	18,600	20,400
東茨城郡	134,200	69,400	64,800	市市	63,100	34,700	28,400
西茨城郡	1,461,400	721,500	739,900	市市	50,000	25,200	24,800
那珂郡	66,000	32,400	33,600	郡郡	280,700	138,000	142,700
久野郡	68,200	37,000	31,200	郡郡	244,100	121,400	122,700
鹿嶋郡	126,800	62,700	64,100	郡郡	102,700	50,400	52,300
行方郡	75,800	37,400	38,400	郡郡	118,500	57,700	60,800
新治郡	131,400	64,400	67,000	郡郡	75,000	40,100	44,900
波島郡	127,300	62,400	64,900	郡郡	148,800	72,700	76,100
筑波郡	77,200	38,000	39,200	郡郡	166,100	81,000	85,100
真壁郡	96,700	47,900	48,800	郡郡	152,200	75,900	76,300
結城郡	63,300	30,900	32,400	郡郡	65,300	46,900	48,400
栃木郡	115,300	58,600	56,700	郡郡	1,603,900	791,400	812,500
北相馬郡	143,400	71,100	72,300	縣部	259,700	128,500	131,200
鹿沼郡	85,800	42,700	43,100	市部	1,344,200	662,900	681,300
真結郡	130,000	64,500	65,500	市市	92,800	47,200	45,600
北相馬郡	111,600	55,200	56,400	市市	65,800	32,600	33,200
栃木郡	125,300	60,400	64,900	市市	53,400	25,300	28,100
栃木縣	51,500	25,300	26,200	市市	47,700	23,400	24,300
栃木縣	1,235,300	608,000	627,300	市市	162,800	79,000	83,800
				市市	94,900	46,200	48,700

一二五

道府縣別	總數	男	女	道府縣別	總數	男	女
君津郡	143,900	72,000	71,900	小笠原島	7,500	4,300	3,200
長生郡	92,200	45,200	47,000	神奈川縣	2,006,200	1,035,800	970,400
山武郡	131,600	64,700	66,900	市部	1,349,900	709,500	640,400
市原郡	75,400	37,500	37,900	市部	656,300	326,300	330,000
千原郡	66,000	33,400	32,600	市部	866,200	440,000	426,200
東葛飾郡	178,000	88,200	89,800	鶴見區	138,700	73,400	65,300
印旛郡	151,200	76,200	75,000	神奈川區	155,600	80,800	74,800
香取郡	155,000	75,400	79,600	中區	365,500	184,600	180,900
海陸郡	45,800	22,100	23,700	保土谷區	61,100	28,800	32,300
匝瑺郡	47,400	23,000	24,400	磯子區	57,200	28,200	29,000
東京府	7,094,600	3,680,100	3,414,500	戶塚區	36,300	18,200	18,100
市部	6,646,300	3,452,300	3,194,000	港北區	51,800	26,000	25,800
京都市	448,300	227,800	220,500	須賀區	217,400	132,600	84,800
東區	6,581,100	3,420,700	3,160,400	川崎區	224,300	117,300	107,000
麹町區	61,500	32,500	29,000	平塚區	42,000	19,600	22,400
神田區	142,100	82,100	60,000	三浦郡	101,700	51,500	50,200
日本橋區	118,500	68,600	49,900	鎌倉郡	59,800	28,600	31,200
京橋區	159,100	86,800	72,300	高座郡	145,000	72,200	72,800
芝區	202,100	109,900	92,200	中郡	104,300	51,500	52,800
麻布區	88,900	46,400	42,500	足柄上郡	53,800	26,500	27,300
赤坂區	57,500	28,600	28,900	足柄下郡	114,900	57,700	57,200
四谷區	77,300	37,400	39,900	愛甲郡	46,400	23,200	23,200
牛久保區	131,300	68,900	62,400	久井郡	30,400	15,100	15,300
小石川區	143,800	73,100	70,700	新市	2,042,900	1,002,700	1,040,200
本郷區	144,600	74,100	70,500	市部	276,500	136,100	140,400
下谷區	203,000	107,200	95,800	郡部	1,766,400	866,600	899,800
淺草區	297,800	159,400	138,400	新長高	142,400	69,800	72,600
本所區	310,600	172,400	138,200	三條	65,400	32,000	33,400
深川區	242,200	129,000	113,200	島田	31,500	15,400	16,100
品川區	222,900	115,000	107,900	北原郡	37,200	18,900	18,300
目黒區	185,300	94,100	91,200	中郡	216,200	106,900	109,300
荏原區	184,300	94,200	90,100	北浦郡	202,500	98,500	104,000
荏原區	242,300	121,200	121,100	中郡	149,300	73,000	76,300
大田區	184,700	97,200	87,500	東郡	120,400	58,400	62,000
世田谷區	257,000	128,500	128,500	東郡	29,800	14,900	14,900
澁谷區	250,900	124,100	126,800	三島郡	89,000	42,600	46,400
澁野區	181,000	92,400	88,600	古志郡	92,000	45,700	46,300
中野區	211,800	108,700	103,100	北魚沼郡	77,200	38,700	38,500
杉並區	232,200	115,600	116,600	中魚沼郡	67,800	34,000	33,800
豐島區	291,600	146,200	145,400	中魚沼郡	100,100	51,800	48,300
瀧野川區	124,900	63,600	61,300	刈羽郡	119,600	57,200	62,400
荒川區	360,600	189,600	171,000	東頸城郡	55,200	27,200	28,000
玉川區	204,500	103,500	101,000	中頸城郡	183,500	90,300	93,200
板橋區	179,000	91,700	87,300	西頸城郡	66,300	32,300	34,000
足立區	204,400	105,000	99,400	岩船郡	85,800	41,200	44,600
向島區	210,200	108,800	101,400	佐渡郡	111,700	53,900	57,800
城東區	192,200	100,600	91,600	臺山縣	813,900	394,000	419,900
葛飾區	127,500	65,800	61,700	市部	152,400	73,400	79,000
江戸區	153,500	78,500	75,000	市部	661,500	320,600	340,900
王子區	65,200	31,600	33,600	市部	93,200	44,500	48,700
西南郡	101,700	50,300	51,400	高岡市	59,200	28,900	30,300
多摩郡	96,600	47,600	49,000	上新川郡	68,800	32,600	36,200
多摩郡	207,000	107,600	99,400	川郡	79,400	37,800	41,600
北多摩郡	25,400	13,000	12,400	新川郡	121,800	64,200	57,600
大丈島郡	10,100	5,000	5,100	新川郡	64,600	30,700	33,900

統計

道府縣別	總數	男	女	道府縣別	總數	男	女
射水郡	98,300	46,900	51,400	北伊那郡	100,500	50,000	50,500
水見郡	57,900	28,100	29,800	佐久郡	116,900	57,300	59,600
波羅郡	84,800	38,500	46,300	小縣郡	125,300	58,700	66,600
礪波郡	85,900	41,800	44,100	諏訪郡	148,300	72,800	75,500
礪波郡	777,100	372,700	404,400	伊那郡	159,800	80,800	79,000
石川郡	224,200	107,800	116,400	西筑摩郡	61,200	31,400	29,800
市郡	552,900	264,900	288,000	東南郡	134,700	65,900	68,800
金七郡	192,600	92,700	99,900	安曇郡	58,500	28,700	29,800
江沼郡	31,600	15,100	16,500	北安曇郡	67,300	35,400	31,900
	59,100	27,200	31,900	更級郡	81,300	39,900	41,400
能美郡	108,900	53,300	55,600	埴科郡	52,000	25,400	26,600
石川郡	74,700	35,600	39,100	上下郡	59,900	29,200	30,700
河内郡	61,100	29,000	32,100	高井郡	68,300	34,000	34,300
羽咋郡	66,900	31,600	35,300	水内郡	108,700	54,800	53,900
鹿島郡	52,100	24,400	27,700	下内郡	35,900	18,000	17,900
鳳至郡	88,400	43,300	45,100	岐阜縣	1,261,500	628,400	633,100
珠洲郡	41,700	20,500	21,200	市郡	226,100	107,700	118,400
福井縣	668,200	325,300	342,900	岐阜縣	1,035,400	520,700	514,700
市郡	137,900	68,200	69,700	市郡	137,300	66,200	71,100
	530,900	257,100	273,200	大垣市	57,000	25,600	31,400
福野市	104,500	51,400	53,100	高松市	31,800	15,900	15,900
足羽郡	33,400	16,800	16,600	羽島郡	93,100	45,900	47,200
吉田郡	27,000	12,800	14,200	津島郡	59,900	28,700	31,200
坂井郡	54,800	26,800	28,000	老津郡	26,700	12,800	13,900
	101,800	49,000	52,800	養老郡	32,300	16,100	16,200
大野郡	81,900	40,400	41,500	不破郡	39,400	18,200	21,200
今立郡	65,200	30,800	34,400	八幡郡	41,200	20,000	21,200
丹生郡	57,100	27,800	29,300	斐川郡	54,700	28,100	26,600
南條郡	46,900	23,000	23,900	本巢郡	47,800	24,200	23,600
敦賀郡	13,200	6,400	6,800	山縣郡	27,600	14,200	13,400
三遠郡	21,900	10,800	11,100	武儀郡	93,200	46,800	46,400
大府郡	43,400	21,000	22,400	郡郡	57,200	29,600	27,600
山梨縣	17,100	8,300	8,800	郡郡	84,500	43,300	41,200
山梨縣	658,500	323,500	335,000	郡郡	34,600	17,400	17,200
市郡	107,000	52,700	54,300	可加郡	108,700	55,300	53,400
郡郡	551,500	270,800	280,700	惠那郡	115,400	57,800	57,600
甲府郡	107,000	52,700	54,300	大野郡	39,400	20,200	19,200
東西郡	77,300	38,400	38,900	吉野郡	30,500	16,500	14,000
山梨縣	16,000	7,900	8,100	岡谷郡	49,200	25,600	23,600
代官郡	56,400	28,100	28,300	靜岡縣	2,046,900	1,015,800	1,031,100
西南郡	42,200	20,700	21,500	市郡	541,600	266,900	274,700
中巨郡	54,700	26,500	28,200	市郡	1,505,300	748,900	756,400
北巨郡	83,600	40,300	43,300	市郡	220,400	110,100	110,300
留都郡	79,800	39,400	40,400	市郡	175,700	85,600	90,100
留都郡	84,300	40,800	43,500	市郡	54,200	25,900	28,300
留都郡	57,200	28,700	28,500	清水市	65,200	32,400	32,800
留都郡	1,711,600	845,800	865,800	海方市	26,100	12,900	13,200
留都郡	250,700	121,800	128,900	賀方市	85,800	42,400	43,400
留都郡	1,460,900	724,000	736,900	賀方市	166,700	83,800	82,900
留都郡	79,900	39,900	40,000	賀方市	123,500	59,600	63,900
留都郡	74,300	36,700	37,600	富原郡	148,900	74,400	74,500
留都郡	35,500	16,900	18,600	原倍郡	83,700	41,500	42,200
留都郡	31,900	13,900	18,000	安原郡	87,400	19,300	18,100
留都郡	29,100	14,400	14,700	志原郡	175,600	87,000	88,600
留都郡	82,300	41,700	40,600	志原郡	115,300	59,400	55,900

一三三



道府縣別	總數	男	女	道府縣別	總數	男	女
小笠原郡	122,900	61,400	61,500	安濃郡	25,700	12,800	12,900
周智郡	53,300	27,300	26,000	一志郡	89,400	44,600	44,800
磐前郡	154,400	77,700	76,700	飯多郡	59,100	29,700	29,400
佐田郡	185,200	88,700	96,500	多氣郡	47,400	23,900	23,500
引田郡	52,600	26,400	26,200	會社郡	109,000	52,100	56,900
愛知縣	3,085,300	1,523,900	1,561,400	阿賀郡	71,000	34,500	36,500
市郡	1,644,700	828,200	816,500	名山郡	42,100	20,200	21,900
古屋部	1,440,600	695,700	744,900	志摩郡	75,800	35,800	40,000
千種市	1,249,100	638,500	610,600	北牟婁郡	44,900	22,000	22,900
東區	97,200	49,600	47,600	南牟婁郡	56,500	27,900	28,600
西區	197,600	100,300	97,300	滋賀縣	726,400	351,500	374,900
中區	188,500	96,500	92,000	市郡	116,400	55,800	60,600
和區	115,400	57,500	57,900	大津市	610,000	295,700	314,300
熱田區	194,500	101,700	92,800	彦根市	79,900	38,800	41,100
中港區	169,300	85,800	83,500	滋賀郡	36,500	17,000	19,500
豐橋市	93,000	48,300	44,700	賀茂郡	35,700	17,300	18,400
岡崎市	77,400	38,500	38,900	大津郡	58,600	29,000	29,600
一宮市	44,300	24,300	20,000	栗原郡	43,200	21,100	22,100
瀬戶市	71,900	36,000	35,900	野洲郡	71,800	34,700	37,100
豐橋市	142,300	68,000	74,300	甲斐郡	93,400	44,800	48,600
岡崎市	86,000	41,200	44,800	神戶市	39,600	18,800	20,800
一宮市	61,800	28,600	33,200	愛知郡	44,100	21,200	22,900
瀬戶市	55,300	28,500	26,800	大府郡	35,700	17,200	18,500
岡崎市	50,200	23,400	26,800	津島郡	79,800	37,400	42,400
岡崎市	53,800	27,400	26,400	東洋郡	33,700	16,800	16,900
春日井郡	99,200	49,800	49,400	伊豆郡	29,100	14,800	14,300
春日井郡	55,700	27,500	28,200	香島郡	45,300	22,600	22,700
春日井郡	94,600	44,300	50,300	京都市	1,815,300	916,500	898,800
春日井郡	39,600	17,700	21,900	市郡	1,276,900	651,900	625,000
春日井郡	118,400	54,400	64,000	市郡	538,400	264,600	273,800
春日井郡	137,700	65,600	72,100	京都市	1,177,200	602,700	574,500
春日井郡	167,300	80,000	87,300	市郡	281,300	140,700	140,600
春日井郡	184,700	89,400	95,300	市郡	136,500	68,400	68,100
春日井郡	97,300	46,900	50,400	市郡	194,700	106,200	88,500
春日井郡	44,200	21,500	22,700	市郡	123,300	58,400	64,900
春日井郡	51,500	25,800	25,700	市郡	252,500	133,800	118,700
春日井郡	35,700	18,300	17,400	市郡	92,000	47,200	44,800
春日井郡	34,700	17,700	17,000	市郡	96,900	48,000	48,900
春日井郡	32,300	15,700	16,600	市郡	32,800	15,300	17,500
春日井郡	101,800	48,400	53,400	市郡	26,900	13,200	13,700
春日井郡	65,400	32,100	33,300	市郡	40,000	20,700	19,300
春日井郡	26,700	13,200	13,500	市郡	11,700	6,200	5,500
春日井郡	1,187,600	573,300	614,300	市郡	1,800	900	900
春日井郡	266,500	125,000	141,500	市郡	28,200	14,100	14,100
春日井郡	921,100	448,300	472,800	市郡	8,200	4,200	4,000
春日井郡	72,700	34,500	38,200	市郡	38,100	19,100	19,000
春日井郡	63,500	30,300	33,200	市郡	41,700	20,700	21,000
春日井郡	53,600	25,200	28,400	市郡	44,600	22,100	22,500
春日井郡	37,500	16,400	21,100	市郡	36,400	18,300	18,100
春日井郡	39,200	18,600	20,600	市郡	18,900	9,600	9,300
春日井郡	28,400	13,700	14,700	市郡	50,300	24,600	25,700
春日井郡	41,400	20,600	20,800	市郡	35,600	18,000	17,600
春日井郡	107,400	49,900	57,500	市郡	46,700	21,600	25,100
春日井郡	55,400	27,300	28,100	市郡	26,200	12,900	13,300
春日井郡	67,600	33,300	34,300	市郡	71,000	34,300	36,700

統計

道府縣別	總數	男	女	道府縣別	總數	男	女
中野郡	26,200	12,800	13,400	加東郡	55,300	27,300	28,000
竹野郡	37,600	17,500	20,100	多可郡	49,900	23,600	26,300
熊野郡	15,200	7,700	7,500	加西郡	42,200	21,100	21,100
大市	4,868,000	2,540,000	2,328,000	加南郡	95,600	46,500	49,100
	3,821,800	2,029,100	1,792,700	加印郡	60,200	29,700	30,500
郡部	1,046,200	510,900	535,300	飾磨郡	85,600	42,400	43,200
大市	3,394,200	1,812,900	1,581,300	神保郡	54,500	26,800	27,700
北花	275,300	146,700	128,600	神保郡	90,400	44,600	45,800
北東	236,900	129,200	107,700	赤穂郡	70,400	35,100	35,300
	175,100	105,300	69,800	赤穂郡	28,200	14,200	14,000
西港	135,600	73,100	62,500	宍粟郡	54,300	27,000	27,300
大正	361,400	199,200	162,200	出石郡	80,600	40,300	40,300
天南	153,300	87,500	64,800	出石郡	24,800	12,500	12,300
	130,300	65,700	64,600	養父郡	48,300	24,000	24,300
	118,600	63,200	55,400	養父郡	34,400	17,400	17,000
浪速	156,000	86,200	69,800	美水郡	44,100	22,300	21,800
西東	222,000	118,500	103,500	水津郡	69,100	33,900	35,200
東旭	264,600	138,900	125,700	方上郡	47,800	23,800	24,000
	372,500	196,200	176,300	方上郡	126,900	61,300	65,600
	214,300	110,800	103,500	方上郡	64,300	32,100	32,200
住吉	348,900	171,100	177,800	奈良	638,700	314,000	324,700
西成	230,400	121,300	109,100	市郡	59,100	29,000	30,100
堺	179,100	92,200	86,900	市郡	579,600	285,000	294,600
岸	45,800	21,700	24,100	添上	59,100	29,000	30,100
豐中	46,000	22,600	23,400	添上	37,000	18,300	18,700
布池	120,700	61,700	59,000	生駒郡	85,700	40,500	45,200
三島	36,000	18,000	18,000	山邊郡	64,700	32,900	31,800
豐泉	163,600	81,700	81,900	城隍郡	78,800	38,600	40,200
	60,800	29,500	31,300	宇陀郡	37,200	18,500	18,700
	172,500	83,600	88,900	宇陀郡	44,700	21,500	23,200
泉南	186,700	84,600	102,100	北葛城郡	77,000	36,500	40,500
中北	137,000	68,500	68,500	南宇智郡	30,100	14,100	16,000
兵	185,600	93,600	92,000	吉野郡	25,000	12,300	12,700
	140,000	69,400	70,600	山縣	99,400	51,800	47,600
	3,132,000	1,567,000	1,565,000	和歌山縣	889,200	438,800	450,400
市郡	1,414,700	717,300	697,400	市郡	259,500	126,700	132,800
神戶	1,717,300	849,700	867,600	市郡	629,700	312,100	317,600
灘	1,006,100	514,500	491,600	歌山	194,300	94,800	99,500
葦合	160,000	80,200	79,800	宮南	34,400	16,700	17,700
	129,400	67,000	62,400	宮南	30,800	15,200	15,600
神湊	92,700	50,000	42,700	海部郡	95,300	47,300	48,000
湊	67,300	33,500	33,800	伊都郡	93,900	46,600	47,300
兵庫	52,800	26,900	25,900	伊都郡	75,800	37,500	38,300
林	152,100	79,800	72,200	田高郡	81,200	40,400	40,800
	242,200	123,200	119,000	田高郡	102,100	49,900	52,200
須磨	109,600	53,900	55,700	西牟婁郡	120,000	60,200	59,800
姫	107,800	52,100	55,700	東牟婁郡	61,400	30,200	31,200
尼	152,100	78,800	73,300	取部	491,400	239,600	251,800
明	45,400	21,700	23,700	市郡	97,600	46,500	51,100
西	103,300	50,200	53,100	市郡	393,800	193,100	200,700
武川	217,400	108,400	109,000	鳥取市	50,800	23,800	27,000
有	112,300	55,000	57,300	米子市	46,800	22,700	24,100
明	43,000	21,200	21,800	岩美郡	38,100	19,900	18,200
美	75,600	37,900	37,700	美頭郡	62,700	30,800	31,900
	42,100	21,300	20,800	高松郡	48,600	23,900	24,700

一一一

道府縣別	總數	男	女	道府縣別	總數	男	女
東 郡 115,900	56,700	59,200	安 郡 60,200	29,300	30,900		
西 郡 90,700	43,000	47,700	山 郡 51,700	26,200	25,500		
日 郡 37,800	18,800	19,000	高 郡 55,000	27,200	27,800		
島 市 752,900	376,700	376,200	賀 郡 118,000	59,600	58,400		
	29,400	27,700	豐 郡 110,200	53,800	56,400		
郡 695,800	347,300	348,500	御 郡 84,100	41,000	43,100		
郡 57,100	29,400	27,700	世 郡 37,300	18,800	18,500		
郡 84,500	41,400	43,100	深 郡 90,400	43,500	46,900		
郡 45,400	22,600	22,800	蘆 郡 47,800	23,200	24,600		
郡 27,500	14,400	13,100	神 郡 29,200	14,800	14,400		
郡 33,000	16,900	16,100	山 郡 18,900	9,300	9,600		
郡 36,100	18,700	17,400	山 郡 61,100	30,100	31,000		
郡 140,900	68,600	72,300	山 郡 73,900	37,800	36,100		
郡 24,900	12,600	12,300	山 郡 1,231,900	618,700	613,200		
郡 29,500	14,100	15,400	市 郡 432,500	219,800	212,700		
郡 55,700	28,700	27,000	市 郡 799,400	398,900	400,500		
郡 96,700	47,500	49,200	市 郡 182,000	91,700	90,300		
郡 58,800	30,500	28,300	市 郡 85,000	44,100	40,900		
郡 31,100	15,800	15,300	市 郡 36,600	18,800	17,800		
郡 31,700	15,500	16,200	市 郡 32,900	15,800	17,100		
山 1,369,300	674,700	694,600	市 郡 39,100	20,400	28,700		
市 255,000	122,600	132,400	市 郡 56,900	29,000	27,900		
市 1,114,300	552,100	562,200	市 郡 54,600	25,700	28,900		
市 179,300	87,300	92,000	市 郡 152,100	75,500	76,600		
市 38,200	17,300	20,900	能 郡 74,800	36,800	38,000		
市 37,500	18,000	19,500	郡 95,700	50,100	45,600		
市 51,300	25,500	25,800	郡 36,700	18,400	18,300		
市 44,800	22,200	22,600	郡 82,300	40,900	41,400		
市 49,500	24,900	24,600	郡 81,200	40,600	40,600		
市 50,800	25,800	25,000	豐 郡 62,900	31,400	31,500		
郡 46,700	23,200	23,500	郡 40,800	20,400	20,400		
郡 132,000	63,700	68,300	郡 50,700	25,000	25,700		
郡 71,300	34,700	36,600	郡 67,600	34,100	33,500		
郡 104,900	51,200	53,700	郡 737,900	365,800	372,100		
郡 85,200	41,600	43,600	市 郡 128,900	63,100	65,800		
郡 39,700	19,400	20,300	市 郡 609,000	302,700	306,300		
郡 63,300	31,200	32,100	市 郡 128,900	63,100	65,800		
郡 42,800	21,600	21,200	市 郡 27,100	13,600	13,500		
郡 41,600	21,000	20,600	市 郡 42,800	20,900	21,900		
郡 51,500	26,300	25,200	那 郡 94,300	47,600	46,700		
郡 62,200	31,200	31,000	郡 44,000	22,200	21,800		
郡 44,400	22,300	22,100	郡 42,300	20,900	21,400		
郡 51,100	25,600	25,500	郡 113,000	56,200	56,800		
郡 36,900	18,400	18,500	郡 38,700	19,200	19,500		
郡 44,300	22,300	22,000	麻 郡 48,700	23,700	25,000		
島 1,889,900	957,500	932,400	郡 87,900	43,900	44,000		
市 759,400	397,700	361,700	郡 70,200	34,500	35,700		
市 1,130,500	559,800	570,700	郡 760,600	377,300	383,300		
市 340,100	172,700	167,400	市 122,300	69,200	62,100		
市 262,300	146,500	115,800	郡 638,300	317,100	321,200		
市 44,300	22,600	21,700	郡 92,100	45,300	46,800		
市 51,700	25,800	25,900	郡 30,200	14,900	15,300		
市 61,000	30,100	30,900	郡 81,100	39,400	41,700		
市 117,600	58,700	58,900	郡 77,200	38,600	38,600		
市 109,700	55,000	54,700					

統計

道府縣別	總數	男	女	道府縣別	總數	男	女
小豆郡	49,100	24,300	24,800	筑紫郡	60,400	29,700	30,700
香川郡	80,100	40,500	39,600	早良郡	19,200	9,600	9,600
綾部郡	124,800	62,400	62,400	糸島郡	61,000	29,600	31,400
仲多度郡	92,500	46,200	46,300	浮羽郡	58,100	27,500	30,600
三豐郡	133,500	65,700	67,800	井筒郡	74,800	37,300	37,500
<b>愛媛縣</b>	<b>1,182,100</b>	<b>584,000</b>	<b>598,100</b>	三諸郡	106,100	52,300	53,800
市郡	258,100	126,400	131,700	八門郡	132,500	65,100	67,400
松山市	924,000	457,600	466,400	山池郡	84,400	40,900	43,500
今治市	81,500	40,500	41,000	三企郡	55,200	27,400	27,800
	54,300	25,300	29,000		30,900	15,700	15,200
宇和島市	52,000	25,400	26,600	田川郡	172,000	88,000	84,000
八幡市	31,600	15,100	16,500	京上郡	65,800	31,800	34,000
新居郡	38,700	20,100	18,600	築上郡	64,600	31,400	33,200
溫泉郡	144,600	71,500	73,100	佐賀縣	<b>682,000</b>	<b>328,800</b>	<b>353,200</b>
越智郡	118,500	57,300	61,200	市部	85,600	41,100	44,500
周桑郡	50,100	25,100	25,000	郡部	596,400	287,700	308,700
新居郡	82,100	41,100	41,000	佐賀市	53,100	25,500	27,600
宇治郡	73,800	36,400	37,400	唐津市	32,500	15,600	16,900
上浮郡	40,700	20,600	20,100	佐賀郡	90,800	44,100	46,700
伊豫郡	64,800	32,100	32,700	神埼郡	43,500	21,000	22,500
喜多郡	87,900	44,400	43,500	三養基郡	62,600	29,400	33,200
西和郡	69,700	31,800	37,900	小松浦郡	61,100	29,000	32,100
東北和郡	60,100	30,100	30,000	西松浦郡	87,300	42,200	45,100
南和郡	94,200	48,000	46,200	杵島郡	72,500	35,600	36,900
	37,500	19,200	18,300		109,900	53,400	56,500
<b>高知縣</b>	<b>712,600</b>	<b>353,800</b>	<b>358,800</b>	藤津郡	68,700	33,000	35,700
市郡	105,900	50,600	55,300	長崎縣	<b>1,344,800</b>	<b>686,000</b>	<b>658,800</b>
高安市	606,700	303,200	303,500	市郡	449,900	240,900	209,000
	105,900	50,600	55,300	市郡	894,900	445,100	449,800
	83,000	40,700	42,300	長崎市	230,800	115,800	115,000
香美郡	71,500	34,900	36,600	佐世保市	219,100	125,100	94,000
長土郡	73,800	36,800	37,000	西彼杵市	153,900	76,200	77,700
土佐郡	34,800	18,200	16,600	東北來郡	45,400	45,400	46,200
高岡郡	67,700	33,800	33,900	南高郡	82,500	40,500	42,000
	144,800	72,400	72,400		175,100	86,000	89,100
福橋郡	131,100	66,400	64,700	北南郡	181,600	91,900	89,700
市郡	2,928,200	1,477,500	1,450,700	松浦郡	111,700	55,200	56,500
福市郡	1,299,100	662,600	636,500	對馬郡	41,200	19,800	21,400
福岡市	1,629,100	814,900	814,200	熊本縣	57,300	30,100	27,200
	322,000	158,300	163,700		<b>1,412,000</b>	<b>692,600</b>	<b>719,400</b>
若松市	78,800	41,200	37,600	市郡	209,200	102,800	106,400
八幡市	243,500	128,200	115,300	市郡	1,202,800	589,800	613,000
戶直市	80,000	41,900	38,100	市郡	209,200	102,800	106,400
飯塚市	46,900	23,600	23,300	市郡	87,000	42,700	44,300
	39,300	19,700	19,600	市郡	46,900	22,900	24,000
久留米市	98,600	49,600	49,000	玉名郡	145,400	71,000	74,400
大牟田市	110,800	55,800	55,000	鹿本郡	83,000	40,100	42,900
小門市	147,400	76,200	71,200	菊池郡	88,500	43,200	45,300
糟屋市	131,800	68,100	63,700	阿蘇郡	94,400	47,200	47,200
	124,700	62,900	61,800	上益城郡	89,200	43,300	45,900
宗像郡	43,800	21,400	22,400	下益城郡	70,200	35,700	39,500
遠賀郡	96,600	51,600	45,000	代北郡	116,700	56,800	59,900
鞍手郡	94,600	48,600	46,000	北磨郡	81,900	41,300	40,600
嘉朝郡	201,100	104,200	96,900	草天郡	117,300	58,800	58,500
	83,300	39,900	43,400		177,300	86,800	90,500

一一九

道府縣別	總數	男	女	道府縣別	總數	男	女
大分縣	1,006,600	493,200	513,400	兒島郡	97,400	49,300	48,100
市	175,800	84,600	91,200	湯島郡	101,600	52,200	49,400
郡	830,800	408,600	422,200	白井郡	67,800	35,600	32,200
分府	77,900	38,600	39,300	鹿兒島縣	1,617,700	787,900	829,800
大別	66,200	31,400	34,800	鹿兒郡	193,300	93,300	100,000
津市	31,700	14,600	17,100	鹿兒郡	1,424,400	694,600	729,800
中東國	42,100	20,100	22,000	鹿兒郡	193,300	93,300	100,000
西東國	61,800	29,800	32,000	鹿兒郡	66,000	32,300	33,700
速見分	58,800	28,800	30,000	鹿兒郡	89,500	42,600	46,900
大分郡	85,800	42,400	43,400	鹿兒郡	126,200	60,200	66,000
北海	106,800	51,800	55,000	日置郡	124,200	59,300	64,900
南大直	86,100	41,800	44,300	置座郡	157,400	77,300	80,100
大直	93,300	46,800	46,500	伊佐郡	99,900	49,600	50,300
秋田	49,800	25,200	24,600	伊佐郡	44,900	22,900	22,000
宮	40,700	20,700	20,000	大島郡	159,900	79,600	80,300
日下	80,900	40,700	40,200	大島郡	116,700	58,200	58,500
宇宮	47,300	23,300	24,000	大島郡	177,600	89,000	88,600
市	77,400	37,200	40,200	大島郡	59,800	30,100	29,700
郡	872,700	441,100	431,600	大島郡	202,300	98,500	108,800
宮	230,900	115,800	115,600	大島郡	603,800	287,800	316,000
郡	641,800	325,800	316,000	市	87,400	40,100	47,300
宮	69,100	34,100	35,000	郡	516,400	247,700	268,700
郡	62,600	31,800	30,800	郡	68,700	31,300	37,400
郡	99,200	49,400	49,800	郡	18,700	8,800	9,900
郡	69,000	34,600	34,400	郡	157,100	75,000	82,100
南	94,500	47,300	47,200	中頭郡	148,900	70,700	78,200
北	86,700	44,400	42,300	頭古郡	106,700	51,400	55,300
西	84,700	42,700	42,000	宮古郡	69,100	33,200	35,900
東	40,100	19,700	20,400	入重郡	34,600	17,400	17,200

人口問題研究 第一卷 第一號

備考

道府縣市(區)郡島嶼別推計人口ハ昭和14年10月1日現在ノ道府縣市(區)郡島嶼ノ區域ニ依リ之ヲ計算シ  
 市(區)町村ノ廢置分合、境界變更等ノ爲其ノ區域ニ變動アリタルモノハ昭和5年及昭和10年人口ヲ現在ノ  
 區域ニ組替ヘテ推計ノ基礎ト爲シタリ而シテ右市(區)町村ノ廢置分合、境界變更等ハ人口動態調査令  
 施行細則第九條ノ規定ニ基ク府縣知事ノ報告ニ依リタリ  
 昭和13年10月2日以後道府縣市(區)郡島嶼ノ區域ニ變動ヲ來シタルモノ下ノ如シ  
 北海 道 津島支廳湯川町ヲ廢シ其ノ區域ヲ函館市ニ編入  
 青森 縣 東津輕郡油川町ヲ廢シ其ノ區域ヲ青森市ニ編入  
 茨城 縣 中津輕郡岩木村ノ一部ヲ西津輕郡中村ニ編入  
 栃木 縣 多賀郡日立町、助川町ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ日立市ヲ置ク  
 群馬 縣 河内郡城山村ノ一部ヲ宇都宮市ニ編入  
 東京 縣 群馬郡佐野村ヲ廢シ其ノ區域ヲ高崎市ニ編入  
 神奈川 縣 東京市豐島區ノ一部ヲ板橋區ニ、板橋區ノ一部ヲ豐島區ニ編入  
 都筑郡柿生村、岡上村ヲ廢シ其ノ區域ヲ川崎市ニ編入  
 都筑郡川和町、新田村、中川村、山内村、中里村、田奈村、新治村及橫濱市神奈川區ノ一部ヲ合併  
 シ橫濱市港北區ヲ新設  
 鎌倉郡戸塚町、中川村、川上村、豐田村、本郷村、大正村、中和田村、瀬谷村ヲ廢シ其ノ區域ヲ以  
 テ橫濱市戸塚區ヲ新設  
 都筑郡都岡村、二俣川村ヲ橫濱市保土ヶ谷區ニ編入  
 鹿島郡七尾町、東浜村、矢田郷村、德田村、西浜村、石崎村及和倉町ノ一部ヲ以テ七尾市ヲ置ク  
 足羽郡東安居村ヲ廢シ其ノ區域ヲ福井市ニ編入  
 濱名郡白脇村、蒲村ヲ廢シ其ノ區域ヲ濱松市ニ編入  
 一志郡高茶屋村ヲ廢シ其ノ區域ヲ津市ニ編入  
 京都市右京區ノ一部ヲ中京區ニ編入  
 豐能郡池田町ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ池田市ヲ置ク  
 南河內郡柏原町、中河內郡堅下村、堅上村ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ中河內郡柏原町ヲ設置  
 穴栗郡菅野村ノ一部ヲ揖保郡西栗栖村ニ編入  
 添上郡東市村ノ一部ヲ奈良市ニ編入  
 入束郡川津村ヲ廢シ其ノ區域ヲ松江市ニ編入  
 石碓郡山波村ヲ廢シ其ノ區域ヲ尾道市ニ編入  
 豐浦郡小月町、清末村、玉司村、勝山村、吉見村ヲ廢シ其ノ區域ヲ下關市ニ編入  
 飽託郡清水村ヲ廢シ其ノ區域ヲ熊本市ニ編入  
 大分郡八幡村、瀧尾村、東大分村ヲ廢シ其ノ區域ヲ大分市ニ編入  
 本表ハ内閣統計局ニ於テ推計セルモノニシテ、昭和14年11月10日官報ニ所載ノモノヲ掲ケ

人口問題研究所官制

(昭和十四年八月二十五日) 勅令第六百三十三號

第一條 人口問題研究所ハ厚生大臣ノ管理ニ屬シ人口問題ノ調査研究ヲ掌ル

第二條 人口問題研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

研究官 專任十一人 奏任

研究官補 專任十六人 判任

書記 專任三人 判任

所長ハ厚生次官ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 人口問題研究所ニ參與ヲ置キ所務ニ參與セシム

參與ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル參與ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第四條 人口問題研究所ニ専門委員ヲ置キ専門ノ事項ヲ調査セシム

専門委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

専門委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合

ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ  
第五條 所長ハ厚生大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

第六條 研究官及研究官補ハ上官ノ命ヲ承ケ調査研究ヲ掌ル

第七條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

人口問題研究所事務分掌規程

人口問題研究所事務分掌規程左ノ通定メ昭和十四年八月二十五日ヨリ施行セリ

第一條 人口問題研究所ニ企畫部及調査部ヲ置ク

第二條 企畫部ニ於テハ企畫、連絡、庶務及他部ニ屬セザル事項ヲ掌ル

第三條 調査部ニ於テハ人口及民族ニ關スル調査研究ヲ掌ル

人口問題研究所事務分掌規定細則

(昭和十四年十月十八日)

企畫部

(1) 庶務班

- 一、機密ニ關スル事項
- 一、人事ニ關スル事項
- 一、官印ノ管守ニ關スル事項
- 一、文書ノ授發送達並ニ編纂保存ニ關スル事項
- 一、會計ニ關スル事項

- 一、所内取締ニ關スル事項
- 一、他ノ主管ニ屬セザル事項

(2) 企畫班

- 一、調査研究ノ統轄ニ關スル事項
- 一、調査研究ノ企畫ニ關スル事項
- 一、調査研究資料ノ蒐集整理及編成ニ關スル事項
- 一、調査研究ノ連絡ニ關スル事項

調査部

第一班

- 一、人口理論ニ關スル調査研究事項
- 一、人口史ニ關スル調査研究事項
- 一、人口政策ニ關スル調査研究事項
- 一、人口ニ關スル統計學的調査研究事項
- 一、外國ノ人口事情及政策ニ關スル調査研究事項
- 一、其ノ他他ノ主管ニ屬セザル人口問題ニ關スル一般的調査研究事項

第二班

- 一、民族及人種理論ニ關スル調査研究事項
- 一、民族及人種ニ關スル歴史の調査研究事項
- 一、民族政策ニ關スル調査研究事項
- 一、民族、人種ノ特質ニ關スル社會科學的調査研究事項
- 一、民族、人種ニ關スル自然科學的調査研究事項

第三班

- 一、人口問題ニ關スル社會學的調査研究事項
- 一、人口問題ニ關スル經濟學的調査研究事項
- 一、人口問題ニ關スル社會政策學的調査研究事項
- 一、人口問題ニ關スル地理學的調査研究事項

第四班

- 一、人口問題ニ關スル社會生物學的調查研究事項
- 二、人口問題ニ關スル社會基礎醫學的調查研究事項

- 一、人口問題ニ關スル社會臨床醫學的調查研究事項

人口問題研究所に於て直ちに調査研究に着手すべき主要調査研究事項

(昭和十四年十一月十五日決定)

人口問題の調査研究は頗る廣範に互るを以て、昭和十四年十一月十五日、本研究所に於て直ちに着手すべき主要調査研究事項を決定し、各班に於て分擔之が調査研究に着手した。其の概要は以下の如くである。

第一 事變の人口現象に及ぼしたる影響に關する研究

一、量的影響に關する事項

- (一) 人口動態に關する研究

- (1) 自然的動態

- (2) 社會的動態

- (二) 人口靜態に關する研究

- (1) 人口分布及其の變化(都市集中)

- (2) 體性別、年齢別人口構成及其の變化(勞働人口に重點を置く)

- (3) 配偶關係別構成及其の變化(出生に對する影響を中心とす)

- (4) 職業別、産業別人口構成及其の變化(工業化及農業人口に關する事項に重點を置く)

- 二、質的影響に關する研究(社會衛生學的研究)

- (1) 體力(精神能力、身體能力)

- (2) 疾病(結核、花柳病、精神病等に重點を置く)

- (3) 優生學的影響

- (四) 其他

三、社會的經濟的變化の人口現象に及ぼすべき影響に關する研究

- (一) 勞働狀況の變化

- (二) 國民生活の變化

第二 出生増加方策に關する研究

一、基本的研究

- (一) 出生率低下現象の多面的觀察

- (1) 一般出生率の觀察

- (2) 差別出生率の觀察

- イ 出生速度

- ロ 年齢別出生率

- ハ 職業別出生率

- ニ 所得階級別出生率

- ホ 教育程度別出生率

- ヘ 地域別出生率

- ト 質の差異による出生率

- チ 其他

(二) 出生率低下原因の究明

- (1) 婚姻及配偶關係に關する研究

- イ 婚姻數並婚姻率

- ロ 婚姻年齡

- ハ 有配偶者數並有配偶率

- ニ 配偶關係繼續期間

- ホ 離婚數並離婚率

- ヘ 配偶關係繼續期間別離婚

- ト 死別

- (2) 産兒制限の傳播及墮胎に關する研究

- イ 思想、知識の傳播狀況

- ロ 實行狀況

- ハ 動機

- ニ 手段及效果

- (3) 不妊の原因に關する社會衛生學的研究

- イ 疾病

- ロ 民族毒(酒精、梅毒、麻藥)

- ハ 民族の妊孕能力

- ニ 其他社會婦人科學的原因

- (4) 母性死亡に關する研究

- (5) 胎兒死亡に關する研究

- (6) 出生率低下現象の社會的經濟的背景に關する研究

- イ 思想

- ロ 社會關係

- ハ 經濟關係

- ニ 法制

- ホ 宗教

- ヘ 其他

二、政策に關する研究

- (一) 婚姻獎勵政策

- (二) 出生獎勵政策

- (三) 母性保護政策

- (四) 早死流産防止政策

第三 死亡減少方策に關する研究

- 一、基本的研究

- (1) 一般死亡率の觀察

(2) 差別死亡率の觀察

イ 體性別、年齢別死亡率

ロ 職業別死亡率

ハ 所得階級別死亡率

ニ 教育程度別死亡率

ホ 地域別死亡率

ヘ 其他

(二) 死亡の原因及疾病に關する研究

(1) 死因及疾病に關する一般的研究

(2) 乳幼児の死因に關する研究

イ 先天性弱質

ロ 消化器疾患

ハ 呼吸器疾患

ニ 其他

(3) 乳幼児の健康に關する研究

(4) 結核

(5) 其他

一 政策に關する研究

(一) 乳幼児死亡率の低下政策

(二) 結核死亡率の低下政策

(三) 國民の榮養増進政策

(四) 體力向上政策

第四 社會的環境と人口の質に關する研究

一、兩親の質と兒童の質

二、兩親の所得別、職業別、教育程度別兒童の質

三、家族數(同胞數)別兒童の質

四、地域別人口の質

五、私生兒の質

第五 人口收容力に關する研究

(産業構造の變化と人口増加との關係に關する研究)

一、内地

農業、工業、商業等

二、朝鮮、臺灣及南洋

三、大陸及其他

第六 近住民族及在外邦人の人口現象に關する研究

第七 外國人口現象及人口政策の調査

一、人口現象の調査

二、人口問題の研究及學說紹介

三、人口政策の調査研究及紹介

以上の諸研究を達成する爲既存の關係諸機關と緊密なる聯絡を圖ると共に諸種の實地調査をも行ふ。

近く標本的出産力調査を行ふ豫定。

近く標本的出産力調査を行ふ豫定。

出産力調査の施行 (昭和十五年一月二十日)

本研究所に於ては前項の調査研究に關する基本資料の一として、昭和十五年一月二十日午前零時現在に於て、官吏、銀行會社員等の俸給生活者、工場、鑛山、交通賃銀労働者、農村在住者、中小商工業主及カード階級等全國約十萬組の夫婦に調査票を配付し、出産力調査を行つた。其の要綱は以下の如くである。

出産力調査要綱

一、目的

本邦出生率低下現象に關する研究上所謂差別出生率に關する資料は必要不可欠なり。然るに既存の資料は極めて不十分なるを以て、新に本研究所に於ては内閣統計局との協力の下に出産力調査を實施し之が基本資料の一たらしめんとす。

二、方法

標本調査に依り、一定の職業及地域を選定し、其の有配偶者に付き「出産力調査票」の記入を依頼す。但し右調査票の配付及蒐集は關係官公署、團體、會社等に之を委嘱す。

三、期日

昭和十五年一月二十日午前零時現在

四、客體

左の種類に分ち合計約一〇〇、〇〇〇の單位を採る。

(一) 俸給生活者

イ 官吏

ロ 小學校教員

ハ 銀行會社員

(二) 賃銀労働者

イ 工場労働者

ロ 鑛山労働者

ハ 交通現業員

(三) 農村在住者

(四) 中小商工業主

(五) カード階級





昭和十五年一月二十日現在

# 出生力調査票

調査の目的

注意

この調査は結婚年齢、職業、教育程度及収入等の出生力と如何なる關係を有つものであるかを明らかにし、現下國家の人口政策の基本資料を提供せんとするものであります。

- (1) この調査は一定の職業及地域につき根本的に行ふものである。
- (2) 記入事項は記載の順序をなして統計資料以外の目的には絶対に引用してはならないものとすべし、正確に記入して下さい。
- (3) 裏面の記入例を参照して記入して下さい。

## 五、調査項目

### 一、夫妻の調査事項

- (イ) 住所
- (ロ) 夫の氏名
- (ハ) 妻の氏名
- (ニ) 夫の出生の年月日
- (ホ) 妻の出生の年月日
- (ヘ) 夫の初婚、再婚の別
- (ト) 妻の初婚、再婚の別
- (チ) 結婚年月
- (リ) 出生力の數
- (ヌ) 夫の職業

## 人口問題研究 第一卷 第一號

(イ) 住所		府 縣		市 町 村	
(ロ) 夫の氏名	(ニ) 夫の出生の日	年	月	日	實際に生れた年月日と記入して下さい。もし生年月日不明の場合は満年齢と記入して下さい。
(ハ) 妻の氏名	(ホ) 妻の出生の日	年	月	日	
(ヘ) 夫の初婚再婚の別	初婚 再婚	結婚年月	年	月	戸籍移轉の届出が實際の結婚と前後する場合は實際に結婚した年月と記入して下さい。
(ト) 妻の初婚再婚の別	初婚 再婚	結婚年月	年	月	
(リ) 出生力の數	男	女	(ヌ) 夫の職業	(ヘ) 妻の職業	職業はなるべく詳細に記入して下さい。
(ウ) 夫の教育程度	小学校	中等學校	高等學校以上	自分の學歴に相當する所に○をつけて下さい。例へば高等及高等小學校卒業者と高等小學校中退學者は「小學校卒」を、高等小學校中退學者は「小學校卒」に○をつけて下さい。	
(エ) 妻の教育程度	小学校	中等學校	高等學校以上		
(カ) 収入平均額	50圓未満	50圓以上100圓未満	100圓以上150圓未満	本欄には俸給、賃金、賃借料、労働者の収入を記入して下さい。その収入ある場合には夫の収入と合計して下さい。夫の収入額は昭和十四年に於ける平均月額を記入して下さい。例へば平均生活費は月給に賃借料、労働収入及夫の補助金等を月別にしたものを加算して収入平均額の所に○をつけて下さい。	
(キ) 地 主	自作	小作	(ク) 耕作の別	耕作	不耕作
(ケ) 耕作の別	自作	小作	(コ) 耕作の別	耕作	不耕作
(カ) 収入平均額	50圓未満	50圓以上100圓未満	100圓以上150圓未満	本欄には俸給、賃金、賃借料、労働者の収入を記入して下さい。その収入ある場合には夫の収入と合計して下さい。夫の収入額は昭和十四年に於ける平均月額を記入して下さい。例へば平均生活費は月給に賃借料、労働収入及夫の補助金等を月別にしたものを加算して収入平均額の所に○をつけて下さい。	
(キ) 耕作の別	耕作	不耕作	(ク) 耕作の別	耕作	不耕作
(カ) 収入平均額	50圓未満	50圓以上100圓未満	100圓以上150圓未満	本欄には俸給、賃金、賃借料、労働者の収入を記入して下さい。その収入ある場合には夫の収入と合計して下さい。夫の収入額は昭和十四年に於ける平均月額を記入して下さい。例へば平均生活費は月給に賃借料、労働収入及夫の補助金等を月別にしたものを加算して収入平均額の所に○をつけて下さい。	
(キ) 耕作の別	耕作	不耕作	(ク) 耕作の別	耕作	不耕作

- (ル) 妻の職業
- (ヲ) 夫の教育程度
- (ワ) 妻の教育程度
- (カ) 俸給生活者、及賃借労働者の収入平均月額
- (ヨ) 農業者の地主、自作、自作小作、及小作の別
- (タ) 耕作反別
- (レ) 中小商工業主の國稅營業收益稅納稅額
- 二、出生力の調査事項
- (イ) 出生の順位
- (ロ) 男女の別
- (ハ) 出生の年月日
- (ニ) 死亡又は死産の場合には其の年月

## 人口問題研究所設置に關する若干の新聞論説抜萃

歓迎すべき報導、國立人口問題研究所生る

東京商科大学學長法學博士 上田貞次郎

國立人口問題研究所新設費十萬圓が來年度豫算に上つたことは歓迎すべきニュースであつて、吾々にとつては十年來の要望が實現したことになるのだが、さて感、出來ると聞けばまた心配のこともある。それは研究所へ種々雑多の問題が持込まれて、あふはちとらぬことになることだ。室と机だけ立派になつて實績が擧げないことだ。そこでこれだけは國策の基調を定めるために是非調べておかねばならぬといふ最重要の事項を取上げて、それに全力を集中しなければならぬ。

愚考では我國の人口問題として最重要の事項は出生率低下の傾向と死亡率の甚だ高いことである。歐米諸國では近年出生率が極端に低下してしまつて、現在の人口を維持する望みもなくなつて來たから、何れも出生率の問題に注意を向けてゐるのであつて、現に結婚及び出生の奨励政策を實行し始めたところの伊、獨は申すまでもなく、英國でも調査だけは根本的にやり出す模様である。だから日本でも同様に子を産むことが唯一の問題であるかのやうに早呑み込める人もあるやうに思ふ。けれども事實我國では西洋にないところの大問題があるので、それは死亡率であることを十分に認識してかかることが必要である。

出生率は低下の傾向ありと雖もまだまだ心配する程

のことはない。死亡率は低下しながらも尙ほ西洋に比すれば非常に高いのである。日本國民の子孫繁昌を望むならば、産むこと以上に死なさないことを考へよといはざるを得ない。

今から二十年前までは、日本全國の出生も死亡も相並んで増加したが出生は死亡以上に速く増加したから、年々の人口増加数が上昇したのである。然るにその後一方に出生の増加が鈍くなつたに拘らず他方に死亡数が絶對に減少したから、兩者の差たる自然増加はどんどん上つて毎年百萬に達する状態である。かくの如き死亡の減少は誠に喜ぶべきことだが、しかし現在の死亡率は尙千人に付三〇であつて英佛等の約一二に對し非常な遜色がある。

日本で毎年生れる子供の数は二百二十萬あるけれども小學卒業する者は百四十萬しかない。更に徴兵検査を受ける男子の数は六十萬しかない。乳幼児の死亡率、青年の死亡率が高くして、折角生れた子が満足に育たないのである。百人生れた子供があるとして、それが満一歳になる前に十三人は死んでしも、満六歳で學校へ行くやうになるものは八十人に足らず、丁年に達するもの七十三人しか残らない。

何うしてかやうに多くの子供が死ぬのであるか。死因は何病であるか、生活状態に何んな缺陷があつて發病するのが。肺病及花柳病は何程の害をなしてゐるか。都市と農村との間に如何なる差があるか。府縣別にしたら何れの地方が最も悪いのか。所得階級別にしたら何うか。外國の状態と比較したら何うか。西洋では如何にしてこの問題を解決したか。我國の經驗は如何。これが國民の大問題であることは何人も否定し得

ないだらう。國費多端の際に新設される國立研究所がこの問題さへも答へられないとしたら申譯はあるまい。

しかしこれだけが完全にわかれば十萬圓は安いものだといひ得る。

この他にも人口問題の重點は勿論あるので特に出生率低下の事實は明かにしなければならぬが、調査の範圍ばかり廣くなつて、中心を見失つてはならない。

(昭和十三年十二月十五日東京朝日新聞所載)

### 急を要する人口政策

厚生省は豫てから計畫中の人口問題研究所の官制起草に著手し、今月末迄にこれを開設すべく準備を急いでゐる由である。人口問題に就いての根本対策は苟も國家の興隆を圖らうとする以上、とくに樹立するべくして、しかも今日まで閑却せられてゐたのであるからその調査研究に乘出すこととなつたのは、遅しと雖も喜ばしいのであるが、すでに事變後數年の今日、出生率の著減、死亡者の増加等を見て、これから調査にとりかからうといふやうな悠長なことで、よいのかどうかといふのが問題となるのである。

國際情勢を考へるものは、今日一般には軍用機數を比較して國力判定の基礎とするのであるが、更に嚴密に問題を考察するものは、本國人口(植民地の人口は必ずしも本國の助けとはならない)の多寡を較量するのである。その點から見れば、世界の強國中において、わが國は内地人口のみにて七千二百萬を數へ、ソ聯の一億四千萬、アメリカの一億二千萬、ドイツの七千四百萬に次で第四位を占め、英國の四千四百萬、イタリ

アの四千二百萬、フランスの四千一百萬とは比較にならない程に多いのであつて、他の點を別にしても、日本は正に堂々たる大國なのである。

わが國において今日の如き意味における人口問題がこれまで餘りに世界の注意をひかなかつたのは一には他の強國と地理的に隔絶し他國との人口比較によつての國力の大小を考へる必要のなかつたことと、人口増加率が著しく大であり、寧ろ過剰人口の處置が問題となつてゐたからであつて、大正の末期には、産兒制限を主張するものもあれば、共鳴するものも少くなかつたのである。その當時からも學者の中には、わが國の人口増加率が漸く極限に達し、出生率の減退の近く現はるべきこと示唆したものもあつたのであるが、當局者も敢てこれに注意を向けようとはしなかつたのである。

その點から見るとヨーロッパ諸國の如く、強國お互に境を接し、隣國國力の隆替が直に自國の安危に影響するところでは、人口問題は常に政治家の頭を支配するのであつて、それも平和が繼續する時代にはそれ程でないが、國際關係の不安の影が現はれ始めると、眞劍に人口増加の必要を感じるやうになるのである。これ即ち人口漸減の悲境にあるフランスに、人口増加運動が盛であり、獨伊おのおの結婚獎勵とか母子保護事業とか結核撲滅政策とかに、多額の國費を投じて大規模な施設をしてゐる所以なのである。

戰時中に出産數の減少することは當然のことであつて、現にドイツの如きは歐洲大戰當時の出生者の現存數は、その十年前のそれに比して約半數、即ち平時の百五十萬に對して七十萬前後しかない有様なのである。従つてわが國においても、現在の如き動員が行は

れてゐる限り、出産数の減退は防止しうべくもないのである。更に將來を考慮すれば、重工業の發達による都市への人口集中、女子就働者の増加、家屋の拂底による非衛生状態乃至結婚の抑制等があるので、益々出産数の減少を豫想せしめるのである。加ふるに食料品の輸出等が増加して、牛乳、乳製品の騰貴等を見るにおいては、乳幼児の死亡率増加をも見ないとは限らないのである。

この種の問題に對する政策は、一日をも忽せにするを許さないのである。研究所の開設とは別に、速にこれが對策を立てることは當局者としての當面の責任である。(昭和十四年七月四日讀賣新聞社説)

### 勞務動員と人口問題

聖戰二周年を迎へんとして、あらゆる方面にわたり、いよいよ人手の必要を痛感するばかりである。長期建設のための事業、業務は、一日また一日と増加し、繁忙を極めつゝあるが、何をするにも、先だつものは人また人である。本年度總動員計畫は、物資動員計畫、貿易計畫、交通電力動員計畫、資金統制計畫および勞務動員計畫をもつて、その完成を見るはずだが、最後にまはされた勞務動員計畫こそ、なにかんづく最も重大要素でなければならぬ。軍需の充足にも、生産力擴充計畫の遂行にも、輸出の振興にも、國民生活必需の確保にも、まづ工場に、作業場に、職場に、その持場持場を守りて、倦まず、撓まず勤勞する産業戰士がなくては、どうにも、かうにもならないのである。猫の手をも借りたいとは、眞にかういふ時節であらう。

關係各廳との緊密な協力のもとに、企畫院が編成し、

閣議で決定した十四年度勞務動員計畫によれば、その新規需要は、軍需、生産力擴充、輸出、必需品等の各種産業並に運輸通信業における増加需要および工、鑛、交通各業における減耗補充に要するもの、内地から滿洲への移民等を總計して、男女約百十萬人に上つてゐる。さきに國家總動員法が發動されて、學校および工場技術者の養成令や、使用制限令が公布實施され、近く又國民徵用令が公布實施されんとしつゝあるが、この種の勞務の統制を目的とする諸法令も、肝腎の統制すべき人的資源が涸渇するにおいては、遂に何の施すべき術もなく、已まねばならぬ。勞務の動員あつての勞務の統制であり、百十萬の勞務の動員こそさし當つての緊急問題でなければならぬ。企畫院の計畫によれば、技術者および熟練勞務者を除く一般勞務者については、まづ本年三月の新規小學校卒業生、未就業者、物資動員計畫から生ずる離職者から出来るだけ充足し、殘餘は農業従事者、商業その他における勞務の節減可能なる業務の従事者、移住朝鮮人等によつて補ひ、一部女子をも代用せしむるため未婚無業女子の就職を奨励することになつてゐるが、この机上計畫が實際において果してその通りに遂行されるかどうかは、實行して見なければわからぬであらう。殊に本年三月の小學校卒業生のうちには、たとひなほ未就業者はあるにしても、極めて少數に過ぎなからうと思はれる。

さらに勞務の動員計畫は、一國の人口政策と切り離して考へることは出来ない。本來わが國には未だ一定の人口國策なるものがなく、人口増加率が高すぎるといつては、産兒制限を主張するものさへあつたほどの亂脈さであり、厚生省の人口問題研究所も、民間から

の督促で漸く設置がきまり、目下官制の起草中である。わが國にも既に人口増加率遞減の徴候著るしく、現在の戰時國民生活は感、その傾向に拍車をかける結果となるべく、長期戦、長期建設に對する永久的勞務動員計畫として、人口國策の樹立を急がねばならぬ。しかしこの量的對策と同時に、さらに質的向上を目的とする厚生行政の極力並び行はるべきはいふまでもない。(昭和十四年七月五日東京朝日新聞社説)

### 人口動態の變調

内地一ヶ年間の増加人口百萬人を下し、如何にしてこれが食糧を給し、如何にして將來激増する生産人口の職業を開拓するかといふマルサス人口論第一版の危惧の論が盛んに唱へられたのは、たつた數年前のことであつた。しかるに支那事變勃發以來の日本は、實戰と大陸の建設事業のみならず、内地におけるいはゆる國家總力戰の統後任務に人手は幾らあつても足らないほどの始末である。即ち先年は食ふ口の多過ぎる心配であつたのが、昨今は働く手が不足だといふ惱みであつて、日本の人口問題に關し、ここ數年間にける環境と觀點の變化は、殆ど隔世の感を催さしめるものがある。しかもこの際において、昭和十三年の自然増加が、實數六十六萬餘人、千人中九・二六人といふ大正八、九年以來約二十年ぶりの少數、低率であつたと發表されたのであるから、問題の重大性が一層強く印象されたのは當然である。

昭和十三年において、戰死、戰傷死を含まない約百廿六萬人の死亡數は、昭和四年以來の多數であるけれども、千人當り一七人餘の死亡率は、例年と大差ない

のであるから、自然増加の不振は専ら出生率の減少に原因するのである。即ち近年二百十餘萬人づつ生れる例を破つて、昨年は百九十二萬餘人しか生れてゐない。これは大正十三年以來十五年ぶりの低い数字であるが、さらに千人中二六・七人といふ出生率に至つては、殆ど半世紀前、明治廿四年の不完全な統計にこれと匹敵するものを發見するに過ぎないほどの稀有の低率なのである。出生減退の原因は種々考へ得るであらうが、直接間接に最も主たる影響條件が戰爭であることには、議論の餘地があるまい。大正七、八年頃の特に出生率の低下したときの出生者が漸く結婚年齢に達したことにより、今日の出生率に影響してゐる事情は、大正九年以後に激増した出生人口の數年後における再生産力に期待して、多くを憂ふるに足らぬであらうが、戰爭による出生減退が、今後二十年乃至其以後における生産年齢及び妊孕年齢人口構成を弱化する點を考へると、出生に及ぼす戰爭の影響を、出来るだけ輕減する爲に、何等かの對策がなければならぬはずである。

近代戰爭においては、國家の物的資源と共に人的資源をも擧げて戦はなければならない。一時的の出生低下はこの意味の犠牲に外ならないのであるから、對策は勿論十分に講ぜられねばならぬとしても、日本の人口問題の將來に關しては、一時の變態を見て悲觀するのは聊か早計であらう。昨年の劣勢をもつてしても、出生及び自然増加の率は、世界の大國中ソ聯に譲るばかりで、大いに産めよ殖えよの國策を勵行してゐる伊、獨兩國に勝り、米、英、佛などは問題でない。日本が今なほ興國の勢駸々たる若き國家であることを證明する人口の大勢には餘り變化がないのであつて、數

年前の産兒制限論が輕率に過ぎたと同様に昨今唱へられてゐる人口増殖のための早婚奨勵説なども、餘ほど嚴重な條件付きでなければ俄に肯定は出來まい。生活程度の維持向上に無關心となり得ぬ文明國民の婚姻年齢が晩れ勝ちになるのを防ぐためには、實質的に有效な結婚奨勵と育児援助の施設を講ずる外にあるまい。家庭生活を愛する日本男子の一般的性情、日本婦人の母性的婦徳には近き將來にあまり大變化あるべしと思へない。頽廢的な避妊の流行などは、大勢として多く取越苦勞するに當らず、人口増殖策の要諦は畢竟國民生活を安易にしてやるといふ平凡なる政治の一般原則に歸するといふてよからう。早婚と出生増はその結果として期待すべきものである。

自然原則よりも社會原則に影響されることの多い文明國の人口問題に對しては、政治の當否が強く反映するのであるが、殊に各方面に統制の強化されつゝある我が國の現状と傾向においては、政府當路の人口政策に關する責任が極めて重いことを知らねばならぬ。我が國の人口政策として、海外移住、國內工業化による對外貿易の發達、内外資源の獲得および開發等々の積極解決策は人口を過剰視してゐた數年前から唱へられてゐたものであるが、人的資源の不足が感ぜられる今日においても、決して閉却してはならぬ根本的人口對策であらう。たゞ各政策間の輕重緩急が東亞と世界の新事態によつて變化しつゝあるだけである。如何に人口政策を安排するかは、あらゆる國策の基礎となるべき政治問題に外ならぬ。近く開かれる國立の人口問題研究所における調査研究が、この際特に重視されるべき理由であるが、専門的研究の結果を速かに實行に移すこ

とが、正に政府當局の政治的責任であることは改めていふまでもない。(昭和十四年七月十七日東京日日新聞社説)

### 研究所の簇出

先頃、東亞研究所が設立され、巨額の資金と人材とを擁して、東亞の新事態に處すべき基本的資料の蒐集と科學的研究に立出たが、これと前後して滿鐵調査部も年豫算を一千萬圓に擴張、同様の目的に向つて調査研究の活動を開始したことは、かゝる科學的研究機關の缺如が嘆かれてゐただけに世の注目を惹いたのであるが、その後、外務省其他の官廳會社に於ても、調査機關の充實を期せんとする氣運が濃く、科學的綜合的研究の必要は、時局の進展と共に漸く切實に痛感され來つたものの如くである。今回、國立をもつて人口問題研究所が設立されるのも、國家が問題の皮表のみをこららず、その基本に眼を注ぎ來つたものとして、固より慶賀に堪へず、寧ろその遅かりしを恨むくらいである。

當面の政策立案に關する調査機關は、企畫院をはじめ、各省夫々に整備されてゐるであらうが、問題が少しく恒久的なものとなり、根本的なものとなると、これら政策立案の機關では間に合はず、何處かに基本的な本格的調査はないかと探し廻る有様であるが、恰も昨今の如く、大陸政策といふ巨大な課題が課せられ、生産擴充といふ根本的な問題にぶち當つて見ると、對策はいよいよ科學的基礎にもとづくことなくしては進め得られなくなつたのである。これは自然科學の方面についても固より同様で、かの理科學研究の如きが、その

研究促進のために依然として企業的經營に依據せざるを得ないといった事態は、國家としては決して自慢に  
なることではないのである。

この意味で科學的研究機關は、むしろその傑出を歓迎せねばならぬのであるが、たゞそれが今のインフレ的臭氣をもつ產物たることだけは十分に警戒されねばならぬ。といつても、問題はたゞ科學的研究所としての確な組織をもち、正しき研究對象を捉へてゐるかどうかにあるのであつて、例へばそれが官廳の機關たることは何ら差支なしとしても、組織そのものが所謂お役所風に事務的なものであつてはだめである。會長といつた地位に何時變るか分らぬ次官を置き、委任の研究官何人といつたやうな仕組で、果してよく腰を据へ、一貫して、今日直に役に立たない根本的な問題に研究の情熱をそそぎ得るかどうか。研究員には研究に生涯を没頭するていゝ覺悟が要り、會長その他幹部もこの研究組織の運用に深く打込むだけの態度と學識とを備へてゐるのでなければ、研究の結果に大なる權威を期待することは難かしい。殊に人口問題の研究は、決して單なる人口問題に終り得ないのであつて、廣汎に經濟的な問題に互らざれば何らの歸結を見るを得ないのであるから、その出發點において旺盛なる科學的精神のこもつた雰圍氣を必要とする。研究所設立に當り、折角佛を刻んで魂を入れるの努力を要望したのである。(昭和十四年八月十八日東京朝日新聞社説)

警視廳衛生部及東京帝國大學醫學部附屬醫院分院の妊孕狀態調査及出産調査

昭和十四年十月、警視廳衛生部及東京帝國大學醫學部附屬醫院分院は共同調査を以て妊孕狀態調査を行つた。其の概要は以下の如くである。

妊孕狀態調査要綱

一、被調査者の範圍

- 1 被調査者は有夫の婦にして現に夫と同棲中(内縁關係を含む)の者なること出征中又は商用等の爲夫旅行し居る者等は該當者として調査すること
- 2 被調査者は年齢二十歳以上四十五歳迄のものなること
- 3 被調査者の選定は婦人會幹部と警察署と協議の上にて決定するものとする

二、調査割當數

1 工業地域として

荒川區の内	三河島署管内	二〇〇人
	南千住署管内	二〇〇人
	尾久署管内	二〇〇人
本所區の内	太平署管内	二〇〇人
向島區の内	寺島署管内	二〇〇人
城東區の内	龜戶署管内	二〇〇人
商業地域として		
神田區の内	錦町署管内	二〇〇人
〃	西神田署管内	二〇〇人
〃	萬世橋署管内	二〇〇人
淺草區の内	藏前署管内	二〇〇人

3 小住宅地域として

象潟署管内	二〇〇人	
〃		
澁谷區の内	代々木署管内	二五〇人
世田谷區の内	玉川署管内	二五〇人
豊島區の内	池袋署管内	二五〇人
〃	巢鴨署管内	二五〇人
4 中流以上の住宅地域として		
杉並區の内	杉並署管内	五〇〇人
〃	荻窪署管内	五〇〇人

三、調査地域並被調査者選定標準

1 工業地域

- (イ) 環境的に觀て小工場と民家と入り交りて所在する地域を選ぶこと
- (ロ) 被調査者は前記地域内に居住する者より選ぶ其の生業關係は問はざるも出來得れば工場勤務層の家庭より選ぶこと

2 商業地域

- (イ) 環境的に觀て商店櫛比の地域を選ぶこと
- (ロ) 被調査者は出來得れば商家にして店舗と住居と同一にせる家庭より選ぶこと
- 小住宅地域

- (イ) 環境的に觀て商店街より相當距る純然たる住宅地を形成せる地域を選ぶこと
- (ロ) 被調査者は前記住宅地域内に居住せる官公

4 中流以上の住宅地域

- 街、會社、商店等の俸給又は給料に依り生活し居る家庭より選ぶこと
- 住宅、建物敷地等に相當の餘裕を有する所謂邸宅居住層の家庭より選ぶこと



右の調査の主要結果を掲ぐれば次の如くである。

第一表 各階層に於ける結婚年齢

結婚年齢	中級の住宅群		小住宅群		商業群		工業群	
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比
一四歳	—	—	—	0.1	—	0.1	—	0.5
一五歳	—	—	—	—	—	—	—	—
一六歳	—	—	—	—	—	—	—	—
一七歳	—	—	—	—	—	—	—	—
一八歳	—	—	—	—	—	—	—	—
一九歳	—	—	—	—	—	—	—	—
二〇歳	—	—	—	—	—	—	—	—
二一歳	—	—	—	—	—	—	—	—
二二歳	—	—	—	—	—	—	—	—
二三歳	—	—	—	—	—	—	—	—
二四歳	—	—	—	—	—	—	—	—
二五歳	—	—	—	—	—	—	—	—
二六歳	—	—	—	—	—	—	—	—
二七歳	—	—	—	—	—	—	—	—
二八歳	—	—	—	—	—	—	—	—
二九歳	—	—	—	—	—	—	—	—
三〇歳	—	—	—	—	—	—	—	—
三一歳	—	—	—	—	—	—	—	—
三二歳	—	—	—	—	—	—	—	—
三三歳	—	—	—	—	—	—	—	—
三四歳	—	—	—	—	—	—	—	—
三五歳	—	—	—	—	—	—	—	—

第二表 結婚より第一子分娩までの期間

種別	中級住宅群		小住宅群		商業群		工業群	
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比
一年以下	—	—	—	—	—	—	—	—
一—二年	—	—	—	—	—	—	—	—
二—三年	—	—	—	—	—	—	—	—
三—四年	—	—	—	—	—	—	—	—
四—五年	—	—	—	—	—	—	—	—
五—六年	—	—	—	—	—	—	—	—
六—七年	—	—	—	—	—	—	—	—
七—八年	—	—	—	—	—	—	—	—
八—九年	—	—	—	—	—	—	—	—
九年以上	—	—	—	—	—	—	—	—

第三表 分娩間隔期間

間隔	中級住宅群		小住宅群		商業群		工業群	
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比
年以下	—	—	—	—	—	—	—	—
一—二年	—	—	—	—	—	—	—	—
二—三年	—	—	—	—	—	—	—	—
三—四年	—	—	—	—	—	—	—	—
四—五年	—	—	—	—	—	—	—	—
五—六年	—	—	—	—	—	—	—	—
六—七年	—	—	—	—	—	—	—	—
七—八年	—	—	—	—	—	—	—	—

八一九九年	六	〇・三	五	〇・二	九	〇・四	四	〇・一
九一〇年	一〇	〇・五	四	〇・二	五	〇・五	四	〇・一
一〇年以上	二	〇・一	六	〇・三	一	〇・五	三	〇・一

第四表 各階層に於ける年齢階級別妊娠率未妊死産流早産

小兒死亡率

中級住宅群

年齢別	人員	妊娠回数	未妊	% 死産	% 自然流	% 人工流	% 小兒死亡
三〇—三五歳	九	其一九元	〇	一六九	—	二二七	二六六
二六—三〇歳	二〇七	四六三三元	六	七七	四〇八	三六	三〇
二一—二五歳	二五二	七八三〇	三	四八	八一〇	四二	四六
一六—二〇歳	三三	二四六	三九	一五	四八	三三	三九
一四—一五歳	三〇五	九八四四七	九	四四	三二	四八	五三

小住宅群

年齢別	人員	妊娠回数	未妊	% 死産	% 自然流	% 人工流	% 小兒死亡
三〇—三五歳	六	八三二六	三	三〇三	—	一五	八
二六—三〇歳	二七	六八二五	三	四四	二〇三	三〇	四八
二一—二五歳	二八九	九九三六	八	二八	七〇八	四二	四一
一六—二〇歳	二四	九四〇三	一八	七五	一四	四八	三三
一四—一五歳	一四六	六四四六三	六	四〇	四〇六	三〇	四四

商業地域居住者群

年齢別	人員	妊娠回数	未妊	% 死産	% 自然流	% 人工流	% 小兒死亡
三〇—三五歳	六	九一三三	八	二五	三	四	四
二六—三〇歳	二五	五三二二	一六	六四	二〇	三	四

文化と出産力

(古澤博士調査)

(埋め草)

早婚晩婚別出生速度の比較

階級別出生速度の比較

期間	妻の第一子出生年齢別産兒數		階級別産兒數	
	早婚(適齡婚)	晩婚(過齡婚)	農山村(石川縣)	純農村(富山縣)
五—一〇年	二二八	二〇五	二二四	一九六
一〇—一五	三九〇	三〇六	三五四	二八八
一五—二〇	五一九	四五六	四六三	四二二
二〇—二五	五八九	四七一	五三三	四七七
二五—三〇	六五八	五八三	五三三	五八三

註 第一子出生兒を〇とし、以後を計算す

工業地域居住者群

年齢別	人員	妊娠回数	未妊	% 死産	% 自然流	% 人工流	% 小兒死亡
三〇—三五歳	六	一〇二〇	六	二七	二	八	九
二六—三〇歳	三九	六七三〇	五	三九	二	一六	四
二一—二五歳	三五一	二七五〇	二九	八三	三	一〇	三
一六—二〇歳	二九	一三三二	二四	八一	六	四	三
一四—一五歳	一六八	八四九〇	七	二〇	七	八	三

尚ほ併せて、出産調査を行ったが其の調査票は次頁の如くである。



出生調査カード

姓名 昭和 年 月 日  
 現在 本人 夫 本人 夫  
 結年 婚 夫 妻 夫 妻  
 治正 治正  
 初婚 再婚  
 年 月 日  
 年 月 日  
 年 月 日  
 年 月 日

- (一) 年齢ハ凡テ数ニ年ヲ記入ノ事  
 (二) 月經開始及ビ閉止ノ年齢ハ數ニ何歲ノ何月(曆月)カヲ記入ノ事  
 (三) 分娩ニハ妊娠十ヶ月ノ分娩ノミテナク早産ヤ流産(人工的)ヲモ含ムカラ  
 凡テヲ記入スル事  
 (四) 分娩ハ自然ニ陣痛ヲ起シテキテ始マル場合ト、病氣其ノ他ノタメニ人工的ニ陣痛ヲオコス場合トガテラガリノ何レカ  
 後者ノ場合ハソノ理由  
 (五) 授乳期間 兒ノ何歲ノ時マテ乳ヲヤツタカ  
 (六) 養方法 母乳、乳母乳、牛乳、山羊乳、コンデンスミルク、粉乳、穀粉ノ何レニヨツタカ  
 (七) 兒ノ健全 健康カ病弱カ  
 死亡ノ際ハ病名ト年齢  
 (八) 現在妊娠中ノ人ハ欄外ノ當該部ニ第何ヶ月カ記入ノ事  
 (九) 表而下欄ノ記入例ヲ参照サレタシ

注意事項

分娩同數	開始年齢		正順カ		逆順カ		多中少		苦痛						
	開始時 / 年齢	分娩時 / 月	分機時 / 月	分機場所 / 自宅	分機ノ自然ニ起ルカ	分機ノ人工的ニ起ルカ	分娩ノ難否	手振アリ / 無	子宮収縮 / 出レ	子宮閉鎖 / 生レ	胎兒ノ性別 / 男女	胎兒ノ長短 / 産後ノ配立	胎兒ノ苦痛 / 否	乳ノ苦痛 / 否	乳ノ苦痛 / 否
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															

現在妊娠中 年 月

記載例

1	22	十	5	自	宅	自	然	ニ	起	ル	カ	1	男	不明	長	2	健	10		
2	25	三	8	病	院	病	院	自	然	ニ	起	ル	カ	1	女	不明	長	2	健	10
3	29	九	9	病	院	病	院	自	然	ニ	起	ル	カ	1	女	不明	長	2	健	10



記入例其ノ一

(一) 保護者夫婦ノ欄(内線モ含メマス) 保護者トハ戸主ニ限ラズ實際ニ家ノ取柄ヲスル人デス。配偶者(つれあい)ノ有無ヲ問ヒマセン																																																														
(1) 生レタ年月 (明治、大正、昭和等ノ元) (以下ノ例ニ依テ下ツテ)	(2) 夫婦ニナツク年月 (以下ノ例ニ依テ下ツテ)	(3) 一方ガ現在家ニ居ナイトキハ (イ) 其ノ方(トモ) 居テ居ラズ年月 (イ) 其ノ方(トモ) 居テ居ラズ年月 (以下ノ例ニ依テ下ツテ)		(4) 職業上ノ地位 (以下ノ例ニ依テ下ツテ)	(5) 教育程度 (以下ノ例ニ依テ下ツテ)																																																									
夫 明治24年12月	大正8年4月	死亡		物品販賣業主	<table border="1"> <tr> <td>大</td><td>中</td><td>小</td><td>初</td><td>高</td><td>小</td><td>初</td><td>高</td><td>大</td><td>中</td><td>小</td><td>初</td><td>高</td> </tr> <tr> <td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td> </tr> <tr> <td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td> </tr> <tr> <td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td> </tr> </table>						大	中	小	初	高	小	初	高	大	中	小	初	高	学	学	学	学	学	学	学	学	学	学	学	学	学	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒
大		中	小								初	高	小	初	高	大	中	小	初	高																																										
学	学	学	学	学	学	学	学	学	学	学	学	学																																																		
校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校																																																		
卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒																																																		
妻 明治28年3月	死亡		無職																																																											
(二) 保護者夫婦ノ子供欄 (上ニ書イテ保護者夫婦ノ間ニ生レタ子供ヲ示シ、イテ下ツテ。先夫先妻ノ子又ハ養子ガ居ルトキハ(三)欄ニ書イテ下ツテ)						(三) 其ノ他ノ欄																																																								
(1) 生存中ノモノ (獨立、歸入り、養子、養女等ノ現在家ニ居ラズモノモ書イテ下ツテ)			(2) 死亡シタモノ			(3) 死産回数	(4) 流産回数	(1) 家ニ居ル其ノ他ノ家族 (主人ノ祖父、伯母、兄ノ妻、弟ノ妻、祖母、姪、先夫ノ子等)			(2) 住居ニツイテ (イ) 家ノ数 (ロ) 住居ノ数																																																			
男	女	計	男	女	計			男	女	計	家	住居																																																		
3	2	5	1	1	2	1			1	1	4	19																																																		

記入例其ノ二

(一) 保護者夫婦ノ欄(内線モ含メマス) 保護者トハ戸主ニ限ラズ實際ニ家ノ取柄ヲスル人デス。配偶者(つれあい)ノ有無ヲ問ヒマセン																																																														
(1) 生レタ年月 (明治、大正、昭和等ノ元) (以下ノ例ニ依テ下ツテ)	(2) 夫婦ニナツク年月 (以下ノ例ニ依テ下ツテ)	(3) 一方ガ現在家ニ居ナイトキハ (イ) 其ノ方(トモ) 居テ居ラズ年月 (イ) 其ノ方(トモ) 居テ居ラズ年月 (以下ノ例ニ依テ下ツテ)		(4) 職業上ノ地位 (以下ノ例ニ依テ下ツテ)	(5) 教育程度 (以下ノ例ニ依テ下ツテ)																																																									
夫 明治24年2月	大正8年10月	死亡		金属工業職	<table border="1"> <tr> <td>大</td><td>中</td><td>小</td><td>初</td><td>高</td><td>小</td><td>初</td><td>高</td><td>大</td><td>中</td><td>小</td><td>初</td><td>高</td> </tr> <tr> <td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td> </tr> <tr> <td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td> </tr> <tr> <td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td> </tr> </table>						大	中	小	初	高	小	初	高	大	中	小	初	高	学	学	学	学	学	学	学	学	学	学	学	学	学	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒
大		中	小								初	高	小	初	高	大	中	小	初	高																																										
学	学	学	学	学	学	学	学	学	学	学	学	学																																																		
校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校																																																		
卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒																																																		
妻 明治30年1月	死亡		紡績工業便																																																											
(二) 保護者夫婦ノ子供欄 (上ニ書イテ保護者夫婦ノ間ニ生レタ子供ヲ示シ、イテ下ツテ。先夫先妻ノ子又ハ養子ガ居ルトキハ(三)欄ニ書イテ下ツテ)						(三) 其ノ他ノ欄																																																								
(1) 生存中ノモノ (獨立、歸入り、養子、養女等ノ現在家ニ居ラズモノモ書イテ下ツテ)			(2) 死亡シタモノ			(3) 死産回数	(4) 流産回数	(1) 家ニ居ル其ノ他ノ家族 (主人ノ祖父、伯母、兄ノ妻、弟ノ妻、祖母、姪、先夫ノ子等)			(2) 住居ニツイテ (イ) 家ノ数 (ロ) 住居ノ数																																																			
男	女	計	男	女	計			男	女	計	家	住居																																																		
1	2	3	1		1			1		1	3	15																																																		

社會層に及ぼすべきであるが、全市域の總世帯に付いて調査することは事實上不可能なるを以て、市内各地域中各社會層を網羅し得る様百二十小學校を選定し、其の第五及び六學年在學兒童約五萬名の各世帯を調査するに止む。

三、調査の期日並に方法

調査は尋常科第五及び六學年擔當教員の援助を得て、別紙調査票並に依頼狀を兒童の世帯に配付し、保護者に依頼して十一月二十日現在の實狀を以て夫の各調査事項を記入せしめ、十一月末日迄に之を蒐集す。

四、調査の事項

- 前項の調査趣旨に基き次の十一項目を調査する。
- (一) 主人夫婦に就て
    - (1) 出生年月
    - (2) 婚姻年月
    - (3) 一方が家に在らざるときは其の事由及び年月
    - (4) 職業及び職業上の地位
    - (5) 教育程度
  - (二) 主人夫婦間の出産兒に就て
    - (1) 生存者數(男女の別)
    - (2) 死亡者數(男女の別)
    - (3) 死産回数
    - (4) 流産回数
  - (三) 其の他に就て
    - (1) 家に在る爾餘の家族數(男女の別)
    - (2) 住居の室數及び疊數

# 民族衛生研究會の精神薄弱者家族調査 及優良家系調査

民族衛生研究會に於ては優生問題の研究及適切なる優生政策樹立の基礎資料として精神薄弱者家族調査及優良家系調査を行つた。其の要綱を掲げれば左の如くである。

## (一) 精神薄弱者家族調査要綱

### 一、調査の趣旨

本調査は精神薄弱者にして結婚生活を営みつゝあるもの、其の配偶者並に近親者の精神状態、社會的適應性、犯罪、並に反社會性殊に其の夫婦に就て結婚後の經過期間、其他妊産兒數等に付いて調査し之れに依りて精神薄弱者の遺傳關係並に生活力、生殖力等を知り以て優生制度の基礎的資料とせんとす。

### 二、調査の對象

精神薄弱者收容所及び補助學級の兒童の家族中兩親に精神薄弱者のあるものを撰び其の適當なるものに付いて前項に掲げたる各種の項目を調査す。

右要綱に依り今回は取り敢へず東京市内外の精神薄弱者收容所及び東京市補助學級の兒童の家族中前者を五〇家族、後者を五〇家族計一〇〇家族に付き目下調査中なり。

### 調査員氏名

精神薄弱者收容所關係

松澤病院醫局員

醫學士 奥田三郎  
醫學士 柴田農武夫

## 東京市補助學級關係

腦研究所々員 醫學士 吉益脩夫  
東京市技師 醫學士 勝野井輝美

## (二) 優良家系調査要綱

一、優良家系としては社會的に見て優良者と見做すべき者を多數に輩出し郷土の誇として衆目の一致せる家系を撰定すること。

二、優良者の認定には學業成績、社會的地位、又は徳望、音樂、繪畫、文學等藝術の天稟、商業、工業等實業界に於ける成功、理學、工學、醫學等自然科學に於ける學殖、宗教、哲學又は道徳界に於ける令名、國家社會に對する獻身的功績其の他社會的價值標準によるものとす。

但父祖の權力、財力等の餘力を以て社會的に成功せる者に就ては其の本人の能力を觀察して充分豊かなる才能を有すと認められる場合に初めて優良者と判斷すべきものとす。

三、優良者は之を二階級に分ち普通人を相當に凌駕すると認められる者を「稍優秀なるもの」拔群に凌駕すると認められる者を「特に優秀なるもの」とす。

即ち前者は一般水準を超えたるものを謂ひ、後者は其の社會に於ける第一人者と目す可き者を指す事とす。

四、優良家系を撰定する最低標準としては其の家系に於て直系、傍系を通じ曾祖父母の代より今日迄に「特に優秀なるもの」二名以上、又は「稍優秀なるもの」三名以上輩出せることとす。

五、優良家系としては郷土に本籍を有し他地方又は他

都會に出て成功せるものを撰定するも可とす。

六、其の血族に犯罪者、反社會性者其の他社會より忌避される者を出したる家系は撰定せざることとす。

七、尙其の血族に遺傳性の精神病者、精神薄弱者（低能）、病的性格者及び其の他の惡性遺傳病者を出したる家系も撰定せざることとす。

但し遺傳性の判斷及び惡疾の認定は専門醫師に相談して決定するを要す。

從つて遺傳性と非遺傳性を問はず總べて精神身體に甚しき缺陷あるものを出したる家系は寧ろ撰定せざるを可とす。

八、優良家系圖の記載に當りては次の一般的記號を用ふること。

「常人」 男 □ 女 ◇  
「稍、優良なるもの」 男 ■ 女 ◆  
「特に優良なるもの」 男 ■ 女 ◆

然して其の記號の下に姓名、職業、年齢、死亡せるものにあつては死亡時の年齢及び死亡原因を出来るだけ明記し且其の人の傳記就中優良者に就いては其の長所及び業績を正確簡潔に記載すること。

然して夫婦は「」で結び同胞は出生順位で左から右に列舉し双生兒は「」で結合とすこと。

九、優良家系は追究し得る限り昔に遡り且出來るだけ廣く調査すること。

一〇、優良家系調査用紙は格別規定せざるを以て記載に便利な適當の用紙を選びて使用すること。

## (三) 民族混血に關する研究

民族混血に關する研究調査の爲長崎醫大教授高瀬清

氏、同助教松田兼知氏及び京城帝大教授久保喜代二氏に之が調査を依頼す。

### 都市學會の不良住宅地區調査

都市學會は昭和十三年九月以降本邦不良住宅地區に關する調査研究を行つてゐるが、更に昭和十五年四月より該地區の實地調査を施行し、基本的資料の蒐集のため關係各方面の協力の下に東京市に於ける不良住宅地區を對象とし、左の調査項目によつて、社會學的、經濟學的、社會衛生學的、建築學的方面の諸部門より綜合的に、踏査研究を遂げその解決に資することになつた。

#### 不良住宅地區調査項目 (要目)

- 一、地理的概観
- 二、歴史的概観
- 三、地區ノ建築學的状况
- 四、家屋狀況
- 五、戸數人口
  - 1 戸數
    - a 總戸數
    - b 不良住宅戸數
    - c 世帯數別戸數
    - d 居住人數別戸數
  - 2 世帯
    - a 職業別世帯數
    - b 家族數別世帯數
  - 3 人口
    - a 總人口
- 六、家族
  - 1 家族
    - a 家族數(家族名)
    - b 家族構成
    - c 配偶者の有無
    - d 教育程度
  - 2 居住
    - a 來住年月(居住期間)
    - b 來住後の世代數
    - c 來住前の居住地
    - d 出生地より現住地に來る迄の經路
    - e 居住狀態
  - 3 婚姻
    - a 現配偶者との婚姻年齡及夫婦の年齡差
    - b 婚姻回数
    - c 初婚年齡
    - d 最終婚年齡
    - e 法律婚、事實婚
    - f 同棲期間(全婚姻について)
- 七、職業
  - 1 主職業
  - 2 副職業
  - 3 職場
  - 4 職業上の所得
  - 5 出稼
- 八、經濟事情
- 九、交際
  - 1 保健衛生
  - 2 醫藥
  - 3 居室
- 4 人口動態
  - a 來往住人口(過去十年)
  - b 人口増減
  - c 出生、死亡
  - d 婚姻
  - e 出稼
  - f 定住率(性別、年齡別)
  - 5 戸數増減
- 5 死亡
  - a 死亡者の年齡及性別
  - b 死亡理由
  - c 病氣になつてから死ぬまでの期間(過去十年間)
  - d 乳兒死亡
  - e 幼兒死亡
- 4 出生
  - a 當地に於て出生せし總子女數及其生年月
  - b 當地に來住する前に出生せし總子女數及其生年月
  - c 現配偶者との間に出生せし子女數及其生年月
  - d 現配偶者との間の死産、早産、流産、妊娠中絶の回数
  - e 死産、早産、流産、妊娠中絶の理由
- g 現配偶者との同棲期間
- h 婚姻せる場所(各婚姻につき)

- 4 居室内家具
- 5 寢室
- 6 寢具
- 7 寮所
- 8 飲用水
- 9 汚物處理
- 10 清掃
- 11 健康狀態
- 12 診查事項
- 13 食事
- 14 衣服
- 15 就寢狀況

十一、社會構成と其機能

- 1 集團
- 2 社會施設
- 3 方面事業

十二、社會的諸慣例

十三、社會狀態の變化と地區の狀況

十四、其他地區事情

(注意) 調査に際し特に事變前と事變後との相違に注意し、兩方面の狀態を比較すること

財団法人日本學術振興會民族科學に關する第十一特別委員會の設置

昭和十四年十月二十五日、財団法人日本學術振興會に於ては、左の如く、民族科學に關する第十一特別委員會を設置することとなつた。

一、趣旨

今や皇國は空前の非常時に際會し、國防上又産業

上人的資源確保のための對策を樹立すること愈、急を要するものがある。これが對策は疾病豫防のための環境衛生學的的努力と心身の訓練に俟つこと多いのは勿論であるが、これによつて十全の効果を收めることは不可能であつて、寧ろ進んで先天的な民族素質の改善を企圖する民族衛生學的對策を行ふと共に、國民の體力を低下せしめる様な社會的、産業的、道德的事情を察知し、これを除去若くは修正することこそ目下の急務であり、又この觀點に立つ對策こそ眞の民族國策と云ふことが出来る。然るに我國にはこれに關する系統的的研究は甚だしく、従つてこれが指導精神も未だ確立してゐない。殊に近時事變下に於ける農村人口の都市への移動及近代の都市生活に基く體力の低下、増殖力變化の如きは、民族發展のための大いなる障害である。

更に又對外的には移植民の問題があり、又民族と民族の接觸面に起る生物學的及社會學的の重要研究事項がある。之等の事情を綜合的に検討してこれが對策を樹てることは關係各科の専門學者の協力を俟つて始めて可能である。茲に第十一特別委員會を設けて一は諸般の事情の研究、他は對策樹立に資せんとするものである。

二、研究事項(第一期)

- (a) 農村及都市に於ける青少年兒童の體力變化に關する綜合的系統的調査研究
- (b) 農村及都市の人口動態と國民體力の動向に關する調査研究
- (c) 人口の地方的産業的分布の變化
- (d) 近代産業及經濟事情の變化の國民體力の變化に

及ぼす影響に關する調査研究

(e) 農村家族制度の動向に關する調査

(f) 酒害に關する研究

(g) 其他の重要な問題

(h) 民族接觸及混血の問題

三期間

三ヶ年

四、經費

一、五〇〇圓 (十四年度後期)

六〇、〇〇〇圓 (年額二〇、〇〇〇圓)

六、委員

委員は官廳、大學、研究所其他より選べる權威者及専門家四十五名以内とし、差當り次の三十二氏とす。

- |             |            |
|-------------|------------|
| 同會評議員       | 石黒忠篤(本)    |
| 東京商科大學長     | 上田貞二郎(本)   |
| 九州帝國大學教授    | 大平得三(3)    |
| 厚生次官        | 岡田文秀(本)    |
| 駒澤大學教授      | 笠森傳繁(本)    |
| 陸軍省醫事課長陸軍大佐 | 鎌田調(1)     |
| 陸軍軍醫中將      | 小泉親彦(本)    |
| 厚生技師        | 古屋芳雄(本123) |
| 東北帝國大學教授    | 近藤正二(3)    |
|             | 下村宏(本)     |
| 興亞院政務部長陸軍少將 | 鈴木貞一(本)    |
| 京都帝國大學教授    | 高田保馬(3)    |
| 東京帝國大學教授    | 戸田貞三(3)    |
| 統計局統計官      | 中川友長(1)    |
| 東京帝國大學教授    | 那須皓(本)     |

東京帝國大學教授  
本會學術部長  
公衆衛生院長

長谷部 言人(本)  
林 春 雄(本)  
廣 瀬 久 忠(本)

興亜文化部長  
千葉醫大教授  
企畫院調査官

松 村 壽(本)  
美濃口時次郎(1)  
大村 清 一(本)

文部次官  
貴族院議員

關屋貞三郎(本)

陸軍省衛生課長軍醫大佐  
厚生省豫防課長

渡 邊 甲 一(1)  
南 崎 雄 七(2)

公衆衛生院  
公衆衛生院

野邊地慶三(2)  
齋 藤 潔(2)

京城帝國大學教授  
傳染病研究所員

水島 治 夫(1)  
小島 三 郎(2)

第二常置委員會委員長  
第二常置委員會委員

吉田 熊 次(本)  
今井登志喜(本)

第十二常置委員會委員  
第十二常置委員會委員

東 畑 精 一(本)  
蘭 部 一 郎(本)

### 財團法人人口問題研究會主催第三回人口問題全國協議會

財團法人人口問題研究會の主催にかゝる第三回人口問題全國協議會は昭和十四年十一月六、七日兩日に互り、東京市神田區一橋講堂及如水會館に於て開催された。時局の推移に伴ひ人口問題の意義が愈々重要性を加へつゝある折柄、本協議會の開催は各方面の注目を惹き、全國各地より斯界の權威者を始め、本問題に關心を有する官民の參集せる者四百名、研究報告者百名を超え、前二回のそれにも優る盛況を呈した。

特に小原厚生大臣より本協議會に對し左の諮問があ

つた。

(諮 問)

#### 第三回人口問題全國協議會

現下ノ時局ニ鑑ミ人口政策ノ見地ヨリ國民生活安定ニ關シ特ニ留意スベキ點ニ付其ノ會ノ意見ヲ諮フ  
昭和十四年十一月六日

厚生大臣 小 原 直

說 明

今次事變ノ進展ニ伴ヒ人的資源保持涵養ノ要感緊切ヲ加フル處人口狀態ハ國民生活安定ノ如何ニ左右セラルルコト尠シトセズ仍テ時局下人口政策ノ見地ヨリ國民生活ノ安定ニ關シ特ニ留意スベキ點ニ付其ノ會ノ意見ヲ求ムル次第ナリ

之に對する同協議會の答申は次の如くである。

政府諮問答申

今ヤ我國ハ非常時局ニ遭遇シ、之ガ難局打開ニ向テ邁進スベキハ言ヲ俟タザル所ナリト雖、長期ニ互リテ能ク堅忍持久、以テ所期ノ目的ヲ達成センガ爲ニハ、國民生活ノ安定ヲ圖リ、國家發展ノ素地ヲ培フノ必要アリ。

人口問題ノ見地ヨリスルモ、人口支持力ノ基本タル國民生活ヲ不安ニ陥ランメ、之ガ對策ヲ怠ルニ於テハ、其ノ影響スルトコロ出生率ノ低下、死亡率ノ高騰、國民體位ノ劣化ヲ來スベキハ疑ヲ容レズ、斯クテハ國防上ノ基礎ヲ弱メ、國家發展ノ進路ヲ塞グニ至ルベキヲ以テ、人口對策トシテノ國民生活安定ニ關スル方策ヲ講ズルコトハ、現下ノ情勢ニ鑑ミ緊要ノ事ニ屬ス。

仍テ人口政策上特ニ留意スベキ國民生活安定ニ關

スル具體的方策ヲ擧グレバ左ノ如シ。

第一、婚姻生活者及子女保護ニ關スル事項

一、婚姻獎勵ニ關スル件

(一) 既婚者、就中子アル配偶者ノ優先採用

其他優遇方法ヲ勸奨スルコト

(二) 結婚費用特別貸付ノ方法ヲ實施スルコト

(三) 結婚費用軽減ヲ目的トスル諸施設ヲ助長スルコト

(四) 結婚紹介ニ關スル事業ヲ公益化シ之ガ機關ヲ増設スルコト

(五) 既婚勞働女子乃至職業婦人ノ職業上ノ地位ニ特別ノ保護ヲ加ヘ雇傭關係ノ維持等ニ特別ノ考慮ヲ拂フコト

二、母性及乳幼児、兒童ノ保護ニ關スル件

(一) 有料及無料産院及乳兒院ノ増設

(二) 訪問婦制ノ實施普及

(三) 保健所ノ増設

(四) 保育所並育兒院等ノ充實増設

(五) 勞働婦人乃至職業婦人ニ對スル母性保護、特ニ産前産後ノ有給休暇制ノ實施

(六) 兒童營養食配給施設ノ普及

三、多兒家庭ノ保護ニ關スル件

(一) 家族手當制ノ設定

(二) 所得税ノ家族控除額増加

(三) 地方税ノ家族數ニ應ズル負擔軽減

(四) 其他大家族世帯ニ對スル或種課税ノ減免

(五) 教育費ノ補助又ハ軽減

第二、國民保健ニ關スル事項

一、健康保險其他ノ社會保險並ニ救貧制度ニ關ス

ル件

(一) 現行健康保險諸制度ノ充實擴張

(二) 老廢遺族保險其他ノ社會保險制度ノ整備  
新設

(三) 救貧制度ノ擴充

二、醫療機關及制度ニ關スル件

(一) 一般醫療機關ノ充實普及

(二) 醫療費ノ負擔輕減ヲ目的トスル醫療制度  
ノ擴張

三、結核及花柳病豫防ニ關スル件

(一) 結核豫防ニ關スル施設ノ徹底、機關ノ擴  
張

(二) 花柳病豫防ニ關スル特別施設ノ擴充

四、榮養食配給施設ニ關スル件

(一) 公設食堂及共同炊事場ノ増設、榮養指導  
ノ強化

(二) 榮養配給組合ノ擴充指導

第三、庶民生活ノ經濟擁護ニ關スル事項

一、日常生活必需品ノ配給ニ關スル件

(一) 食糧配給ノ全國的調節ニ關スル施設計畫

(二) 公私設小賣市場ノ社會施設トシテノ機能  
發揮、之ニ關スル法制ノ整備

(三) 一般庶民配給機關トシテノ消費組合ノ普  
及發達、之ガ爲必要ナル法律ノ改正又ハ制定

二、住宅政策ノ實施ニ關スル件

建築材料ノ價格低廉化、之ガ供給ノ緩和ニ關  
スル適切ナル對策ヲ講ズルコト

三、庶民金融機關ノ整備改善ニ關スル件

(一) 一般庶民金融機關トシテノ信用組合ノ普  
及發展、之ガ爲必要ナル法律ノ改正又ハ制定

(二) 現行庶民金庫ノ整備擴充

(三) 公設質屋ノ對人信用施設トシテノ改善強化

第四、生活刷新ニ關スル事項

由來我ガ國民ノ日常生活ニハ虚禮冗費ノ因襲ニ  
振ハレタルモノ甚ダ夥シトセズ、消費ノ合理化ニ  
俟テ生活ノ簡易化ヲ期スベキコトハ多年ノ懸案タ  
リ今ヤ事變下ニ際會シテ之ガ解決ニ努ムルニ於テ  
ハ雖テ國民生活安定上ノ補足的方策タルコトヲ失  
ハザルベシ

一、消費ノ合理化、生活ノ簡易化ニ關スル件

(一) 時代ニ適應スル計畫ニ基キ消費ノ節約、  
貯蓄ノ奨励ヲ徹底スルコト

(二) 時代ニ適切ナル考案ニ基キ虚禮ノ廢止無  
駄ノ排除ニ努ムルコト

(三) 國産品若クハ代用品ノ愛用、廢品ノ利用

(四) 服裝ノ改良、就中形式的儀禮用服裝ノ改  
廢

二、禁酒制酒ニ關スル件

非常時局ニ鑑ミ禁酒制酒ノ勵行ニ努ムルコト

尙同協議會に於ける日程、研究報告題名及研究報告  
者名を掲げると次の通りである。

一、日 時

一、場所 東京市神田區一橋通町一丁目一番地

一、橋講堂及如水會館

一、日 時 昭和十四年十一月六日(月曜日) 七日  
(火曜日)

一日 程

第一日 十一月六日

1 午前九時——同十時三十分

總會(一橋講堂)

(イ) 會長開會ノ辭

(ロ) 厚生大臣告辭

(ハ) 内閣總理大臣祝辭

(ニ) 幹事報告

(ホ) 政府諮問事項ノ提示

2 午前十時三十分——正 午

研究報告會(一橋講堂及如水會館)

3 正 午

厚生大臣招待午餐會(如水會館)

4 午後一時——同五時

研究報告會(一橋講堂及如水會館)

特別委員會(矢野記念館)

第二日 十一月七日

5 午前九時——午後二時三十分

研究報告會(一橋講堂及如水會館)

特別委員會(矢野記念館)

6 午後三時——同五時三十分

總會(一橋講堂)

(イ) 研究報告ニ關スル座長報告

(ロ) 政府諮問ニ對スル答申ノ議決

(ハ) 會長閉會ノ辭

7 午後六時三十分

本會招待晚餐會(如水會館)



研究報告會プログラム

第一部 人口問題に關する一般的研究

(1) 日本婦人の妊孕閉止年齢限界の統計的研究  
並に本邦標準兒數と結婚年齢の基準に就て

大阪府地方技師(學務部職業課) 阿部利雄氏

(2) T・E・スタイン博士の「日本人  
口政策論」とその批判

横濱市立横濱商業專門學校教授 早瀬利雄氏

(3) 新田開發村の人口構成に關する  
一報告

東京商科大學 石田龍次郎氏

(4) 岐阜縣村落人口に就て

豫科教授 羽倉儀三郎氏

(5) 周禮に表はれたる人口政策  
題未定

大東文化學院教授 加藤梅四郎氏

(6) 各國に於ける最近の人口政策

法政大學教授 城戸幡太郎氏

(7) 乳兒死亡指數、アルファ・インデ  
ックスの季節的變動

人口問題研究所 北岡壽逸氏

(8) 我が國極限人口に關する一考察

大阪帝國大學醫學部 丸山博士

(9) 獨逸人口政策の成果

安田生命保險株式會社アクチュアリー 水垣武雄氏

(10) 社會周流と人口構成

同志社大學教授 森田優三氏

(11) ギリシヤの興亡と人口

早稻田大學教授 西野入徳氏

(12) 教育上から見た人口問題及今後  
の教育方針に就て

新教育協會會長 野口援太郎氏

(13) 出生率低下の傾向とその對策に  
就て

横濱市立横濱商業專門學校講師 大場實治氏

(14) 現下の人口政策に於ける二つの  
問題

東京職業紹介所 小幡佐七氏

(15) 人口と家の經濟

高松高等商業學校 大泉行雄氏

(16) 近世史上に見えたる武將の人口  
思想

中央社會事業協會 高橋梵仙氏

(17) 維新前の人口移動に關する若干  
の問題

東京市書記 德田彦安氏

(18) 日本人口史上の疑問二件

東京商科大學學長 上田貞次郎氏

(19) 歐米各國と比較したる日本人の  
生物學的考察の二三

安田生命保險株式會社 渡邊定氏

(2) 國民人口再組織問題の一項とし  
て見たる指導者層の問題 横濱高等商業學校 渡邊輝一氏

第二部 東亞新秩序建設の見地より見たる民族  
人口に關する研究

(1) 農業人口と栽培物との關係の一  
般的研究 東京商科大學講師 江澤讓爾氏

(2) I 支那大陸に伸び行く大和民族の將來性  
II 支那農村勞働力と支那の下層民衆 東亞新興會理事 後藤朝太郎氏

(3) 日本民族主義に就て 國民思想研究所主事 小岩井淨氏

(4) 日本人の智能に關する研究 東京文理科大學教授 田中寬一氏

(5) 鮮農の内地定着の過程とその形  
態 東京帝國大學 川野重任氏

(6) 蒙疆人口問題に關する一考察 慶應義塾大學 小林宗三郎氏

(7) 支那特に中支地方に於ける拓殖  
衛生上の諸對策 上海自然科學研  
究所員醫學博士 小宮義孝氏

(8) 大和民族發展上より見たる在外  
同胞第二世の將來 明治大學教授 小島憲氏

(9) 半島人の増殖力に就て 厚生技師醫學博士 古屋芳雄氏

(10) フイリツピンに於ける邦人の分  
布並に活動狀態 南洋經濟研究所囑託 三吉朋十氏

(11) 南洋に於ける日支民族の接觸面  
の研究 東亞研究所囑託 原徹郎氏

(12) 題未定 滿洲移住協會 常務理事 永雄策郎氏

(13) 南洋群島及比島ダバオに於ける邦人(特  
に沖繩縣人)の人口狀態と其の活動  
經濟學博士 拓殖大學教授 永雄策郎氏

(14) 題未定 拓殖獎勵館 調查部主事 永丘智太郎氏

(15) 外南洋に於ける邦人發展と第二  
世教育問題 日伯中央協會主事 岡本和夫氏

(16) 東亞新秩序の建設の見地より見  
たる民族問題 國民精神文化 研究員 山本勝市氏

(17) 臺灣原住民人口の水平的並に  
垂直的分布 臺灣總督府囑託 鹿野忠雄氏

(18) 民族政策の意義 神戸商業大學助教授 金田近二氏

- (19) 民族問題に於ける宗教に關する考察  
東亞研究所囑託 棚 瀬 襄 爾氏
- (20) 北滿移民地に於ける民族交流現象に就て  
東京帝國大學農學部助手 崎 村 茂 樹氏
- (21) 海南島には沖繩縣民の移住を圖れ  
東京帝國大學教授 農學博士 宗 正 雄氏
- (22) 滿洲國少數種族の減退  
南滿洲鐵道株式會社總裁室弘報課 田 口 稔氏
- (23) 日支民族の結婚に就て  
法政大學教授 經濟學博士 高 木 友 三 郎氏
- (24) 植民と文化  
鳥取高等農業學校教授 若 木 禮氏
- (25) 滿洲を中心とする東亞諸民族の農業  
北海道帝國大學助教授(農學部) 渡 邊 侃氏
- (26) 我が國外地移民の成績  
拓殖獎勵館囑託 善 生 永 助氏

第三部 長期建設の見地より見たる人的資源の配置に關する研究

- (1) 地方纖維勞務調整の私案  
半田職業紹介所長 新 井 巖氏
- (2) 農村人口増加力の減衰と其の原因に就て  
內閣統計局事務囑託 井 上 謙 二氏
- (3) 分村計畫に關する一研究  
第四高等學校教授 犬 丸 秀 雄氏
- (4) 大東京の地方計畫方法論  
都市計畫東京地方委員會第一技術部長 石 川 榮 耀氏
- (5) 人口統計に於ける産業及職業分類  
農林省統計課長 東京帝國大學助教授 農學博士 近 藤 康 男氏
- (6) 農業人口の減少より見たる日本農業の前途  
農林省統計官補 鈴木 稔氏
- (7) 事變下の青少年勞力の動向と農業勞働  
國民思想研究所員 松 岡 二十 世氏
- (8) 鑛山勞務者の移動に就て  
早稻田大學大學院 宮 出 秀 雄氏
- (9) 我が國農家の統計的分析  
厚生省勞働局囑託 三 好 豊 太 郎氏
- (10) ブラジルに於ける邦人自作農並借地農耕作者の生産層比較及勞力の分配に關する研究  
農林省統計官補 長 畑 健 二氏

海外移住組合 中 村 誠氏  
聯合會農業技師

- (11) 事變下に於ける農業勞働人口構成の變化と農業生産機構の變質  
日本勞働科學研究所 研 究 員 吉 岡 金 市氏
- (12) 本邦重工業國化過程に起る農村人口關係の諸現象に就て  
農村流出勞働層と出產死亡の關係  
——埼玉縣下三農村調査結果に基く——  
東京高等師範學校 授 野 尻 重 雄氏
- (13) 地方的に見たる工業人口の増加  
東京商科大學助教授 小 田 橋 貞 壽氏
- (14) 資源配置問題の基本構造  
高岡高等商業學校 授 大 熊 信 行氏
- (15) 商業に於ける過剩人口の意義  
大阪市經濟研究所 研 究 員 竹 林 庄 太 郎氏
- (16) 人口都市集中に關する問題  
鐵 道 技 師 山 口 貫 一 氏
- (17) 中小工業人口に關する研究  
東京商科大學教授 山 中 篤 太 郎氏
- (18) 我が國に於ける所謂過大都市に就て  
商 工 省 囑 託 吉 田 秀 夫 氏

第四部 事變の國民生活に及ぼしたる影響に關する研究

- (1) 傷痍軍人と職業能力  
軍事保護院 事務官(補導課) 赤 松 清 一 郎氏
- (2) 戰時人口政策の基準  
經濟學部副部長 青 盛 和 雄氏
- (3) 題未定  
東北帝國大學教授 (法 文 學 部) 服 部 英 太 郎氏
- (4) 家族負擔均衡の二緊急問題  
上智大學教授 ヨハネス・クラウス氏
- (5) 戰時下の住宅問題  
大阪市主事 川 上 賢 叟氏
- (6) 事變の人口形態に及ぼしたる影響  
東京市豐島區區長 磯 村 英 一 氏
- (7) 經營體に於ける人口政策的給與  
協 調 會 囑 託 孝 橋 正 一 氏
- (8) 物資源の愛護と生活必需品の制限に就て  
大八洲教教主 黒 野 張 良 氏
- (9) 業態別人口播殖率と厚生要件としての合理的退職年齢の算定に就て  
大阪府地方技師 (學務部職業課) 阿 部 利 雄 氏
- (10) 都市要保護階級生計費に於ける實支出中飲食物費の割合に就て  
東京市書記(厚生局) 牧 賢 一 氏
- (11) 戰時に於ける人間再生産問題  
小樽高等商業學校 授 南 亮 三 郎 氏

(13) 事變下母子保護機關に對する所見  
——特に母子ホーム保護管理に就て——

(12) 國民生活問題  
協調會囑託(調查部)

(11) 郵便貯金の示唆する現下人口問題の動向に就て

(10) 景氣變動と人口  
小樽高等商業學校教授  
授北海道經濟研究所

第五部 人的資源の維持涵養に關する研究

(9) 農村民の都市移動と結婚問題  
石川縣地方技師

(8) 國民體位に及す凶作の影響に就て再論す  
榮養研究所技師

(7) 決定せる癩壯丁曲線と全國癩患者推定數  
國立癩療養所長  
星城敬愛園長

(6) 民族衛生學の體系に就て  
醫學博士  
公衆衛生院教授

(5) 戰時に於ける禁酒政策の展開  
日本國民禁酒同盟  
主事

(4) 異常兒人口と鑑別標準  
恩賜財團愛育會愛育  
研究所教養部員

(3) 統計上より見たる本邦の下痢及腸炎  
厚生技師醫學博士  
井村哮全氏

(2) 題未定  
東京帝國大學講師  
泉橋善善病院長  
部長醫學博士

(1) 近親及先輩友人間に於ける生産小查  
全日本方面委員  
聯盟醫學博士

(10) 貧富の差に依る初産婦の結婚年齡並に其の分娩經過に就て  
聖路加國際病院  
醫學博士

(9) 本邦婦人の年齡別生産受胎率に就て  
公衆衛生院助手  
久保秀史氏

(8) 乳兒死亡率の低下、壯丁體位向上と農村玉蜀黍食との關係  
糧友會理事  
陸軍主計少將

(7) 生活環境と身體の形態並に機能との關係に就て  
公衆衛生院助手  
醫學博士

持田三郎氏

永野順三氏

杉山和男氏

高橋次郎氏

角田藤三郎氏

有馬宗雄氏

原徹一氏

林文雄氏

川上理一氏

小鹽完次氏

三木安正氏

井村哮全氏

岩田正道氏

紀本參次郎氏

糸井一良氏

久保秀史氏

丸本彰造氏

石川知福氏

(14) 國民の體位向上と水産食糧

(13) 白米食禁止に必要な米の科學的檢定法

(12) 米の新古と搗精度に依るグイタミンB含有量の變化

(11) 農村の體育問題

(10) 農村人的資源確保策としての社會保健婦制度

(9) 民族優生と斷種法

(8) 人口問題の數に關する生物學的考察

(7) 東北地方の配偶妊娠率と生産育兒率(第一回)

(6) 家庭に於ける子供の數と其の質の問題  
——人口問題に於ける質的觀點より——

(5) 人的資源確保より見たる異常者農繁期に於ける農家共同炊事の村民健康上に及ぼせる效果の一例

(4) 農村に於ける保育問題

(3) 結婚年齡の決定

(2) 婦人の出生力に就て

(1) 題未定  
「ローレル」氏身體充實指數と身長との關係

日本大學(商經學部) 助教授 飯田照夫氏

榮養研究所技師 佐伯矩氏

榮養研究所技師 松室秀夫氏

榮養研究所技師 大磯敏雄氏

厚生省體育官 野津謙氏

厚生技師人口問題研究所研究官醫學博士 西野陸夫氏

厚生事務官(豫防局) 田口英太郎氏

公衆衛生院教授東京市保健館長醫學博士 齋藤潔氏

東北帝國大學教授醫學博士 篠田紘氏

恩賜財團愛育會愛育研究所教養部主任 山下俊郎氏

東京聖啞學校教諭 川本宇之介氏

糧友會主事 外岡和雄氏

厚生技師醫學博士 谷口正弘氏

醫學博士 竹內茂代氏

公衆衛生院講師 立川清氏

日本醫科大學教授 戶塚武彥氏

日本醫科大學研究生 江田得一氏

恩賜財團愛育會愛育研究所教養部員 牛島義友氏

財團法人人口問題研究會「第二回人口問題全國協議會報告書」の發行

昭和十四年十二月二十五日、財團法人人口問題研究會に於ては、第二回人口問題全國協議會報告書を發行したが、同協議會の經過を輯録すると共に、九十二題に達

する研究報告の速記録を収め、千百頁を超える人口問題百科事典の觀を呈してゐる。今、所載の研究報告題名及報告者を掲ぐれば以下の如くである。

第一部 人口問題に關する一般的研究

- 第一部研究報告會座長報告 同會理事經濟學博士 下條康 鷹氏
- (1) 人口學と社會形態學 淺野研 眞氏
- (2) 乳兒死亡と安定率に就て 厚生省 囑託 早崎八 洲氏
- (3) 東北各藩の人口政策 中央社會事業協會 高橋梵 仙氏
- (4) 支那上代に於ける人口論 社會事業研究所 加藤梅四 郎氏
- (5) 都市人口と乘車回數との關係 大東文化學院教授 金谷重 義氏
- (6) 過去三百年來の能登船倉島漁民の人口に就て 大阪商科大學教授 小山嘉壽 榮氏
- (7) アメリカ黑人問題に現れたる異人種異民族待遇の問題 市川泰次 郎氏
- (8) 人口増加の原則と道德的生活基準 大入洲教教主 黒野張 良氏
- (9) 大戰當時に於けるドイツ諸學者の人口問題觀 小樽高等商業 學 南 亮三 郎氏
- (10) 日本本土に於ける人口密度の地形的分析 東北帝國大學講師 田中館秀 三氏
- (11) 男女出生比に及ぼす戰爭の影響 慶應義塾大學教授 寺尾琢 磨氏
- (12) 徳川時代農村人口の一面 主として年齢別人口に就て 東京文理科大學 助 教 授 内 田 寛 一氏
- (13) 白人種の將來と伊太利の人口政策 同會 理事 吉 阪 俊 藏氏
- (14) 容積地域制が獨逸地方計畫の人口政策に及ぼす影響に就て 日本厚生協會理事 師 北 村 徳 太 郎氏
- (15) 維新前の人口問題 特に次三男に關する若干の問題 東京市書記 徳 田 彦 安氏
- (16) 女子人口勢力の質的向上に就て 横濱高等商業 學 校 教 授 渡 邊 輝 一氏
- (17) 東京市來住人口の解説批判 京都市帝國大學 經濟學部副手 青 盛 和 雄氏
- (18) 國民體位低下對策に關する一考察 中澤辨治 郎氏

第二部 民族政策に關する問題

- 第二部研究報告會座長報告 同會理事法學博士 下 村 宏氏
- (1) 皇國の大陸政策と民族問題 陸 軍 少 將 松 室 孝 良氏
- (2) 朝鮮の勞働資源 主として女子勞働資源に就て 拓殖獎勵館主事 朝 倉 昇氏
- (3) 我民族海外發展の一重石第二世の問題若干 東京外國語學校教授 半 澤 耕 貫氏
- (4) 北支に於ける産業開發と人口政策の將來 明治學院教授 三好豐太 郎氏
- (5) イスラム地方の人口増加に就て 海 軍 少 將 匝 達 胤 次氏
- (6) 民族の移動とその適性に關する人類學的考察 關西大學教授 持 田 三 郎氏
- (7) 我大陸政策の個性 早稻田大學教授 中村良之 助氏
- (8) 出生減退と羅馬帝國の滅亡 外務省 囑託 野 田 良 治氏
- (9) 外國に於て活動する大和民族の國籍に就て 拓殖獎勵館囑託 善 生 永 助氏
- (10) 北支開發と人口對策 南滿洲鐵道株式會社 總裁室 弘報課 田 口 稔氏
- (11) 在滿邦人の地理的分布 厚生省 囑託 武 田 行 雄氏
- (12) 半島人勞働者内地渡航の必然的傾向 東京帝國大學教授 農 學 博 士 宗 正 雄氏
- (13) 滿洲國の工業的發展が大和民族に及ぼす影響 駒澤大學教授 大 久 保 幸 次氏
- (14) 回教徒の問題に就て 回教圈攷究所長 大 谷 孝 太 郎氏
- (15) 事變に現れたる支那人世界觀 外務省 囑託 郡 菊 之 助氏
- (16) 大陸人口論 名古屋高等商業學校 教 授 郡 菊 之 助氏
- (17) 南米諸國の移民政策に就て 日伯中央協會主事 岡 本 和 夫氏
- (18) 滿洲移民と生活教育 糧友會理事 丸 本 彰 造氏
- (19) 民族の同化と都鄙の環境(文書報告) 京師帝國大學教授 秋 葉 隆氏
- 第三部 人口と經濟構造の變化に關する問題 東京商科大學教授 山中篤太 郎氏

- (1) 農業労働人口の減少と農業生産力の擴充 日本労働科學研究所研究員 吉岡金市氏
- (2) 産業構成の變化と農業人口 内閣統計局事務囑託 井上謙二氏
- (3) 人口分布の據點としての都市の諸性質 都市計畫東京地方委員會第一技術部長 石川榮耀氏
- (4) 秋田縣由利郡東瀧澤村農業出身者の職業離村に關する調査研究 特に職業離村率の算定と職業離村者の職業 東京帝國大學講師 林惠海氏
- (5) 最近に於ける工業人口の産業別構成の變動に就て 企畫院囑託 川崎巳三郎氏
- (6) 香川縣の村落人口の飽和状態と分村計畫 香川縣師範學校教諭 桑島安太郎氏
- (7) 事變下の農村労働力問題と分村計畫 農林省企畫課 宮出秀雄氏
- (8) 農村労働流出年齢層と男女流出型に就て 東京高等師範學校教授 野尻重雄氏
- (9) 分村計畫に關する研究 長野縣知事 大村清一氏
- (10) 炭坑労働と農村 東京商科大学助教授 小田橋貞壽氏
- (11) 北地開拓の人的資源として見たる東北地方山村の出稼 東京帝國大學助教授 島田錦藏氏
- (12) 東北地方農村の農業労働力に就て 日本労働科學研究所研究員 内海義夫氏
- (13) 人口の構成並に動態より見たる秋田縣農山漁村の特色 秋田縣師範學校校長 大野蔚毅氏
- (14) 人口の都鄙交流に於ける地方農漁村人口移動の一例 秋田縣師範學校教諭 原正平氏
- (15) 東京市人口の更新 茨城縣師範學校教諭 山口孝義氏
- (16) 東京市書記 豊浦淺吉氏
- (17) 農村流出人口の行衛 東京帝國大學助教授 野間海造氏
- (18) 農村工業に關する一研究 立教大學教授 山下英夫氏
- (19) 滿洲移民と分村計畫 拓務省拓務局長 安井誠一郎氏
- 第四部 事變の國民生活に及ぼす影響に關する問題
- 第四部研究報告會座長報告 三井 報 恩 會 遊 佐 敏 彦 氏
- (1) マルティンブライヤーの理論のドイツに於ける一應用例 東京商科大学教授 中山伊知郎氏
- (2) 都市人口の消耗に關する問題 特に東京市の實情に就て 東京市主事 磯村英一氏
- (3) 最近一ヶ年間に於ける生計費指數の推移と國民生活 同志社大學教授 難波紋吉氏
- (4) 社會淘汰と人口問題 金澤醫科大學教授 古屋芳雄氏
- (5) 農村の結核禍 慶應義塾大學教授 岡崎文規氏
- (6) 飲食料費と榮養 慶應義塾大學教授 柴田銀次郎氏
- (7) 軍需工業に偏したる跛行景氣の調整問題 神戶商業大學教授 柴田銀次郎氏
- (8) 中小工業の現情と國民保健問題 商工省囑託 吉田秀夫氏
- (9) 社會現象としての乳兒死亡率 慶應義塾大學教授 松本良三氏
- 第五部 人的資源涵養に關する問題
- 第五部研究報告會座長報告 同會監事貴族院議員 關屋貞三郎氏
- (1) 本邦に見る出生性比の月別移動に就て 東京帝國大學 關屋貞三郎氏
- (2) 戰時の性比 慶應義塾大學 關屋貞三郎氏
- (3) 本邦に於ける結婚年齢と出生率との關係に就て 慶應義塾大學 關屋貞三郎氏
- (4) 出生間隔に就て 慶應義塾大學醫學部 塚原寛一氏
- (5) 本邦婦人の妊孕率に關する研究 特に婦人の不妊症に就て 東京帝國大學助教授 塚原寛一氏
- (6) 中支二・三農村地方に於て調査せる支那人の婚姻及び子女數に就て 上海自然科學研究所員 小宮義孝氏
- (7) 乳兒死亡の強度を示す統計値に就て 大阪帝國大學醫學部助手 丸山博氏
- (8) 要保護階層者の罹病率並に正當なる診療日數に就て 慶應義塾大學醫學部助手 丸山博氏
- (9) 本邦に於ける寄生蟲病蔓延の現況と其の豫防撲滅策に就て 厚生省防疫官 木村猛明氏

(10)	日本の罹患者数と其の増減及他民族との比較	國立癩療養所長 醫學博士	林文雄氏	(22)	國民體位低下対策としての身體檢査成績の活用	醫學博士	竹内茂代氏
(11)	妊産婦の榮養要求量	榮養研究所技師	藤本薰喜氏	(23)	都市青少年の體育問題	醫學博士	野津謙氏
(12)	熱源性物質の創傷治療に及ぼす影響	榮養研究所技師	水磯敏雄氏	(24)	戰時體制下に於ける兒童保護の意義に就て	厚生技師 醫學博士	西野陸夫氏
(13)	朝鮮住民の生命表(第二回)	京城帝國大學教授	水島治夫氏	(25)	日本主要食品の榮養價と市價	榮養研究所長技師	佐伯矩氏
(14)	斷種制度の遺傳學的基礎	厚生技師 醫學博士	青木延春氏	(26)	學校給食事業の將來性に就て	榮養研究所技師	樋口太郎氏
(15)	産業の發達と遺傳學	京都帝國大學教授	木原均氏	(27)	榮養改善が發育・罹病率・死産・乳兒死亡率・作業能率・醫療費・賣藥費・食費の上に及ぼす影響	榮養研究所技師	近藤藤光氏
(16)	産業労働者の健康状態に就て	保險院技師 醫學博士	引地亮太郎氏	(28)	麥のビタミンB含量並に米との比較	榮養研究所技師	松澤九二雄氏
(17)	農業労働力損耗の一原因としての疾病に就て	日本労働科學研究所所長 醫學博士	暉峻義等氏			榮養研究所技師	原徹一氏
(18)	河豚中毒の豫防	九州帝國大學教授	福田得志氏			榮養研究所長技師	佐伯矩氏
(19)	慢性麻藥中毒症の治療	醫學博士	酒井由夫氏			榮養研究所長技師	佐伯矩氏
(20)	米國生れの日本人の體格	東京市衛生試驗所長 醫學博士	石原房雄氏			榮養研究所技師	松室秀夫氏
(21)	労働者の缺勤率に關する研究	厚生技師 醫學博士	大西清治氏			榮養研究所技師	大磯敏雄氏

### 昭和十四年全国兒童保護大會の決議

人的資源確保の見地より、我が國兒童保護の強化徹底に關する方策を樹立する爲、昭和十四年十月十二日、十三日、及十四日の三日間に亘り、東京市に於て、厚生省、文部省、内務省、陸軍省、海軍省、司法省、拓務省及對滿事務局後援の下に、財團法人中央社會事業協會並に恩賜財團愛育會主催の全國兒童保護大會が開催せられたが、全國道府縣より參集した兒童保護關係者は一千名に達し、諸種の決議を行つた。其の概要は以下の如くである。

#### 第一 家庭強化ニ關スル件

- (一) 兩親ノ教養
- (イ) 幼稚園、保育所、健康相談所等ヲ中心トシテ家庭ニ對シ兩親教養ノ方法ヲ普及強化スルコト
- (ロ) 社會教育並ニ社會教化ノ各機關其ノ他産業組合、町會、部落會等ニ對シ兒童養護ヲ目的トスル兩親ノ教養上一層ノ協力ヲ求ムルコト
- (ハ) 各學校ニ於テハ其ノ學生々徒ニ對シ兒童養護ニ關スル教育ノ徹底ヲ圖ルト共ニ兒童養護ヲ
- (二) 家族ノ保健
- (イ) 國民體力管理法ヲ速カニ制定實施スルコト
- (ロ) 國民體力ノ増進ニ關シ生理、運動、衛生等ノ方面ヨリ之ガ指針ノ急速研究ヲ遂ゲ國民保健教育ヲ徹底スルコト
- (ハ) 國民健康保險組合、保健所、健康相談所、保健婦等ヲ急速普及スルコト
- 但シ之等ノ施設ニ於テハ父兄ノ教養ニ對シ併セ

#### 全國兒童保護大會決議事項(抜萃)

- 第一部 家庭強化並一般兒童保護
- 目的トスル兩親ノ教養機關ヲ附設スル機制度ヲ改正スルコト
- (三) 學校ニ於ケル家事衛生教科書ヲ改訂シ家事科專門教師ノ養成機關ヲ擴充スルコト

テ充分ナル方策ヲ講ズルコト

(ニ) 結核、性病並酒精中毒等ノ豫防並治療施設ヲ擴充スルコト

(ホ) 營養指導並營養品ノ供給施設ヲ普及スルコト

(ハ) 醫師、產婆、看護婦等ニ對シ社會保健事業ニ一層ノ協力ヲ求ムルコト

(三) 多子家庭保護及結婚ノ合理化

(イ) 適齡結婚並優生結婚ヲ獎勵スルト共ニ民族優生保護法ヲ速カニ制定實施スルコト

(ロ) 社會保險制度ノ整備、家族手當制度ノ創設其ノ他多子家庭ノ經濟援助並其ノ生活指導方策ヲ確立スルコト

第二 學童並ニ就勞少年保護ニ關スル件

(一) 學童保健

(イ) 各小學校ニ專任學校醫、專任學校齒科醫、學校衛生婦ヲ設置スルコトトシ之ヲ制度化スルコト

(ロ) 給食施設ヲ普及徹底スルコト

(ハ) 學校衛生婦養成並ニ再教育機關ヲ設置スルコト

(二) 就勞少年保護

(イ) 就勞少年保護年齢ヲ檢討シ就勞年齢ノ合理化ヲ圖ルコト

(ロ) 就勞少年ノ斡旋保護機關並ニ之ガ行政機構ノ整備統一ヲ圖ルコト

(ハ) 十八歳未満就勞少年ノ特別保護法ヲ確立スルコト

(ニ) 定期健康診断ノ強制實施並ニ衛生思想ノ普及

及徹底ヲ圖ルコト

(ホ) 就勞少年ノ住居並ニ保護慰安施設ノ整備擴充ヲ圖ルコト

第三 母性並乳幼児保護ニ關スル件

(一) 妊産婦並乳幼児ノ保護上必要ナル物資確保

(イ) 所定ノ期間ニ於テ必ず乳幼児ノ健康診断ヲ受クル義務ヲ負ハシムベキ制度ノ確立ヲ期シ之ガ實施ニ關シテハ政府ニ建議スルコト

(ロ) 小兒保健所、兒童健康相談所、乳兒院、妊産婦健康相談所、産院等ノ増設ヲ促進スルト共ニ從來ノ斯ノ種施設ヲ整備擴充シ之ヲ一定地域

内ニ於ケル妊産婦並乳幼児ノ綜合的保護機關ノ中心ヲラシムル様之ガ確立並ニ普及ニ付政府ニ建議スルコト

(三) 農山漁村ニ於ケル母子愛護綜合施設

(イ) 町村全體ガ隣保相扶ノ精神ニ基キ、各家庭

内ノ母性並兒童ノ養護ヲ計ル目的ヲ以テ該町村

内婦人團體員ヲ動員シ、部落別ニ各分擔家庭ヲ

定メ常時受持家庭ノ訪問ヲ爲シ全町村ノ妊産婦

並乳幼児ノ保護教化ヲ計ル組織ヲ結成スルコト

(ロ) 同組織ハ其ノ中心トシテ必ず保健婦ヲ置

キ、醫療、教育機關及社會事業施設等ノ指導ノ

モトニ婦人團體員等ト協力シテ巡回訪問、助産看護用具ノ貸與等ヲナサシム、尙本組織ニ依リ町村内一般ニ母子愛護知識及技能ノ普及ヲ圖リ或ハ季節、土地ノ事情等ニ應ジ保育事業ソノ他必要ナル事業ヲ行フ

健婦ノ養成、指導等ニ關シテモ政府ニ於テ充分

考慮スルヤウ要望スルコト

(四) 保育施設

(イ) 各市町村ニ一定數ノ保育所ヲ設置スベキ法制ヲ定ムルコト尙工場鑛山ニハ必ず保育所ヲ設置スルコト

(ロ) 特ニ三歳以下乳幼児保育機關ノ普及ヲ計ルコト

(ハ) 保育所ニ於ケル設備ノ標準制定、營養給食、家庭訪問、保育相談等ノ徹底ソノ他土地ノ事情ニ依リ保育上ノ改善ニ力ムルコト

(五) 就勞婦人保護

(イ) 一般就勞婦人保護

1 健康診断勵行ニヨル過勞並疾病ノ早期發見及ソノ對策

2 營養食並共同炊事ノ普及

(ロ) 工場及鑛山就勞婦人保護  
特ニ工場及鑛山ニ於ケル就勞婦人ニ對シテハ次ノ方法ヲモ講ズルコト

1 不適正勞務ノ檢討並廢止

2 保健監督官、相談機關ソノ他綜合的保護慰安施設ノ設置

第四 兒童保護事業從事者ノ共濟施設

兒童保護事業其他社會事業從事者ノ共濟施設ヲ強化擴充シ政府ノ充分ナル援助ヲ求ムルコト

第二部 環境缺陷兒童保護

一、經濟的不週兒童保護ニ關スル件

(一) 勞働家庭ノ兒童保護ニ關スル事項

イ、乳兒保育施設ノ擴充整備

ロ、幼児保育施設擴充整備

ハ、保姆保健婦養成機關ノ確立

ニ、尙ホ現在ノ乳幼児保育施設ニ付テハ左ノ事項

ニツキ緊急ノ方策ヲ樹ツル要アリ。即チ從來ノ  
隣保館及常設保育所ノ内容ヲ整備スルト共ニ、  
農繁期其他季節保育所ノ普及並ニ常設化ニ努ム  
ルコト、授産所救療施設等ニ保育施設ヲ併置ス  
ルノ要アリ

(二) 要扶助並ニ要救護兒童保護ニ關スル事項

イ、兒童遊園ノ増設

ロ、特殊事情母子相談所ノ設置

最近兒童保護法制ノ整備並ニ施設ノ充實ニ付

ヒ、不遇兒童ノ救護ハ漸次普及シツツアリト雖  
モ、社會ノ裏面ニ於テ自己ノ過失ニ惱メル妊婦

産婦等ニ對スル適切ナル相談指導ノ施設ナク、  
爲ニ棄兒、嬰兒殺シ、墮胎等ノ事象アリ、又密

カニ貫子周旋ヲ業トスルモノアリテ貫子殺シ或  
ハ捨子等ノ犯罪ヲ見ルハ遺憾ナリ、依テ之等薄

倅ナル母性ヲ指導教化スルト共ニ、ソノ兒童ハ  
之ヲ適當ナル施設ニ委託スル等ノ方途ニ萬全ヲ

期スルタメ、特殊事情母子相談所ノ類ヲ設クル  
ヲ緊切ト認ム

ハ、家庭指導員ノ設置獎勵

ニ、育兒施設ノ増設

特ニ法的資格缺除者ニシテ保護ノ必要アルモノ  
ノ爲ノ一時收容所、應召輩人家庭兒童ニシテ保  
護不十分ナルモノ、大陸轉勤者ノ兒童等ノ爲ノ  
收容施設ノ新設諸クハ増設ヲ必要トス  
ホ、要救護兒童ニ對スル進學獎勵

水上學童保護施設ノ擴充並ニ整備

二、放任兒童保護ニ關スル件

イ、娛樂及救養施設ノ擴充

紙芝居ノ利用、クラブ事業ノ普及ヲ圖ル等餘暇善  
導ノ方向ニ積極的努力ヲ爲スノ必要ヲ認ム。ソノ  
他兄弟愛運動ノ普及篤志家ノ家庭開放等ニ依ル愛  
護運動ノ普及徹底ヲ圖ラレムコトヲ望ム  
ロ、被虐待兒發見ニ關シ當該事項擔當者ニ對スル法  
的權限ノ附與

被虐待兒發見ニ關シテハ保護施設責任者ソノ他當

該事項擔當者ニ法的權限ヲ附與スルヤウ當局ニ建  
議シ、關係法規ノ改正ヲ要望セラレムコトヲ望ム

ハ、被虐待兒並ニ浮浪人携帶兒童ニ關スル保護施設

ノ擴充整備  
特ニ事變下ニ於テ標記該當兒ノ監護ヲ等閑ニ付サ  
レタルモノアルヲ以テ、之ガ收容施設ノ擴充整備

ノ要アリト認ム  
ニ、學童專任警察官ノ設置

兒童ノ保護取扱ニ關シテハ、ソノ性情ニ深キ理解  
ヲ必要トスルヲ以テ、警察關係ニ於ケル兒童ノ取  
扱ニ當リテハ學童專任警察官ヲシテ之ヲ管掌セシ

ムルヲ適當ト認ム  
尙之方爲婦人警察官ヲ設クル途ヲ講ゼラレムコト

ヲ望ム  
三、少年救護並少年保護ニ關スル件

(一) 少年法ニ關スル事項

少年救護法並少年法ノ保護處分ガ實施セラル、地  
域ニ在リテハ兩法ノ取扱關係者ハ一層連絡提携ヲ  
圖リ、要救護及要保護少年ノ處遇上完璧ヲ期シ、

少年法保護處分ノ未施行區域ニ在リテハ、兩法取

扱關係者相協力スル爲速ニ少年法ノ保護處分ノ實

施ヲ必要ト認ム

(二) 少年救護法ニ關スル事項

要救護少年ノ發生防止及適當ナル保護ハ時局下ニ  
於テ特ニ必要ナルモノト認ム仍テ、其ノ事業ノ普  
及發達ヲ促進スル爲別記案ニヨル建議ヲ爲スコト

一、疾病、虛弱兒童保護ノ徹底強化ニ關スル件

(一) 一般的施設

(1) 都市ニ於ケル施設

環境衛生ノ改善ニ關スル諸施設ノ強化徹底

ヲ圖ル爲左ノ如キ事業ヲ行フ  
イ、不良住宅地域ノ改善  
ロ、小兒傳染病豫防施設ノ整備

ハ、模範保健地區ノ設置  
ニ、巡回訪問事業ノ徹底強化

(2) 健康相談所(妊産婦相談、兒童相談訪問事業  
等總合的ノモノ)ノ擴充強化ヲ期スルコト

(3) 虛弱兒ニ對スル無料又ハ輕費診療並ニ其收  
容施設ノ擴充強化ヲ圖ルコト

(4) 結核相談所並保養所、療養所ノ増設強化ヲ  
圖ルト共ニ結核家庭ニ於ケル未感染兒童ノ隔

離保養等ノ施設ノ擴充強化ヲ圖ルコト

(5) 性病相談所並治療所ノ擴充強化ヲ圖ルコト

(6) 栄養知識普及機關ノ強化徹底ヲ圖ルト共ニ  
栄養食供給所(特ニ保育所、幼稚園、小學校

等ニ於ケル給食事業)ノ獎勵普及ニ努ムルコ  
ト



(7) 幼稚園、保育所ニ於ケル保健施設殊ニ保健婦設置ノ擴充強化ヲ圖ルコト

(8) 兒童遊園ニ於ケル健康教育ノ普及徹底ニ努ムルコト

(9) 夏期轉住保育施設ノ増設強化ヲ圖ルコト

(10) 常設轉住保育施設ノ増設ヲ圖ルコト

(11) 學校衛生婦ノ整備及養護學級、臨海林間學校等ノ學校養護施設ノ擴充強化ニ努ムルコト

(12) 農山漁村ニ於ケル施設  
母性並兒童保護ヲ中心トセル隣保組織ノ擴充強化ヲ圖リ左ノ如キ施設ニヨリ其徹底ヲ期スルコト

(1) 保健婦ノ設置  
季節又ハ常設保育所ノ設置

(2) 季節共同給食事業

(3) 乳幼児健康相談並ニ特ニ虛弱兒無料又ハ輕費治療施設

(4) 助産組合—健康保險組合ノ如キ組織ノ設置

(5) 乳幼児ノ營養品又ハ分娩用品、家庭看護用具等ノ無料又ハ輕費配給

(6) 虛弱兒保護事業ノ振興充實ニ關スル施設

(7) 保育事業従事者ノ再教育機關ヲ増設強化スルコト

(8) 保健婦並兒童遊園指導員ノ養成機關ノ急設及徹底ヲ圖ルコト

(9) 厚生省施行ノ全國的乳幼児健康指導組織並小兒保健所等ヲ利用シ虛弱兒ノ發見ニ努メ保護ノ萬全ヲ期スルコト

(10) 虛弱兒ニ對スル兒童保護委員ヲ設置スルコト

(11) 緊急ヲ要スル虛弱兒保護事業

(12) 兒童必要營養品配給ノ圓滑ヲ圖リ且ツ其ノ無料又ハ輕費配給ヲ期スルコト

(13) 先天性微毒ノ豫防及治療ニ關スル無料又ハ輕費施設ヲ擴充強化スルコト

(14) 結核兒童ノ早期發見及其早期療養施設等ノ擴充強化ニ努ムルト共ニ結核家庭ニ於ケル未感染兒童ノ保護ニ必要ナル方途ヲ講スルコト

(15) 都市ニ於テハ小工場就勞少年ノ結核豫防施設ヲ徹底強化スルコト

(16) 農山漁村ニ於テハ歸村患者ヨリノ結核豫防施設ヲ講スルコト

(17) 精神薄弱兒童保護ニ關スル件

(18) 精神薄弱兒特別教育ヲ制定シ、其ノ制定ニ當リテハ左記事項ニ留意スルコト

(19) 智能ノ缺陷ニ因リ小學校ニ於テ特殊ナル教育ニ依ルニ非レバ教育ノ效果ヲ擧グルコト困難ナル兒童ハ之ヲ補助學校若ハ補助學級ニ編入スルコト、補助學校若ハ補助學級ニ編入スルニ適セザルモノハ之ヲ精神薄弱兒治療教育院又ハ療養院又ハ精神病院ニ入院セシムルコト

(20) 補助學校若ハ補助學級ニ編入スベキ兒童ノ鑑別ハ精神薄弱兒鑑別所ニ於テ之ヲ行フコト

(21) 市町村ニ補助學校ヲ設置スルコト

(22) 但シ地方ノ事情ニ依リ小學校ニ一定數ノ補助學級ヲ設置シ補助學校ニ代フルコトヲ得ルコト

(23) 補助學校又ハ補助學級ノ教員ハ小學校本科正教員タルノ資格アルモノニシテ國立職員養成所ニ於テ所定ノ課程ヲ修了シタルモノナルコト

(24) 就學前一年ノ四月ニ於ケル鑑別ニ依ツテ精神薄弱兒ト鑑別セラレ又ハソレ以前ニ於テ精神薄弱兒ト認メラレタルモノハ幼稚園ノ特別組ニ入園セシムル様獎勵スルコト

(25) 精神薄弱兒童保護法ヲ制定シ、其ノ制定ニ當リテハ左記事項ニ留意スルコト

(26) 精神薄弱兒ノ早期發見及ビ一般的保護並ニ職業輔導ノ爲保護委員ヲ置クコト

(27) 學校長、市町村長、警察署長、醫師、保護委員、方面委員、少年教護委員、精神薄弱ノ疑アリト認メタル兒童ヲ發見シ親権者ノ同意アルトキハ其ノ鑑別ヲ精神薄弱兒鑑別所ニ依頼スルコト

(28) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院ノ可否入院スベキ施設ノ種類等ヲ鑑別シ之ヲ地方長官ニ具申スルコト

(29) 地方長官ハ鑑別所ノ具申ニ基キ左記ニ該當スル精神薄弱兒ニシテ必要アリト認ムルトキハ之ヲ施設ニ入院セシメ又ハ保護委員ニ其ノ保護ヲ委託スルコト

(30) 親権者又ハ後見人ヨリ入院又ハ保護ノ申請アリタル者但シ地方長官必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依リ申請ナキ場合ト雖モ施設ニ入院セシメ又ハ保護委員ニ其ノ保護ヲ委託スルコトヲ得ルコト

(31) 精神薄弱兒ヲ入院セシムル施設ハ左ノ各號ト

(32) 精神薄弱兒ヲ入院セシムル施設ハ左ノ各號ト

(33) 精神薄弱兒ヲ入院セシムル施設ハ左ノ各號ト

(34) 精神薄弱兒ヲ入院セシムル施設ハ左ノ各號ト

(35) 精神薄弱兒ヲ入院セシムル施設ハ左ノ各號ト

(36) 精神薄弱兒ヲ入院セシムル施設ハ左ノ各號ト

(37) 精神薄弱兒ヲ入院セシムル施設ハ左ノ各號ト

(38) 精神薄弱兒ヲ入院セシムル施設ハ左ノ各號ト

(39) 精神薄弱兒ヲ入院セシムル施設ハ左ノ各號ト

(40) 精神薄弱兒ヲ入院セシムル施設ハ左ノ各號ト

(41) 精神薄弱兒ヲ入院セシムル施設ハ左ノ各號ト

(42) 精神薄弱兒ヲ入院セシムル施設ハ左ノ各號ト

スルコト

一、治療教育院（輕症ナル精神薄弱兒ヲ入院セシム）

二、療護院（重症ナル精神薄弱兒ヲ入院セシム）

(6) 治療教育院ニ於テハ兒童ノ可及的職業能力ノ涵養ニ努メ其ノ職業能力ガ社會ニ於テ職業ヲ營ミ得ルト認メラレタル者ニ就テハ其ノ就職ヲ指導シ就職後ハ保護委員之ガ輔導ヲナスコト

但シ兒童ノ能力及性格ガ社會ニ於テ職業ヲ營ムニ適セヌト認メラレタルトキハ之ヲ聚落ニ收容シテ作業ヲ爲サシムルコト療護院ニ於テハ兒童ノ能力ニ應ジ簡易ナル作業ノ訓練ヲナシ一定ノ訓練ヲ經タルモノハ聚落ニ收容シテ可及的自足ノ生活ヲナサシムルコト

(7) 道府縣ニ精神薄弱兒治療教育院ヲ設置スルコト

(8) 道府縣ニ精神薄弱兒鑑別所ヲ設置スルコト

(9) 國立療護院ヲ設置スルコト

(10) 補助學校、補助學級、療護院、治療教育院及鑑別所ニ於テ治療教育鑑別ノ業務ニ従事スル職員ヲ養成スル爲メ國立職員養成所ヲ設置スルコト

三、身體障礙兒童保護ニ關スル件

(一) 肢體不自由兒童特別教育令ヲ制定シ、其ノ制定ニ當リテハ左ノ事項ニ留意スルコト

(1) 輕度ノ肢體不自由兒ノ就學ハ之ヲ義務制トスルコト

(2) 肢體不自由兒ノ特別教育ニ關スル法規ハ現在ノ盲學校及聾啞學校令ニ準ズルコトトシ道府縣ニ肢體不自由兒童學校ヲ設置スルコト

(3) 肢體不自由兒ノ就學獎勵ニ要スル費用ハ國庫ノ負擔トスルコト

(二) 肢體不自由兒保護法ヲ制定シ、其ノ制定ニ當リテハ左記事項ニ留意スルコト

(1) 肢體不自由兒ノ早期發見及ビ一般の保護並ニ職業輔導ノ爲メ保護委員ヲ置クコト

(2) 學校長、市町村長、醫師、產婆、保護委員、方面委員、肢體不自由兒又ハ肢體不自由ニ陥ル虞レアリト認メタル兒童ヲ發見シ親權者ノ同意アルトキハ、其ノ診斷ヲ肢體不自由相談所へ依頼スルコト

(3) 肢體不自由兒相談所ハ肢體不自由ノ程度施設ニ入院ノ可否入院スベキ施設ノ種類等ヲ鑑別シ之ヲ地方長官ニ具申スルコト

(4) 地方長官ハ相談所ノ具申ニ基キ左ニ該當スル肢體不自由兒ニシテ必要アリト認ムルトキハ之ヲ施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコト

親權者又ハ後見人ヨリ入院又ハ通院ノ申請アリタル者、但シ地方長官必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依ル申請ナキ場合ト雖モ施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコトヲ得ルコト

(5) 肢體不自由兒ヲ入院セシメ又ハ通院治療セシムル施設ハ左ノ各號トスルコト

一、肢體不自由兒相談所（輕症者ヲ通院治療セシム）

二、肢體不自由兒療護院（重症者ヲ療護ス）

(6) 道府縣ニ肢體不自由兒相談所ヲ設置スルコト

(7) 國立肢體不自由兒療護院ヲ設置スルコト

(8) 療護院、肢體不自由兒學校及相談所ニ於テ治療、教育、相談ノ業務ニ従事スル職員ヲ養成スル爲メ國立職員養成所ヲ設置スルコト

(三) 盲及ビ聾兒言語障礙兒ノ教育並ニ保護

(1) 盲及ビ聾兒就學義務制度ヲ速ニ實現スルコト

(2) 國庫及道府縣ハ盲及ビ聾兒就學獎勵費ヲ支出スルコト

(3) 現行法ニ在リテハ聾啞者ヲ無能力者トシテ取扱ヘル如クナレ共、之ニ徳性ノ涵養ト智能ノ啓發ヲナサバ現今ハ相當高度ノ教育ヲ與ヘ得ルヲ以テ原則トシテハ聾啞者ヲ能力者ト見做ス様法規ヲ改正スル要アルコト

(4) 盲及ビ聾學校ニテハ社會狀勢ニ適應シテ職業教育ノ充實ヲ圖ルコト

(5) 盲及ビ聾兒ノ學校卒業者ヲ陸海軍病院、工廠糧秣廠其他ノ工場、鐵道省、專賣局等ノ官設工場ニ採用ノ途ヲ開クコト

(6) 盲及ビ聾兒ノ早期發見及ビ職業輔導並保護ノ爲メ保護委員ヲ設クルコト

(7) 全國小學校ニ於テ言語障礙特ニ吃語兒ノ數ヲ調査スルコト

(8) 言語障礙兒ノ言語矯正ヲ行フ爲メ小學校内ニ特別學級設置其他適當ナル施設ヲ講ズルコト

(9) 言語矯正ニ關スル智識ト技能トヲ小學校教員ニ授クル爲メニ適當ナル施設ヲ以テ講習セシム、又ハ師範學校ニ於テ其ノ基礎教育ヲ與フルコト

(四) 視力保存ノ普及並ニ徹底

(1) 眼疾及視力障礙ノ早期發見並ニ治療等ノ施設

ヲ普及スルコト

- (2) 近視豫防ノ爲ニ有效適切ナル指導ヲ行ヒ施設ヲ講ズルコト
- (3) 弱視學級又ハ學校ヲ設置スルコト
- (4) トラホーム豫防法ヲ勵行スルタメ必要ナル措置又ハ施設ヲ講ズルコト
- (5) 弱視學級又ハ學校卒業者ヲ官設工場等ニ雇傭スル途ヲ開クコト

(五) 聴力保存ノ普及並ニ徹底

- (1) 耳疾及ビ聴力障礙ノ早期發見並ニ治療施設ヲ普及スルコト
- (2) 難聴學級又ハ學校ヲ設置スルコト
- (3) 聴力保存ノ爲ニ有效適切ナル指導ヲ行ヒ施設ヲ講ズルコト
- (4) 難聴學級又ハ學校卒業者ヲ官設工場等ニ雇傭スル途ヲ開クコト

第四部 軍事援護ノ徹底並ニ兒童保護體制ノ整備

一、軍事援護ノ徹底ニ關スル件

一、家族、遺族、傷痍軍人子弟ノ援護ノ徹底強化

- (イ) 常設保育所、季節保育所ノ増設ヲ圖ルコト
- (ロ) 家族、遺族子弟ノ素行不良化ヲ防止スル爲左ノ如ク措置スルコト
- (1) 物心兩面ニ涉リ家庭ノ強化ニ努メシメ母親等ヲシテ子弟ノ養護ニ可及的專念セシムルコト
- (2) 小學校、中等學校等ニ於テハ特ニ家族、遺族、傷痍軍人子弟ノ黨育教化ニ留意セシムルコト

- (3) 方面委員、社會教育委員、少年救護委員等ノ活動ヲ促進シ校外指導ニモ遺憾ナキヲ期スルコト
- (ハ) 就職斡旋、授職輔導ニ遺憾ナキヲ期スルコト
- (ニ) 家族、遺族、傷痍軍人子弟ノ保健ニ遺憾ナキヲ期スル爲概ネ左ノ如キ措置ヲ講ズルコト

(1) 無料健康診断及育兒指導ノ徹底ヲ計ル爲公

共團體又ハ恩賜財團軍人援護會支部等ニ於テ囑託醫及保健婦ヲ設置スルカ醫師會等ニ助成金ヲ交付シテ公私病院開業醫等ヲシテ之ニ當ラシムルノ途ヲ講ズルコト

(2) 虛弱兒ニ對シテハ、肝油、ミルク等ノ榮養

品ヲ補給スルノ途ヲ拓クト共ニ夏期等ノ轉地保養施設等健康増進施設ヲ設置スルコト

(3) 遺族子弟ノ醫療援護ニ付テハ扶助階級(生活困難者)又ハ援護階級(生活困難者)以上

ノ者ニ對シテモ之ヲ爲シ得ルヤウ考慮スルコト

二、戰歿軍人遺族子弟ノ育成、援護ノ強化

(イ) 學資ノ助成補給

恩賜財團軍人援護會ニ於テ實施サレツツアル專門學校、大學等ノ育英助成ハ女子ニ付テモ之ヲ認ムル樣措置セラレタキコト

(ロ) 孤獨遺兒ノ收容施設ヲ増設スルコト

(ハ) 母子保護施設ヲ増設スルコト

右各項ニ關シテハ政府並關係機關ニ於テ之ガ實現ニ銳意努力シ以テ軍事援護ノ徹底ヲ期セラレ度キコト

二、兒童保護法規整備ニ關スル件

政府ハ我國兒童保護全體ニ關スル福祉増進ノ見地ヨリ從來ノ法規ヲ再檢討シ尠クトモ左記事項ニ關スル規定ヲ併セ含ム綜合的兒童保護法ヲ制定セラレシコトヲ要望ス。猶右法案ノ審議ニ關シテハ社會事業中央委員、體力審議會委員、教育審議會委員等ヨリ成ル内閣直屬ノ一大審議會ヲ設置セラレ兒童ニ對スル社會的保健的並教育的取扱ニ矛盾ナキヤウ考慮ヲ拂ハレシコトヲ併セ要望スル次第ナリ

記

- 一、妊娠婦及母性保護ニ關スル事項
- 一、乳兒ノ保護ニ關スル事項(死亡防止正常發育等)
- 一、幼兒ノ保護ニ關スル事項
- 一、校外兒童ノ保護ニ關スル事項
- 一、勞働兒童ノ救養、保護ニ關スル事項
- 一、兒童ノ訓育ニ關スル事項
- 一、身體虛弱兒童保護ニ關スル事項
- 一、精神薄弱兒童保護ニ關スル事項
- 一、性格異常其ノ他精神的變質兒童保護ニ關スル事項

項

- 一、身體缺陷兒童保護ニ關スル事項
- 一、不遇兒童保護ニ關スル事項
- 一、少年救護ニ關スル事項
- 一、多子家庭ノ保護ニ關スル事項
- 一、其他母性及兒童ノ福祉増進ニ關スル事項
- 三、兒童保護行政ノ擴充強化ニ關スル件
- (一) 兒童局設置ニ關スル件

時局下人の資源擴充ノ見地ヨリ母性並ニ兒童保護ノ強化ヲ期スルハ極メテ喫緊ノ事項ニシテ之ニ關スル國家ノ對策ハ須ラク統一の計畫的ニ樹立遂行

セザル可カラズ。因テ速カニ兒童保護行政ヲ一元  
的ニ統合シ強力ナル政策ヲ實施スベキ別紙兒童局  
ヲ厚生省ニ設置シ地方廳ニ右機構ニ基ク兒童課ヲ  
設置セラレムコトヲ望ム

尙兒童保護事業ノ統制アル振興發達ヲ圖ランガ爲  
科學的調査機關ヲ國家ニ於テ整備セラレムコトヲ  
望ム

### 兒童局案

兒童局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ルコト

第一、妊娠婦並母性及兒童福祉制度ノ企畫調査ニ

### 關スル事項

第二、妊娠婦並母性及兒童ノ保健ニ關スル事項

第三、兒童保護委員ニ關スル事項

第四、乳幼兒ノ保育ニ關スル事項

第五、虛弱兒童異常兒童不遇兒童ノ保護ニ關スル

### 事項

第六、隣保事業ニ關スル事項

第七、小兒結核及先天性梅毒ニ關スル事項

第八、母子保護ニ關スル事項

第九、少年教護ニ關スル事項

第十、兒童虐待防止ニ關スル事項

第十一、多子家庭ノ保護ニ關スル事項

第十二、勞働少年ノ保護ニ關スル事項

第十三、兒童ノ校外生活餘暇善導ニ關スル事項

第十四、其他妊娠婦並母性及兒童ノ福祉増進ニ

### 關シ必要ナル事項

(一) 兒童保護委員制度ノ制定

兒童保護ノ第一線ニタチ要保護母性並ニ兒童ト各  
種保護施設トノ仲介トナリ保護ノ適正ト其ノ徹底

ヲ期スルガタメ新ニ兒童保護委員制ヲ設置スルノ  
要極メテ緊急ナリト認ム

四、兒童保護中央連絡機關ニ關スル件

厚生大臣諮問

全國兒童保護大會

現下ノ時局ニ鑑ミ兒童保護ノ萬全ヲ期シ人的資源ノ  
擴充強化ヲ圖ルノ要緊切ナルモノアリト認ム之ガ方  
策ニ關シ其ノ會ノ意見ヲ諮フ

昭和十四年十月十二日

厚生大臣 小原直

厚生大臣諮問ニ對スル全國兒童

保護大會答申(拔萃)

一、兒童保護ニ關スル統一の行政機關ノ設置

(イ) 兒童保護中央行政機關「兒童局」ノ設置

現今兒童保護行政ニ關シテハ、中央並地方ニ於テ  
共ニ保健、保護、教化等ノ各關係機關分立シ、其  
ノ聯絡統一ヲ缺キ斯業ノ遂行ニ支障ヲ來タス點數

カラズ。依テ之ヲ統一の計畫的ニ施行スル強力ナ  
ル綜合機關トシテ、中央ニ於テ兒童局ヲ厚生省ニ

設置スル要アリ。本局ニ於テ取扱フベキ主要事項  
左ノ如シ、尙、兒童保護ニ關スル科學的調査機關

ヲ政府ニ於テ整備スルヲ要ス

一、母性及兒童福祉制度ノ企畫調査ニ關スル事項

二、母性及兒童ノ保健衛生ニ關スル事項

三、兒童保護委員ニ關スル事項

四、乳幼兒保育、母子保護、少年教護等ニ關スル

### 事項

五、其ノ他母性及兒童ノ福祉増進ニ關シ必要ナル

### 事項

(ロ) 兒童保護委員制度ノ制定

兒童保護ノ第一線ニ立チ、要保護母性並兒童ト各  
種保護施設トノ仲介トナリ保護ノ適正ヲ期スルガ  
タメ左記事項ヲ任務トスル兒童保護委員制ヲ設置

スルコト極メテ緊要ナリト認ム

一、本制度ハ母性及兒童ノ保護並福祉増進ヲ圖リ  
其ノ心身ノ健全ナル發達ヲ期スルヲ目的トスル

### コト

二、本委員ハ市町村毎ニ道府縣之ヲ設置スルコト

三、本委員ハ名譽職又ハ有給職トスルコト

二、兒童保護中央連絡機關ノ擴充

兒童保護分野ノ著シク擴大セル今日、既存ノ斯業關  
係中央團體ノ現狀ヲ以テハ全般の聯絡統一ノ機能ニ

於テ缺クルトコロナシトセズ。依テ概ネ左記事項ヲ  
取扱フニ遺憾ナキヤウ中央連絡機關ノ擴充ヲ圖ルヲ

### 要ス

一、聯絡協調ニ關スル事項

二、啓發宣傳ニ關スル事項

三、企畫並調査研究ニ關スル事項

四、關係從事者ノ養成及再教育ニ關スル事項

五、其ノ他必要ナル事項

三、特ニ人的資源擴充ニ直接關係アル各種施設、制度  
ノ創設強化

(イ) 母性並乳幼兒保護施設ノ徹底強化

母性並乳幼兒保護ノ徹底ヲ期スルハ、死亡率ヲ低  
下シ國民體位ノ向上ヲ圖ル上ニ最モ根本的ノ對策

ニシテ各種ノ方法必要ナルモ、特ニ母子保護施設  
設ノ強化ト保育施設ノ普及ヲ緊要トス。ソノ主要

事項左ノ如シ

一、母子保健施設ノ強化

1 妊産婦健康相談所、小兒保健所ノ如キ相談指導機關ヲ整備増設スルコト

2 保健婦ニ依ル巡回訪問制度ヲ全國各市町村ニ設置スルコト

3 出産告知ニ關スル法規ヲ制定スルコト

4 牛乳其ノ他栄養品ノ配給施設ヲ普及スルコト

5 就勞婦人ニ對シテハ榮養食供給施設並各種保護施設ヲ整備シ充分ノ休養慰安ヲ與フルコト

二、乳幼兒童保育施設ノ普及

1 工場鑛山關係法規中ニ各工場鑛山ニ於ケル保育施設ヲ完備セシムベキ條項ヲ加フルコト

2 市町村毎ニ保育所ノ設備ヲ完備セシムルコト

3 一般保育所特ニ二三歳以下ノ乳幼兒保育機關ノ普及ヲ計ルコト

右諸施設ノ實施ニ際シテハ次ノ各點ニ留意スルヲ要ス

1 都會ニ於テハ妊産婦並兒童ノ保健施設ヲ各種兒童保護機關ノ中心タラシムルコト

2 農山漁村ニ於テハ町村ヲ單位トシ妊産婦及兒童ノ保健施設ヲ中心トスル綜合的隣保組織ヲ設クルコト

(ロ) 虛弱兒童養護ノ強化

虛弱兒童ノ數ハ極メテ多ク然モ其ノ施設ニ至リテハ殆ソド見ルベキモノナシ。依ツテ之ガ豫防並養護施設ノ擴充ヲ圖リ以テ人的資源ノ確保ヲ期スルノ要アリ。其ノ主要ナル事業項目左ノ如シ

一 結核兒童並未感染兒童ノ相談所、保養所、療養所等ヲ擴充シ之ガ早期發見並療養ニ努ムルコト

二 兒童ニ對スル先天性微毒ノ検査及其ノ無料又ハ輕費ノ治療施設ヲ普及スルコト

三 兒童ニ必要ナル榮養品ハ之ヲ物資統制ノ外トシ、之ガ無料又ハ廉價配給ノ施設ヲ擴充スルコト

四、兒童ニ對スル轉住保育、養護學級、林間、臨海學校等ノ増設普及ヲ圖ルコト

(ハ) 心身缺陷兒童保護ノ徹底強化

從來斯種兒童ニ對スル保護ハソノ施設並保護方法ニ於テ世人ヨリ顧ミラレザルノ實情ニアリ。從ツテ之ガ整備ヲ圖ルハ一般の保護ノ見地ヨリ肝要ナルノミナラス斯種兒童ノ資質能力ノ向上ニ資スルコトヲ得ベシ

一 精神薄弱兒童保護施設ノ普及

1 精神薄弱兒童ニ對シ適當ナル保護教育ヲ授クベキ法令ヲ制定スルコト

2 精神障碍兒鑑別機關並精神障碍ノ程度別ニ依ル治療及保護施設ヲ整備スルコト

二 肢體不自由兒童並之ニ準ズル兒童ノ保護施設ノ普及徹底

1 肢體不自由兒ノ爲ノ相談、教育、保護ノ諸施設ヲ設立スルコト

2 盲聾啞兒童ノ就學義務ヲ確立シ職業教育ヲ與ヘ進ソデ就職履傭ノ方途ヲ講ズルコト

3 弱視兒童ノ早期發見並之ガ治療ノ施設ヲ講ズルコト

(ニ) 就勞少年保護ノ強化

時局下生産力擴充ニ伴ヒ少年ニシテ工場鑛山ヲ初メ、中小商工業及ビ農村ニ於テ就勞スルモノ頓ニ激增ノ傾向ニ在ルモ、之ガ保健教育等ニ關シ遺憾ノ點多シ。依テ左ノ諸方策ヲ講ジ勞働力ノ涵養並人的資源ノ培養ニ資セムトス

一 就勞少年ハ保護教養ノ對象タルニ鑑ミ左記項目ヲ含ム就勞少年保護法ヲ制定スルコト

1 少年履傭手續ニ關スル規程

2 就職契約ニ關スル規程

3 就勞年齡、賃銀給與、勞働時間、勞働日數、休養並慰安施設ニ關スル規程

4 危害ヲ及ボス虞アル作業ニ對スル就業制限ノ規程

二 定期的健康診斷ヲ實施スルコト

三 就勞少年ノ生活指導及訓練ノ施設ヲ整備擴充スルコト

四、軍人家族、遺族子弟ノ援護徹底

出征軍人家族、遺族並傷痍軍人子弟ノ援護ニ關シテハ從來共各方面ヨリ之ガ萬全ヲ期シツツアルモ、益益其ノ徹底強化ニ努メザルベカラズ

(イ) 子弟ノ保護ニ遺憾ナカラシムルヤウ健康相談、育兒指導、虛弱兒ノ養護及醫療援護ノ萬全ヲ期スルコト

(ロ) 子弟ノ育成援護ニ關シテハ學資ノ助成補給、授職斡旋、孤獨遺兒ノ收容施設、母子保護施設等ノ増設ヲ圖ルコト

(ハ) 子弟ノ精神の指導ノ徹底ヲ期スベク家庭、學校並各種社會機關ノ活動ヲ促進シ苟クモ素行不良化等ノ不詳事ヲ來タサザルヤウ注意スルコト

人口問題研究所官制

(昭和十四年八月二十五日) 勅令第六百三十三號

第一條 人口問題研究所ハ厚生大臣ノ管理ニ屬シ人口問題ノ調査研究ヲ掌ル

第二條 人口問題研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

研究官 專任十一人 奏任

研究官補 專任十六人 判任

書記 專任三人 判任

所長ハ厚生次官ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 人口問題研究所ニ參與ヲ置キ所務ニ參與セシム

參與ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル參與ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第四條 人口問題研究所ニ専門委員ヲ置キ専門ノ事項ヲ調査セシム

専門委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

専門委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合

ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ  
第五條 所長ハ厚生大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

第六條 研究官及研究官補ハ上官ノ命ヲ承ケ調査研究ヲ掌ル

第七條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

人口問題研究所事務分掌規程

人口問題研究所事務分掌規程左ノ通定メ昭和十四年八月二十五日ヨリ施行セリ

第一條 人口問題研究所ニ企畫部及調査部ヲ置ク

第二條 企畫部ニ於テハ企畫、連絡、庶務及他部ニ屬セザル事項ヲ掌ル

第三條 調査部ニ於テハ人口及民族ニ關スル調査研究ヲ掌ル

人口問題研究所事務分掌規定細則

(昭和十四年十月十八日)

企畫部

(1) 庶務班

- 一、機密ニ關スル事項
- 一、人事ニ關スル事項
- 一、官印ノ管守ニ關スル事項
- 一、文書ノ授發送達並ニ編纂保存ニ關スル事項
- 一、會計ニ關スル事項

- 一、所内取締ニ關スル事項
- 一、他ノ主管ニ屬セザル事項

(2) 企畫班

- 一、調査研究ノ統轄ニ關スル事項
- 一、調査研究ノ企畫ニ關スル事項
- 一、調査研究資料ノ蒐集整理及編成ニ關スル事項
- 一、調査研究ノ連絡ニ關スル事項

調査部

第一班

- 一、人口理論ニ關スル調査研究事項
- 一、人口史ニ關スル調査研究事項
- 一、人口政策ニ關スル調査研究事項
- 一、人口ニ關スル統計學的調査研究事項
- 一、外國ノ人口事情及政策ニ關スル調査研究事項
- 一、其ノ他他ノ主管ニ屬セザル人口問題ニ關スル一般的調査研究事項

第二班

- 一、民族及人種理論ニ關スル調査研究事項
- 一、民族及人種ニ關スル歴史の調査研究事項
- 一、民族政策ニ關スル調査研究事項
- 一、民族、人種ノ特質ニ關スル社會科學的調査研究事項

第三班

- 一、人口問題ニ關スル社會學的調査研究事項
- 一、人口問題ニ關スル經濟學的調査研究事項
- 一、人口問題ニ關スル社會政策學的調査研究事項
- 一、人口問題ニ關スル地理學的調査研究事項

第四班

- 一、人口問題ニ關スル社會生物學的調査研究事項
- 二、人口問題ニ關スル社會基礎醫學的調査研究事項

- 一、人口問題ニ關スル社會臨床醫學的調査研究事項

人口問題研究所に於て直ちに調査研究に着手すべき主要調査研究事項

(昭和十四年十一月十五日決定)

人口問題の調査研究は頗る廣範に互るを以て、昭和十四年十一月十五日、本研究所に於て直ちに着手すべき主要調査研究事項を決定し、各班に於て分擔之が調査研究に着手した。其の概要は以下の如くである。

第一 事變の人口現象に及ぼしたる影響に關する研究

一、量的影響に關する事項

- (一) 人口動態に關する研究

- (1) 自然的動態

- (2) 社會的動態

- (二) 人口靜態に關する研究

- (1) 人口分布及其の變化(都市集中)

- (2) 體性別、年齢別人口構成及其の變化(勞働人口に重點を置く)

- (3) 配偶關係別構成及其の變化(出生に對する影響を中心とす)

- (4) 職業別、産業別人口構成及其の變化(工業化及農業人口に關する事項に重點を置く)

二、質的影響に關する研究(社會衛生學的研究)

- (一) 體力(精神能力、身體能力)
- (二) 疾病(結核、花柳病、精神病等に重點を置く)
- (三) 優生學的影響
- (四) 其他

三、社會的經濟的變化の人口現象に及ぼすべき影響に關する研究

- (一) 勞働狀況の變化
- (二) 國民生活の變化

第二 出生増加方策に關する研究

- (一) 出生率低下現象の多面的觀察

- (1) 一般出生率の觀察
- (2) 差別出生率の觀察

イ 出生速度

ロ 年齢別出生率

ハ 職業別出生率

ニ 所得階級別出生率

ホ 教育程度別出生率

ヘ 地域別出生率

ト 質の差異による出生率

チ 其他

(二) 出生率低下原因の究明

- (1) 婚姻及配偶關係に關する研究

イ 婚姻數並婚姻率

ロ 婚姻年齡

ハ 有配偶者數並有配偶率

ニ 配偶關係繼續期間

ホ 離婚數並離婚率

ヘ 配偶關係繼續期間別離婚

ト 死別

- (2) 産兒制限の傳播及墮胎に關する研究

イ 思想、知識の傳播狀況

ロ 實行狀況

ハ 動機

ニ 手段及效果

- (3) 不妊の原因に關する社會衛生學的研究

イ 疾病

ロ 民族毒(酒精、梅毒、麻藥)

ハ 民族の妊孕能力

ニ 其他社會婦人科學的原因

- (4) 母性死亡に關する研究
- (5) 胎兒死亡に關する研究
- (6) 出生率低下現象の社會的經濟的背景に關する研究

イ 思想

ロ 社會關係

ハ 經濟關係

ニ 法制

ホ 宗教

ヘ 其他

二、政策に關する研究

- (一) 婚姻獎勵政策
- (二) 出生獎勵政策
- (三) 母性保護政策
- (四) 早死流産防止政策

第三 死亡減少方策に關する研究

一、基本的研究

- (一) 死亡率の多面的觀察
- (1) 一般死亡率の觀察

(2) 差別死亡率の觀察

イ 體性別、年齢別死亡率

ロ 職業別死亡率

ハ 所得階級別死亡率

ニ 教育程度別死亡率

ホ 地域別死亡率

ヘ 其他

(二) 死亡の原因及疾病に關する研究

(1) 死因及疾病に關する一般的研究

(2) 乳幼児の死因に關する研究

イ 先天性弱質

ロ 消化器疾患

ハ 呼吸器疾患

ニ 其他

(3) 乳幼児の健康に關する研究

(4) 結核

(5) 其他

一 政策に關する研究

(一) 乳幼児死亡率の低下政策

(二) 結核死亡率の低下政策

(三) 國民の榮養増進政策

(四) 體力向上政策

第四 社會的環境と人口の質に關する研究

一、兩親の質と兒童の質

二、兩親の所得別、職業別、教育程度別兒童の質

三、家族數(同胞數)別兒童の質

四、地域別人口の質

五、私生兒の質

第五 人口收容力に關する研究

(産業構造の變化と人口増加との關係に關する研究)

一、内地

農業、工業、商業等

二、朝鮮、臺灣及南洋

三、大陸及其他

第六 近住民族及在外邦人の人口現象に關する研究

第七 外國人口現象及人口政策の調査

一、人口現象の調査

二、人口問題の研究及學說紹介

三、人口政策の調査研究及紹介

以上の諸研究を達成する爲既存の關係諸機關と緊密なる聯絡を圖ると共に諸種の實地調査をも行ふ。

近く標本的出産力調査を行ふ豫定。

近く標本的出産力調査を行ふ豫定。

出産力調査の施行 (昭和十五年一月二十日)

本研究所に於ては前項の調査研究に關する基本資料の一として、昭和十五年一月二十日午前零時現在に於て、官吏、銀行會社員等の俸給生活者、工場、鑛山、交通賃銀労働者、農村在住者、中小商工業主及カード階級等全國約十萬組の夫婦に調査票を配付し、出産力調査を行つた。其の要綱は以下の如くである。

出産力調査要綱

一、目的

本邦出生率低下現象に關する研究上所謂差別出生率に關する資料は必要不可欠なり。然るに既存の資料は極めて不十分なるを以て、新に本研究所に於ては内閣統計局との協力の下に出産力調査を實施し之が基本資料の一たらしめんとす。

二、方法

標本調査に依り、一定の職業及地域を選定し、其の有配偶者に付き「出産力調査票」の記入を依頼す。但し右調査票の配付及蒐集は關係官公署、團體、會社等に之を委嘱す。

三、期日

昭和十五年一月二十日午前零時現在

四、客體

左の種類に分ち合計約一〇〇、〇〇〇の單位を採る。

(一) 俸給生活者

イ 官吏

ロ 小學校教員

ハ 銀行會社員

(二) 賃銀労働者

イ 工場労働者

ロ 鑛山労働者

ハ 交通現業員

(三) 農村在住者

(四) 中小商工業主

(五) カード階級



五、調査項目

- (一) 夫妻の調査事項
- (イ) 住所
- (ロ) 夫の氏名
- (ハ) 妻の氏名
- (ニ) 夫の出生の年月日
- (ホ) 妻の出生の年月日
- (ヘ) 夫の初婚、再婚の別
- (ト) 妻の初婚、再婚の別
- (チ) 結婚年月
- (リ) 出産児の數
- (ヌ) 夫の職業

- (ル) 妻の職業
- (ヲ) 夫の教育程度
- (ワ) 妻の教育程度
- (カ) 係給生活者、及賃銀労働者の収入平均月額
- (ヨ) 農業者の地主、自作、自小作、及小作の別
- (タ) 耕作反別
- (レ) 中小商工業主の國稅營業收益稅納稅額
- 二、出産児の調査事項
- (イ) 出産の順位
- (ロ) 男女の別
- (ハ) 出産の年月日
- (ニ) 死亡又は死産の場合には其の年月

昭和十五年一月二十日現在

出生力調査票

調査の目的

注意

この調査は結婚年齢、職業、教育程度及収入等が出生力と如何なる關係を有つものであるかを明らかにし、現下國家の人口政策の基本資料を提供せんとするものであります。

- (1) この調査は一定の職業及地域につき根本的に行ふものである。
- (2) 記入事項は記載の順序をなして統計部以外の目的には絕對に利用しません。有りの儘と正確に記入して下さい。
- (3) 裏面の記入例を参照して記入して下さい。

(イ) 住所		府 縣		市 町 村	
(ロ) 夫の氏名	(ニ) 夫の出生の日	年 月 日	實際に生れた年月日と記入して下さい。もし生年月日不明の場合は満年齢と記入して下さい。		
(ハ) 妻の氏名	(ホ) 妻の出生の日	年 月 日			
(ヘ) 夫の初婚再婚の別	初婚 再婚	結婚年月	年 月	戸籍移轉の届出が實際の結婚と前後する場合は實際に結婚した年月と記入して下さい。	
(ト) 妻の初婚再婚の別	初婚 再婚	結婚年月	年 月		
(リ) 出産の回数	男 女	(ヌ) 夫の職業	(ル) 妻の職業	職業はなるべく詳細に記入して下さい。	
(ヲ) 夫の教育程度	小学校 中等学校 専門学校以上	自分の學歴に相當する所に○をつけて下さい。例へば高等及高等小学校卒業者と高等小学校中退學者は「小学校卒業」を、高等小学校中退學者は「小学校卒業」に○をつけて下さい。			
(ワ) 妻の教育程度	小学校 中等学校 専門学校以上				
(カ) 収入平均額	50圓未満 50圓以上100圓未満 100圓以上150圓未満 150圓以上200圓未満 200圓以上300圓未満 300圓以上	本欄には係給生活者及賃銀労働者の収入と記入して下さい。夫の収入ある場合は夫の収入と合計して下さい。夫の収入は昭和十四年度に於ける平均月額と算定して下さい。例へば係給生活者は月給に賃銀、副業収入及夫の補助金等を月給にしたものと加算して収入平均額の所に○をつけて下さい。			
(ヨ) 耕作反別	自作 自小作	(タ) 耕作反別	(レ) 國稅營業收益稅納稅額	本欄には商工業主のみ記入して下さい。國稅營業收益稅を納付する商工業主は、昭和十四年度の平均月額を記入して下さい。例へば「自作」は「自作」に○をつけて下さい。「自小作」は「自小作」に○をつけて下さい。	
(イ) 出生の順位	(ロ) 男女の別	(ハ) 出生の年月日	(ニ) 死亡又は死産の場合には其の年月	(イ) (ロ) (ハ) (ニ) の欄には實際に生れた年月日、實際に死んだ年月日と記入して下さい。死産の場合には(ニ)欄の年月日の前に「死産」と書き入れて下さい。出生児が十一歳以上の場合は性別をして記入して下さい。(ロ) 欄男女の別は出生児が男ならば「男」、女ならば「女」に○をつけて下さい。	
第一子	男 女	年 月 日	年 月 日		
第二子	男 女	年 月 日	年 月 日		
第三子	男 女	年 月 日	年 月 日		
第四子	男 女	年 月 日	年 月 日		
第五子	男 女	年 月 日	年 月 日		
第六子	男 女	年 月 日	年 月 日		
第七子	男 女	年 月 日	年 月 日		
第八子	男 女	年 月 日	年 月 日		
第九子	男 女	年 月 日	年 月 日		
第十子	男 女	年 月 日	年 月 日		

厚生省 人口問題研究所

人口問題研究所設置に關する若干の新聞論説抜萃

歓迎すべき報導、國立人口問題研究所生る

東京商科大学學長法學博士 上田貞次郎

國立人口問題研究所新設費十萬圓が來年度豫算に上つたことは歓迎すべきニュースであつて、吾々にとつては十年來の要望が實現したことになるのだが、さて感、出來ると聞けばまた心配のこともある。それは研究所へ種々雑多の問題が持込まれて、あふはちとらぬことになることだ。室と机だけ立派になつて實績が擧げないことだ。そこでこれだけは國策の基調を定めるために是非調べておかねばならぬといふ最重要の事項を取上げて、それに全力を集中しなければならぬ。

愚考では我國の人口問題として最重要の事項は出生率低下の傾向と死亡率の甚だ高いことである。歐米諸國では近年出生率が極端に低下してしまつて、現在の人口を維持する望みもなくなつて來たから、何れも出生率の問題に注意を向けてゐるのであつて、現に結婚及び出産の奨励政策を實行し始めたところの伊、獨は申すまでもなく、英國でも調査だけは根本的にやり出す模様である。だから日本でも同様に子を産むことが唯一の問題であるかのやうに早呑み込する人もあるやうに思ふ。けれども事實我國では西洋にないところの大問題があるので、それは死亡率であることを十分に認識してかかることが必要である。

出生率は低下の傾向ありと雖もまだまだ心配する程

のことはない。死亡率は低下しながらも尙ほ西洋に比すれば非常に高いのである。日本國民の子孫繁昌を望むならば、産むこと以上に死なさないことを考へよといはざるを得ない。

今から二十年前までは、日本全國の出生も死亡も相並んで増加したが出生は死亡以上に速く増加したから、年々の人口増加数が上昇したのである。然るにその後一方に出生の増加が鈍くなつたに拘らず他方に死亡数が絶對に減少したから、兩者の差たる自然増加はどんどん上つて毎年百萬に達する状態である。かくの如き死亡の減少は誠に喜ぶべきことだが、しかし現在の死亡率は尙千人に付三〇であつて英佛等の約一二に對し非常な遜色がある。

日本で毎年生れる子供の数は二百二十萬あるけれども小學卒業する者は百四十萬しかない。更に徴兵検査を受ける男子の数は六十萬しかない。乳幼児の死亡率、青年の死亡率が高くして、折角生れた子が満足に育たないのである。百人生れた子供があるとして、それが満一歳になる前に十三人は死んでしも、満六歳で學校へ行くやうになるものは八十人に足らず、丁年に達するもの七十三人しか残らない。

何うしてかやうに多くの子供が死ぬのであるか。死因は何病であるか、生活状態に何んな缺陷があつて發病するのが。肺病及花柳病は何程の害をなしてゐるか。都市と農村との間に如何なる差があるか。府縣別にしたら何れの地方が最も悪いのか。所得階級別にしたら何うか。外國の状態と比較したら何うか。西洋では如何にしてこの問題を解決したか。我國の經驗は如何。これが國民の大問題であることは何人も否定し得

ないだらう。國費多端の際に新設される國立研究所がこの問題さへも答へられないとしたら申譯はあるまい。

しかしこれだけが完全にわかれば十萬圓は安いものだといひ得る。

この他にも人口問題の重點は勿論あるので特に出生率低下の事實は明かにしなければならぬが、調査の範圍ばかり廣くなつて、中心を見失つてはならない。

(昭和十三年十二月十五日東京朝日新聞所載)

### 急を要する人口政策

厚生省は豫てから計畫中の人口問題研究所の官制起草に著手し、今月末迄にこれを開設すべく準備を急いでゐる由である。人口問題に就いての根本対策は苟も國家の興隆を圖らうとする以上、とくに樹立されるべくして、しかも今日まで閑却せられてゐたのであるからその調査研究に乗出すこととなつたのは、遅しと雖も喜ばしいのであるが、すでに事變後數年の今日、出生率の著減、死亡者の増加等を見て、これから調査にとりかからうといふやうな悠長なことで、よいのかどうかといふのが問題となるのである。

國際情勢を考へるものは、今日一般には軍用機數を比較して國力判定の基礎とするのであるが、更に嚴密に問題を考察するものは、本國人口(植民地の人口は必ずしも本國の助けとはならない)の多寡を較量するのである。その點から見れば、世界の強國中において、わが國は内地人口のみにて七千二百萬を數へ、ソ聯の一億四千萬、アメリカの一億二千萬、ドイツの七千四百萬に次で第四位を占め、英國の四千四百萬、イタリ

アの四千二百萬、フランスの四千一百萬とは比較にならない程に多いのであつて、他の點を別にしても、日本は正に堂々たる大國なのである。

わが國において今日の如き意味における人口問題がこれまで餘りに世界の注意をひかなかつたのは一には他の強國と地理的に隔絶し他國との人口比較によつての國力の大小を考へる必要のなかつたことと、人口増加率が著しく大であり、寧ろ過剰人口の處置が問題となつてゐたからであつて、大正の末期には、産兒制限を主張するものもあれば、共鳴するものも少くなかつたのである。その當時からも學者の中には、わが國の人口増加率が漸く極限に達し、出生率の減退の近く現はるべきこと示唆したものもあつたのであるが、當局者も敢てこれに注意を向けようとはしなかつたのである。

その點から見るとヨーロッパ諸國の如く、強國お互に境を接し、隣國國力の隆替が直に自國の安危に影響するところでは、人口問題は常に政治家の頭を支配するのであつて、それも平和が繼續する時代にはそれ程でないが、國際關係の不安の影が現はれ始めると、眞劍に人口増加の必要を感じるやうになるのである。これ即ち人口漸減の悲境にあるフランスに、人口増加運動が盛であり、獨伊おのおの結婚獎勵とか母子保護事業とか結核撲滅政策とかに、多額の國費を投じて大規模な施設をしてゐる所以なのである。

戰時中に出産數の減少することは當然のことであつて、現にドイツの如きは歐洲大戰當時の出生者の現存數は、その十年前のそれに比して約半數、即ち平時の百五十萬に對して七十萬前後しかない有様なのである。従つてわが國においても、現在の如き動員が行は

れてゐる限り、出産数の減退は防止しうべくもないのである。更に將來を考慮すれば、重工業の發達による都市への人口集中、女子就働者の増加、家屋の拂底による非衛生状態乃至結婚の抑制等があるので、益々出産数の減少を豫想せしめるのである。加ふるに食料品の輸出等が増加して、牛乳、乳製品の騰貴等を見るにおいては、乳幼児の死亡率増加をも見ないとは限らないのである。

この種の問題に對する政策は、一日をも忽せにするを許さないのである。研究所の開設とは別に、速にこれが對策を立てることは當局者としての當面の責任である。(昭和十四年七月四日讀賣新聞社説)

### 勞務動員と人口問題

聖戰二周年を迎へんとして、あらゆる方面にわたり、いよいよ人手の必要を痛感するばかりである。長期建設のための事業、業務は、一日また一日と増加し、繁忙を極めつゝあるが、何をするにも、先だつものは人また人である。本年度總動員計畫は、物資動員計畫、貿易計畫、交通電力動員計畫、資金統制計畫および勞務動員計畫をもつて、その完成を見るはずだが、最後にまはされた勞務動員計畫こそ、なにかんづく最も重大要素でなければならぬ。軍需の充足にも、生産力擴充計畫の遂行にも、輸出の振興にも、國民生活必需の確保にも、まづ工場に、作業場に、職場に、その持場持場を守りて、倦まず、撓まず勤勞する産業戰士がなくては、どうにも、かうにもならないのである。猫の手をも借りたいとは、眞にかういふ時節であらう。

關係各廳との緊密な協力のもとに、企畫院が編成し、

閣議で決定した十四年度勞務動員計畫によれば、その新規需要は、軍需、生産力擴充、輸出、必需品等の各種産業並に運輸通信業における増加需要および工、礦、交通各業における減耗補充に要するもの、内地から滿洲への移民等を總計して、男女約百十萬人に上つてゐる。さきに國家總動員法が發動されて、學校および工場技術者の養成令や、使用制限令が公布實施され、近く又國民徵用令が公布實施されんとしつゝあるが、この種の勞務の統制を目的とする諸法令も、肝腎の統制すべき人的資源が涸渇するにおいては、遂に何の施すべき術もなく已まねばならぬ。勞務の動員あつての勞務の統制であり、百十萬の勞務の動員こそさし當つての緊急問題でなければならぬ。企畫院の計畫によれば、技術者および熟練勞務者を除く一般勞務者については、まづ本年三月の新規小學校卒業生、未就業者、物資動員計畫から生ずる離職者から出来るだけ充足し、殘餘は農業従事者、商業その他における勞務の節減可能なる業務の従事者、移住朝鮮人等によつて補ひ、一部女子をも代用せしむるため未婚無業女子の就職を奨励することになつてゐるが、この机上計畫が實際において果してその通りに遂行されるかどうかは、實行して見なければわからぬであらう。殊に本年三月の小學校卒業生のうちには、たとひなほ未就業者はあるにしても、極めて少數に過ぎなからうと思はれる。

さらに勞務の動員計畫は、一國の人口政策と切り離して考へることは出来ない。本來わが國には未だ一定の人口國策なるものがなく、人口増加率が高すぎるといつては、産兒制限を主張するものさへあつたほどの亂脈さであり、厚生省の人口問題研究所も、民間から

の督促で漸く設置がきまり、目下官制の起草中である。わが國にも既に人口増加率遞減の徴候著るしく、現在の戰時國民生活は感、その傾向に拍車をかける結果となるべく、長期戦、長期建設に對する永久的勞務動員計畫として、人口國策の樹立を急がねばならぬ。しかしこの量的對策と同時に、さらに質的向上を目的とする厚生行政の極力並び行はるべきはいふまでもない。(昭和十四年七月五日東京朝日新聞社説)

### 人口動態の變調

内地一ヶ年間の増加人口百萬人を下し、如何にしてこれが食糧を給し、如何にして將來激増する生産人口の職業を開拓するかといふマルサス人口論第一版の危惧の論が盛んに唱へられたのは、たつた數年前のことであつた。しかるに支那事變勃發以來の日本は、實戰と大陸の建設事業のみならず、内地におけるいはゆる國家總力戰の統後任務に人手は幾らあつても足らないほどの始末である。即ち先年は食ふ口の多過ぎる心配であつたのが、昨今は働く手が不足だといふ惱みであつて、日本の人口問題に關し、ここ數年間に於ける環境と觀點の變化は、殆ど隔世の感を催さしめるものがある。しかもこの際において、昭和十三年の自然増加が、實數六十六萬餘人、千人中九・二六人といふ大正八、九年以來約二十年ぶりの少數、低率であつたと發表されたのであるから、問題の重大性が一層強く印象されたのは當然である。

昭和十三年において、戰死、戰傷死を含まない約百廿六萬人の死亡數は、昭和四年以來の多數であるけれども、千人當り一七人餘の死亡率は、例年と大差ない

のであるから、自然増加の不振は専ら出生率の減少に原因するのである。即ち近年二百十餘萬人づつ生れる例を破つて、昨年は百九十二萬餘人しか生れてゐない。これは大正十三年以來十五年ぶりの低い数字であるが、さらに千人中二六・七人といふ出生率に至つては、殆ど半世紀前、明治廿四年の不完全な統計にこれと匹敵するものを發見するに過ぎないほどの稀有の低率なのである。出生減退の原因は種々考へ得るであらうが、直接間接に最も主たる影響條件が戰爭であることには、議論の餘地があるまい。大正七、八年頃の特に出生率の低下したときの出生者が漸く結婚年齢に達したことにより、今日の出生率に影響してゐる事情は、大正九年以後に激増した出生人口の數年後における再生産力に期待して、多くを憂ふるに足らぬであらうが、戰爭による出生減退が、今後二十年乃至其以後における生産年齢及び妊孕年齢人口構成を弱化する點を考へると、出生に及ぼす戰爭の影響を、出来るだけ輕減する爲に、何等かの對策がなければならぬはずである。

近代戰爭においては、國家の物的資源と共に人的資源をも擧げて戦はなければならない。一時的の出生低下はこの意味の犠牲に外ならないのであるから、對策は勿論十分に講ぜられねばならぬとしても、日本の人口問題の將來に關しては、一時の變態を見て悲觀するのは聊か早計であらう。昨年の劣勢をもつてしても、出生及び自然増加の率は、世界の大國中ソ聯に譲るばかりで、大いに産めよ殖えよの國策を勵行してゐる伊、獨兩國に勝り、米、英、佛などは問題でない。日本が今なほ興國の勢駸々たる若き國家であることを證明する人口の大勢には餘り變化がないのであつて、數

年前の産兒制限論が輕率に過ぎたと同様に昨今唱へられてゐる人口増殖のための早婚奨勵説なども、餘ほど嚴重な條件付きでなければ俄に肯定は出來まい。生活程度の維持向上に無關心となり得ぬ文明國民の婚姻年齢が晩れ勝ちになるのを防ぐためには、實質的に有效な結婚奨勵と育児援助の施設を講ずる外にあるまい。家庭生活を愛する日本男子の一般的性情、日本婦人の母性的婦徳には近き將來にあまり大變化あるべしと思へない。頽廢的な避妊の流行などは、大勢として多く取越苦勞するに當らず、人口増殖策の要諦は畢竟國民生活を安易にしてやるといふ平凡なる政治の一般原則に歸するといふてよからう。早婚と出生増はその結果として期待すべきものである。

自然原則よりも社會原則に影響されることの多い文明國の人口問題に對しては、政治の當否が強く反映するのであるが、殊に各方面に統制の強化されつゝある我が國の現状と傾向においては、政府當路の人口政策に關する責任が極めて重いことを知らねばならぬ。我が國の人口政策として、海外移住、國內工業化による對外貿易の發達、内外資源の獲得および開發等々の積極解決策は人口を過剰視してゐた數年前から唱へられてゐたものであるが、人的資源の不足が感ぜられる今日においても、決して閉却してはならぬ根本的人口對策であらう。たゞ各政策間の輕重緩急が東亞と世界の新事態によつて變化しつゝあるだけである。如何に人口政策を按排するかは、あらゆる國策の基礎となるべき政治問題に外ならぬ。近く開かれる國立の人口問題研究所における調査研究が、この際特に重視されるべき理由であるが、専門的研究の結果を速かに實行に移すこ

とが、正に政府當局の政治的責任であることは改めていふまでもない。(昭和十四年七月十七日東京日日新聞社説)

### 研究所の簇出

先頃、東亞研究所が設立され、巨額の資金と人材とを擁して、東亞の新事態に處すべき基本的資料の蒐集と科學的研究に立出たが、これと前後して滿鐵調査部も年豫算を一千萬圓に擴張、同様の目的に向つて調査研究の活動を開始したことは、かゝる科學的研究機關の缺如が嘆かれてゐただけに世の注目を惹いたのであるが、その後、外務省其他の官廳會社に於ても、調査機關の充實を期せんとする氣運が濃く、科學的綜合的研究の必要は、時局の進展と共に漸く切實に痛感され來つたものの如くである。今回、國立をもつて人口問題研究所が設立されるのも、國家が問題の皮表のみをこららず、その基本に眼を注ぎ來つたものとして、固より慶賀に堪へず、寧ろその遅かりしを恨むくらいである。

當面の政策立案に關する調査機關は、企畫院をはじめ、各省夫々に整備されてゐるであらうが、問題が少しく恒久的なものとなり、根本的なものとなると、これら政策立案の機關では間に合はず、何處かに基本的な本格的調査はないかと探し廻る有様であるが、恰も昨今の如く、大陸政策といふ巨大な課題が課せられ、生産擴充といふ根本的な問題にぶち當つて見ると、對策はいよいよ科學的基礎にもとづくことなくしては進め得られなくなつたのである。これは自然科學の方面についても固より同様で、かの理科學研究の如きが、その

研究促進のために依然として企業的經營に依據せざるを得ないといった事態は、國家としては決して自慢に  
なることではないのである。

この意味で科學的研究機關は、むしろその傑出を歓迎せねばならぬのであるが、たゞそれが今のインフレ的臭氣をもつ產物たることだけは十分に警戒されねばならぬ。といつても、問題はたゞ科學的研究所としての確な組織をもち、正しき研究對象を捉へてゐるかどうかにあるのであつて、例へばそれが官廳の機關たることは何ら差支なしとしても、組織そのものが所謂お役所風に事務的なものであつてはだめである。會長といつた地位に何時變るか分らぬ次官を置き、委任の研究官何人といつたやうな仕組で、果してよく腰を据へ、一貫して、今日直に役に立たない根本的な問題に研究の情熱をそそぎ得るかどうか。研究員には研究に生涯を没頭するていゝ覺悟が要り、會長その他幹部もこの研究組織の運用に深く打込むだけの態度と學識とを備へてゐるのでなければ、研究の結果に大なる權威を期待することは難かしい。殊に人口問題の研究は、決して單なる人口問題に終り得ないのであつて、廣汎に經濟的な問題に互らざれば何らの歸結を見るを得ないのであるから、その出發點において旺盛なる科學的精神のこもつた雰囲気が必要とする。研究所設立に當り、折角佛を刻んで魂を入れるの努力を要望したのである。(昭和十四年八月十八日東京朝日新聞社説)

警視廳衛生部及東京帝國大學醫學部附屬醫院分院の妊孕狀態調査及出産調査

昭和十四年十月、警視廳衛生部及東京帝國大學醫學部附屬醫院分院は共同調査を以て妊孕狀態調査を行つた。其の概要は以下の如くである。

妊孕狀態調査要綱

一、被調査者の範圍

- 1 被調査者は有夫の婦にして現に夫と同棲中(内縁關係を含む)の者なること出征中又は商用等の爲夫旅行し居る者等は該當者として調査すること
- 2 被調査者は年齢二十歳以上四十五歳迄のものなること
- 3 被調査者の選定は婦人會幹部と警察署と協議の上にて決定するものとする

二、調査割當數

1 工業地域として

荒川區の内	三河島署管内	二〇〇人
	南千住署管内	二〇〇人
	尾久署管内	二〇〇人
本所區の内	太平署管内	二〇〇人
向島區の内	寺島署管内	二〇〇人
城東區の内	龜戶署管内	二〇〇人
商業地域として		
神田區の内	錦町署管内	二〇〇人
〃	西神田署管内	二〇〇人
〃	萬世橋署管内	二〇〇人
淺草區の内	藏前署管内	二〇〇人

3 小住宅地域として

象潟署管内	二〇〇人	
〃		
澁谷區の内	代々木署管内	二五〇人
世田谷區の内	玉川署管内	二五〇人
豊島區の内	池袋署管内	二五〇人
〃	巢鴨署管内	二五〇人
4 中流以上の住宅地域として		
杉並區の内	杉並署管内	五〇〇人
〃	荻窪署管内	五〇〇人

三、調査地域並被調査者選定標準

1 工業地域

- (イ) 環境的に觀て小工場と民家と入り交りて所在する地域を選ぶこと
- (ロ) 被調査者は前記地域内に居住する者より選ぶ其の生業關係は問はざるも出來得れば工場勤務層の家庭より選ぶこと

2 商業地域

- (イ) 環境的に觀て商店櫛比の地域を選ぶこと
- (ロ) 被調査者は出來得れば商家にして店舗と住居と同一にせる家庭より選ぶこと
- 小住宅地域

- (イ) 環境的に觀て商店街より相當距離純然たる住宅地を形成せる地域を選ぶこと

4 中流以上の住宅地域

- (ロ) 被調査者は前記住宅地域内に居住せる官公衙、會社、商店等の俸給又は給料に依り生活し居る家庭より選ぶこと
- 住宅、建物敷地等に相當の餘裕を有する所謂邸宅居住層の家庭より選ぶこと

四、調査上の注意事項

- 1 被調査者の選定に當りては子供の有無に拘らず選定すること（特に子供ある家庭のみを選ばざること）
- 2 被調査者に於て記入不能なる場合は調査員に於て代筆するも差支なきこと
- 3 同一家庭内に被調査資格者多数同居する場合例へば兄弟二夫婦居住する等の場合は各二夫婦を別に調査するも差支なきこと

- 4 調査に際しては被調査者に對し趣意を説明し其の理解と協力を得るに努め以て記入の正確を期すること
- 5 被調査者に於て本調査を拒否したる等の場合は他に適當の者を選定し強請せざること

五、調査方法

- 1 調査は家庭衛生婦人會員により實施す
- 2 調査に際しては調査者一人にて約十二人程度を分擔し調査票を配布し期日を定め取覽ること

- 3 調査票は被調査者に於て所要事項を記入無記名にて別封筒に入れ密封して置かしむること
- 4 調査票の記入不完全なるもの、後日の照合に備へる爲別紙被調査者の名簿を作成し置くこと
- 5 調査票下欄調査番號欄には名簿と同一の番號を附し且つ調査擔任者の捺印を爲し置くこと
- 6 本調査實施に當りては支部會を招集し各署衛生主任より調査細綱に關し説明せられたきこと

人口動態調査に就てのお願い

健康も既に三年を超過し多くの健康な婦女子が調査に於て健やかに調査を受け、一方、健康に於ける調査も益々進んでゐることは、我が国が如何に強大なる力を世界に誇示するもの（国力）はますますである。

母も國力の要は國民たる（即ち人）である。今、此國の國民たるには、何人も大體健康を失つ（即ち一人）に必要とするのである。それで健康の人口は、一あるかまじらず、今や我々の健康に於て、最も重要な点である。

我が國の健康に於ては、健康な国民に於ては、健康な国民に於て、最も重要な点である。我が國の健康に於ては、健康な国民に於て、最も重要な点である。

警 視 廳 衛 生 部  
 東京帝國大學醫學部附屬醫院分院

昭和十四年九月十日

妊娠状態別資票 (記號別は表を参照)

項目	記號	説明
1	現在	現在
2	現在	現在
3	現在	現在
4	現在	現在
5	現在	現在
6	現在	現在
7	現在	現在
8	現在	現在
9	現在	現在
10	現在	現在

八、全ての家庭 (赤い字で示す)

回	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査
第一回	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査
第二回	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査
第三回	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査
第四回	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査
第五回	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査
第六回	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査
第七回	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査
第八回	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査
第九回	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査
第十回	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査

九、全ての家庭 (赤い字で示す)

回	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査
第一回	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査
第二回	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査
第三回	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査
第四回	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査
第五回	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査
第六回	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査
第七回	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査
第八回	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査
第九回	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査
第十回	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査

右の調査の主要結果を掲ぐれば次の如くである。

第一表 各階層に於ける結婚年齢

結婚年齢	中級の住宅群		小住宅群		商業群		工業群	
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比
一四歳	—	—	—	0.1	—	0.1	—	0.5
一五歳	—	—	—	—	—	—	—	—
一六歳	二	0.2	一	0.1	—	—	—	—
一七歳	一四	1.5	二	0.2	—	—	—	—
一八歳	四一	4.5	五〇	5.6	—	—	—	—
一九歳	一〇七	11.8	八二	9.3	—	—	—	—
二〇歳	一四〇	15.4	一一九	13.5	—	—	—	—
二一歳	一八三	19.9	一五二	17.2	—	—	—	—
二二歳	二二一	24.0	一三三	15.1	—	—	—	—
二三歳	二二	2.4	一〇八	12.3	—	—	—	—
二四歳	七九	8.7	七三	8.2	—	—	—	—
二五歳	三三	3.6	六三	7.1	—	—	—	—
二六歳	二二	2.4	三三	3.6	—	—	—	—
二七歳	一七	1.9	二二	2.5	—	—	—	—
二八歳	二	0.2	一四	1.6	—	—	—	—
二九歳	一〇	1.1	一六	1.8	—	—	—	—
三〇歳	三	0.3	五	0.6	—	—	—	—
三一歳	—	—	—	—	—	—	—	—
三二歳	—	—	—	—	—	—	—	—
三三歳	—	—	—	—	—	—	—	—
三四歳	—	—	—	—	—	—	—	—
三五歳	—	—	—	—	—	—	—	—

第二表 結婚より第一子分娩までの期間

種別	中級住宅群		小住宅群		商業群		工業群	
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比
一年以下	三三三	33.6	三五三	40.0	三二一	38.0	四二七	43.4
一—二年	三八〇	42.0	三七三	42.2	三九九	44.4	三八六	38.5
二—三年	一〇七	11.8	一〇四	11.8	九五	11.6	一一四	11.4
三—四年	四二	4.6	四二	4.8	四一	5.0	四二	4.2
四—五年	二〇	2.2	二二	2.4	一五	1.8	二四	2.4
五—六年	九	1.0	六	0.7	九	0.9	九	0.9
六—七年	八	0.9	八	0.9	三	0.4	八	0.8
七—八年	六	0.7	四	0.5	二	0.2	五	0.5
八—九年	七	0.8	四	0.5	一	0.1	—	—
九年以上	三	0.3	六	0.7	六	0.7	—	—

第三表 分娩間隔期間

間隔	中級住宅群		小住宅群		商業群		工業群	
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比
年以下	三三	1.5	四一	1.9	六三	2.6	六五	2.3
一—二年	七三八	33.3	六九九	32.1	七四一	33.6	九二六	33.3
二—三年	八〇五	36.3	八二七	37.9	八五二	38.6	一一二六	39.4
三—四年	三七二	16.9	三五九	16.7	三三八	14.8	四六〇	14.2
四—五年	一五〇	6.8	一四〇	6.4	一一七	5.3	一六三	5.7
五—六年	七五	3.3	四六	2.1	五〇	2.3	七二	2.5
六—七年	四四	1.9	三〇	1.4	二七	1.2	三九	1.4
七—八年	一六	0.7	二二	1.0	二二	1.0	二二	0.8

八一九年	六	〇・三	五	〇・二	九	〇・四	四	〇・一
九一〇年	一〇	〇・五	四	〇・二	五	〇・五	四	〇・一
一〇年以上	二	〇・一	六	〇・三	一	〇・五	三	〇・一

第四表 各階層に於ける年齢階級別妊娠率未妊死産流早産

小兒死亡率

中級住宅群

年齢別	人員	妊娠回数	妊娠率	未妊	% 死産	% 自然流	% 人工流	% 小兒死亡
三〇—三五歳	九	一	一一・一	〇	—	—	—	—
二六—三〇歳	二〇七	四六	二二・二	一六	七・七	四・八	三・六	〇・二
二一—二五歳	二五二	七八	三〇・九	三	八・一	一〇・四	五・五	〇・三
一六—二〇歳	三三	二四	七二・七	一	三・〇	三・七	五・九	〇・一
一四—一五歳	二〇五	九八	四七・八	九	四・四	三・一	四・八	〇・〇

小住宅群

年齢別	人員	妊娠回数	妊娠率	未妊	% 死産	% 自然流	% 人工流	% 小兒死亡
三〇—三五歳	六	一	一六・七	〇	—	—	—	—
二六—三〇歳	二七	六	二二・二	三	四・五	二・〇	三・〇	〇・二
二一—二五歳	二八九	九九	三三・八	八	二・八	七・〇	四・一	〇・三
一六—二〇歳	二四	九	三七・五	一	七・五	一・四	四・八	〇・一
一四—一五歳	一四	六	四二・九	〇	—	—	—	—

商業地域居住者群

年齢別	人員	妊娠回数	妊娠率	未妊	% 死産	% 自然流	% 人工流	% 小兒死亡
三〇—三五歳	六	九	一五・〇	八	二・五	—	—	—
二六—三〇歳	二五二	五二	二〇・六	一六	六・四	二・〇	三・四	〇・一

文化と出産力

(古澤博士調査)

(埋め草)

早婚晩婚別出生速度の比較

階級別出生速度の比較

期間	妻の第一子出生年齢別産兒數		階級別産兒數	
	早婚 (結婚年齢)	晩婚 (結婚年齢)	農山村 (石川縣)	純農村 (富山縣)
五—一〇年	二二八	二〇五	二二四	一九六
一〇—一五	三九〇	三〇六	三五四	二八八
一五—二〇	五一九	四五六	四六三	四二二
二〇—二五	五八九	四七一	五三三	四七七
二五—三〇	六六八	五八三	五五三	五八三

註 第一子出生兒を〇とし、以後を計算す

工業地域居住者群

年齢別	人員	妊娠回数	妊娠率	未妊	% 死産	% 自然流	% 人工流	% 小兒死亡
三〇—三五歳	六	一	一六・七	〇	—	—	—	—
二六—三〇歳	二七	六	二二・二	三	四・五	二・〇	三・〇	〇・二
二一—二五歳	二八九	九九	三三・八	八	二・八	七・〇	四・一	〇・三
一六—二〇歳	二四	九	三七・五	一	七・五	一・四	四・八	〇・一
一四—一五歳	一四	六	四二・九	〇	—	—	—	—

尚ほ併せて、出産調査を行ったが其の調査票は次頁の如くである。



出生調査カード

姓名 昭和 年 月 日  
 1 調査対象二歳以上の出生者  
 2 胎前二ヶ月  
 3 胎前二ヶ月以降

現在在	本人 夫	生年月日	本人 夫	明治治正	年 年	月 月	日 日
結婚	本人 夫	再婚ナラバ	初婚年齢	明治治正	年 年	月 月	日 日
年齢	本人 夫	再婚ナラバ	離別時年齢				

注意事項

- (一) 年齢ハ凡テ数字ニ年ヲ記入ノ事
- (二) 月経開始及ビ閉止ノ年齢ハ数字ニ年何歳ノ何月(曆月)カヲ記入ノ事
- (三) 分娩ニハ妊娠十ヶ月ノ分娩ノミテナク早産ヤ流産(人工的)ヲモ含ムカラ凡テヲ記入スル事
- (四) 分娩ハ自然ニ陣痛ヲ起シテキテ始マル場合ト、病氣其ノ他ノタメニ人工的ニ陣痛ヲオコス場合トガテラガリノ何レカ後者ノ場合ハソノ理由
- (五) 授乳期間 兒ノ何歳ノ時マテ乳ヲヤツタカ
- (六) 養育方法 母乳、乳母乳、牛乳、山羊乳、コンデンスミルク、粉乳、穀粉ノ何レニヨツタカ
- (七) 兒ノ健否 健康カ病弱カ
- (八) 現在妊娠中ノ人ハ欄外ノ當該部ニ第何ヶ月カ記入ノ事
- (九) 表面下欄ノ記入例ヲ参照サレタシ

分娩回数	分娩時ノ年齢	分娩時ノ月	分娩場所	自然ニ起ルカ	人工的ニ起ルカ	分娩ノ経過	手帳ヲ出シテ子帳ヲ出シテ	子帳開キ生レバ	産兒ノ性別	全機産兒ノ生死	多中少		養育方法	授乳ノ期間	兒ノ健否	兒ノ年齢
											男	女				
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																

現在妊娠中

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
22	10	5	自	花	自然	子宮	子宮	1	男	生	未	2
25	3	8	自	花	人工的	子宮	子宮	1	不明	死	未	2
29	9	9	自	花	自然	子宮	子宮	1	女	生	未	3



記入例其ノ一

(一) 保護者夫婦ノ欄(内線モ含メマス) 保護者トハ戸主ニ限ラズ實際ニ家ノ取柄ヲスル人デス。配偶者(つれあい)ノ有無ヲ問ヒマセン																																																																															
(1) 生レタ年月 (明治、大正、昭和等ノ元) (以下ノ例ニ依テ下サイ)	(2) 夫婦ニナツク年月 (以下ノ例ニ依テ下サイ)	(3) 一方ガ現在家ニ(一時不在者ハ別ルモト見マス)居ナイトキハ (イ) 其ノ方(キ) 所(明治、大正、昭和等ノ元) (イ) 其ノ方(キ) 所(明治、大正、昭和等ノ元)		(4) 職業上ノ地位 (以下ノ例ニ依テ下サイ)	(5) 教育程度 (イ) 文字ヲ用シテ下サイ																																																																										
夫 明治24年12月	大正8年4月	死亡	死亡	物品販賣業主	<table border="1"> <tr> <td>大</td><td>中</td><td>小</td><td>初</td><td>高</td><td>大</td><td>中</td><td>小</td><td>初</td><td>高</td> </tr> <tr> <td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td> </tr> <tr> <td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td> </tr> <tr> <td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td> </tr> <tr> <td>ニ</td><td>シ</td><td>シ</td><td>シ</td><td>シ</td><td>シ</td><td>シ</td><td>シ</td><td>シ</td><td>シ</td> </tr> <tr> <td>テ</td><td>テ</td><td>テ</td><td>テ</td><td>テ</td><td>テ</td><td>テ</td><td>テ</td><td>テ</td><td>テ</td> </tr> <tr> <td>ハ</td><td>ハ</td><td>ハ</td><td>ハ</td><td>ハ</td><td>ハ</td><td>ハ</td><td>ハ</td><td>ハ</td><td>ハ</td> </tr> </table>					大	中	小	初	高	大	中	小	初	高	学	学	学	学	学	学	学	学	学	学	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	ニ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
大	中	小	初	高						大	中	小	初	高																																																																	
学	学	学	学	学	学	学	学	学	学																																																																						
校	校	校	校	校	校	校	校	校	校																																																																						
卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒																																																																						
ニ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ																																																																						
テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ																																																																						
ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ																																																																						
妻 明治28年3月		死亡	死亡	無職																																																																											
(二) 保護者夫婦ノ子供欄 (上ニ書イテ保護者夫婦ノ間ニ生レタ子供ヲケツテ亦イテ下サイ。先夫先妻ノ子又ハ養子ガ居ルトキハ(三)欄ニ書イテ下サイ)					(三) 其ノ他ノ欄																																																																										
(1) 生存中ノモノ (獨立、歸入り、養子、養女等ノ現在家ニ居ナイモノモ書イテ下サイ)			(2) 死亡シタモノ			(3) 死産回数	(4) 流産回数	(1) 家ニ居ル其ノ他ノ家族 (主人ノ祖父、伯母、兄ノ妻、甥ノ父、祖母、妹、先夫ノ子等)		(2) 住居ニツイテ (イ) 家ノ数 (ロ) 住居ノ数																																																																					
男	女	計	男	女	計			男	女	計	(イ) 家ノ数 (ロ) 住居ノ数																																																																				
3	2	5	1	1	2	1	1	1	1	1	4 19																																																																				

記入例其ノ二

(一) 保護者夫婦ノ欄(内線モ含メマス) 保護者トハ戸主ニ限ラズ實際ニ家ノ取柄ヲスル人デス。配偶者(つれあい)ノ有無ヲ問ヒマセン																																																																															
(1) 生レタ年月 (明治、大正、昭和等ノ元) (以下ノ例ニ依テ下サイ)	(2) 夫婦ニナツク年月 (以下ノ例ニ依テ下サイ)	(3) 一方ガ現在家ニ(一時不在者ハ別ルモト見マス)居ナイトキハ (イ) 其ノ方(キ) 所(明治、大正、昭和等ノ元) (イ) 其ノ方(キ) 所(明治、大正、昭和等ノ元)		(4) 職業上ノ地位 (以下ノ例ニ依テ下サイ)	(5) 教育程度 (イ) 文字ヲ用シテ下サイ																																																																										
夫 明治24年2月	大正8年10月	死亡	昭和7年11月	金属工業工	<table border="1"> <tr> <td>大</td><td>中</td><td>小</td><td>初</td><td>高</td><td>大</td><td>中</td><td>小</td><td>初</td><td>高</td> </tr> <tr> <td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td> </tr> <tr> <td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td> </tr> <tr> <td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td> </tr> <tr> <td>ニ</td><td>シ</td><td>シ</td><td>シ</td><td>シ</td><td>シ</td><td>シ</td><td>シ</td><td>シ</td><td>シ</td> </tr> <tr> <td>テ</td><td>テ</td><td>テ</td><td>テ</td><td>テ</td><td>テ</td><td>テ</td><td>テ</td><td>テ</td><td>テ</td> </tr> <tr> <td>ハ</td><td>ハ</td><td>ハ</td><td>ハ</td><td>ハ</td><td>ハ</td><td>ハ</td><td>ハ</td><td>ハ</td><td>ハ</td> </tr> </table>					大	中	小	初	高	大	中	小	初	高	学	学	学	学	学	学	学	学	学	学	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	ニ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
大	中	小	初	高						大	中	小	初	高																																																																	
学	学	学	学	学	学	学	学	学	学																																																																						
校	校	校	校	校	校	校	校	校	校																																																																						
卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒																																																																						
ニ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ																																																																						
テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ																																																																						
ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ																																																																						
妻 明治30年1月		死亡	死亡	紡績工業便																																																																											
(二) 保護者夫婦ノ子供欄 (上ニ書イテ保護者夫婦ノ間ニ生レタ子供ヲケツテ亦イテ下サイ。先夫先妻ノ子又ハ養子ガ居ルトキハ(三)欄ニ書イテ下サイ)					(三) 其ノ他ノ欄																																																																										
(1) 生存中ノモノ (獨立、歸入り、養子、養女等ノ現在家ニ居ナイモノモ書イテ下サイ)			(2) 死亡シタモノ			(3) 死産回数	(4) 流産回数	(1) 家ニ居ル其ノ他ノ家族 (主人ノ祖父、伯母、兄ノ妻、甥ノ父、祖母、妹、先夫ノ子等)		(2) 住居ニツイテ (イ) 家ノ数 (ロ) 住居ノ数																																																																					
男	女	計	男	女	計			男	女	計	(イ) 家ノ数 (ロ) 住居ノ数																																																																				
1	2	3	1	1	2	1	1	1	1	1	3 15																																																																				

- 社會層に及ぼすべきであるが、全市域の總世帯に付いて調査することは事實上不可能なるを以て、市内各地域中各社會層を網羅し得る様百二十小學校を選定し、其の第五及び六學年在學兒童約五萬名の各世帯を調査するに止む。
- 三、調査の期日並に方法  
調査は尋常科第五及び六學年擔當教員の援助を得て、別紙調査票並に依頼狀を兒童の世帯に配付し、保護者に依頼して十一月二十日現在の實狀を以て夫の各調査事項を記入せしめ、十一月末日迄に之を蒐集す。
- 四、調査の事項  
前項の調査趣旨に基き次の十一項目を調査する。
- (一) 主人夫婦に就て
    - (1) 出生年月
    - (2) 婚姻年月
    - (3) 一方が家に在らざるときは其の事由及び年月
    - (4) 職業及び職業上の地位
    - (5) 教育程度
  - (二) 主人夫婦間の出産兒に就て
    - (1) 生存者數(男女の別)
    - (2) 死亡者數(男女の別)
    - (3) 死産回数
    - (4) 流産回数
  - (三) 其の他に就て
    - (1) 家に在る爾餘の家族數(男女の別)
    - (2) 住居の室數及び疊數

# 民族衛生研究會の精神薄弱者家族調査 及優良家系調査

東京市補助學級關係

腦研究所々員 醫學士 吉益 脩 夫  
東京市技師 醫學士 勝野井輝美

民族衛生研究會に於ては優生問題の研究及適切なる優生政策樹立の基礎資料として精神薄弱者家族調査及優良家系調査を行つた。其の要綱を掲げれば左の如くである。

## (一) 精神薄弱者家族調査要綱

### 一、調査の趣旨

本調査は精神薄弱者にして結婚生活を営みつゝあるもの、其の配偶者並に近親者の精神状態、社會的適應性、犯罪、並に反社會性殊に其の夫婦に就て結婚後の經過期間、其他妊産兒數等に付いて調査し之れに依りて精神薄弱者の遺傳關係並に生活力、生殖力等を知り以て優生制度の基礎的資料とせんとす。

### 二、調査の對象

精神薄弱者收容所及び補助學級の兒童の家族中兩親に精神薄弱者のあるものを撰び其の適當なるものに付いて前項に掲げたる各種の項目を調査す。

右要綱に依り今回は取り敢へず東京市内外の精神薄弱者收容所及び東京市補助學級の兒童の家族中前者を五〇家族、後者を五〇家族計一〇〇家族に付き目下調査中なり。

### 調査員氏名

精神薄弱者收容所關係

松澤病院醫局員

醫學士 奥田 三郎  
醫學士 柴田 農 武夫

彙 報

## (二) 優良家系調査要綱

一、優良家系としては社會的に見て優良者と見做すべき者を多數に輩出し郷土の誇として衆目の一致せる家系を撰定すること。

二、優良者の認定には學業成績、社會的地位、又は徳望、音楽、繪畫、文學等藝術の天稟、商業、工業等實業界に於ける成功、理學、工學、醫學等自然科學に於ける學殖、宗教、哲學又は道徳界に於ける令名、國家社會に對する獻身的功績其の他社會的價值標準によるものとす。

但父祖の権力、財力等の餘力を以て社會的に成功せる者に就ては其の本人の能力を觀察して充分豊かなる才能を有すと認められる場合に初めて優良者と判断すべきものとす。

三、優良者は之を二階級に分ち普通人を相當に凌駕すると認められる者を「稍優秀なるもの」拔群に凌駕すると認められる者を「特に優秀なるもの」とす。

即ち前者は一般水準を超えたるものを謂ひ、後者は其の社會に於ける第一人者と目す可き者を指す事とす。

四、優良家系を撰定する最低標準としては其の家系に於て直系、傍系を通じ曾祖父母の代より今日迄に「特に優秀なるもの」二名以上、又は「稍優秀なるもの」三名以上輩出せることとす。

五、優良家系としては郷土に本籍を有し他地方又は他

都會に出て成功せるものを撰定するも可とす。

六、其の血族に犯罪者、反社會性者其の他社會より忌避される者を出したる家系は撰定せざることとす。

七、尙其の血族に遺傳性の精神病者、精神薄弱者（低能）、病的性格者及び其の他の悪性遺傳病者を出したる家系も撰定せざることとす。

但し遺傳性の判断及び悪疾の認定は専門醫師に相談して決定するを要す。

從つて遺傳性と非遺傳性を問はず總べて精神身體に甚しき缺陷あるものを出したる家系は寧ろ撰定せざるを可とす。

八、優良家系圖の記載に當りては次の一般的記號を用ふること。

「常人」 男 □ 女 ◇  
「稍、優良なるもの」 男 ■ 女 ◆  
「特に優良なるもの」 男 ■ 女 ◆

然して其の記號の下に姓名、職業、年齢、死亡せるものにあつては死亡時の年齢及び死亡原因を出来るだけ明記し且其の人の傳記就中優良者に就いては其の長所及び業績を正確簡潔に記載すること。

然して夫婦は「」で結び同胞は出生順位で左から右に列舉し双生兒は「」で結合とすこと。

九、優良家系は追究し得る限り昔に遡り且出來るだけ廣く調査すること。

一〇、優良家系調査用紙は格別規定せざるを以て記載に便利な適當の用紙を選びて使用すること。

## (三) 民族混血に關する研究

民族混血に關する研究調査の爲長崎醫大教授高瀬清

氏、同助教松本兼知氏及び京城帝大教授久保喜代二氏に之が調査を依頼す。

### 都市學會の不良住宅地區調査

都市學會は昭和十三年九月以降本邦不良住宅地區に關する調査研究を行つてゐるが、更に昭和十五年四月より該地區の實地調査を施行し、基本的資料の蒐集のため關係各方面の協力の下に東京市に於ける不良住宅地區を對象とし、左の調査項目によつて、社會學的、經濟學的、社會衛生學的、建築學的方面の諸部門より綜合的に、踏査研究を遂げその解決に資することになつた。

#### 不良住宅地區調査項目 (要目)

- 一、地理的概観
- 二、歴史的概観
- 三、地區ノ建築學的状况
- 四、家屋狀況
- 五、戸數人口
  - 1 戸數
    - a 總戸數
    - b 不良住宅戸數
    - c 世帯數別戸數
    - d 居住人數別戸數
  - 2 世帯
    - a 職業別世帯數
    - b 家族數別世帯數
  - 3 人口
    - a 總人口
- 六、家族
  - 1 家族
    - a 家族數(家族名)
    - b 家族構成
    - c 配偶者の有無
    - d 教育程度
  - 2 居住
    - a 來住年月(居住期間)
    - b 來住後の世代數
    - c 來住前の居住地
    - d 出生地より現住地に來る迄の経路
    - e 居住狀態
  - 3 婚姻
    - a 現配偶者との婚姻年齢及夫婦の年齢差
    - b 婚姻回数
    - c 初婚年齢
    - d 最終婚年齢
    - e 法律婚、事實婚
    - f 同棲期間(全婚姻について)
- 七、職業
  - 1 主職業
  - 2 副職業
  - 3 職場
  - 4 職業上の所得
  - 5 出稼
- 八、經濟事情
- 九、交際
  - 1 保健衛生
  - 2 醫藥
  - 3 居室
- 4 人口動態
  - a 來住人口(過去十年)
  - b 人口増減
  - c 出生、死亡
  - d 婚姻
  - e 出稼
  - f 定住率(性別、年齢別)
  - 5 戸數増減
- 5 家族
  - a 現配偶者との同棲期間
  - b 婚姻せる場所(各婚姻につき)
  - c 出生
  - d 出生
    - a 當地に於て出生せし總子女數及其生年月
    - b 當地に來住する前に出生せし總子女數及其生年月
    - c 現配偶者との間に出生せし子女數及其生年月
    - d 現配偶者との間の死産、早産、流産、妊娠中絶の回数
    - e 死産、早産、流産、妊娠中絶の理由
    - 5 死亡
      - a 死亡者の年齢及性別
      - b 死亡理由
      - c 病氣になつてから死ぬまでの期間(過去十年間)
      - d 乳兒死亡
      - e 幼兒死亡

- 4 居室内家具
- 5 寢室
- 6 寢具
- 7 寮所
- 8 飲用水
- 9 汚物處理
- 10 清掃
- 11 健康狀態
- 12 診查事項
- 13 食事
- 14 衣服
- 15 就寢狀況

十一、社會構成と其機能

- 1 集團
- 2 社會施設
- 3 方面事業

十二、社會的諸慣例

十三、社會狀態の變化と地區の狀況

十四、其他地區事情

(注意) 調査に際し特に事變前と事變後との相違に注意し、兩方面の狀態を比較すること

財団法人日本學術振興會民族科學に關する第十一特別委員會の設置

昭和十四年十月二十五日、財団法人日本學術振興會に於ては、左の如く、民族科學に關する第十一特別委員會を設置することとなつた。

一、趣旨

今や皇國は空前の非常時に際會し、國防上又産業

上人的資源確保のための對策を樹立すること愈、急を要するものがある。これが對策は疾病豫防のための環境衛生學的的努力と心身の訓練に俟つこと多いのは勿論であるが、これによつて十全の効果を收めることは不可能であつて、寧ろ進んで先天的な民族素質の改善を企圖する民族衛生學的對策を行ふと共に、國民の體力を低下せしめる様な社會的、産業的、道德的事情を察知し、これを除去若くは修正することこそ目下の急務であり、又この觀點に立つ對策こそ眞の民族國策と云ふことが出来る。然るに我國にはこれに關する系統的の研究は甚だしく、従つてこれが指導精神も未だ確立してゐない。殊に近時事變下に於ける農村人口の都市への移動及近代の都市生活に基く體力の低下、増殖力變化の如きは、民族發展のための大いなる障害である。

更に又對外的には移植民の問題があり、又民族と民族の接觸面に起る生物學的及社會學的の重要研究事項がある。之等の事情を綜合的に検討してこれが對策を樹てることは關係各科の専門學者の協力を俟つて始めて可能である。茲に第十一特別委員會を設けて一は諸般の事情の研究、他は對策樹立に資せんとするものである。

二、研究事項(第一期)

- (a) 農村及都市に於ける青少年兒童の體力變化に關する綜合的系統的調査研究
- (b) 農村及都市の人口動態と國民體力の動向に關する調査研究
- (c) 人口の地方的産業的分布の變化
- (d) 近代産業及經濟事情の變化の國民體力の變化に

及ぼす影響に關する調査研究

(e) 農村家族制度の動向に關する調査

(f) 酒害に關する研究

(g) 其他の重要な問題

(h) 民族接觸及混血の問題

三期間

三ヶ年

四、經費

一、五〇〇圓 (十四年度後期)

六〇、〇〇〇圓 (年額二〇、〇〇〇圓)

六、委員

委員は官廳、大學、研究所其他より選べる權威者及専門家四十五名以内とし、差當り次の三十二氏とす。

- |             |            |
|-------------|------------|
| 同會評議員       | 石黒忠篤(本)    |
| 東京商科大學長     | 上田貞二郎(本)   |
| 九州帝國大學教授    | 大平得三(3)    |
| 厚生次官        | 岡田文秀(本)    |
| 駒澤大學教授      | 笠森傳繁(本)    |
| 陸軍省醫事課長陸軍大佐 | 鎌田調(1)     |
| 陸軍軍醫中將      | 小泉親彦(本)    |
| 厚生技師        | 古屋芳雄(本123) |
| 東北帝國大學教授    | 近藤正二(3)    |
|             | 下村宏(本)     |
| 興亞院政務部長陸軍少將 | 鈴木貞一(本)    |
| 京都帝國大學教授    | 高田保馬(3)    |
| 東京帝國大學教授    | 戸田貞三(3)    |
| 統計局統計官      | 中川友長(1)    |
| 東京帝國大學教授    | 那須皓(本)     |

東京帝國大學教授  
本會學術部長  
公衆衛生院長

長谷部 言人(本)  
林 春 雄(本)  
廣 瀬 久 忠(本)

興亜文化部長  
千葉醫大教授  
企畫院調査官

松 村 壽(本)  
美濃口 時次郎(1)  
大村 清 一(本)

文部次官  
貴族院議員

關屋貞三郎(本)  
渡 邊 甲 一(1)  
南 崎 雄 七(2)

陸軍省衛生課長軍醫大佐  
厚生省豫防課長

野邊地 慶三(2)  
齋 藤 潔(2)  
水 島 治 夫(1)

公衆衛生院  
公衆衛生院

小 島 三 郎(2)  
吉 田 熊 次(本)  
今 井 登 志 喜(本)

京城帝國大學教授  
傳染病研究所員

東 畑 精 一(本)  
第十二常置委員會委員  
第十二常置委員會委員

第二常置委員會委員長  
第二常置委員會委員

蘭 部 一 郎(本)

第十二常置委員會委員  
第十二常置委員會委員

### 財團法人人口問題研究會主催第三回人口問題全國協議會

財團法人人口問題研究會の主催にかゝる第三回人口問題全國協議會は昭和十四年十一月六、七日兩日に互り、東京市神田區一橋講堂及如水會館に於て開催された。時局の推移に伴ひ人口問題の意義が愈々重要性を加へつゝある折柄、本協議會の開催は各方面の注目を惹き、全國各地より斯界の權威者を始め、本問題に關心を有する官民の參集せる者四百名、研究報告者百名を超え、前二回のそれにも優る盛況を呈した。

特に小原厚生大臣より本協議會に對し左の諮問があつた。

(諮 問)

#### 第三回人口問題全國協議會

現下ノ時局ニ鑑ミ人口政策ノ見地ヨリ國民生活安定ニ關シ特ニ留意スベキ點ニ付其ノ會ノ意見ヲ諮フ  
昭和十四年十一月六日  
厚生大臣 小 原 直

說 明

今次事變ノ進展ニ伴ヒ人的資源保持涵養ノ要感緊切ヲ加フル處人口狀態ハ國民生活安定ノ如何ニ左右セラルルコト尠シトセズ仍テ時局下人口政策ノ見地ヨリ國民生活ノ安定ニ關シ特ニ留意スベキ點ニ付其ノ會ノ意見ヲ求ムル次第ナリ  
之に對する同協議會の答申は次の如くである。

政府諮問答申

今ヤ我國ハ非常時局ニ遭遇シ、之ガ難局打開ニ向テ邁進スベキハ言ヲ俟タザル所ナリト雖、長期ニ互リテ能ク堅忍持久、以テ所期ノ目的ヲ達成センガ爲ニハ、國民生活ノ安定ヲ圖リ、國家發展ノ素地ヲ培フノ必要アリ。

人口問題ノ見地ヨリスルモ、人口支持力ノ基本タル國民生活ヲ不安ニ陥ランメ、之ガ對策ヲ怠ルニ於テハ、其ノ影響スルトコロ出生率ノ低下、死亡率ノ高騰、國民體位ノ劣化ヲ來スベキハ疑ヲ容レズ、斯クテハ國防上ノ基礎ヲ弱メ、國家發展ノ進路ヲ塞グニ至ルベキヲ以テ、人口對策トシテノ國民生活安定ニ關スル方策ヲ講ズルコトハ、現下ノ情勢ニ鑑ミ緊要ノ事ニ屬ス。

仍テ人口政策上特ニ留意スベキ國民生活安定ニ關

スル具體的方策ヲ擧グレバ左ノ如シ。

第一、婚姻生活者及子女保護ニ關スル事項

一、婚姻獎勵ニ關スル件

(一) 既婚者、就中子アル配偶者ノ優先採用  
其他優遇方法ヲ勸奨スルコト

(二) 結婚費用特別貸付ノ方法ヲ實施スルコト

(三) 結婚費用軽減ヲ目的トスル諸施設ヲ助長スルコト

(四) 結婚紹介ニ關スル事業ヲ公益化シ之ガ機關ヲ増設スルコト

(五) 既婚勞働女子乃至職業婦人ノ職業上ノ地位ニ特別ノ保護ヲ加ヘ雇傭關係ノ維持等ニ特別ノ考慮ヲ拂フコト

二、母性及乳幼児、兒童ノ保護ニ關スル件

(一) 有料及無料産院及乳兒院ノ増設

(二) 訪問婦制ノ實施普及

(三) 保健所ノ増設

(四) 保育所並育兒院等ノ充實増設

(五) 勞働婦人乃至職業婦人ニ對スル母性保護、特ニ産前産後ノ有給休暇制ノ實施

(六) 兒童營養食配給施設ノ普及

三、多兒家庭ノ保護ニ關スル件

(一) 家族手當制ノ設定

(二) 所得税ノ家族控除額増加

(三) 地方税ノ家族數ニ應ズル負擔軽減

(四) 其他大家族世帯ニ對スル或種課税ノ減免

(五) 教育費ノ補助又ハ軽減

第二、國民保健ニ關スル事項

一、健康保險其他ノ社會保險並ニ救貧制度ニ關ス

ル件

(一) 現行健康保險諸制度ノ充實擴張

(二) 老廢遺族保險其他ノ社會保險制度ノ整備  
新設

(三) 救貧制度ノ擴充

二、醫療機關及制度ニ關スル件

(一) 一般醫療機關ノ充實普及

(二) 醫療費ノ負擔輕減ヲ目的トスル醫療制度  
ノ擴張

三、結核及花柳病豫防ニ關スル件

(一) 結核豫防ニ關スル施設ノ徹底、機關ノ擴  
張

(二) 花柳病豫防ニ關スル特別施設ノ擴充

四、榮養食配給施設ニ關スル件

(一) 公設食堂及共同炊事場ノ増設、榮養指導  
ノ強化

(二) 榮養配給組合ノ擴充指導

第三、庶民生活ノ經濟擁護ニ關スル事項

一、日常生活必需品ノ配給ニ關スル件

(一) 食糧配給ノ全國的調節ニ關スル施設計畫

(二) 公私設小賣市場ノ社會施設トシテノ機能  
發揮、之ニ關スル法制ノ整備

(三) 一般庶民配給機關トシテノ消費組合ノ普  
及發達、之ガ爲必要ナル法律ノ改正又ハ制定

二、住宅政策ノ實施ニ關スル件

建築材料ノ價格低廉化、之ガ供給ノ緩和ニ關  
スル適切ナル對策ヲ講ズルコト

三、庶民金融機關ノ整備改善ニ關スル件

(一) 一般庶民金融機關トシテノ信用組合ノ普  
及發展、之ガ爲必要ナル法律ノ改正又ハ制定

(二) 現行庶民金庫ノ整備擴充

(三) 公設質屋ノ對人信用施設トシテノ改善強化

第四、生活刷新ニ關スル事項

由來我ガ國民ノ日常生活ニハ虚禮冗費ノ因襲ニ  
振ハレタルモノ甚ダ夥シトセズ、消費ノ合理化ニ  
俟テ生活ノ簡易化ヲ期スベキコトハ多年ノ懸案タ  
リ今ヤ事變下ニ際會シテ之ガ解決ニ努ムルニ於テ  
ハ雖テ國民生活安定上ノ補足的方策タルコトヲ失  
ハザルベシ

一、消費ノ合理化、生活ノ簡易化ニ關スル件

(一) 時代ニ適應スル計畫ニ基キ消費ノ節約、  
貯蓄ノ獎勵ヲ徹底スルコト

(二) 時代ニ適切ナル考案ニ基キ虚禮ノ廢止無  
駄ノ排除ニ努ムルコト

(三) 國産品若クハ代用品ノ愛用、廢品ノ利用

(四) 服裝ノ改良、就中形式的儀禮用服裝ノ改  
廢

二、禁酒制酒ニ關スル件

非常時局ニ鑑ミ禁酒制酒ノ勵行ニ努ムルコト

尙同協議會に於ける日程、研究報告題名及研究報告  
者名を掲げると次の通りである。

一、場所 東京市神田區一橋通町一丁目一番地

二、日期 昭和十四年十一月六日(月曜日) 七日

三、時間 一日 時 昭和一十四年十一月六日(月曜日) 七日

(火曜日)

一、一日 程

第一日 十一月六日

1 午前九時——同十時三十分

總會(一橋講堂)

(イ) 會長開會ノ辭

(ロ) 厚生大臣告辭

(ハ) 内閣總理大臣祝辭

(ニ) 幹事報告

(ホ) 政府諮問事項ノ提示

2 午前十時三十分——正午

研究報告會(一橋講堂及如水會館)

3 正午

厚生大臣招待午餐會(如水會館)

4 午後一時——同五時

研究報告會(一橋講堂及如水會館)

特別委員會(矢野記念館)

第二日 十一月七日

5 午前九時——午後二時三十分

研究報告會(一橋講堂及如水會館)

特別委員會(矢野記念館)

6 午後三時——同五時三十分

總會(一橋講堂)

(イ) 研究報告ニ關スル座長報告

(ロ) 政府諮問ニ對スル答申ノ議決



研究報告會プログラム

第一部 人口問題に關する一般的研究

(1) 日本婦人の妊孕閉止年齢限界の統計的研究  
並に本邦標準兒數と結婚年齢の基準に就て

大阪府地方技師(學務部職業課) 阿部利雄氏

(2) T・E・スタイン博士の「日本人  
口政策論」とその批判

横濱市立横濱商業專門學校教授 早瀬利雄氏

(3) 新田開發村の人口構成に關する  
一報告

東京商科大學 石田龍次郎氏

(4) 岐阜縣村落人口に就て

豫科教授 羽倉儀三郎氏

(5) 周禮に表はれたる人口政策  
題未定

大東文化學院教授 加藤梅四郎氏

(6) 各國に於ける最近の人口政策

法政大學教授 城戸幡太郎氏

(7) 乳兒死亡指數、アルファ・インデ  
ックスの季節的變動

人口問題研究所 北岡壽逸氏

(8) 我が國極限人口に關する一考察

大阪帝國大學醫學部 丸山博士

(9) 獨逸人口政策の成果

安田生命保險株式會社  
社アクチユアリ 水垣武雄氏

(10) 社會周流と人口構成

同志社大學教授 難波紋吉氏

(11) ギリシヤの興亡と人口

早稻田大學教授 西野入徳氏

(12) 教育上から見た人口問題及今後  
の教育方針に就て

新教育協會會長 野口援太郎氏

(13) 出生率低下の傾向とその對策に  
就て

横濱市立横濱商業專門學校講師 大場實治氏

(14) 現下の人口政策に於ける二つの  
問題

東京職業紹介所 小幡佐七氏

(15) 人口と家の經濟

高松高等商業學校 大泉行雄氏

(16) 近世史上に見えたる武將の人口  
思想

中央社會事業協會 高橋梵仙氏

(17) 維新前の人口移動に關する若干  
の問題

東京市書記 德田彦安氏

(18) 日本人口史上の疑問二件

東京商科大學學長 上田貞次郎氏

(19) 歐米各國と比較したる日本人の  
生物學的考察の二三

安田生命保險株式會社  
社長醫學博士 渡邊定氏

(2) 國民人口再組織問題の一項とし  
て見たる指導者層の問題 横濱高等商業學校 渡邊輝一氏

第二部 東亞新秩序建設の見地より見たる民族  
人口に關する研究

(1) 農業人口と栽培物との關係の一  
般的研究 東京商科大學講師 江澤讓爾氏

(2) I 支那大陸に伸び行く大和民族の將來性  
II 支那農村勞働力と支那の下層民衆 東亞新興會理事 後藤朝太郎氏

(3) 日本民族主義に就て 國民思想研究所主事 小岩井淨氏

(4) 日本人の智能に關する研究 東京文理科大學教授 田中寬一氏

(5) 鮮農の内地定着の過程とその形  
態 東京帝國大學 川野重任氏

(6) 蒙疆人口問題に關する一考察 慶應義塾大學 小林宗三郎氏

(7) 支那特に中支地方に於ける拓殖  
衛生上の諸對策 上海自然科學研  
究所員醫學博士 小宮義孝氏

(8) 大和民族發展上より見たる在外  
同胞第二世の將來 明治大學教授 小島憲氏

(9) 半島人の増殖力に就て 厚生技師醫學博士 古屋芳雄氏

(10) フイリツピンに於ける邦人の分  
布並に活動狀態 南洋經濟研究所囑託 三吉朋十氏

(11) 南洋に於ける日支民族の接觸面  
の研究 東亞研究所囑託 原徹郎氏

(12) 題未定 滿洲移住協會 常務理事 永雄策郎氏

(13) 南洋群島及比島ダバオに於ける邦人(特  
に沖繩縣人)の人口狀態と其の活動  
經濟學博士 拓殖大學教授 永雄策郎氏

(14) 題未定 拓殖獎勵館 調査部主事 永丘智太郎氏

(15) 外南洋に於ける邦人發展と第二  
世教育問題 日伯中央協會主事 岡本和夫氏

(16) 東亞新秩序の建設の見地より見  
たる民族問題 國民精神文化 研究員 山本勝市氏

(17) 臺灣原住民人口の水平的並に  
垂直的分布 臺灣總督府囑託 鹿野忠雄氏

(18) 民族政策の意義 神戸商業大學助教授 金田近二氏

- (19) 民族問題に於ける宗教に關する考察  
東亞研究所囑託 棚 瀬 襄 爾氏
- (20) 北滿移民地に於ける民族交流現象に就て  
東京帝國大學 農學部助 手 崎 村 茂 樹氏
- (21) 海南島には沖繩縣民の移住を圖れ  
東京帝國大學教授 農學部 博士 宗 正 雄氏
- (22) 滿洲國少数民族の減退  
南滿洲鐵道株式會社 總裁室 弘報課 田 口 稔氏
- (23) 日支民族の結婚に就て  
法政大學教授 經濟學部 博士 高 木 友 三 郎氏
- (24) 植民と文化  
鳥取高等農業學校 教授 若 木 禮氏
- (25) 滿洲を中心とする東亞諸民族の農業  
北海道帝國大學 助教授(農學部) 渡 邊 侃氏
- (26) 我が國外地移民の成績  
拓殖獎勵館囑託 善 生 永 助氏

第三部 長期建設の見地より見たる人的資源の配置に關する研究

- (1) 地方纖維勞務調整の私案  
半田職業紹介所長 新 井 巖氏
- (2) 農村人口増加力の減衰と其の原因に就て  
内閣統計局事務囑託 井 上 謙 二氏
- (3) 分村計畫に關する一研究  
第四高等學校教授 犬 丸 秀 雄氏
- (4) 大東京の地方計畫方法論  
都市計畫東京地方委員會第一技術部長 石 川 榮 耀氏
- (5) 人口統計に於ける産業及職業分類  
農林省統計課長 東京帝國大學助教授 農學部 博士 近 藤 康 男氏
- (6) 農業人口の減少より見たる日本農業の前途  
農林省統計官補 鈴木 木 稔氏
- (7) 事變下の青少年勞力の動向と農業勞働  
國民思想研究所員 松 岡 二十 世氏
- (8) 鑛山勞務者の移動に就て  
早稻田大學大學院 宮 出 秀 雄氏
- (9) 我が國農家の統計的分析  
厚生省勞働局囑託 三 好 豊 太 郎氏
- (10) ブラジルに於ける邦人自作農並借地農耕作者の生産層比較及勞力の分配に關する研究  
農林省統計官補 長 畑 健 二氏  
農林省統計官補 北 川 幸 吉氏

海外移住組合 中 村 誠氏  
聯合會農業技師

- (11) 事變下に於ける農業勞働人口構成の變化と農業生産機構の變質  
日本勞働科學研究所 研 究 員 吉 岡 金 市氏
- (12) 本邦重工業國化過程に起る農村人口關係の諸現象に就て  
農村流出勞働層と出產死亡の關係  
—— 埼玉縣下三農村調査結果に基く——  
東京高等師範學校 教授 野 尻 重 雄氏
- (13) 地方的に見たる工業人口の増加  
東京商科大學助教授 小 田 橋 貞 壽氏
- (14) 資源配置問題の基本構造  
高岡高等商業學校 教授 大 熊 信 行氏
- (15) 商業に於ける過剩人口の意義  
大阪市經濟研究所 研 究 員 竹 林 庄 太 郎氏
- (16) 人口都市集中に關する問題  
鐵 道 技 師 山 口 貫 一 氏
- (17) 中小工業人口に關する研究  
東京商科大學教授 山 中 篤 太 郎氏
- (18) 我が國に於ける所謂過大都市に就て  
商工省囑託 吉 田 秀 夫氏

第四部 事變の國民生活に及ぼしたる影響に關する研究

- (1) 傷痍軍人と職業能力  
軍事保護院 事務官(補導課) 赤 松 清 一 郎氏
- (2) 戰時人口政策の基準  
經濟學部副部長 青 盛 和 雄氏
- (3) 題未定  
東北帝國大學教授 (法 文 學 部) 服 部 英 太 郎氏
- (4) 家族負擔均衡の二緊急問題  
上智大學教授 ヨハネス・クラウス氏
- (5) 戰時下の住宅問題  
大阪市主事 川 上 賢 叟氏
- (6) 事變の人口形態に及ぼしたる影響  
東京市豐島區區長 磯 村 英 一 氏
- (7) 經營體に於ける人口政策的給與  
協 調 會 囑 託 孝 橋 正 一 氏
- (8) 物資源の愛護と生活必需品の制限に就て  
大八洲教教主 黒 野 張 良氏
- (9) 業態別人口播殖率と厚生要件としての合理的退職年齢の算定に就て  
大阪府地方技師 (學務部職業課) 阿 部 利 雄氏
- (10) 都市要保護階級生計費に於ける實支出中飲食物費の割合に就て  
東京市書記(厚生局) 牧 賢 一 氏
- (11) 戰時に於ける人間再生産問題  
小樽高等商業學校 教 授 南 亮 三 郎氏

(13) 事變下母子保護機關に對する所見  
——特に母子ホーム保護管理に就て——

(14) 國民生活問題  
協同會囑託(調查部)

(15) 郵便貯金の示唆する現下人口問題の動向に就て  
逓信省貯金局

(16) 景氣變動と人口  
小樽高等商業學校教授  
授北海道經濟研究所

(17) 物價昂騰が國民生活に與へたる影響  
——主として農村物價に就て——

第五部 人的資源の維持涵養に關する研究

(18) 農村民の都市移動と結核問題  
石川縣地方技師

(19) 國民體位に及す凶作の影響に就て再論す  
榮養研究所技師

(20) 決定せる癩壯丁曲線と全國癩患者推定數  
國立癩療養所長  
星城敬愛園長

(21) 民族衛生學の體系に就て  
醫學博士

(22) 戰時に於ける禁酒政策の展開  
日本國民禁酒同盟

(23) 異常兒人口と鑑別標準  
恩賜財團愛育會愛育研究所教養部員

(24) 統計上より見たる本邦の下痢及腸炎  
厚生技師醫學博士

(25) 題未定  
東京帝國大學講師  
泉橋善善病院長

(26) 近親及先輩友人間に於ける生産小查  
全日本方面委員

(27) 貧富の差に依る初産婦の結婚年齡並に其の分娩經過に就て  
聖路加國際病院

(28) 本邦婦人の年齡別生産受胎率に就て  
公衆衛生院助手

(29) 乳兒死亡率の低下、壯丁體位向上と農村玉蜀黍食との關係  
糧友會理事長

(30) 生活環境と身體の形態並に機能との關係に就て  
公衆衛生院助手

(31) 公衆衛生院助手

持田三郎氏 永野順三氏 杉山和男氏 高橋次郎氏 角田藤三郎氏 有馬宗雄氏 原徹一氏 川上理一氏 小鹽完次氏 井村哮全氏 岩田正道氏 紀本參次郎氏 糸井一良氏 久保秀史氏 丸本彰造氏 石川知福氏 白井伊三郎氏

(14) 國民の體位向上と水産食糧

(15) 白米食禁止に必要な米の科學的檢定法

(16) 米の新古と搗精度に依るグイタミンB含有量の變化

(17) 農村の體育問題

(18) 農村人的資源確保策としての社會保健婦制度

(19) 民族優生と斷種法

(20) 人口問題の數に關する生物學的考察

(21) 東北地方の配偶妊娠率と生産育兒率(第一回)

(22) 家庭に於ける子供の數と其の質の問題  
——人口問題に於ける質的觀點より——

(23) 人的資源確保より見たる異常者

(24) 農繁期に於ける農家共同炊事の村民健康上に及ぼせる效果の一例

(25) 農村に於ける保育問題

(26) 結婚年齡の決定

(27) 婦人の出生力に就て

(28) 「ローレル」氏身體充實指數と身長との關係

(29) 題未定

日本大學(商經學部) 助教授 飯田照夫氏

榮養研究所技師 佐伯矩氏

榮養研究所技師 松室秀夫氏

榮養研究所技師 大磯敏雄氏

厚生省體育官 野津謙氏

厚生技師人口問題研究所研究官醫學博士 西野陸夫氏

厚生事務官(豫防局) 田口英太郎氏

公衆衛生院教授東京市保健館長醫學博士 齋藤潔氏

東北帝國大學教授醫學博士 篠田紘氏

恩賜財團愛育會愛育研究所教養部主任 山下俊郎氏

東京聖啞學校教諭 川本宇之介氏

糧友會主事 外岡和雄氏

厚生技師醫學博士 谷口正弘氏

醫學博士 竹內茂代氏

公衆衛生院講師 立川清氏

日本醫科大學教授 戶塚武彥氏

日本醫科大學研究生 江田得一氏

恩賜財團愛育會愛育研究所教養部員 牛島義友氏

財團法人人口問題研究會「第二回人口問題全國協議會報告書」の發行

昭和十四年十二月二十五日、財團法人人口問題研究會に於ては、第二回人口問題全國協議會報告書を發行したが、同協議會の經過を輯録すると共に、九十二題に達

する研究報告の速記録を収め、千百頁を超える人口問題百科事典の觀を呈してゐる。今、所載の研究報告題名及報告者を掲ぐれば以下の如くである。

第一部 人口問題に關する一般的研究

- 第一部研究報告會座長報告 同會理事經濟學博士 下條康 鷹氏
- (1) 人口學と社會形態學 淺野研 眞氏
- (2) 乳兒死亡と安定率に就て 厚生省 鳩 託 早崎 八 洲氏
- (3) 東北各藩の人口政策 中央社會事業協會 高橋 梵 仙氏
- (4) 支那上代に於ける人口論 社會事業研究所 加藤 梅 四 郎氏
- (5) 都市人口と乘車回數との關係 大東文化學院教授 金 谷 重 義氏
- (6) 過去三百年來の能登船倉島漁民の人口に就て 大阪商科大学教授 小山 嘉 壽 榮氏
- (7) アメリカ黑人問題に現れたる異人種異民族待遇の問題 市川 泰 次 郎氏
- (8) 人口増加の原則と道徳的生活基準 大入 洲 教 主 黒 野 張 良氏
- (9) 大戰當時に於けるドイツ諸學者の人口問題觀 小樽 高等 商業 學 校 教 授 南 亮 三 郎氏
- (10) 日本本土に於ける人口密度の地形的分析 東北帝國大學講師 田 中 館 秀 三 氏
- (11) 男女出生比に及ぼす戰爭の影響 慶應義塾大學教授 寺 尾 琢 磨 氏
- (12) 徳川時代農村人口の一面 主として年齢別人口に就て 東京文理科大学 助 教 授 内 田 寛 一 氏
- (13) 白人種の將來と伊太利の人口政策 同會 理事 吉 阪 俊 藏 氏
- (14) 容積地域制が獨逸地方計畫の人口政策に及ぼす影響に就て 日本厚生協會理事 師 北 村 徳 太 郎 氏
- (15) 維新前の人口問題 特に次三男に關する若干の問題 東京市書記 徳 田 彦 安 氏
- (16) 女子人口勢力の質的向上に就て 横濱高等商業 學 校 教 授 渡 邊 輝 一 氏
- (17) 東京市來住人口の解説批判 京都市帝國大學 青 盛 和 雄 氏
- (18) 國民體位低下對策に關する一考察 經濟學部副手 中 澤 辨 治 郎 氏

第二部 民族政策に關する問題

- 第二部研究報告會座長報告 同會理事法學博士 下 村 宏 氏
- (1) 皇國の大陸政策と民族問題 陸 軍 少 將 松 室 孝 良 氏
- (2) 朝鮮の勞働資源 主として女子勞働資源に就て 拓殖獎勵館主事 朝 倉 昇 氏
- (3) 我民族海外發展の一重石第二世の問題若干 東京外國語學校教授 半 澤 耕 貫 氏
- (4) 北支に於ける産業開發と人口政策の將來 明治學院教授 三 好 豐 太 郎 氏
- (5) イスラム地方の人口増加に就て 海 軍 少 將 匝 達 胤 次 氏
- (6) 民族の移動とその適性に關する人類學的考察 關西大學教授 持 田 三 郎 氏
- (7) 我大陸政策の個性 早稻田大學教授 中 村 良 之 助 氏
- (8) 出生減退と羅馬帝國の滅亡 外務省 囑 託 野 田 良 治 氏
- (9) 外國に於て活動する大和民族の國籍に就て 拓殖獎勵館囑託 善 生 永 助 氏
- (10) 北支開發と人口對策 南滿洲鐵道株式會社 總裁室 弘 報 課 田 口 稔 氏
- (11) 在滿邦人の地理的分布 厚生省 囑 託 武 田 行 雄 氏
- (12) 半島人勞働者内地渡航の必然的傾向 東京帝國大學教授 農 學 博 士 宗 正 雄 氏
- (13) 滿洲國の工業的發展が大和民族に及ぼす影響 駒澤大學教授 大 久 保 幸 次 氏
- (14) 回教徒の問題に就て 回教圈攷究所長 大 谷 孝 太 郎 氏
- (15) 事變に現れたる支那人世界觀 外務省 囑 託 郡 大 谷 孝 太 郎 氏
- (16) 大陸人口論 名古屋高等商業學校 教 授 郡 大 谷 孝 太 郎 氏
- (17) 南米諸國の移民政策に就て 日伯中央協會主事 岡 本 和 夫 氏
- (18) 滿洲移民と生活教育 糧友會 理事 丸 本 彰 造 氏
- (19) 民族の同化と都鄙の環境(文書報告) 京師帝國大學教授 秋 葉 隆 氏
- 第三部 人口と經濟構造の變化に關する問題 東京商科大学教授 山 中 篤 太 郎 氏

- (1) 農業労働人口の減少と農業生産力の擴充 日本労働科學研究所研究員 吉岡金市氏
- (2) 産業構成の變化と農業人口 内閣統計局事務囑託 井上謙二氏
- (3) 人口分布の據點としての都市の諸性質 都市計畫東京地方委員會第一技術部長 石川榮耀氏
- (4) 秋田縣由利郡東瀧澤村農業出身者の職業離村に關する調査研究 特に職業離村率の算定と職業離村者の職業 東京帝國大學講師 林惠海氏
- (5) 最近に於ける工業人口の産業別構成の變動に就て 企畫院囑託 川崎巳三郎氏
- (6) 香川縣の村落人口の飽和状態と分村計畫 香川縣師範學校教諭 桑島安太郎氏
- (7) 事變下の農村労働力問題と分村計畫 農林省企畫課 宮出秀雄氏
- (8) 農村労働流出年齢層と男女流出型に就て 東京高等師範學校教授 野尻重雄氏
- (9) 分村計畫に關する研究 長野縣知事 大村清一氏
- (10) 炭坑労働と農村 東京商科大学助教授 小田橋貞壽氏
- (11) 北地開拓の人的資源として見たる東北地方山村の出稼 東京帝國大學助教授 島田錦藏氏
- (12) 東北地方農村の農業労働力に就て 日本労働科學研究所研究員 内海義夫氏
- (13) 人口の構成並に動態より見たる秋田縣農山漁村の特色 秋田縣師範學校校長 大野蔚毅氏
- (14) 人口の都鄙交流に於ける地方農漁村人口移動の一例 秋田縣師範學校教諭 原正平氏
- (15) 東京市人口の更新 茨城縣師範學校教諭 山口孝義氏
- (16) 東京市書記 豊浦淺吉氏
- (17) 農村流出人口の行衛 東京帝國大學助教授 野間海造氏
- (18) 農村工業に關する一研究 立教大學教授 山下英夫氏
- (19) 滿洲移民と分村計畫 拓務省拓務局長 安井誠一郎氏
- 第四部 事變の國民生活に及ぼす影響に關する問題
- 第四部研究報告會座長報告 三井 報恩會遊佐敏彦氏
- (1) マルティンブライヤーの理論のドイツに於ける一應用例 東京商科大学教授 中山伊知郎氏
- (2) 都市人口の消耗に關する問題 特に東京市の實情に就て 東京市主事 磯村英一氏
- (3) 最近一ケ年間に於ける生計費指數の推移と國民生活 同志社大學教授 難波紋吉氏
- (4) 社會淘汰と人口問題 金澤醫科大學教授 古屋芳雄氏
- (5) 農村の結核禍 慶應義塾大學教授 岡崎文規氏
- (6) 飲食料費と榮養 慶應義塾大學教授 柴田銀次郎氏
- (7) 軍需工業に偏したる跛行景氣の調整問題 神戶商業大學教授 柴田銀次郎氏
- (8) 中小工業の現情と國民保健問題 商工省囑託 吉田秀夫氏
- (9) 社會現象としての乳兒死亡率 慶應義塾大學教授 松本良三氏
- 第五部 人的資源涵養に關する問題
- 第五部研究報告會座長報告 同會監事貴族院議員 關屋貞三郎氏
- (1) 本邦に見る出生性比の月別移動に就て 東京帝國大學助教授 關屋貞三郎氏
- (2) 戰時の性比 慶應義塾大學助教授 立川清氏
- (3) 本邦に於ける結婚年齢と出生率との關係に就て 公衆衛生院教授 川上理一氏
- (4) 出生間隔に就て 慶應義塾大學醫學部 塚原寬一氏
- (5) 本邦婦人の妊孕率に關する研究 特に婦人の不妊症に就て 東京帝國大學助教授 醫學部 篠田紀氏
- (6) 中支二・三農村地方に於て調査せる支那人の婚姻及び子女數に就て 上海自然科學研究所員醫學博士 小宮義孝氏
- (7) 乳兒死亡の強度を示す統計値に就て 大阪帝國大學醫學部助手 丸山博氏
- (8) 要保護階層者の罹病率並に正當なる診療日數に就て 醫學博士 飯村保三氏
- (9) 本邦に於ける寄生蟲病蔓延の現況と其の豫防撲滅策に就て 厚生省防疫官 木村猛明氏

(10)	日本の罹患者数と其の増減及他民族との比較	國立癩療養所長 醫學博士	林文雄氏	(22)	國民體位低下対策としての身體檢査成績の活用	醫學博士	竹内茂代氏
(11)	妊産婦の榮養要求量	榮養研究所技師	藤本薰喜氏	(23)	都市青少年の體育問題	醫學博士	野津謙氏
(12)	熱源性物質の創傷治療に及ぼす影響	榮養研究所技師	水磯敏雄氏	(24)	戰時體制下に於ける兒童保護の意義に就て	厚生技師 醫學博士	西野陸夫氏
(13)	朝鮮住民の生命表(第二回)	京城帝國大學教授	水島治夫氏	(25)	日本主要食品の榮養價と市價	榮養研究所長技師	佐伯矩氏
(14)	斷種制度の遺傳學的基礎	厚生技師 醫學博士	青木延春氏	(26)	學校給食事業の將來性に就て	榮養研究所技師	樋口太郎氏
(15)	産業の發達と遺傳學	京都帝國大學教授	木原均氏	(27)	榮養改善が發育・罹病率・死産・乳兒死亡率・作業能率・醫療費・賣藥費・食費の上に及ぼす影響	榮養研究所技師	近藤光之氏
(16)	産業労働者の健康状態に就て	保險院技師 醫學博士	引地亮太郎氏	(28)	麥のビタミンB含量並に米との比較	榮養研究所技師	松澤九二雄氏
(17)	農業労働力損耗の一原因としての疾病に就て	日本労働科學研究所所長 醫學博士	暉峻義等氏			榮養研究所技師	原徹一氏
(18)	河豚中毒の豫防	九州帝國大學教授	福田得志氏			榮養研究所長技師	佐伯矩氏
(19)	慢性麻藥中毒症の治療	醫學博士	酒井由夫氏			榮養研究所長技師	佐伯矩氏
(20)	米國生れの日本人の體格	東京市衛生試驗所長 醫學博士	石原房雄氏			榮養研究所技師	松室秀夫氏
(21)	労働者の缺勤率に關する研究	厚生技師 醫學博士	大西清治氏			榮養研究所技師	大磯敏雄氏

### 昭和十四年全国兒童保護大會の決議

人的資源確保の見地より、我が國兒童保護の強化徹底に關する方策を樹立する爲、昭和十四年十月十二日、十三日、及十四日の三日間に亘り、東京市に於て、厚生省、文部省、内務省、陸軍省、海軍省、司法省、拓務省及對滿事務局後援の下に、財團法人中央社會事業協會並に恩賜財團愛育會主催の全國兒童保護大會が開催せられたが、全國道府縣より參集した兒童保護關係者は一千名に達し、諸種の決議を行つた。其の概要は以下の如くである。

#### 全國兒童保護大會決議事項(抜萃)

##### 第一部 家庭強化並一般兒童保護

###### 第一 家庭強化ニ關スル件

- (一) 兩親ノ教養
    - (イ) 幼稚園、保育所、健康相談所等ヲ中心トシテ家庭ニ對シ兩親教養ノ方法ヲ普及強化スルコト
    - (ロ) 社會教育並ニ社會教化ノ各機關其ノ他産業組合、町會、部落會等ニ對シ兒童養護ヲ目的トスル兩親ノ教養上一層ノ協力ヲ求ムルコト
    - (ハ) 各學校ニ於テハ其ノ學生々徒ニ對シ兒童養護ニ關スル教育ノ徹底ヲ圖ルト共ニ兒童養護ヲ
  - (二) 家族ノ保健
    - (イ) 國民體力管理法ヲ速カニ制定實施スルコト
    - (ロ) 國民體力ノ増進ニ關シ生理、運動、衛生等ノ方面ヨリ之ガ指針ノ急速研究ヲ遂ゲ國民保健教育ヲ徹底スルコト
    - (ハ) 國民健康保險組合、保健所、健康相談所、保健婦等ヲ急速普及スルコト
- 但シ之等ノ施設ニ於テハ父兄ノ教養ニ對シ併セ

テ充分ナル方策ヲ講ズルコト

(ニ) 結核、性病並酒精中毒等ノ豫防並治療施設ヲ擴充スルコト

(ホ) 營養指導並營養品ノ供給施設ヲ普及スルコト

(ハ) 醫師、產婆、看護婦等ニ對シ社會保健事業ニ一層ノ協力ヲ求ムルコト

(三) 多子家庭保護及結婚ノ合理化

(イ) 適齡結婚並優生結婚ヲ獎勵スルト共ニ民族優生保護法ヲ速カニ制定實施スルコト

(ロ) 社會保險制度ノ整備、家族手當制度ノ創設其ノ他多子家庭ノ經濟援助並其ノ生活指導方策ヲ確立スルコト

第二 學童並ニ就勞少年保護ニ關スル件

(一) 學童保健

(イ) 各小學校ニ專任學校醫、專任學校齒科醫、學校衛生婦ヲ設置スルコトトシ之ヲ制度化スルコト

(ロ) 給食施設ヲ普及徹底スルコト

(ハ) 學校衛生婦養成並ニ再教育機關ヲ設置スルコト

(二) 就勞少年保護

(イ) 就勞少年保護年齢ヲ檢討シ就勞年齢ノ合理化ヲ圖ルコト

(ロ) 就勞少年ノ斡旋保護機關並ニ之ガ行政機構ノ整備統一ヲ圖ルコト

(ハ) 十八歳未満就勞少年ノ特別保護法ヲ確立スルコト

(ニ) 定期健康診断ノ強制實施並ニ衛生思想ノ普及

及徹底ヲ圖ルコト

(ホ) 就勞少年ノ住居並ニ保護慰安施設ノ整備擴充ヲ圖ルコト

第三 母性並乳幼児保護ニ關スル件

(一) 妊産婦並乳幼児ノ保護上必要ナル物資確保

(イ) 所定ノ期間ニ於テ必ず乳幼児ノ健康診断ヲ受クル義務ヲ負ハシムベキ制度ノ確立ヲ期シ之ガ實施ニ關シテハ政府ニ建議スルコト

(ロ) 小兒保健所、兒童健康相談所、乳兒院、妊産婦健康相談所、産院等ノ増設ヲ促進スルト共ニ從來ノ斯ノ種施設ヲ整備擴充シ之ヲ一定地域

内ニ於ケル妊産婦並乳幼児ノ綜合的保護機關ノ中心ヲラシムル様之ガ確立並ニ普及ニ付政府ニ建議スルコト

(三) 農山漁村ニ於ケル母子愛護綜合施設

(イ) 町村全體ガ隣保相扶ノ精神ニ基キ、各家庭内ノ母性並兒童ノ養護ヲ計ル目的ヲ以テ該町村

内婦人團體員ヲ動員シ、部落別ニ各分擔家庭ヲ定メ常時受持家庭ノ訪問ヲ爲シ全町村ノ妊産婦並乳幼児ノ保護教化ヲ計ル組織ヲ結成スルコト

(ロ) 同組織ハ其ノ中心トシテ必ず保健婦ヲ置き、醫療、教育機關及社會事業施設等ノ指導ノ

モトニ婦人團體員等ト協力シテ巡回訪問、助産看護用具ノ貸與等ヲナサシム、尙本組織ニ依リ町村内一般ニ母子愛護知識及技能ノ普及ヲ圖リ或ハ季節、土地ノ事情等ニ應ジ保育事業ソノ他必要ナル事業ヲ行フ

(ハ) 保健婦設置ニ關シテハ其ノ經費ハ勿論、保

健婦ノ養成、指導等ニ關シテモ政府ニ於テ充分考慮スルヤウ要望スルコト

(四) 保育施設

(イ) 各市町村ニ一定數ノ保育所ヲ設置スベキ法制ヲ定ムルコト尙工場鑛山ニハ必ず保育所ヲ設置スルコト

(ロ) 特ニ三歳以下乳幼児保育機關ノ普及ヲ計ルコト

(ハ) 保育所ニ於ケル設備ノ標準制定、營養給食、家庭訪問、保育相談等ノ徹底ソノ他土地ノ事情ニ依リ保育上ノ改善ニ力ムルコト

(五) 就勞婦人保護

(イ) 一般就勞婦人保護

1 健康診断勵行ニヨル過勞並疾病ノ早期發見及ソノ對策

2 營養食並共同炊事ノ普及

(ロ) 工場及鑛山就勞婦人保護  
特ニ工場及鑛山ニ於ケル就勞婦人ニ對シテハ次ノ方法ヲモ講ズルコト

1 不適正勞務ノ檢討並廢止

2 保健監督官、相談機關ソノ他綜合的保護慰安施設ノ設置

第四 兒童保護事業從事者ノ共濟施設

兒童保護事業其他社會事業從事者ノ共濟施設ヲ強化擴充シ政府ノ充分ナル援助ヲ求ムルコト

第二部 環境缺陷兒童保護

一、經濟的不週兒童保護ニ關スル件

(一) 勞働家庭ノ兒童保護ニ關スル事項

イ、乳兒保育施設ノ擴充整備

ロ、幼児保育施設擴充整備

ハ、保姆保健婦養成機關ノ確立

ニ、尙ホ現在ノ乳幼児保育施設ニ付テハ左ノ事項

ニツキ緊急ノ方策ヲ樹ツル要アリ。即チ從來ノ  
隣保館及常設保育所ノ内容ヲ整備スルト共ニ、  
農繁期其他季節保育所ノ普及並ニ常設化ニ努ム  
ルコト、授産所救療施設等ニ保育施設ヲ併置ス  
ルノ要アリ

(二) 要扶助並ニ要救護兒童保護ニ關スル事項

イ、兒童遊園ノ増設

ロ、特殊事情母子相談所ノ設置

最近兒童保護法制ノ整備並ニ施設ノ充實ニ件

ヒ、不遇兒童ノ救護ハ漸次普及シツツアリト雖  
モ、社會ノ裏面ニ於テ自己ノ過失ニ惱メル妊婦

産婦等ニ對スル適切ナル相談指導ノ施設ナク、  
爲ニ棄兒、嬰兒殺シ、墮胎等ノ事象アリ、又密

カニ貫子周旋ヲ業トスルモノアリテ貫子殺シ或  
ハ捨子等ノ犯罪ヲ見ルハ遺憾ナリ、依テ之等薄

倅ナル母性ヲ指導教化スルト共ニ、ソノ兒童ハ  
之ヲ適當ナル施設ニ委託スル等ノ方途ニ萬全ヲ

期スルタメ、特殊事情母子相談所ノ類ヲ設クル  
ヲ緊切ト認ム

ハ、家庭指導員ノ設置獎勵

ニ、育兒施設ノ増設

特ニ法的資格缺除者ニシテ保護ノ必要アルモノ  
ノ爲ノ一時收容所、應召輩人家庭兒童ニシテ保  
護不十分ナルモノ、大陸轉勤者ノ兒童等ノ爲ノ  
收容施設ノ新設若クハ増設ヲ必要トス  
ホ、要救護兒童ニ對スル進學獎勵

水上學童保護施設ノ擴充並ニ整備

二、放任兒童保護ニ關スル件

イ、娛樂及救養施設ノ擴充

紙芝居ノ利用、クラブ事業ノ普及ヲ圖ル等餘暇善  
導ノ方向ニ積極的努力ヲ爲スノ必要ヲ認ム。ソノ  
他兄弟愛運動ノ普及篤志家ノ家庭開放等ニ依ル愛  
護運動ノ普及徹底ヲ圖ラレムコトヲ望ム  
ロ、被虐待兒發見ニ關シ當該事項擔當者ニ對スル法  
的權限ノ附與

被虐待兒發見ニ關シテハ保護施設責任者ソノ他當

該事項擔當者ニ法的權限ヲ附與スルヤウ當局ニ建  
議シ、關係法規ノ改正ヲ要望セラレムコトヲ望ム

ハ、被虐待兒並ニ浮浪人携帶兒童ニ關スル保護施設  
ノ擴充整備

特ニ事變下ニ於テ標記該當兒ノ監護ヲ等閑ニ付サ  
レタルモノアルヲ以テ、之ガ收容施設ノ擴充整備  
ノ要アリト認ム

ニ、學童專任警察官ノ設置

兒童ノ保護取扱ニ關シテハ、ソノ性情ニ深キ理解  
ヲ必要トスルヲ以テ、警察關係ニ於ケル兒童ノ取  
扱ニ當リテハ學童專任警察官ヲシテ之ヲ管掌セシ  
ムルヲ適當ト認ム

尙之方爲婦人警察官ヲ設クル途ヲ講ゼラレムコト  
ヲ望ム

三、少年救護並少年保護ニ關スル件

(一) 少年法ニ關スル事項

少年救護法並少年法ノ保護處分ガ實施セラル、地  
域ニ在リテハ兩法ノ取扱關係者ハ一層連絡提携ヲ  
圖リ、要救護及要保護少年ノ處遇上完璧ヲ期シ、

少年法保護處分ノ未施行區域ニ在リテハ、兩法取

扱關係者相協力スル爲速ニ少年法ノ保護處分ノ實

施ヲ必要ト認ム

(二) 少年救護法ニ關スル事項

要救護少年ノ發生防止及適當ナル保護ハ時局下ニ  
於テ特ニ必要ナルモノト認ム仍テ、其ノ事業ノ普  
及發達ヲ促進スル爲別記案ニヨル建議ヲ爲スコト

一、疾病、虛弱兒童保護ノ徹底強化ニ關スル件

(一) 一般的施設

(1) 都市ニ於ケル施設

環境衛生ノ改善ニ關スル諸施設ノ強化徹底

ヲ圖ル爲左ノ如キ事業ヲ行フ  
イ、不良住宅地域ノ改善  
ロ、小兒傳染病豫防施設ノ整備

ハ、模範保健地區ノ設置  
ニ、巡回訪問事業ノ徹底強化

(2) 健康相談所(妊産婦相談、兒童相談訪問事業  
等總合的ノモノ)ノ擴充強化ヲ期スルコト

(3) 虛弱兒ニ對スル無料又ハ輕費診療並ニ其收  
容施設ノ擴充強化ヲ圖ルコト

(4) 結核相談所並保養所、療養所ノ増設強化ヲ  
圖ルト共ニ結核家庭ニ於ケル未感染兒童ノ隔

離保養等ノ施設ノ擴充強化ヲ圖ルコト

(5) 性病相談所並治療所ノ擴充強化ヲ圖ルコト

(6) 栄養知識普及機關ノ強化徹底ヲ圖ルト共ニ  
栄養食供給所(特ニ保育所、幼稚園、小學校  
等ニ於ケル給食事業)ノ獎勵普及ニ努ムルコ



(7) 幼稚園、保育所ニ於ケル保健施設殊ニ保健婦設置ノ擴充強化ヲ圖ルコト

(8) 兒童遊園ニ於ケル健康教育ノ普及徹底ニ努ムルコト

(9) 夏期轉住保育施設ノ増設強化ヲ圖ルコト

(10) 常設轉住保育施設ノ増設ヲ圖ルコト

(11) 學校衛生婦ノ整備及養護學級、臨海林間學校等ノ學校養護施設ノ擴充強化ニ努ムルコト

(12) 農山漁村ニ於ケル施設  
母性並兒童保護ヲ中心トセル隣保組織ノ擴充強化ヲ圖リ左ノ如キ施設ニヨリ其徹底ヲ期スルコト

(1) 保健婦ノ設置  
季節又ハ常設保育所ノ設置

(2) 季節共同給食事業

(3) 乳幼児健康相談並ニ特ニ虛弱兒無料又ハ輕費治療施設

(4) 助産組合—健康保險組合ノ如キ組織ノ設置

(5) 乳幼児ノ營養品又ハ分娩用品、家庭看護用具等ノ無料又ハ輕費配給

(6) 虛弱兒保護事業ノ振興充實ニ關スル施設

(7) 保育事業従事者ノ再教育機關ヲ増設強化スルコト

(8) 保健婦並兒童遊園指導員ノ養成機關ノ急設及徹底ヲ圖ルコト

(9) 厚生省施行ノ全國的乳幼児健康指導組織並小兒保健所等ヲ利用シ虛弱兒ノ發見ニ努メ保護ノ萬全ヲ期スルコト

(10) 虛弱兒ニ對スル兒童保護委員ヲ設置スルコト

(11) 緊急ヲ要スル虛弱兒保護事業

(12) 兒童必要營養品配給ノ圓滑ヲ圖リ且ツ其ノ無料又ハ輕費配給ヲ期スルコト

(13) 先天性微毒ノ豫防及治療ニ關スル無料又ハ輕費施設ヲ擴充強化スルコト

(14) 結核兒童ノ早期發見及其早期療養施設等ノ擴充強化ニ努ムルト共ニ結核家庭ニ於ケル未感染兒童ノ保護ニ必要ナル方途ヲ講スルコト

(15) 都市ニ於テハ小工場就勞少年ノ結核豫防施設ヲ徹底強化スルコト

(16) 農山漁村ニ於テハ歸村患者ヨリノ結核豫防施設ヲ講スルコト

(17) 精神薄弱兒童保護ニ關スル件

(18) 精神薄弱兒特別教育ヲ制定シ、其ノ制定ニ當リテハ左記事項ニ留意スルコト

(19) 智能ノ缺陷ニ因リ小學校ニ於テ特殊ナル教育ニ依ルニ非レバ教育ノ效果ヲ擧グルコト困難ナル兒童ハ之ヲ補助學校若ハ補助學級ニ編入スルコト、補助學校若ハ補助學級ニ編入スルニ適セザルモノハ之ヲ精神薄弱兒治療教育院又ハ療養院又ハ精神病院ニ入院セシムルコト

(20) 補助學校若ハ補助學級ニ編入スベキ兒童ノ鑑別ハ精神薄弱兒鑑別所ニ於テ之ヲ行フコト

(21) 市町村ニ補助學校ヲ設置スルコト

(22) 但シ地方ノ事情ニ依リ小學校ニ一定數ノ補助學級ヲ設置シ補助學校ニ代フルコトヲ得ルコト

(23) 補助學校又ハ補助學級ノ教員ハ小學校本科正教員タルノ資格アルモノニシテ國立職員養成所ニ於テ所定ノ課程ヲ修了シタルモノナルコト

(24) 就學前一年ノ四月ニ於ケル鑑別ニ依ツテ精神薄弱兒ト鑑別セラレ又ハソレ以前ニ於テ精神薄弱兒ト認メラレタルモノハ幼稚園ノ特別組ニ入園セシムル様獎勵スルコト

(25) 精神薄弱兒童保護法ヲ制定シ、其ノ制定ニ當リテハ左記事項ニ留意スルコト

(26) 精神薄弱兒ノ早期發見及ビ一般的保護並ニ職業輔導ノ爲保護委員ヲ置クコト

(27) 學校長、市町村長、警察署長、醫師、保護委員、方面委員、少年教護委員、精神薄弱ノ疑アリト認メタル兒童ヲ發見シ親権者ノ同意アルトキハ其ノ鑑別ヲ精神薄弱兒鑑別所ニ依頼スルコト

(28) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院ノ可否入院スベキ施設ノ種類等ヲ鑑別シ之ヲ地方長官ニ具申スルコト

(29) 地方長官ハ鑑別所ノ具申ニ基キ左記ニ該當スル精神薄弱兒ニシテ必要アリト認ムルトキハ之ヲ施設ニ入院セシメ又ハ保護委員ニ其ノ保護ヲ委託スルコト

(30) 親権者又ハ後見人ヨリ入院又ハ保護ノ申請アリタル者但シ地方長官必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依リ申請ナキ場合ト雖モ施設ニ入院セシメ又ハ保護委員ニ其ノ保護ヲ委託スルコトヲ得ルコト

(31) 精神薄弱兒ヲ入院セシムル施設ハ左ノ各號ト

(32) 精神薄弱兒ヲ入院セシムル施設ハ左ノ各號ト

(33) 精神薄弱兒ヲ入院セシムル施設ハ左ノ各號ト

(34) 精神薄弱兒ヲ入院セシムル施設ハ左ノ各號ト

(35) 精神薄弱兒ヲ入院セシムル施設ハ左ノ各號ト

(36) 精神薄弱兒ヲ入院セシムル施設ハ左ノ各號ト

(37) 精神薄弱兒ヲ入院セシムル施設ハ左ノ各號ト

(38) 精神薄弱兒ヲ入院セシムル施設ハ左ノ各號ト

(39) 精神薄弱兒ヲ入院セシムル施設ハ左ノ各號ト

(40) 精神薄弱兒ヲ入院セシムル施設ハ左ノ各號ト

(41) 精神薄弱兒ヲ入院セシムル施設ハ左ノ各號ト

(42) 精神薄弱兒ヲ入院セシムル施設ハ左ノ各號ト

スルコト

一、治療教育院（輕症ナル精神薄弱兒ヲ入院セシム）

二、療護院（重症ナル精神薄弱兒ヲ入院セシム）

(6) 治療教育院ニ於テハ兒童ノ可及的職業能力ノ涵養ニ努メ其ノ職業能力ガ社會ニ於テ職業ヲ營ミ得ルト認メラレタル者ニ就テハ其ノ就職ヲ指導シ就職後ハ保護委員之ガ輔導ヲナスコト

但シ兒童ノ能力及性格ガ社會ニ於テ職業ヲ營ムニ適セヌト認メラレタルトキハ之ヲ聚落ニ收容シテ作業ヲ爲サシムルコト療護院ニ於テハ兒童ノ能力ニ應ジ簡易ナル作業ノ訓練ヲナシ一定ノ訓練ヲ經タルモノハ聚落ニ收容シテ可及的自足ノ生活ヲナサシムルコト

(7) 道府縣ニ精神薄弱兒治療教育院ヲ設置スルコト

(8) 道府縣ニ精神薄弱兒鑑別所ヲ設置スルコト

(9) 國立療護院ヲ設置スルコト

(10) 補助學校、補助學級、療護院、治療教育院及鑑別所ニ於テ治療教育鑑別ノ業務ニ従事スル職員ヲ養成スル爲メ國立職員養成所ヲ設置スルコト

三、身體障礙兒童保護ニ關スル件

(一) 肢體不自由兒童特別教育令ヲ制定シ、其ノ制定ニ當リテハ左ノ事項ニ留意スルコト

(1) 輕度ノ肢體不自由兒ノ就學ハ之ヲ義務制トスルコト

(2) 肢體不自由兒ノ特別教育ニ關スル法規ハ現在ノ盲學校及聾啞學校令ニ準ズルコトトシ道府縣ニ肢體不自由兒童學校ヲ設置スルコト

(3) 肢體不自由兒ノ就學獎勵ニ要スル費用ハ國庫ノ負擔トスルコト

(二) 肢體不自由兒保護法ヲ制定シ、其ノ制定ニ當リテハ左記事項ニ留意スルコト

(1) 肢體不自由兒ノ早期發見及ビ一般の保護並ニ職業輔導ノ爲メ保護委員ヲ置クコト

(2) 學校長、市町村長、醫師、產婆、保護委員、方面委員、肢體不自由兒又ハ肢體不自由ニ陥ル虞レアリト認メタル兒童ヲ發見シ親權者ノ同意アルトキハ、其ノ診斷ヲ肢體不自由相談所へ依頼スルコト

(3) 肢體不自由兒相談所ハ肢體不自由ノ程度施設ニ入院ノ可否入院スベキ施設ノ種類等ヲ鑑別シ之ヲ地方長官ニ具申スルコト

(4) 地方長官ハ相談所ノ具申ニ基キ左ニ該當スル肢體不自由兒ニシテ必要アリト認ムルトキハ之ヲ施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコト

親權者又ハ後見人ヨリ入院又ハ通院ノ申請アリタル者、但シ地方長官必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依ル申請ナキ場合ト雖モ施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコトヲ得ルコト

(5) 肢體不自由兒ヲ入院セシメ又ハ通院治療セシムル施設ハ左ノ各號トスルコト

一、肢體不自由兒相談所（輕症者ヲ通院治療セシム）

二、肢體不自由兒療護院（重症者ヲ療護ス）

(6) 道府縣ニ肢體不自由兒相談所ヲ設置スルコト

(7) 國立肢體不自由兒療護院ヲ設置スルコト

(8) 療護院、肢體不自由兒學校及相談所ニ於テ治療、教育、相談ノ業務ニ従事スル職員ヲ養成スル爲メ國立職員養成所ヲ設置スルコト

(三) 盲及ビ聾兒言語障礙兒ノ教育並ニ保護

(1) 盲及ビ聾兒就學義務制度ヲ速ニ實現スルコト

(2) 國庫及道府縣ハ盲及ビ聾兒就學獎勵費ヲ支出スルコト

(3) 現行法ニ在リテハ聾啞者ヲ無能力者トシテ取扱ヘル如クナレ共、之ニ徳性ノ涵養ト智能ノ啓發ヲナサバ現今ハ相當高度ノ教育ヲ與ヘ得ルヲ以テ原則トシテハ聾啞者ヲ能力者ト見做ス様法規ヲ改正スル要アルコト

(4) 盲及ビ聾學校ニテハ社會狀勢ニ適應シテ職業教育ノ充實ヲ圖ルコト

(5) 盲及ビ聾兒ノ學校卒業者ヲ陸海軍病院、工廠糧秣廠其他ノ工場、鐵道省、專賣局等ノ官設工場ニ採用ノ途ヲ開クコト

(6) 盲及ビ聾兒ノ早期發見及ビ職業輔導並保護ノ爲メ保護委員ヲ設クルコト

(7) 全國小學校ニ於テ言語障礙特ニ吃語兒ノ數ヲ調査スルコト

(8) 言語障礙兒ノ言語矯正ヲ行フ爲メ小學校内ニ特別學級設置其他適當ナル施設ヲ講ズルコト

(9) 言語矯正ニ關スル智識ト技能トヲ小學校教員ニ授クル爲メニ適當ナル施設ヲ以テ講習セシム、又ハ師範學校ニ於テ其ノ基礎教育ヲ與フルコト

(四) 視力保存ノ普及並ニ徹底

(1) 眼疾及視力障礙ノ早期發見並ニ治療等ノ施設

ヲ普及スルコト

- (2) 近視豫防ノ爲ニ有效適切ナル指導ヲ行ヒ施設ヲ講ズルコト
- (3) 弱視學級又ハ學校ヲ設置スルコト
- (4) トラホーム豫防法ヲ勵行スルタメ必要ナル措置又ハ施設ヲ講ズルコト
- (5) 弱視學級又ハ學校卒業者ヲ官設工場等ニ雇傭スル途ヲ開クコト

(五) 聴力保存ノ普及並ニ徹底

- (1) 耳疾及ビ聴力障礙ノ早期發見並ニ治療施設ヲ普及スルコト
- (2) 難聴學級又ハ學校ヲ設置スルコト
- (3) 聴力保存ノ爲ニ有效適切ナル指導ヲ行ヒ施設ヲ講ズルコト
- (4) 難聴學級又ハ學校卒業者ヲ官設工場等ニ雇傭スル途ヲ開クコト

第四部 軍事援護ノ徹底並ニ兒童保護體制ノ整備

一、軍事援護ノ徹底ニ關スル件

- 一、家族、遺族、傷痍軍人子弟ノ援護ノ徹底強化
  - (イ) 常設保育所、季節保育所ノ増設ヲ圖ルコト
  - (ロ) 家族、遺族子弟ノ素行不良化ヲ防止スル爲左ノ如ク措置スルコト
    - (1) 物心兩面ニ涉リ家庭ノ強化ニ努メシメ母親等ヲシテ子弟ノ養護ニ可及的專念セシムルコト
    - (2) 小學校、中等學校等ニ於テハ特ニ家族、遺族、傷痍軍人子弟ノ黨育教化ニ留意セシムルコト

- (3) 方面委員、社會教育委員、少年救護委員等ノ活動ヲ促進シ校外指導ニモ遺憾ナキヲ期スルコト
- (ハ) 就職斡旋、授職輔導ニ遺憾ナキヲ期スルコト
- (ニ) 家族、遺族、傷痍軍人子弟ノ保健ニ遺憾ナキヲ期スル爲概ネ左ノ如キ措置ヲ講ズルコト

- (1) 無料健康診断及育兒指導ノ徹底ヲ計ル爲公共團體又ハ恩賜財團軍人援護會支部等ニ於テ囑託醫及保健婦ヲ設置スルカ醫師會等ニ助成金ヲ交付シテ公私病院開業醫等ヲシテ之ニ當ラシムルノ途ヲ講ズルコト
- (2) 虛弱兒ニ對シテハ、肝油、ミルク等ノ榮養品ヲ補給スルノ途ヲ拓クト共ニ夏期等ノ轉地保養施設等健康増進施設ヲ設置スルコト
- (3) 遺族子弟ノ醫療援護ニ付テハ扶助階級(生活困難者)又ハ援護階級(生活困難者)以上ノ者ニ對シテモ之ヲ爲シ得ルヤウ考慮スルコト

二、戰歿軍人遺族子弟ノ育成、援護ノ強化

- (イ) 學資ノ助成補給
  - 恩賜財團軍人援護會ニ於テ實施サレツツアル專門學校、大學等ノ育英助成ハ女子ニ付テモ之ヲ認ムル様措置セラレタキコト
  - (ロ) 孤獨遺兒ノ收容施設ヲ増設スルコト
  - (ハ) 母子保護施設ヲ増設スルコト

右各項ニ關シテハ政府並關係機關ニ於テ之ガ實現ニ銳意努力シ以テ軍事援護ノ徹底ヲ期セラレ度キコト

二、兒童保護法規整備ニ關スル件

政府ハ我國兒童保護全體ニ關スル福祉増進ノ見地ヨリ從來ノ法規ヲ再檢討シ尠クトモ左記事項ニ關スル規定ヲ併セ含ム綜合的兒童保護法ヲ制定セラレシコトヲ要望ス。猶右法案ノ審議ニ關シテハ社會事業中央委員、體力審議會委員、教育審議會委員等ヨリ成ル内閣直屬ノ一大審議會ヲ設置セラレ兒童ニ對スル社會的保健的並教育的取扱ニ矛盾ナキヤウ考慮ヲ拂ハレシコトヲ併セ要望スル次第ナリ

記

- 一、妊娠婦及母性保護ニ關スル事項
- 一、乳兒ノ保護ニ關スル事項(死亡防止正常發育等)
- 一、幼兒ノ保護ニ關スル事項
- 一、校外兒童ノ保護ニ關スル事項
- 一、勞働兒童ノ救養、保護ニ關スル事項
- 一、兒童ノ訓育ニ關スル事項
- 一、身體虛弱兒童保護ニ關スル事項
- 一、精神薄弱兒童保護ニ關スル事項
- 一、性格異常其ノ他精神的變質兒童保護ニ關スル事項

三、兒童保護行政ノ擴充強化ニ關スル件

- (一) 兒童局設置ニ關スル件
  - 時局下人の資源擴充ノ見地ヨリ母性並ニ兒童保護ノ強化ヲ期スルハ極メテ喫緊ノ事項ニシテ之ニ關スル國家ノ對策ハ須ラク統一の計畫的ニ樹立遂行

セザル可カラズ。因テ速カニ兒童保護行政ヲ一元  
的ニ統合シ強力ナル政策ヲ實施スベキ別紙兒童局  
ヲ厚生省ニ設置シ地方廳ニ右機構ニ基ク兒童課ヲ  
設置セラレムコトヲ望ム

尙兒童保護事業ノ統制アル振興發達ヲ圖ランガ爲  
科學的調査機關ヲ國家ニ於テ整備セラレムコトヲ  
望ム

### 兒童局案

兒童局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ルコト

第一、妊娠婦並母性及兒童福祉制度ノ企畫調査ニ

### 關スル事項

第二、妊娠婦並母性及兒童ノ保健ニ關スル事項

第三、兒童保護委員ニ關スル事項

第四、乳幼兒ノ保育ニ關スル事項

第五、虛弱兒童異常兒童不遇兒童ノ保護ニ關スル

### 事項

第六、隣保事業ニ關スル事項

第七、小兒結核及先天性梅毒ニ關スル事項

第八、母子保護ニ關スル事項

第九、少年教護ニ關スル事項

第十、兒童虐待防止ニ關スル事項

第十一、多子家庭ノ保護ニ關スル事項

第十二、勞働少年ノ保護ニ關スル事項

第十三、兒童ノ校外生活餘暇善導ニ關スル事項

第十四、其他妊娠婦並母性及兒童ノ福祉増進ニ

### 關シ必要ナル事項

(一) 兒童保護委員會制度ノ制定

兒童保護ノ第一線ニタチ要保護母性並ニ兒童ト各  
種保護施設トノ仲介トナリ保護ノ適正ト其ノ徹底

ヲ期スルガタメ新ニ兒童保護委員會制ヲ設置スルノ  
要極メテ緊急ナリト認ム

四、兒童保護中央連絡機關ニ關スル件

厚生大臣諮問

全國兒童保護大會

現下ノ時局ニ鑑ミ兒童保護ノ萬全ヲ期シ人的資源ノ  
擴充強化ヲ圖ルノ要緊切ナルモノアリト認ム之ガ方  
策ニ關シ其ノ會ノ意見ヲ諮フ

昭和十四年十月十二日

厚生大臣 小原直

厚生大臣諮問ニ對スル全國兒童

保護大會答申(拔萃)

一、兒童保護ニ關スル統一の行政機關ノ設置

(イ) 兒童保護中央行政機關「兒童局」ノ設置

現今兒童保護行政ニ關シテハ、中央並地方ニ於テ  
共ニ保健、保護、教化等ノ各關係機關分立シ、其  
ノ聯絡統一ヲ缺キ斯業ノ遂行ニ支障ヲ來タス點數

カラズ。依テ之ヲ統一の計畫的ニ施行スル強力ナ  
ル綜合機關トシテ、中央ニ於テ兒童局ヲ厚生省ニ

設置スル要アリ。本局ニ於テ取扱フベキ主要事項  
左ノ如シ、尙、兒童保護ニ關スル科學的調査機關

ヲ政府ニ於テ整備スルヲ要ス

一、母性及兒童福祉制度ノ企畫調査ニ關スル事項

二、母性及兒童ノ保健衛生ニ關スル事項

三、兒童保護委員ニ關スル事項

四、乳幼兒保育、母子保護、少年教護等ニ關スル

### 事項

五、其ノ他母性及兒童ノ福祉増進ニ關シ必要ナル

### 事項

(ロ) 兒童保護委員會制度ノ制定

兒童保護ノ第一線ニ立チ、要保護母性並兒童ト各  
種保護施設トノ仲介トナリ保護ノ適正ヲ期スルガ  
タメ左記事項ヲ任務トスル兒童保護委員會制ヲ設置  
スルコト極メテ緊急ナリト認ム

一、本制度ハ母性及兒童ノ保護並福祉増進ヲ圖リ  
其ノ心身ノ健全ナル發達ヲ期スルヲ目的トスル

### コト

二、本委員ハ市町村毎ニ道府縣之ヲ設置スルコト

三、本委員ハ名譽職又ハ有給職トスルコト

二、兒童保護中央連絡機關ノ擴充

兒童保護分野ノ著シク擴大セル今日、既存ノ斯業關  
係中央團體ノ現狀ヲ以テハ全般の聯絡統一ノ機能ニ

於テ缺クルトコロナシトセズ。依テ概ネ左記事項ヲ  
取扱フニ遺憾ナキヤウ中央連絡機關ノ擴充ヲ圖ルヲ

### 要ス

一、聯絡協調ニ關スル事項

二、啓發宣傳ニ關スル事項

三、企畫並調査研究ニ關スル事項

四、關係從事者ノ養成及再教育ニ關スル事項

五、其ノ他必要ナル事項

三、特ニ人的資源擴充ニ直接關係アル各種施設、制度  
ノ創設強化

(イ) 母性並乳幼兒保護施設ノ徹底強化

母性並乳幼兒保護ノ徹底ヲ期スルハ、死亡率ヲ低  
下シ國民體位ノ向上ヲ圖ル上ニ最モ根本的ノ對策

ニシテ各種ノ方法必要ナルモ、特ニ母子保護施設  
設ノ強化ト保育施設ノ普及ヲ緊要トス。ソノ主要

事項左ノ如シ

一、母子保健施設ノ強化

1 妊産婦健康相談所、小兒保健所ノ如キ相談指導機關ヲ整備増設スルコト

2 保健婦ニ依ル巡回訪問制度ヲ全國各市町村ニ設置スルコト

3 出産告知ニ關スル法規ヲ制定スルコト

4 牛乳其ノ他栄養品ノ配給施設ヲ普及スルコト

5 就勞婦人ニ對シテハ榮養食供給施設並各種保護施設ヲ整備シ充分ノ休養慰安ヲ與フルコト

二、乳幼兒童保育施設ノ普及

1 工場鑛山關係法規中ニ各工場鑛山ニ於ケル保育施設ヲ完備セシムベキ條項ヲ加フルコト

2 市町村毎ニ保育所ノ設備ヲ完備セシムルコト

3 一般保育所特ニ二三歳以下ノ乳幼兒保育機關ノ普及ヲ計ルコト

右諸施設ノ實施ニ際シテハ次ノ各點ニ留意スルヲ要ス

1 都會ニ於テハ妊産婦並兒童ノ保健施設ヲ各種兒童保護機關ノ中心タラシムルコト

2 農山漁村ニ於テハ町村ヲ單位トシ妊産婦及兒童ノ保健施設ヲ中心トスル綜合的隣保組織ヲ設クルコト

(ロ) 虛弱兒童養護ノ強化

虛弱兒童ノ數ハ極メテ多ク然モ其ノ施設ニ至リテハ殆ソド見ルベキモノナシ。依ツテ之ガ豫防並養護施設ノ擴充ヲ圖リ以テ人的資源ノ確保ヲ期スルノ要アリ。其ノ主要ナル事業項目左ノ如シ

一 結核兒童並未感染兒童ノ相談所、保養所、療養所等ヲ擴充シ之ガ早期發見並療養ニ努ムルコト

二 兒童ニ對スル先天性微毒ノ検査及其ノ無料又ハ輕費ノ治療施設ヲ普及スルコト

三 兒童ニ必要ナル榮養品ハ之ヲ物資統制ノ外トシ、之ガ無料又ハ廉價配給ノ施設ヲ擴充スルコト

四、兒童ニ對スル轉住保育、養護學級、林間、臨海學校等ノ増設普及ヲ圖ルコト

(ハ) 心身缺陷兒童保護ノ徹底強化

從來斯種兒童ニ對スル保護ハソノ施設並保護方法ニ於テ世人ヨリ顧ミラレザルノ實情ニアリ。從ツテ之ガ整備ヲ圖ルハ一般の保護ノ見地ヨリ肝要ナルノミナラス斯種兒童ノ資質能力ノ向上ニ資スルコトヲ得ベシ

一 精神薄弱兒童保護施設ノ普及

1 精神薄弱兒童ニ對シ適當ナル保護教育ヲ授クベキ法令ヲ制定スルコト

2 精神障碍兒鑑別機關並精神障碍ノ程度別ニ依ル治療及保護施設ヲ整備スルコト

二 肢體不自由兒童並之ニ準ズル兒童ノ保護施設ノ普及徹底

1 肢體不自由兒ノ爲ノ相談、教育、保護ノ諸施設ヲ設立スルコト

2 盲聾啞兒童ノ就學義務ヲ確立シ職業教育ヲ與ヘ進ソデ就職雇傭ノ方途ヲ講ズルコト

3 弱視兒童ノ早期發見並之ガ治療ノ施設ヲ講ズルコト

(ニ) 就勞少年保護ノ強化

時局下生産力擴充ニ伴ヒ少年ニシテ工場鑛山ヲ初メ、中小商工業及ビ農村ニ於テ就勞スルモノ頓ニ激增ノ傾向ニ在ルモ、之ガ保健教育等ニ關シ遺憾ノ點多シ。依テ左ノ諸方策ヲ講ジ勞働力ノ涵養並人的資源ノ培養ニ資セムトス

一 就勞少年ハ保護教養ノ對象タルニ鑑ミ左記項目ヲ含ム就勞少年保護法ヲ制定スルコト

1 少年雇傭手續ニ關スル規程

2 就職契約ニ關スル規程

3 就勞年齡、賃銀給與、勞働時間、勞働日數、休養並慰安施設ニ關スル規程

4 危害ヲ及ボス虞アル作業ニ對スル就業制限ノ規程

二 定期的健康診斷ヲ實施スルコト

三 就勞少年ノ生活指導及訓練ノ施設ヲ整備擴充スルコト

四、軍人家族、遺族子弟ノ援護徹底

出征軍人家族、遺族並傷痍軍人子弟ノ援護ニ關シテハ從來共各方面ヨリ之ガ萬全ヲ期シツツアルモ、益益其ノ徹底強化ニ努メザルベカラズ

(イ) 子弟ノ保護ニ遺憾ナカラシムルヤウ健康相談、育兒指導、虛弱兒ノ養護及醫療援護ノ萬全ヲ期スルコト

(ロ) 子弟ノ育成援護ニ關シテハ學資ノ助成補給、授職斡旋、孤獨遺兒ノ收容施設、母子保護施設等ノ増設ヲ圖ルコト

(ハ) 子弟ノ精神の指導ノ徹底ヲ期スベク家庭、學校並各種社會機關ノ活動ヲ促進シ苟クモ素行不良化等ノ不詳事ヲ來タサザルヤウ注意スルコト